

平成 22 年

第 3 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 22 年 6 月 15 日

閉会：平成 22 年 6 月 30 日

柳川市議会

第3回柳川市議会（定例会）日程表（変更後）

| 月 日 | 曜 | 会 議 | 会 議 の 次 第 |
|-------|---|-------|-----------|
| 6月15日 | 火 | 本 会 議 | 開会・提案理由説明 |
| 6月16日 | 水 | 考 案 日 | |
| 6月17日 | 木 | 本 会 議 | 議案質疑 |
| 6月18日 | 金 | 考 案 日 | |
| 6月19日 | 土 | 休 会 | |
| 6月20日 | 日 | 休 会 | |
| 6月21日 | 月 | 本 会 議 | 一 般 質 問 |
| 6月22日 | 火 | 本 会 議 | 一 般 質 問 |
| 6月23日 | 水 | 休 会 | |
| 6月24日 | 木 | 委 員 会 | |
| 6月25日 | 金 | 委 員 会 | |
| 6月26日 | 土 | 休 会 | |
| 6月27日 | 日 | 休 会 | |
| 6月28日 | 月 | 事務整理日 | |
| 6月29日 | 火 | 事務整理日 | |
| 6月30日 | 水 | 本 会 議 | 採決・閉会 |

第 3 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

| 議 案 | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|---------------|---|-----------|------|
| 議 案 第 36 号 | 専決処分の承認について（専決第 3 号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）） | 22. 6 .17 | 承 認 |
| 議 案 第 37 号 | 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について | 22. 6 .30 | 原案可決 |
| 議 案 第 38 号 | 柳川市吏員退職料及び遺族扶助料条例等を廃止する条例の制定について | 22. 6 .17 | 原案可決 |
| 議 案 第 39 号 | 柳川市食育推進条例の制定について | 22. 6 .30 | 原案可決 |
| 議 案 第 40 号 | 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 22. 6 .30 | 原案可決 |
| 議 案 第 41 号 | 柳川市職員の育児休業等に関する条例及び柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 22. 6 .17 | 原案可決 |
| 議 案 第 42 号 | 柳川市職員の給与に関する条例及び柳川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 22. 6 .17 | 原案可決 |
| 議 案 第 43 号 | 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 22. 6 .30 | 原案可決 |
| 議 案 第 44 号 | 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 22. 6 .17 | 原案可決 |
| 議 案 第 45 号 | 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について | 22. 6 .17 | 原案可決 |
| 議 案 第 46 号 | 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | 22. 6 .17 | 原案可決 |
| 議 案 第 47 号 | 財産の取得について | 22. 6 .17 | 原案可決 |
| 議 案 第 48 号 | 市道路線の変更認定について | 22. 6 .30 | 原案可決 |

| | | | |
|------------|--------------------|---------|------|
| 議案 第49号 | 柳川市監査委員の選任について | 22.6.17 | 原案同意 |
| 議案 第50号 | 柳川市教育委員会委員の任命について | 22.6.17 | 原案同意 |
| 議案 第51号 | 教育予算の拡充を求める意見書について | 22.6.30 | 原案可決 |

報 告

| | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|--------------|--------------------|---------|-----|
| 報 告 第 1 号 | 柳川市土地開発公社の経営状況について | 22.6.15 | 報 告 |
| 報 告 第 2 号 | 線越明許費線越計算書について | 22.6.15 | 報 告 |
| 報 告 第 3 号 | 事故線越し線越計算書について | 22.6.15 | 報 告 |

請 願

| | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|----------------|---------------------------|---------|-------|
| 請 願 第 2 5 号 | 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書 | 22.6.30 | 採 択 |
| 請 願 第 2 6 号 | 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書 | 22.6.30 | 不 採 択 |

柳川市議会第3回定例会会議録

平成22年6月15日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 3番 | 浦 博 宣 | 4番 | 熊 井 三千代 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 島 添 勝 |
| 7番 | 白 谷 義 隆 | 8番 | 森 田 房 儀 |
| 9番 | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲 |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 竹 井 澄 子 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 龍 益 男 |

2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|-----|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 北 | 川 | | 満 |
| 総 | 務 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 藤 | 木 | | 明 |
| 市 | 民 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 保 | 健 | 武 | 藤 | 義 | 治 |
| 建 | 設 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 藤 | 木 | | 均 |
| 教 | 育 | 高 | 田 | | 厚 |
| 大 | 和 | 横 | 山 | 英 | 眞 |
| 三 | 橋 | 大 | 村 | 隆 | 雄 |
| 消 | 防 | 古 | 賀 | 輝 | 昭 |
| 人 | 事 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 総 | 務 | 野 | 田 | | 彰 |
| 企 | 画 | 橋 | 本 | 祐 | 二 郎 |
| 財 | 政 | 石 | 橋 | 眞 | 剛 |
| 税 | 務 | 山 | 田 | 敏 | 昭 |
| 健 | 康 | 山 | 田 | 明 | 寛 |
| 福 | 祉 | 高 | 田 | 淳 | 治 |
| 学 | 校 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 建 | 設 | 中 | 村 | 敬 | 二 郎 |
| 農 | 政 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 水 | 路 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 | 事 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 務 | 係 | 長 | |
| | | | | | | 池 | 末 | 勇 | 人 |

5 . 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について (平成22年 1 月、 2 月、 3 月分)

- (2) 全国市議会議長会永年勤続表彰議員の表彰状伝達について
- (3) 市長の行政報告について
- 日程 (1) 議会運営委員長報告について
- 日程 (2) 会議録署名議員の指名について
- 日程 (3) 議案第36号 専決処分の承認について (専決第 3 号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程 (4) 議案第37号 平成22年度柳川市一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程 (5) 議案第38号 柳川市吏員退隠料及び遺族扶助料条例等を廃止する条例の制定について
- 議案第39号 柳川市食育推進条例の制定について
- 日程 (6) 議案第40号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 柳川市職員の育児休業等に関する条例及び柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 柳川市職員の給与に関する条例及び柳川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 (7) 議案第47号 財産の取得について
- 議案第48号 市道路線の変更認定について
- 日程 (8) 議案第49号 柳川市監査委員の選任について
- 議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 日程 (9) 報告について
 - 1 報告第 1 号 柳川市土地開発公社の経営状況について
 - 2 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
 - 3 報告第 3 号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程 (10) 請願について
 - 1 請願第25号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書

2 請願第26号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

午前10時 開会

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成22年第3回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

これから、諸般の報告を行います。

最初に例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、去る5月26日、東京日比谷公会堂において開催されました第86回全国市議会議長会定期総会において、島添達也議員が正副議長4年以上表彰及び15年以上勤続議員表彰を、伊藤法博議員、樽見哲也議員が15年以上、森田房儀議員が10年以上の勤続議員表彰を受けられましたので、ただいまから全国市議会議長会会長表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

島 添 達 也 殿

あなたは市議会正副議長として4年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第86回定期総会にあたり本会表彰規定により表彰いたします

平成22年5月26日

全国市議会議長会

会 長 五 本 幸 正

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

島 添 達 也 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第86回定期総会にあたり本会表彰規定により表彰いたします

平成22年5月26日

全国市議会議長会

会 長 五 本 幸 正

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

伊 藤 法 博 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第86回定期総会にあたり本会表彰規定により表彰いたします

平成22年 5 月26日

全国市議会議長会

会 長 五 本 幸 正

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

樽 見 哲 也 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第86回定期総会にあたり本会表彰規定により表彰いたします

平成22年 5 月26日

全国市長議会議長会

会 長 五 本 幸 正

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

森 田 房 儀 殿

あなたは市議会議員として13年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第86回定期総会にあたり本会表彰規定により表彰いたします

平成22年 5 月26日

全国市議会議長会

〔拍 手〕

議長（龍 益男君）

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）

皆さんおはようございます。

本日は、平成22年第3回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、3月定例会以降の重立った事柄につきまして、御報告させていただきます。

初めに、市長会について御報告いたします。

4月19日に田川市におきまして、第118回福岡県市長会が開催されました。本市からは「地域主権の早期実現について」や「農林水産業の振興について」、「道路整備促進等について」など27議案を提案し、全議案承認され、県市長会名において、国、県などの関係機関へ要望することとなりました。

また、同じく本市から提案しておりました「都市財政の拡充強化について」や「地域医療保健の充実強化について」、「有明海及び八代海の再生に向けた事業化について」などの10議案は5月13日、佐賀県嬉野市で開催されました第106回九州市長会総会におきましても承認決定され、九州市長会名で国など関係機関へ要望することになりました。

さらに、同総会には「口蹄疫への対応に当たっての緊急決議」が提案され、「口蹄疫への迅速かつ的確な対応を求める緊急決議」として国の関係大臣に要請をいたしております。

そして、6月8日には、全国市長会理事・評議員合同会議及び同分科会に、翌日の9日には、全国市長会議に出席をいたしました。市長会議では、「真の地域主権改革の実現を求める決議」、「口蹄疫に対するさらなる万全の対策を求める緊急決議」などの5決議案及び各支部より上程された86議案が承認決定され、全国市長会名で国及び国会議員へ要望することとなっております。

また、この間、私が会長を務めています福岡県筑後平野南部地域地盤沈下対策協議会、有明海東部地区農地海岸事業推進協議会など8団体の総会を開催するとともに、九州新幹線福岡県建設促進期成会、福岡県県南総合開発促進会議、筑後田園都市推進評議会、筑後川流域利水対策協議会、花宗川改修期成会、筑後川下流域農業開発事業促進協議会など、広域で構成する協議会や期成会などの総会が相次いで開催をされ、今年度の事業計画などが承認決定されました。

なお、3月30日の筑後川下流土地改良区連合総会、5月20日の大川瀬高間佐賀線跡地道路

建設促進期成会総会並びに5月26日の福岡県農地防災・災害支援協議会総会において、会長に就任したことを御報告申し上げます。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず、4月14日に赤松農林水産大臣との意見交換会が本市で開催をされ、同大臣及び副大臣、農林水産省の幹部の皆さんに「有明海再生及び諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査について」、パネル等を用いて意見交換を行い、要望いたしました。

また、5月10日には、福岡県議会県土整備委員会の皆さんに限られた時間でありましたが、「主要地方道久留米柳川線蒲池地区下田町地内の道路改良の早期完成について」を要望しております。

さらに6月3日には福岡県議会農林水産委員会の皆さんに「戸別所得補償制度の本格実施に当たって、ブロックローテーションや団地化推進が図れる支援及び水田経営所得安定対策の継続実施について」、「強い水産業づくり交付金の補助率維持について」、「漁港及び漁船基地の航路・泊地浚渫事業の継続について」、「農漁業用水の確保について」の重要案件4項目の要望を行ったところでございます。

続いて、柳川市の組織の改編等について申し上げます。

4月1日から市の組織機構の一部を改めるとともに、柳光園の民営化を実施いたしました。また、福岡県介護保険広域連合柳川支部と広川・大木の各支部との統合を行い、私が支部長として新年度のスタートを切ったところでございます。

次に、4月20日に宮崎県で家畜伝染病「口蹄疫」が発生し、いまだ終息に至っていない現状を踏まえ、5月28日に柳川市口蹄疫対策会議を開催し、口蹄疫の発生と蔓延防止について、総合的な対策を迅速かつ的確に対応するため、市長を本部長とする柳川市口蹄疫防疫対策本部を設置いたしました。

また、対策本部設置に先駆け、5月6日に畜産振興会とともに対象農家に消毒用消石灰を配布し、25日には被害を受けられた宮崎県の畜産農家支援のため、市役所の3庁舎に義援金の募金箱を設置いたしております。一刻も早い口蹄疫の終息と宮崎県の畜産農家の復興を心から願ってやまないものでございます。

最後に、国際交流に関して御報告申し上げます。

4月20日に韓国の大手旅行会社「ハナツアー」がツアー商品開発のため、本市の観光施設などを視察され、日本における新しい観光地の一つとして関心を持っていただいております。

また、本市出身の安東省菴と中国の余姚市出身の朱舜水との関係により、5月17日には刈茅副市長が訪中いたしまして、本市と余姚市との観光文化交流の調印式に臨み、協定を結びました。このことによりまして、両市の観光事業及び観光文化交流のさらなる発展が期待できるものと考えております。

5月31日にはインドネシア共和国、バリ州のデンパサール市教育協議会の皆さんが本市の

学校教育の現状等の視察のため来柳されました。

さらに、6月3日にはイタリア共和国のローマやアスコリピチエーノ市の皆さんが日本の文化と立花藩の古武道を学ぶため来柳されました。

また、6月12日から14日までの3日間、韓国釜山市の東萊初等学校の6年生86人が柳川市を訪れ、市内の小学校2校との間で日韓児童の文化交流が実施されたところであります。

ここ数カ月間に多くの外国人の方が本市を訪れられ、表敬訪問を受けています。これからも歓待するとともに、あらゆる機会をとらえ、本市のPRを行い、海外からの観光客の誘致や国際交流に力を入れてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、これで行政報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成22年第3回柳川市議会定例会の会期日程等について6月11日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日6月15日から6月30日までの16日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。16日は考案日。17日を議案質疑。18日は考案日。19日、20日は休日で休会。21日、22日、23日を一般質問。24日、25日を委員会。26日、27日は休日で休会。28日、29日は事務整理日。30日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第36号の上程であります。

日程4が、議案第37号の上程であります。

日程5が、議案第38号及び議案第39号の2議案の一括上程であります。

日程6が、議案第40号から議案第46号までの7議案の一括上程であります。

日程7が、議案第47号及び議案第48号の2議案の一括上程であります。

日程8が、議案第49号及び議案第50号の2議案の一括上程であります。

日程9が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程10が、請願についてであります。

本定例会に請願2件が提出されております。請願第25号及び請願第26号の2件は、ともに教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

まず初めに、議案第36号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第37号を議題とし、質疑終了後、総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第38号及び議案第39号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第38号は即決、議案第39号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第40号から議案第46号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第40号は教育民生委員会に審査を付託、議案第41号及び議案第42号の2議案は即決、議案第43号は教育民生委員会に審査を付託、議案第44号から議案第46号までの3件は即決といたしております。

次に、議案第47号及び議案第48号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第47号は即決、議案第48号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第49号及び議案第50号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（龍 益男君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（龍 益男君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6番島添勝議員及び25番三小田一美議員を指名いたします。

日程第3 議案第36号

議長（龍 益男君）

日程3．議案第36号を上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3．議案第36号 専決処分の承認について、御説明申し上げます。

専決第3号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、平成22年5月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

この補正予算は、平成21年度の決算見込みにおいて835千円の歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、この不足額を平成22年度予算から繰り上げ充用する分と、平成22年度の精算分とを合わせて、歳入歳出それぞれ961千円を追加し、補正後の予算総額を14,394千円としたものであります。

これは、歳入面で老人医療費を賄う支払基金交付金及び国・県支出金が過去の医療費の実績等に基づく推計により概算交付されたのに対し、歳出面での医療給付費等の支出額が、概算交付の対象となった医療給付費等を上回る事となったためでありまして、これらの不足額につきましては、平成22年度に精算交付されることになっております。

以上、議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

日程第4 議案第37号

議長（龍 益男君）

日程4．議案第37号を上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4．議案第37号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、認知症高齢者グループホームの施設整備及び開設準備に対する補助金、集落営農組合などが購入します農業用機械に対する補助金の追加が主なものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額29,098,000千円に186,536千円を追加し、歳

入歳出それぞれ29,284,536千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から御説明申し上げます。

まず2款・総務費に、4,727千円を増額補正しております。

ここでは、ピアス跡地の建物に係るアスベスト分析調査委託料、アスベスト除去及び家屋解体等費用積算業務委託料などをそれぞれ追加する一方、今議会に御提案申し上げております、柳川市吏員退隠料及び遺族扶助料条例等の廃止に伴う恩給及び退職年金を減額しております。

ピアス跡地建物に係るアスベスト除去経費につきましては、現在、新聞等では約1億円と報道されております。

しかし、この金額はあくまでも机上で積算したものでありまして、実際に専門機関にアスベストの使用に関する分析調査を委託し、その結果に基づいたアスベスト除去経費の積算を行ってない状況であります。

このため、今回、専門機関にアスベストの分析調査を委託し、その結果に基づいたアスベスト除去経費がどれだけかを明確に積算することとしたものであります。

また、アスベストを除去する場合は、家屋の解体もあわせて実施する考えでありますことから、今回、アスベスト除去経費の積算とあわせて家屋解体などの経費の積算も行うことといたしております。

3款・民生費は、111,150千円を増額補正しております。

ここでは、介護基盤整備事業補助金及び介護施設開設準備等特別対策事業補助金を追加しております。

現在、柳川市内にある認知症対応型グループホームは、6施設が整備されておりますが、まだ多くの方々が待機されている状況であります。

このため、平成21年度及び平成22年度の地域密着型サービス事業計画に基づき、本市で選考した3法人に対しまして、認知症高齢者グループホーム施設の整備及び開設準備のための経費を補助するものであります。

5款・労働費は、2,627千円を増額補正しております。

ここでは、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用した、廃棄物の3R推進啓発事業費を追加しております。

これは、指導員として2名を臨時雇用し、市内事業所に対して可燃ごみの分別方法や処分先の紹介などを行うとともに、市民に対してごみ分別などの啓発活動を実施することにより、さらなるごみ減量化の強化を図ることを目的として実施するものであります。

6款・農林水産業費は、66,648千円を増額補正しております。

ここでは、経営体育成交付金事業補助金や活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金、県の地域グリーンニューディール基金を活用した有明海沿岸漂着物臨時回収・処理事業費など

をそれぞれ追加する一方、強い農業づくり交付金補助金を減額しております。

まず、経営体育成交付金事業補助金につきましては、本年度新たに創設された国の補助事業でありまして、14の集落営農組合及び15ヘクタール未満の認定農業者2名の方が大豆コンバインや乗用管理機などの農業用機械を購入する経費に対して補助するものであります。

次に、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金につきましては、アスパラガスの品質向上を図るため、柳川農業協同組合が実施します降雨防止や防風・防虫等のための施設整備に対して補助するものであります。

次に、有明海沿岸漂着物臨時回収・処理事業費につきましては、有明海沿岸部に漂着・堆積するごみを除去することにより、漁場環境の改善と漁場機能の回復を図るものでありまして、事業実施に当たりましては、有明海漁連に委託することといたしております。

なお、強い農業づくり交付金事業補助金につきましては、農業用機械の購入に対する補助事業が、今回の補正予算に計上しております経営体育成交付金事業へ移行されたため、全額を減額しております。

10款・教育費は、1,384千円を増額補正しております。

これは、埋蔵文化財包蔵地内である柳川市上町地区において、個人住宅の建設が予定されていることから、建設前に埋蔵文化財の発掘調査の必要が生じました。

このため、今回、発掘調査に必要な経費を計上しているものであります。

以上が、歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、13款・国庫支出金は、埋蔵文化財関係調査保存整備事業費に係る補助金690千円を増額補正しております。

14款・県支出金は、176,742千円を増額補正しております。

ここでは、認知症高齢者グループホーム施設整備に伴う介護基盤緊急整備特別対策事業費に係る補助金、経営体育成交付金事業費に係る補助金、及び活力ある高収益型園芸産地育成事業費に係る補助金などをそれぞれ追加する一方、強い農業づくり交付金事業に係る補助金を減額しております。

16款・寄付金は、786千円を増額補正しております。

ここでは、総務費寄付金、教育費寄付金及びふるさと寄付金を追加しております。

18款・繰越金は、8,318千円を増額補正しております。

以上、議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

日程第5 議案第38号～議案第39号

議長（龍 益男君）

日程5．議案第38号及び議案第39号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 5 . 議案第38号及び議案第39号の条例案 2 議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第38号 柳川市吏員退隠料及び遺族扶助料条例等を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市吏員退隠料及び遺族扶助料条例などに基づいて支給しておりました遺族扶助料について、最後の1人の受給者が死亡され、その支給もすべて終了することになりましたので、その支給根拠になっている関係4条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第39号 柳川市食育推進条例の制定について、御説明申し上げます。

食育につきましては、従来、市、教育、保育、農林漁業、食品産業等の関係者やその団体、消費者団体やボランティア団体など、さまざまな関係者がそれぞれの立場から取り組んでまいりましたが、食をめぐる問題を解決する状況には至っておりません。

このため、市民や関係機関等の自発的意思を尊重し、従来からの運動の充実強化に加え、本市の教育の基本理念を明らかにし、方向性を示し、すべての市民のもと、食育の推進に関する学習と実践の取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目指し、だれもが生き生きと暮らせるまちを実現するため、条例を制定しようとするものであります。

この条例では、食育に関する総合的・継続的な諸施策について、本条例を核として今後展開するための意思を前文に示し、目的や定義、基本理念及び市や市民等の責務や役割を明記するとともに、施策の基本となる事項、食育の推進計画及び推進母体となる食育推進会議の組織及び運営について定めるものであります。

以上、2議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第 6 議案第40号～議案第46号

議長（龍 益男君）

日程 6 . 議案第40号から議案第46号までの7議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 6 . 議案第40号から議案第46号までの条例案 7 議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第40号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、児童・生徒数の減少に伴い、柳川市立小・中学校の小規模化が進行する中で、学校の適正規模・適正配置化を検討するため、教育委員会に柳川市の附属機関の一つとして、柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会を設置しようとするものであります。

次に、議案第41号 柳川市職員の育児休業等に関する条例及び柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、柳川市職員の育児休業等に関する条例及び柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

これらの法改正は、我が国の急速な少子化に対応するため、育児を行う職員の仕事と育児の両立支援制度として整備されたもので、本市条例においてもこれらの法改正に準じて職員が育児休業を取得する場合の要件緩和や育児を行う職員の時間外勤務の制限などについて規定しようとするものであります。

次に、議案第42号 柳川市職員の給与に関する条例及び柳川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、労働基準法の改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合の引き上げ、及び引き上げられる割り増し分にかえて代休の指定ができる時間外勤務代休制度等の整備のため、柳川市職員の給与に関する条例の一部改正を行い、平成22年4月1日から施行したところではありますが、土曜日などの週休日を振りかえて勤務した振りかえ時間外勤務についての取り扱いを規定しておく必要があったため、改めて同条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、同条例に規定する時間外勤務代休時間については、柳川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例に規定する、職員が職員団体のための業務や活動ができる特例の期間に当たるため、同条例の一部もあわせて改正しようとするものであります。

次に、議案第43号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、医療費の増大が続き、国民健康保険税の総額の増加が避けられない状況である中、国民健康保険加入者の所得の上昇を見込むことも難しいため、国において、高所得者に負担を求めるとして賦課限度額の引き上げを内容とする地方税法及び地方税法施行令等が改正さ

れたことにより、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容を申し上げますと、この法改正に伴い、本市においても国民健康保険医療保険分賦課限度額を470千円から500千円に、後期高齢者支援金分賦課限度額を120千円から130千円に、それぞれ引き上げを行おうとするものであります。

また、後期高齢者医療制度の施行に伴い、国民健康保険の被保険者となった被用者保険の旧被扶養者の保険税軽減措置を設けておりますが、このたび後期高齢者医療制度において、被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減措置を当面の間、継続するとされたことから、国民健康保険においても、現在、国民健康保険の資格取得から2年間と規定している当該軽減措置を、当分の間、継続しようとするものであります。

次に、議案第44号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成22年5月19日に公布されました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例に引用する条文の整備を図るものであります。

次に、議案第45号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成21年度住宅市街地総合整備事業で1つのポケットパークを整備したので、公園として別表に追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

この二重ポケットパークは、市内大和町中島に位置し、広さ270平方メートルで、住宅地の中の憩いの場として利用が見込まれるところであります。

次に、議案第46号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を初め、防火対策関連省令が制定公布されたことにより、条例に引用する条項や所要の規定の整備を行うものであります。

また、昨今の火災を踏まえた防火安全対策の一環として、非常時の避難通路を確保するため、個室型店舗における避難管理に関する規定を新たに設けようとするものであります。

以上、7議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

日程第7 議案第47号～議案第48号

議長（龍 益男君）

日程7．議案第47号及び議案第48号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 7 . 議案第47号及び議案第48号の 2 議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第47号 財産の取得について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市消防本部が所有する、導入から16年が経過した救助工作車にかえ、新たに救助工作車 1 台を購入するものであります。

去る 5 月24日、消防車両の取り扱いがある県内の事業者11社による指名競争入札を行いましたところ、消費税を含み77,490千円で株式会社倉重ポンプ商会 代表取締役 倉重信一が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第48号 市道路線の変更認定について、御説明申し上げます。

本案は、県事業によります地域活力基盤整備道路事業・金納橋架替工事における迂回路設置工事及び中島二重地区住宅市街地総合整備事業に伴い、市道として認定しております 2 路線について変更認定をしようとするものであります。

以上、2 議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第 8 議案第49号～議案第50号

議長（龍 益男君）

日程 8 . 議案第49号及び議案第50号の 2 議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 8 . 議案第49号及び議案第50号の人事案件 2 議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第49号 柳川市監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本市監査委員の松藤博明委員が平成22年 6 月15日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方自治法第196条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本市教育委員会委員の小宮一範委員が平成22年 7 月 7 日をもって任期満了となるため、後任の委員に田中義隆氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条

第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

以上、2議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

日程第9 報告について

議長（龍 益男君）

日程9 . 報告について。

報告第1号 柳川市土地開発公社の経営状況について、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について及び報告第3号 事故繰越し繰越計算書についての市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程9 . 報告第1号から第3号までを御説明申し上げます。

まず、報告第1号 柳川市土地開発公社の経営状況の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を、当該公社の決算書等に基づき報告するものであります。

平成21年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は、31,712,047円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は、31,816,201円となっており、収入支出差し引き104,154円の純損失を生じております。

したがって、平成21年度における準備金は、前年13,428,743円と平成21年度の104,154円の純損失との差し引き額13,324,589円でありまして、これを平成22年度に繰り越しております。

財政状態については、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金及び公有用地を、固定資産はパソコンを保有いたしております。

また、固定負債には、柳川市から長期借入金があります。

平成22年度事業については、公共用地管理費として502千円を計上いたしております。

次に、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

本件は、昨年12月及び本年3月定例会における平成21年度一般会計補正予算として議決いただきました地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業ほか11件の繰越明許費について、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり1,787,418,032円を平成22年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 事故繰越し繰越計算書について、御説明申し上げます。

本件は、平成21年度柳川市一般会計予算で実施することといたしておりました糶屋町橋改修工事について、平成21年度内での工事の完成が不可能となりましたので、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、別紙事故繰越し繰越計算書のとおり4,914千円を平成22年度へ繰り越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

す。

以上、御報告申し上げます。

議長（龍 益男君）

この報告についての質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第10 請願について

議長（龍 益男君）

日程10. 請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付しておりますとおり、2件の請願を受理いたしております。

お諮りいたします。請願第25号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第26号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時59分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成22年6月17日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 3番 | 浦 博 宣 | 4番 | 熊 井 三千代 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 島 添 勝 |
| 7番 | 白 谷 義 隆 | 8番 | 森 田 房 儀 |
| 9番 | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲 |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 竹 井 澄 子 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 21番 | 大 橋 恭 三 |
| 22番 | 藤 丸 正 勝 | 23番 | 木 下 芳二郎 |
| 24番 | 佐々木 創 主 | 25番 | 三小田 一 美 |
| 26番 | 梅 崎 和 弘 | 27番 | 高 田 千壽輝 |
| 28番 | 山 田 奉 文 | 29番 | 河 村 好 浩 |
| 30番 | 龍 益 男 | | |

2. 欠席議員

20番 吉 田 勝 也

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|-----|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 北 | 川 | | 満 |
| 総 | 務 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 藤 | 木 | | 明 |
| 市 | 民 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 保 | 健 | 武 | 藤 | 義 | 治 |
| 建 | 設 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 藤 | 木 | | 均 |
| 教 | 育 | 高 | 田 | | 厚 |
| 大 | 和 | 横 | 山 | 英 | 真 |
| 三 | 橋 | 大 | 村 | 隆 | 雄 |
| 消 | 防 | 古 | 賀 | 輝 | 昭 |
| 人 | 事 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 総 | 務 | 野 | 田 | | 彰 |
| 企 | 画 | 橋 | 本 | 祐 | 二 郎 |
| 財 | 政 | 石 | 橋 | 真 | 剛 |
| 税 | 務 | 山 | 田 | 敏 | 昭 |
| 健 | 康 | 山 | 田 | 明 | 寛 |
| 福 | 祉 | 高 | 田 | 淳 | 治 |
| 学 | 校 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 建 | 設 | 中 | 村 | 敬 | 二 郎 |
| 農 | 政 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 水 | 路 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| 廃 | 棄 | 稻 | 又 | 義 | 輝 |
| 農 | 業 | 北 | 島 | 則 | 行 |
| 生 | 涯 | 田 | 中 | 利 | 光 |
| 消 | 防 | 高 | 口 | 哲 | 也 |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 | 事 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 務 | 係 | 長 | 人 |

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第36号 専決処分の承認について(専決第3号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 2 議案第37号 平成22年度柳川市一般会計補正予算(第1号)について
- 3 議案第38号 柳川市吏員退隠料及び遺族扶助料条例等を廃止する条例の制定について
- 4 議案第39号 柳川市食育推進条例の制定について
- 5 議案第40号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第41号 柳川市職員の育児休業等に関する条例及び柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第42号 柳川市職員の給与に関する条例及び柳川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第43号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第44号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第45号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第46号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第47号 財産の取得について
- 13 議案第48号 市道路線の変更認定について
- 14 議案第49号 柳川市監査委員の選任について
- 15 議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について

午前10時 開議

議長(龍 益男君)

皆様おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（龍 益男君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのしないようお願いしておきます。

議案第36号 専決処分の承認について（専決第3号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第36号 専決処分の承認について（専決第3号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第1号））は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

議案第37号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

2番（古賀澄雄君）

2番古賀澄雄です。ページは22ページです。

3款の民生費、1項 社会福祉費、2目 高齢者福祉費でございます。在宅老人対策事業費について質疑をいたします。

4点お伺いをいたします。

1点目、この3施設の事業計画の年度を教えてくださいたいと思います。

2番目に、応募の締め切り日と応募の数をお願いいたします。

3番目に、選考の基準とヒアリングの日程をお願いします。

4点目に、事業者の決定日をお願いします。

以上です。

保健福祉部長（武藤義治君）

私のほうから古賀議員の質問についてお答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、3施設の事業計画年度、これにつきましては、2施設が21年度事業計画で、1施設が22年度の事業計画となっております。

また、次の2点目、応募締め切り日と応募数についてでございますけれども、平成21年度の募集期間が平成21年10月1日から10月23日まで、この応募件数につきましては、21年度については柳川地区と三橋地区に分けて募集をしております、柳川地区4事業所、三橋地区3事業所、合計7事業所の応募がっております。

また、平成21年度の募集期間、これにつきましては、本年4月15日から5月7日金曜日まででございます、応募件数は9事業者でございました。また、応募に当たりますは、平成21年、22年ともに市のホームページ、広報等に掲載をいたしております。

次に、3点目の評価基準とヒアリングの日程についてでございます。

評価基準につきましては、応募の際にまず家族との連携及び交流の方法、地域住民との良好な関係の構築方法及び協力体制、交流の方法、それから、認知ケアに対する考え方や虐待防止の方策など、13項目の事業計画について記載をしてもらいまして、その項目につきましてはの評価ポイントと配点等を選考委員会で定め、各事業所のヒアリングを行い、13項目について評価し、その合計点数の最も高い事業所を選考することと決定しております。これについては、ほぼ21年度についても同じような選考基準としております。

また、ヒアリング日程につきましては、平成21年度につきましては12月12日土曜日、今年度、平成22年度につきましては6月5日土曜日に実施をしております。

最後に4点目でございます決定日についてでございますけれども、平成21年度の選考結果は平成21年12月12日、それから選考委員会の決定が12月12日で、市長決裁を受けて決定いたしましたのが12月21日でございます。

また、平成22年度、これにつきましては、応募分について選定委員会での選考が6月5日に行いまして、この結果を6月7日、市長に報告し、同日、市長の決定によりまして決定をしております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

今回、この21年度と22年度が今回の補正予算で計上されているということで、ちょっと紛らわしい部分があったように感じておりますけれども、先ほどヒアリングをして、6月5日にヒアリングの最終をやって、7日に市長決裁が行われたということで、これは応募者へのいわゆる選考の決定通知といえますか、これはいつされたのかをお伺いしたいと思います。

先ほども言ったように、この補助内容が21年と22年度は内容が違うようでございますけれども、それぞれ介護施設開設準備等特別対策事業補助金32,400千円と、それから、介護基盤

整備事業補助金78,750千円ということですね。これは、2施設ということで理解しておりますけれども、これは同じグループホームでそれぞれ名前も違うし金額も違うようではありますが、こちら辺はどうなっているのか、教えていただきたいと思えます。

それと、これは私の感じているところですが、現在、施設によっては利用料が異なっているように感じます。老人夫婦が年金を合わせて施設利用費に届かないと、こういう家族がふえているんじゃないかと思われるわけですね。そういったことで、市としてはこの利用料に対しての選考基準というか、こういうところはどういうふうに重視されているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（武藤義治君）

まず第1点目の通知でございますけれども、この通知については、6月7日、その日に通知は発送しております。

それから、補助金の関係でございますけれども、この介護保険関係の補助金、これは3団体とも同じ金額でございます。これは21年度の部分が12月に決定し、今年度、建設中でございますので、この補助金の決定が22年度に支給されますので、ここで出しています在宅老人対策事業費、21年度、22年度、別々ではございませんで、この介護施設準備と施設整備、それは3団体分、同額でございます。

それから、利用に関しての選定をどう考えているかということでございますけれども、先ほど申し上げました選定基準13項目の中には、当然利用料金の設定の方法、そういったものについても選考基準の中に設けまして、その分についても評点を付設していただいているものでございます。

それから、夫婦2人関係で入れない方はどうするかという、そういったものについてどういうふうな対応を考えているかということであろうかと思えますけれども、これにつきましては、老人福祉法の関係では65歳以上の方につきましては環境上の理由、経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な場合は、養護老人ホームへの措置が必要となりますし、また、身体上、精神上、著しい障害があって、常時の介護を必要とする場合、これについては、特別養護老人ホームへの入所措置をとらなければならないという形を書いております。

また、グループホームについても同様の措置をとることができるということになっておりますけれども、現実的にはグループホームそのものが空きがない場合、空きがございませんので、今現在措置ということは行っておりません。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

最初の6月7日に通知の発送をしたということで、私がなぜそういうことを聞くかという、全協のときの説明書ですか、この資料によると、これは11日に全協があっているんですけれども、その日にはもう既に名前が載っているんですね。だから、ちょっと不思議に思っ

たわけですよ。余りにも手回しが早いなというか、なぜそんなに早くここに載せる必要があるのかと、やはり通知を受け取ってない人たちにとってみれば、ちょっと遺憾に思われるところがあるんじゃないかと、そういうことを思って、ここをちょっとお聞きしたわけですが、

それから、補助金の金額ですけれども、具体的に1施設は幾らになるのか、ちょっと教えていただきたい。

以上、お願いします。

保健福祉部長（武藤義治君）

議員お尋ねの6月11日に全協で予算資料を出した中に、もう決定が出されているということについてのお尋ねと思います。これにつきましては、当初、白紙のほうで出しておりましたけれども、これは6月10日に財政のほうで印刷をされておりますので、決定が6月7日にやりました関係十分間に合いますので、できるだけ決定したものについてはお知らせをしていきたいということで、この資料には決定をいたしましたので、載せさせていただいたわけでございます。

それから、補助金でございますけれども、これは予算書23ページでございますけれども、在宅老人対策事業費として111,150千円、これを計上しておるわけでございますけれども、介護施設開設準備等特別対策事業補助金、これは1施設10,800千円、それから、介護基盤整備事業補助金、これが1施設当たり26,250千円で、1施設当たり37,050千円となっております。

以上でございます。

18番（近藤未治君）

18番近藤でございます。通告いたしておりました補正予算の23ページは、先ほど古賀議員がお尋ねになっておりますので、削除をいたします。

25ページの廃棄物の3R推進啓発事業でございますけれども、今回、2名の臨時職員を雇用して事務所の訪問や市民への啓発活動をするということになっておりますけれども、市民に対してどのような啓発活動をなさるのか。それから、事務所を訪問とありますけれども、どのような事務所で、そういう事業所がどれだけあるのかをお尋ねします。

次に、27ページの農地制度実施円滑化事業でございますけれども、この中で仲介農地の利用状況調査及び指導とありますけれども、新たに何のために調査をするのでしょうか。また、指導するとありますが、どのような指導をなさるのかをお尋ねをいたします。

それから、31ページでございますけれども、埋蔵文化財の調査費についてでございます。

埋蔵文化財の包蔵地域に今回個人住宅が建設されるということで、国、県、市の予算を使って1,384千円計上されております。私が記憶するのに、余り今までこのような個人住宅の埋蔵文化財の調査というのがないわけでございますけれども、なぜ今回やらなければならない

いのか。また、今後、このような個人住宅は包蔵地域内には建つと思うんですよ。その場合、毎回毎回このような予算が必要になってくるのかお尋ねをいたします。

それから、今まで合併後、何件このような事案がありましたでしょうか。

1回目、お願いいたします。

廃棄物対策課長（稲又義輝君）

廃棄物対策課長です。予算書25ページの廃棄物の3R推進啓発事業費、啓発活動についてお答えをいたします。

可燃ごみの焼却量につきましては、平成21年度で約1万7,450トンございます。このうち半数が紙類といった分析結果がございます。特に、事業所から排出される可燃ごみ、これの分別が進んでおりませんで、減量ができていない現状のようでございます。

そこで、今回県が行っております廃棄物減量化推進事業、通称3R推進事業と申しますけれども、この事業に参画をいたしまして、柳川市内の可燃ごみの減量のために分別等の推進指導員2名を臨時雇用いたしまして、県の指導を仰ぎながら紙類等、廃棄物の大量排出事業所を回りまして、事業所から搬出される可燃ごみの分別の徹底を図りながらリサイクル化、焼却ごみの減量とあわせまして事業所の環境意識向上を図ろうと考えておるところでございます。なお、事業所については大量排出事業所、現在のところ約150事業所を回るように予定をしているところでございます。

次に、市民への啓発活動についてでございますけれども、現在、小学生の見学受け入れや出前講座への講師派遣を行っておるところでございますが、今回、廃プラ分別収集とあわせまして、さらなる紙の資源化と可燃ごみの分別についても各種団体や地域に啓発活動等を行いまして、リサイクルの推進に努めたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

農業委員会事務局長（北島則行君）

農業委員会事務局長の北島でございます。農地制度実施円滑化事業は、農地法の改正によって農地制度の運営を担っている農業委員会が従来の業務に加え、新たに担うこととなる事務を適正かつ円滑に執行できるよう国が支援を行う事務事業でございます。

御質問の農地利用状況調査は何のためか、また指導とはということでございます。

この調査の内容についてお答えいたします。

1番目といたしまして、遊休農地の実態、それと地名・地番、所有耕作者、また面積について調査をいたします。

2番目といたしましては、耕作されている農地であっても周囲の農地に比べて利用効率が低い農地の実態、そして、その地名・地番、所有耕作者、面積等を調査いたします。

次に、指導の方法といたしまして、本人に農作物を作付けるように進めていくといった場合や、第三者への権利の移動を行う場合があります。中には、貸し付けのあっせんを行うこ

とになるかと思えます。

指導に従わない場合がございます。これにつきましては、農業委員会による本人への通知や勧告を行い、そしてまた所有権移転等の協議がなされます。さらには県知事による調停や裁定が行われ、第三者へ特定利用権の設定が行われることとなります。これは、農地法第30条において農業委員会は利用状況調査及び指導を毎年実施することになっております。この利用状況につきましては、農業委員会で十分協議を行い、そして遊休農地の解消と農地の効率利用に努めていきたいと思っております。

以上です。

生涯学習課長（田中利光君）

生涯学習課長です。近藤議員のお尋ねに御説明を申し上げます。

まず初めに、合併後、何件かということがございますけれども、個人住宅建設に伴う発掘調査は合併後初めての調査でございます。

今回の調査は、江戸時代の柳川城下町の遺跡であります上町遺跡の範囲内で個人住宅の建設が計画されました。しかし、基礎工事の内容が遺跡の保存に影響を及ぼすものでありましたので、県教育委員会と協議し、国及び県からの補助を受けて遺跡の記録保存を目的とする緊急発掘調査の実施が必要であるとの指示を受けましたので、原因者である個人に対しても現状を説明いたしまして調査の実施について了承を得ており、今回、発掘調査を行うための補正をいたしたものでございます。

また、包蔵地内では毎回毎回このような予算が出るのかというお尋ねでございますけれども、先ほど申しましたように、建設されます基礎工事の内容が遺跡の保存に影響を及ぼすか否か、そういうふうな検討をいたしまして、それに及ぼす場合につきましては重要な遺跡については今後も調査が必要な事例が出てくる場合は、こういう補正をお願いすることになるというふうに思います。

以上です。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは2回目でございますけれども、廃棄物の3R推進のほうでございますが、先ほど課長は紙が大量に出る事業所に対してということでございますが、150カ所ということですかね。これは予算を見ますと、ことしの9月から来年3月までが計上されておると思えます。そうした場合に、この2名の方が事務所回りをされるわけですが、これは150カ所というなら1カ月に20日にしたっちゃ75日ぐらいでしょう。かなり日数が余るんですが、その後、何回もこれは行かれるということであらうな予算になっておるのか。

それと、今でも新聞とか家庭で出しますよね、そういうのとの市民への啓発とは余り関係ないのかですね。と申しますのが、ペットボトルも何かごみ袋に入れないと持っていけない

ということなのですが、ペットボトルの回収を一生懸命呼びかけよつとに、そういうふうなごみ袋に入れんと持っていかれんとか、そういうことがありますんですね。

それで、幾らこの事務所に行っても事務所がそれに協力しない場合、また再度、しかも再々度そういうふうな指導をなさるのか、お願いいたします。

それから、27ページのほうの今の回答についてですが、遊休の農地を調査するということでございますけれども、農業委員会にはたしか耕作台帳とか名寄せ簿とかあると思うんですけども、わざわざまた何でそのところを調べにやいかんのかなと私は思って今回お尋ねしたんですが、そこら辺が遊休の農地というのは現場を見に行かれて、その地権者に指導を徹底されるということでございますか。

それから、埋蔵物文化財のほうでございますけれども、今の基礎工事の内容によって個人住宅の調査をしなくちゃいけないようになるという答弁でございましたけれども、その基礎工事の内容というのはどこら辺で把握ができるんでしょうか。これは、恐らく建築確認を建て主は出されますが、そのようなときにその中に埋蔵文化財の調査チェックリスト、これが上がっているのかですね。これは基礎工事というのは建築確認なんかを見らんとわからないと私は思うんですが、そこら辺がちょっと今後基礎工事によってこういう埋蔵物の調査をしなくちゃいけないようになりますという御答弁でございましたので、お尋ねいたします。

それから、これは大体調査費用というのは事業主が負担するということで私は思っておりますけれども、今回は個人の費用はないということですか。通常、道路をつくるとか、公共物をつくるとか、事業主体がこの費用は払うようになっておりますけれども、以上、2回目をお願いいたします。

廃棄物対策課長（稲又義輝君）

先ほどの廃棄物の関係ですけれども、これは一応現時点では150事業所を回るようにいたしておりますけれども、やはり議員言われますように、1回ではなかなか厳しいものがあるんじゃないかというふうに考えております。ですから、後フォローといいますか、ぜひこうやってお願いをしたいというお願いをしましたら、そのデータにつきましてをこちらのほうとしては把握をしながら、その成果なりを調査したいというふうに考えております。ですから、そういった資料をもとにまた再度回るというふうなことで考えておるところでございます。

それから、市民の関係ですけれども、現在の一応ごみの実態を見ますと、非常にまだ分別の分野がどうしても欠けているような状況が見受けられます。ですから、これは事業所もですけれども、一般の家庭にいたしましても非常に紙の分別が進んでないといいますか、そういったところがあるようです。

それから、また資源ごみとして出される場合についても、その対応についてが若干こちらのほうのPR不足もございましょうけれども、徹底ができていないというふうなところもご

ざいますので、そういったところにつきましても市民の方々にお願いをするというふうなことで、今回考えているところです。

協力をしないところがあるというふうなところにつきましては、こちらのほうもそれなりに構えまして県のほうの指導も今回いただきますので、判断を仰ぎながら進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

農業委員会事務局長（北島則行君）

質問にお答えいたします。

台帳があるのに何で調べないかんかというふうなことでございます。

現場を調査する場合は、ゼンリンの地図を持っていくわけでございます。それで、大体この辺というふうなことで調べて帰ってくるわけです。そうすると、その地名・地番を調べて所有者等を確定するわけでございます。そして、うちのほうで遊休農地の所有者等の一覧表を作成いたしまして、そしてそれに基づいて指導していくというふうな形になるわけでございます。

そしてまた、現場を見て指導というふうなことでございますけれども、もちろん現場を見て指導できる部分は指導していただきます。ただし、やはり遊休農地というのは簡単に解消できるものではない部分がかかなりあるわけでございます。それで、1年かかったり2年かかったりすることもあるわけでございます。そういうふうなことがありますので、指導はしながら、また、各班でどういうふうに推進していこうかという協議をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、現場を見て指導できる分もあるかと思えます。

以上でございます。

生涯学習課長（田中利光君）

生涯学習課長です。工事につきましては、この包蔵地の場合につきましては工事を行う際に事前に試掘調査を行うこととしております。そのために、書類を提出していただくわけでございますが、そこにその書類として構造上の図面を添付していただいております。それに基づきまして判断をさせていただくというふうなことでございます。

それから、費用負担でございますけれども、営利目的の開発に伴い記録保存を目的とする緊急発掘調査を実施する場合の費用は営利目的者の原因者が負担するということになっております。しかし、個人の専用住宅建設に伴う発掘調査については、国庫補助及び県費補助を受けて市町村が実施をするということになっております。

以上です。

18番（近藤未治君）

3回目をお願いします。

1点だけ、今生涯学習課長、包蔵地域になると試掘すると言われましたよね。（「はい」

と呼ぶ者あり)これは試掘はだれがして、私が今の回答でちょっと何でまた試掘をせにゃんじゃろかちいう質問になってくるんですけれども。当然、埋蔵文化包蔵地域は試掘しますよ、公共事業なんかも。そして本調査に入りますからですね。それで包蔵地域内に個人住宅があるときに、全部この試掘をするんですか。

生涯学習課長(田中利光君)

試掘は行うことにいたしております。また.....(「行うとは、だれが行うわけね」と呼ぶ者あり)それは市が(「建築確認が出たときに、その包蔵地域内ぎっと市がするとですか」と呼ぶ者あり)市が包蔵地の中で必要があると(「必要がある」と呼ぶ者あり)いうふうに判断しました場合は、その試掘を行っております。(「後でまた聞きます」と呼ぶ者あり)

25番(三小田一美君)

議長のお許しを得ましたので、上程をされています議案について質問をさせていただきます。

お尋ねをいたしますのは歳出の2款の総務費の1項の総務管理費ですね、5目の財産管理費、13節の委託料でございます。ちょっと二、三点確認をしたいと思います。

今回、市長はピアス社との協議に基づきまして旧大和町長が購入したピアス社の倉庫内にあるアスベストの除去並びに敷地内にある事務所、工場、倉庫の解体に要する費用を算出するためにアスベスト分析調査委託料として1,486千円、アスベスト除去及び家屋解体等費用の積算業務委託料として3,400千円を計上されていますが、まず最初にアスベストの分析調査委託料、どのような内容を予定されているのか、それをちょっとお尋ねしたい。さらに、どのような期間に分析調査を委託する計画なのか、またお尋ねをしたいと思います。

次に、アスベストの除去及び家屋解体等費用の積算業務委託料ですが、これはアスベスト分析調査の委託結果が判明した後に実施する予定なのか、またアスベスト分析の調査と関係なく委託する予定なのか、それもお尋ねしたいと思います。なぜなら、アスベスト分析の調査委託結果次第では、アスベストの除去方法や除去に係る日数が大幅に変わる可能性があると思いますので、いかがでしょうか。

また、アスベストの除去、家屋解体の費用が一本で計上されていますが、アスベストの除去について必要な経費を算出する委託先と、また事務所や工場、アスベストを除去した後の倉庫の解体の費用を算出する委託先は当然異なると思われませんが、アスベスト分析調査委託料は、単独で説明してあるのに全く性格が異なるアスベスト除去費と家屋解体費の積算業務委託料が一本化して説明してあるのはなぜでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

また、アスベストの除去及び家屋解体等費用の積算業務委託料3,400千円の内訳、これも全員協議会の中でちょっと御説明がっておりますから、ちょっとだけ確認をしたいと思います。すなわち、アスベスト除去費用の積算業務委託料と工場の工場、また倉庫の解体費用の積算業務委託料を教えてください。

なお、アスベストの除去費用の積算業務委託料で予定している建物は、解体を予定している建物すべてに対して行うのか。また、それともアスベストの存在が確認されている倉庫のみを対象としているのかを教えてください。

以上、1回目の質問を終了いたしますが、なお、答弁の内容では再質問をいたしますので、議長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

財政課長（石橋真剛君）

財政課長、石橋でございます。今、三小田議員のほうからの御質問、多岐にわたっておりまして、こちらのほうもなかなか記録がしていないところもありますので、そのときはお教え願いたいと思いますので、まずもってよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

まず、1点目でございます。アスベスト分析委託の内容はどうかということだったと思います。

アスベストの分析調査委託料、今、三小田議員おっしゃいましたように、1,486千円を今回の補正予算に計上させていただいております。その内容につきましては、天井に使用されている吹きつけ剤が3検体を計画しています。それと、石こうボード等の形成材が8検体、合わせて11検体を今回アスベスト分析調査として実施したい、委託をしたいというふうに考えております。

それと、このアスベストの分析調査委託につきましてはどの業者に委託をするのかという御質問でございますが、補正予算もまだ通っていない段階で、どこどこにというのは決まっておりませんので、よろしくお願ひしておきたいと思いますが、やはりこの分析につきましても急いで分析を行いたいと、分析に限っては考えておりますので、そこら辺を勘案して業者決定をさせていただきたいと考えております。

それと、3点目でございます。このアスベスト分析委託料のあとに積算を発注するのかという御質問だったと思います。当然、アスベストの分析調査が判明しなければアスベストがどこに使用されているのかわかりません。ですから、当然アスベストの調査結果を待つてこの積算の発注を行うという運びになろうかと思ひます。

あとは3,400千円の内訳はどうかということでございますが、今現在、私どもで予定しておりますのは3,400千円一括で委託をしたいと考えております。この積算の内容でございますが、3項目に分けて積算額を算出したいと考えております。1つ目がアスベストの除去経費、2つ目が工場や事務所などの家屋の解体費、3つ目がアスファルト、門扉等の撤去経費、この3つ、3項目に分けて算出する予定でございます。

続きまして……（「よかです。私も確認すればですね、いいです」と呼ぶ者あり）よございませうでしょうか、申しわけございませぬ。

25番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

まあ一回、再度お尋ねいたしますが、アスベストの除去の調査は現在わかっている倉庫のみなのか、事務所また工場、守衛室なども含めて調査される予定でしょうか、その確認は今もりましたので、それで間違いございませんでしょう。もうよかよか。

そうすると、ピアス社の建物、また鉄骨つくりのため当時は断熱材等の入っておるわけですよ。ですね、アスベストが使用されている可能性は否定できないと後で考えておるわけですね。それをいかがかなと、それも査定の中に入れてあるのかなと、それもちよっとお尋ねしたいと思いますが。

それと、解体費の費用の見積もり、現在建っているすべての建物を解体する計画でしょうか。ちょっと合い中に入っとらんところもあるごたったけんですね、すべてでしょうか。解体の費用の見積もりですね、これは現在建っているすべての建物を解体する計画でしょうか。それとも敷地のアスファルトなどの構造物の撤去まで含んだ計画でしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。再度お尋ねしよっとですよ。お願いします。

財政課長（石橋真剛君）

まず、1点目でございます。

最後のすべての建物の解体の見積もりかという御質問は、当然それを想定して積算額を出すという運びでございます。アスファルトも含めてですね。（発言する者あり）いや、解体 アスベストでしょう。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）アスベストですから、今建っている2つの工場、それと事務所と守衛室、これを解体ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それとアスファルト、門扉の（「すべてですね、すべてどげんだったとまではわからないからですね、調査をするじゃないですか。でしょう、今回」と呼ぶ者あり）除去経費、解体経費をですね。（「そうです。そいけん全部していただかんと何の入っとるかわかりませんから、せっかく予算を組むんだから、全部していただくのが妥当やないのだろうかと思ってお尋ねしよるわけですよ」と呼ぶ者あり）

済みません、倉庫といいますのは、水路の向こう側の倉庫もということですか。（「全部含んでということ」と呼ぶ者あり）申しわけございません、私が勘違いしておりました。水路の向こう側の倉庫は今現在も使用しております。そこは（「いやいや、それはもうわかりました。それは入っていないですもん」と呼ぶ者あり）ですから、俗に言うアスベスト……（「そうです。その土地です」と呼ぶ者あり）要するにピアス跡地の北側、（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）グラウンドじゃなくて北側に建っている建物をどうするかという御質問……（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）それについては解体する前提で積算を行っていきたいと考えております。（「ああ、そうですか。そうじゃないとできないことですね」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

よくわかりました。今後、間違いのないようにぜひ実現に向けて頑張ってくださいと

思います。

以上でございます。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

22番（藤丸正勝君）

22番藤丸です。予算書20ページの2款1項5目の財産管理費、三小田議員と重複するところがあると思いますけれども、この1,486千円、このアスベスト調査委託料を上程するまでには執行部の皆さん方はピアス社と何度も話し合いの上、こういうことで上程されておることと思います。

そこで、このピアスとの交渉は市長は何回ぐらいやられてこういう結果になったか。また、このピアス社との交渉の中で、今どのように進んでいるのか。

それから3点目ですね、この調査費というのは和解のための調査委託料か、それとも賠償をするため法的な解決のための調査委託料か、その3点を伺いたいと思います。

市長（金子健次君）

ピアス社の交渉の回数と経過と、それとあわせて今回の調査費の計上については和解を前提なのか、裁判を前提なのかということですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

1点目については、去年の8月だったと思いますけれども、大阪本社に私が出向きまして、そのときが第1回目と、（「7月です」と呼ぶ者あり）失礼しました。7月に行きまして、その後はそれを含めまして5回ということでございます。あとは副市長のほう、また総務部長と担当のほうで大阪、また、こちらのほうにおいでいただくこともありましたので、そういう実際会っている分の交渉、また電話での話し合い等を実施いたしているところでございます。

進捗状況につきましては、副市長にお答えをいたさせますけれども、調査費については、基本的には私は和解という形でということをお話しを、議員の皆様にも全員協議会の中でそういうことで進めたいということをお話ししているところでございます。

あと、内容等、進捗の状況については、副市長のほうからお答えをいたします。

8番（森田房儀君）

議会運営委員会として申し上げたいんですが、これは質疑通告があっていない質問になっておりますので、（「いや、そこに出しとっですよ」と呼ぶ者あり）ううん、なかですよ。（「なかち、私はファクスで送っとっですよ。冗談のごと、通告しとらんとばなし発言しますか」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

確認をしてきて。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時7分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番（森田房儀君）

実は、ただいま藤丸正勝議員の質問につきまして、私のほうから質問の停止を求める発言をいたしておりました。それはなぜかと申しますと、質問通告書が出ていないという確認を私はいたした上で発言停止を求めたわけでありますけれども、本人は16日の3時ごろ確実にファクスをしたというようなことをごさしました。着信があるかどうか確認をいたしましたところが、着信をいたしておりません。

ただ、問題は本人が確実に送ったということをごさしますので、やっぱり通信機器のトラブルということもあり得るといことで、いわゆる議運の持ち回りでいろいろ協議をいたしました結果、やはり今回に限り質問を続行いただくと。そのかわり、その後についてはファクスで質疑通告をなされた方は必ず送信をした後に事務局のほうに到着したかどうかを確認いただくと、そういう作業をぜひお願いしたいということをごさしますので、今回につきましては質問を続行いただくようお願いを申し上げます。

議長（龍 益男君）

ただいまの森田議員の発言のとおり質問を続行したいと思います。

市長（金子健次君）

ただいま藤丸議員の質問の中で3点ごさしました。

1点目が今回の4,880千円については和解を前提なのか、そういうふうな話でしたので、私がそれについてお答えしたのは、「基本的には和解を前提」というふうに回答いたしましたけど、この件につきまして発言の取り消しとさせていただきますと思います。

あくまでも今回の補正につきましては、アスベストの除去経費等につきましては約1億円というふうな形でマスコミ等でも報道されております。しかし、この金額につきまして、あくまでも机上で積算したものでありまして、実際に専門機関にアスベストの使用に関する分析調査を委託して、その結果に基づいたアスベスト除去経費の積算は今日行っていない状況でございす。そういう意味では、このため今回の調査をもとに実際の除去経費を明確にするものでありまして、和解とか裁判とかという形で限ったものではございせんので、発言の取り消しをさせていただきますと思います。

以上です。

副市長（刈茅初支君）

藤丸議員から御質疑いただきました残余の点につきまして、御回答させていただきます。

これまでピアス社との間でどのように交渉してきたのかという点につきましては、金子市

長就任以来、これまで5回にわたりましてピアス社と協議、交渉を行ってまいりました。これにつきましては、これまで全員協議会、それから、定例会議の中で申し上げてきたところでございます。大きなポイントといたしましては2点、1つはアスベスト問題、それから、アスベスト問題についてどういう責任があるのかという点。それから、2つ目に土壤汚染問題であります。

アスベスト問題につきましては、以前よりピアス社のほうから2分の1までの負担をするというお話があっておりました。これにつきましては、それ以上の負担というようなことで求めてまいりましたが、今現在において2分の1までの負担ということに変わっておりません。

それから、土壤問題につきましては、松藤教授の第3回目の調査による、いわゆる臭気問題、これについては臭気対策については講じる用意があるというようなお話であります、それ以外の土壤問題についてはピアス社は認めていないという状況でございます。

これにつきましては、今後さらに、前回全員協議会でも申し上げましたように、これまで特別委員会等でお出しておりますような指摘等につきまして、法的問題も含めて検討していきたい、交渉していきたいというふうに考えております。

回答は以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

ピアスとの交渉は市長は今まで1回されたということでございました。その中で、この1,486千円が上程されておりますけれども、市長本人が1回交渉というのは、私はこれは表敬訪問ということに話を聞いておったんじゃないかと思っております。それと、その中では早期解決の要望を7月28日には行かれたというようなことをお聞きしておるということでございます。

それから、2点目のピアスとの交渉はどんなふうに進んでいるかということでございますけれども、これは市長が21年度内に決着をするというようなことを言っておられましたから、これが交渉が決裂したんじゃないかということで受け取りまして、ちょっと質問したところでございます。

その交渉が決裂した場合は、法廷闘争もやるというような強い意志を持っておられたからですね、それでこれが和解のための補正予算か、また、法的手段のための予算案かということでお聞きしたわけでございます。

それで、今市長は最初は和解のためということやったけど、それを取り消されまして、そういうことではまだないと、まだ今から調査をした上での考えであるから、そういう話はまだ今の議場での取り消しをということでございました。

そういうことで、その分析場所ですね、この分析をする場所は何カ所ぐらいされておるか。

それから、弁護士の意見を聞いて、こういうふうな予算を組まれたと思われましても、弁護士の意見も2通りあったということをお聞きしております。勝算は2分の1、また、あ

るいは負ける要素もあると、損害賠償訴訟になったら時間的に長くかかると、有効利用ができないというようなことをきょうお聞きしておりますけれども、弁護士の意見を取り入れてこういうふうになったか、それをまだ1つお伺いしたいと思います。

それから、責任の所在がやっぱりはっきりとしないわけですね。そのためにも今度の補正予算が組まれたんじゃないかというようには思っております。それで、今後、責任の所在をしっかりと追及しながらその調査をしていくか、その部分をお聞きしたいと思います。

市長（金子健次君）

今の質問についての冒頭の分のピアス本社に対する、確かに第1回目は私も会ったことないし、表敬的な訪問もあったし、基本的には今後、毎回毎回私が交渉の前面という形で、向こうのほうも社長の代理の方でございますので、副市長に十分打ち合わせをしながら今後やっていくという形で進めてまいったことは向こうも了解をしていただいたということでございます。

それと、責任がだれにあるのかということについて、ちょっと質問の趣旨がわかりませんので、そのことについてはちょっとお答えできないと思います。

副市長（刈茅初支君）

まず、今回予定しておりますアスベストの分析箇所につきましては、まず南側工場で1カ所、北側工場で2カ所でございます。

それから、南側の工場につきましては、アスベストの使用面積が約930平米程度と見込まれているため1カ所の調査で可能であります。北側の工場は3,400平米ということで6カ所の調査が必要と（「かわったがいいと思います」と呼ぶ者あり）済みません、ちょっとこの点につきましては担当の課長のほうから回答させます。済みません、今のは訂正させていただきます。

財政課長（石橋真剛君）

今、藤丸議員の分析の場所についてのお尋ねでございます。

今、副市長のほうからも申し上げましたが、吹きつけ材、俗に言う吹きつけアスベストと申し上げられるものでございますが、第1工場、要するに北側、あの工場、これは広い面積がございまして、そこに2カ所の吹きつけ材の調査をやっていこうと。で、南側の工場は狭いので1カ所、これをやっていこうということでございます。

また、これがアスベスト吹きつけの調査ということになります。ほかには、形成材、要するに石こうボード、天井のボードだとか、板とか、そういうふうな形成材の調査を8カ所行っていると、合わせまして11検体の調査をやっているということで、今回補正予算を計上しているものでございます。

22番（藤丸正勝君）

今、市長のほうの責任の所在というのがはっきり私の質問ではわからなかったということ

でございますけれども、この責任の所在がわからない以上は、もしも和解と言われた場合は、これが一億数千万円の経費がかかると。そうした場合、責任所在がわからないまま柳川市は市民の税金で今数字がいつている半分、55,000千円のアスベストの解体費用を出すかというようなことの質問でございました。

それから、これが折半というような、ピアス社のほうからの調査というのではないわけでしょうか。我々、柳川市議会だけの調査とピアス社のほうの調査とすり合わせてもいいんじゃないかというような気持ちを私は持っているということでございます。

そういうことで、私は平成20年12月定例会でアスベスト調査費の上程がなされました。そのときは私は賛成をしております。やはり早くこういう調査をしながら前に進んでもらいたいという気持ちでございます。

以上です。

議長（龍 益男君）

答弁は要りますか。要望ですか。（「その責任追及所在が私はそういうふうに思っておりますから」と呼ぶ者あり）

市長（金子健次君）

森田議会運営委員長のほうから冒頭ございましたけども、これはペーパーをいただいたのが先ほどでございます。そういうトラブル等もあったようでございますけれども、そういうことで、お答えについても失言取り消しもございましたけれども、今、責任の追及はないのかということで、ここにペーパーに書いてありますけれども、そういうことについて、だれのことをどういう形で言われるのかということがよくわからなかったもので、そういうふうなことで再度お尋ねしたわけでございますので、そういう意味でございます。（「1億円からのそういう経費が要るのに折半だったら、半分だったらそういうところはどうかということをお聞きしているんですけど、55,000千円、考え」「今の質問ですか、議員」「もう終わったでしょう。もう終わりじゃないですか、議長」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

ちょっと待ってください。（「4回目の質問でしょうが」と呼ぶ者あり）いやいや……（発言する者あり）答弁の積み残しです。

市長（金子健次君）

3回目の質問に私が不十分にお答えしたというとらえ方でお答えさせていただきますけれども、今回の補正予算4,880千円につきましては、いずれにいたしましても和解するにしても裁判するにいたしましても、訴訟に持ち込むにいたしましても、その経費が幾らぐらいかとうことは必要であるということは議員の皆様も認識をしてあるというふうに思っています。

そこで、和解になった場合、その分の2分の1の責任は私にあるのかという言い方やろうと思っておりますけれども、市長が和解の提案をするということでした場合には、その提案者にあ

るのかということだと思います。

いずれにしても裁判するにいたしましても、裁判で全面敗訴いたしましたときにどういう形になるのか、その責任はどうなるのかという問題はいろいろ市民の中にあると思います。何回となく全員協議会、またこの議会の中で私なりに説明いたしましたけれども、費用が幾らぐらいかかるのかということの後、執行部としての考え方を出さなきゃなりません。そのときには地方自治法によって、和解するにいたしましても、裁判、訴訟に持ち込むにいたしましても、いずれ議員の皆様の審議があって議決を要するということでございますので、そういうことで、きょうはだれが責任とか、そういう問題にはちょっと回答を差し控えたいと思います。

以上です。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第37号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第38号 柳川市吏員退隠料及び遺族扶助料条例等を廃止する条例の制定について及び議案第39号 柳川市食育推進条例の制定について
の以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第38号 柳川市吏員退隠料及び遺族扶助料条例等を廃止する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第39号 柳川市食育推進条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第40号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 柳川市職員の育児休業等に関する条例及び柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 柳川市職員の給与に関する条例及び柳川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第46号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第40号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第41号 柳川市職員の育児休業等に関する条例及び柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第42号 柳川市職員の給与に関する条例及び柳川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第43号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第44号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第45号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第46号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第47号 財産の取得について

及び議案第48号 市道路線の変更認定について

を議題といたします。

2 議案について質疑を行います。

18番（近藤末治君）

18番近藤でございます。議案第47号 財産の取得についてお尋ねをいたします。

今回、工作車1台を指名競争入札ということをされておりますけれども、たしか公共事業の場合には、金額によっては一般競争入札ということがとり行われますが、指名競争入札の理由をお教えてください。

それから、この件について予定価格は公表されたのか。それともう1点、落札率は何%なのか。

それから、今回この落札された倉重ポンプ商会ですか、これは主にどのような職種をなされておられるのか、お答えください。

消防本部総務課長（高口哲也君）

消防本部総務課の高口と申します。救助工作車の入札についてお答えします。

救助工作車は、車両本体にウインチ、クレーン、照明装置などを装備しまして、各種補助資機材を積載するため、消防車両の中でも特に艱装が必要となる車両でございます。そのため、この特殊な消防車両を製作するには、専門的な知識と技術、さらには信頼と実績を持った業者でなければ受注することは難しいと考え、指名による競争入札といたしました。

次に、2点目の予定価格は公表したのかということでございますけれども、予定価格につ

いて公表はしておりません。

3の落札率でございますけれども、落札率につきましては、5月24日に11業者による入札を行いました。1回目では落札がいらっしゃらなくて、2回目に予定価格ぎりぎりでも落札をされております。その落札率でございますけれども、99.89%というふうになっております。

次に、4点目の落札相手はどのような職種かというお尋ねでございますけれども、倉重ポンプ商会さんは主に消防の車両、また消防の資機材、ホース等々の消防設備施設を専門に取り扱っていらっしゃる業者さんでございます。

以上でございます。

18番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは2回目でございますけれども、工作車といいましても機能とか、会社によってそういうふうな性能といえますか、違うと思うんですが、今回購入されようとしております工作車は、仕様書とかいうのは提示されておりますか。

消防本部総務課長（高口哲也君）

今回、工作車について、機能、または仕様書は提示されておるかという御質問でございますけれども、車両につきましてはエンジン、エンジンの種類だとか、エンジンの排気量、最高出力、こういった部分については提示はしております。ほかに、機能、仕様書というようなところになりますと、先ほども申しましたように、救助工作車というのは車両本体にウィンチ、クレーン、照明機器、そういったものを積載しなければいけないというような状況でございます。消防本部の警防課のほうでそういった精査をして、そして仕様書を作成して、それで入札をしたという状況でございます。

議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第47号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第48号 市道路線の変更認定については、建設委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第49号 柳川市監査委員の選任について

及び議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について

の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。2議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第49号 柳川市監査委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり松藤博明氏の柳川市監査委員の選任について同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は松藤博明氏の柳川市監査委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり田中義隆氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は田中義隆氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時41分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成22年6月21日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 4番 | 熊 井 三千代 | 5番 | 梅 崎 昭 彦 |
| 6番 | 島 添 勝 | 7番 | 白 谷 義 隆 |
| 8番 | 森 田 房 儀 | 9番 | 荒 巻 英 樹 |
| 10番 | 藤 丸 富 男 | 11番 | 矢ヶ部 広 巳 |
| 12番 | 荒 木 憲 | 13番 | 伊 藤 法 博 |
| 14番 | 竹 井 澄 子 | 15番 | 菅 原 英 修 |
| 16番 | 諸 藤 哲 男 | 17番 | 樽 見 哲 也 |
| 18番 | 近 藤 末 治 | 19番 | 太 田 武 文 |
| 20番 | 吉 田 勝 也 | 21番 | 大 橋 恭 三 |
| 22番 | 藤 丸 正 勝 | 23番 | 木 下 芳二郎 |
| 24番 | 佐々木 創 主 | 25番 | 三小田 一 美 |
| 26番 | 梅 崎 和 弘 | 27番 | 高 田 千壽輝 |
| 28番 | 山 田 奉 文 | 29番 | 河 村 好 浩 |
| 30番 | 龍 益 男 | | |

2. 欠席議員

| | |
|----|-------|
| 3番 | 浦 博 宣 |
|----|-------|

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|-----|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 北 | 川 | | 満 |
| 総 | 務 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 藤 | 木 | | 明 |
| 市 | 民 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 保 | 健 | 武 | 藤 | 義 | 治 |
| 建 | 設 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 藤 | 木 | | 均 |
| 教 | 育 | 高 | 田 | | 厚 |
| 大 | 和 | 横 | 山 | 英 | 真 |
| 三 | 橋 | 大 | 村 | 隆 | 雄 |
| 消 | 防 | 古 | 賀 | 輝 | 昭 |
| 人 | 事 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 総 | 務 | 野 | 田 | | 彰 |
| 企 | 画 | 橋 | 本 | 祐 | 二 郎 |
| 財 | 政 | 石 | 橋 | 真 | 剛 |
| 税 | 務 | 山 | 田 | 敏 | 昭 |
| 健 | 康 | 山 | 田 | 明 | 寛 |
| 福 | 祉 | 高 | 田 | 淳 | 治 |
| 学 | 校 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 建 | 設 | 中 | 村 | 敬 | 二 郎 |
| 農 | 政 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 水 | 路 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| 収 | 税 | 乘 | 富 | 祐 | 治 |
| 生 | 涯 | 田 | 中 | 利 | 光 |
| 子 | 育 | 大 | 石 | 涼 | 子 |
| 安 | 全 | 野 | 田 | 洋 | 司 |
| 総 | 合 | 大 | 淵 | 洋 | 祐 |
| 観 | 光 | 古 | 賀 | 廣 | 介 |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

議会事務局次長兼議事係長 高 巢 雄 三
 議会事務局庶務係長 池 末 勇 人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 答弁者 |
|----|----------------|---|------------------------|
| 1 | 26番 梅崎和弘 | 1. 国民健康保険の運営状況と政府の行政手直しの通達について (1) 子どもに保険証交付 (2) 失業者の国保料減免 (3) 資格証発行 (4) 窓口負担の減免推進 (5) 国保料を減額するための施策は 2. 定住自立圏構想と地方分権 3. 沿岸道路等街灯設置による作物への被害について 4. 路側帯を広げ通学路の確保について | 市長 " " " |
| 2 | 11番 矢ヶ部 広 巳 | 1. 郵便局でも市税を振込めるように (1) なぜ郵便局での振込みはできないのか (2) 郵便局での振込みができないのはどんな種類があるのか 2. 来年度は中山小学校の複式学級はどうなるのか (1) 来年度の見込みは1年生5人、2年生3人、3年生5人、4年生5人となり、1年生と2年生が。また3年生と4年生も複式学級の対象となるのか (2) 4学級になったら、先生の配置はどうなるか 3. 平常日の学童保育の時間延長を (1) 現在の17時までを18時までできないか 4. 学生の喫煙事件 (1) 柳川市の体育館は高校の授業に何時間貸与しているか (2) (1)に対する年間の利用料はいかほどか (3) 貸与中の喫煙の不安はないのか (4) 事件発生に伴い、貸与高校からの釈明はあっているか | 市長 教育長 市長 教育長 |

| | | | |
|---|--------------|--|-----------------------|
| 3 | 2 番 古賀澄雄 | 1. 協働による観光のまちづくり 2. 新しい農業の創出 | 市長 " |
| 4 | 13 番 伊藤法博 | 1. 市政一般 (1) 市長の政治姿勢について (2) 総合運動公園について (3) ピアス跡地問題について (4) 福祉巡回バスについて (5) 筑紫町駐車場について | 市長 |
| 5 | 4 番 熊井三千代 | 1. 子宮頸がん予防について (1) 精度の高い検診の普及について (2) 予防ワクチン接種の公費負担について (3) 予防に関する一般への啓発と学校での教育の実施 2. ご当地体操作成の進捗状況について 3. ゴミ減量等への取組み (1) 小学校での環境教育等について 4. 子育て応援パスポート事業について | 市長 " " " |

午前10時1分 開議

議長（龍 益男君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（龍 益男君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔、明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。26番、日本共産党の梅崎和弘です。発言通告に従って

行いますので、よろしく申し上げます。

まず第1点目は、国民健康保険の運営状況と政府の行政手直しの通達についてであります。

国民健康保険税についての一般質問は、平成19年9月議会で行っておりまして、金子市長に対する初質問だと思っております。全国的に見ますと、国保料の滞納世帯、制裁措置によって保険証を取り上げられた世帯や資格証明書に変えられた人、それから有効期間を1カ月、3カ月を認定した短期証交付になった世帯が大幅に増加をしております。

この国民健康保険法は、社会保障と国民保健の向上に寄与するとあり、国の責任で国民に医療を保障する制度であります。雇用状況が悪くなる中で失業し、国保加入手続もできずに無保険状態となり、病状が悪くなり手おくれで命を失った、こういう事例が報告をされております。平成19年9月議会では、1番目の滞納世帯数が1,883件、それから滞納繰越分が約5億円、3点目の資格証明書発行が155件という報告がっておりますけれども、現在の運営状況はどうなっていますでしょうか、お尋ねをします。

次に、基金の問題であります。国の指導は、以前は保険給付費の平均年額の5%を基金として積み立てなさいということだったと思います。このときの平成19年度の柳川市の基金総額は約844,000千円であり、基金の割合は約13%程度であるという報告でしたけれども、現在のこの基金の状況、または近隣自治体はどうなっているのか、お尋ねいたします。

2点目は、定住自立圏構想と地方分権についてであります。

この件につきましては、昨年12月議会で、定住自立圏構想は将来の道州制につながるものであると、こういうことを発言しております。これに対しまして副市長は、道州制には関係ないということで、私の考え方とは違っているように思われました。しかし、この柳川市政をよくするという気持ちは一緒だと思っております。

私がなぜこういうことを言うかといいますと、日本経団連は2008年11月に、道州制を究極の構造改革として位置づけ、国の役割は外交と防衛などに集中し、道州制による広域経済圏で地域発展に財源を投入することを発表しております。私は、こういう資料に基づいて発言をしたわけでございます。国の財源を効果的に使うために、地方自治体間の施設やシステムの共同利用を進め、それを通して自治体間の合併に近い状態をつくり出し、最終的には道州制を目指すものであり、平成の大合併に続く自治体の再編成ではないかと思っております。このことにつきまして、定住自立圏構想をどのように理解されておりますのか、再度お尋ねをいたします。また、今後のスケジュールはどうなっているのか、お尋ねします。

次に、地方分権についてでありますけれども、ホームページの地方分権改革によりまして、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らせることのできる社会を実現するためには、国は、国が本来やるべき仕事だけに専念し、地域のことは地域住民と自治体が主体的に決定、実行するという真の地方自治を確立し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造していく必要があり、地方分権改革はぜひとも実現させなければならない重要な課題であると、このよ

うにあります。これによりますと、地方が主役で何でも自分たちで決められることができると、そうすることで生活が豊かになるような内容だと思えますけれども、私はこれはとんでもない品物じゃないかなと、このように思っております。

今、具体的に出てきておりますのが、例えば保育園や福祉施設の設置基準を緩和するという問題です。施設の面積基準など、これまでの厳しい規定を緩めて、狭い部屋に子供や障害者をすし詰めの状態にすることを可能にするものです。こういうことが、いわゆる地方が勝手に決めていいですよというものだと思っております。この件につきまして、地方分権についてどのようにお考えか、お尋ねします。

3点目が、沿岸道路等街灯設置による作物の被害についてであります。

沿岸道路などに街灯が設置されまして、夜も電灯がついて明るくなり、作物への影響が出ております。大豆の収穫量が半分近くも減ったという相談がっております。このことにつきまして、県の職員、庶務課長、道路維持課長や被害者の方たち、こういう方たちと被害補償についての話し合いを行いました。国のほうは被害補償をした例があるけれども、県のほうは前例がないから被害補償は出せないということで、今は物別れになってしまっております。このことにつきましては、大豆などの被害届があっているかどうか、今後、市として、例えば県に対する申し入れをするとか、このような取り組みはどうされますのか、お尋ねいたします。

4点目が、路側帯を広げて生活道路とか通学路の確保についてであります。

この件につきましては、昨年の9月議会で一般質問をしております。今のところ、市内のあちこちに、道路の両側に青ペンキで塗られた自転車専用レーンが設置されておりますけれども、現在、柳川市内に何カ所ぐらいあるのか、お尋ねします。

自転車は、健康や環境の改善に大きく貢献するものだと思っておりますし、この路側帯を新設した結果、人身、物件事故とも減少したということでもあります。歩道のない通学路や高齢者の多い道路、観光客が散策する道路などを含めて、柳川市と行政側が一緒になって取り組みたいと、このような市長からの答弁がっておりますけれども、その後の取り組み状況はどうなっておりますのか、お尋ねいたします。

以上でございます。

健康づくり課長（山田明寛君）

梅崎議員の一般質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず1点目の滞納世帯数でございますが、平成21年度滞納繰越決算期の滞納世帯数は1,944世帯でございます。

2点目の滞納額についてでございますが、平成21年度決算期における滞納繰越分、約383,000千円、現年分で120,000千円、合計の21年度繰越分は503,000千円となっております。

3点目の資格証明書の発行件数についてでございますが、本年度におきましては74件交付

いたしております。平成18年度が155件、平成19年度が144件、平成20年度が103件、平成21年度が104件と発行件数は減少いたしております。

4点目の基金についてでございます。基金の総額は、21年度末で610,000千円余りとなっております。しかし、平成22年度当初予算において、そのうちの328,000千円を取り崩し、歳入財源に充当することといたしておりますので、決算時においては、当初予算どおりに取り崩すこととなれば、本年度末、22年度末の基金残高は280,000千円程度となります。また、今後インフルエンザ等の流行により医療費が増加した場合は、基金を取り崩して補てんすることとなりますので、基金高はさらに減少することとなります。

以上です。

副市長（刈茅初支君）

まず、定住自立圏構想をどのように理解しているかということについての御質問であります。

昨年の12月議会において、定住自立圏構想の内容とスケジュールについて梅崎議員に答弁いたしておりましたが、それから半年が経過し、現在、協定書案の調整作業を行っておる段階でございます。

定住自立圏構想をどのように理解しているかでございますが、定住自立圏構想とは、市町村、さらには行政、民間の壁を越えた連携と役割分担による取り組みを推進することで、地方圏からの人口流出を食いとめ、地方圏への新しい流れを創出する。全体として魅力ある地域の形成により、地域の活性化と人口定住化を促進するものであると理解しています。

御指摘の将来の道州制につながるのではないかとありますが、いわゆる二重行政のスリム化など、各界でさまざまな議論が行われている最中であり、この議論の動向は今後も注視していかなければならないと考えているところであります。

この定住自立圏構想、前にも申し上げましたように、あくまでも圏域全体が一体となって人口流出を食いとめ、活力ある地域の形成を目指すということで、市町村の枠を越える施策として有効なものだと認識をしております。

それから、今後のスケジュールはどうなっているのかということについてでございますが、これまでに柳川市、大牟田市、みやま市の3市で新たな広域連携として、定住自立圏構想の取り組みを進めることを確認し、昨年8月28日に大牟田市で中心市宣言を行われました。その後、3市により協定書案の具体的な協議検討を行い、現在この協定書案に対するパブリックコメントを実施いたしております。

今後のスケジュールでございますが、この協定の締結には地方自治法に基づく議会の議決が必要でございますので、9月議会に協定書案をお諮りし、10月をめどに大牟田市と締結してまいりたいと考えております。

その後でございますが、年度内に実施計画に当たります定住自立圏共生ビジョンを策定し、

事業としては来年度からのスタートとなります。

それから、2点目の地方分権をどのように考えているのかということでございます。

地方分権とは、国に集中している権限あるいは財源を地方自治体に移して、住民に身近な地方自治体のみずからの選択と責任で物事を決定する、地域の特色を生かした地域づくりを進めることが可能な政治システムであるというふうに理解をしております。したがって、地方分権下では、これまで以上に住民の皆さんの声が行政サービスに反映される仕組みを構築すると。議会と執行部の両輪で、地方自治体のみずからの責任と判断で、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

農政課長（成清博茂君）

梅崎議員の3点目の作物への被害についてお答えいたします。

大豆の被害についての相談ということですが、市の管理、指導でありますので、その指導に関して相談というのが農政課のほうに合併後1件っております。蒲池地区のほうで1件ありまして、そのときの対応といたしまして、管理者である建設課のほうに相談をいたしまして、対応として光の遮断する遮光板の設置を行っております。

今後は、管理者と協議を行って、農作物に影響を与えないように配慮していかなければならないというふうに思っていますし、遮光板の設置や明るさを抑えるという工夫をし、新たに街灯を設置する場合等は、地元また隣接の地権者と十分協議を行いまして対応していただきたいというふうに思っております。

それから、相談等ありましたら、国道、県道につきましては管理者のほうに伝えまして、対応をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

建設課長（中村敬二郎君）

梅崎議員御質問の、路側帯を着色してある箇所はどのくらいあるのですかという質問についてお答えいたします。

道路の路側帯を広くとり着色してある箇所がありますが、着色の色につきましては、福岡県警と福岡県との取り決めで、全県的に明るいグリーンとなっているそうでございます。

現在、路側帯を着色しているのは柳川市内に5カ所ありますが、5カ所とも県道でございます。1カ所目は、県道高田柳川線の下宮永町交差点から矢留小学校までの648メートル（81ページで訂正）区間です。2カ所目は、同じく県道高田柳川線の大和町の野田交差点から東側に360メートル区間でございます。3カ所目は、県道枝光今古賀線の柳川市役所前交差点から県立伝習館高校正門前までの360メートル区間でございます。4カ所目は、県道久留米柳川線の辻町交差点からY o u・遊の森公園東までの770メートル区間でございます。5カ所目は、県道柳川城島線の辻町交差点から筑紫町交差点までの855メートル区間でござ

います。以上の5カ所が柳川市内で路側帯を着色している箇所でございます。

次に、前回の質問から、その後の取り組みはどうなっていますかとの質問でございますけれども、市の安全安心課が窓口となりまして、柳川警察署の提案を受けまして、21年度に1カ所実施しております。場所は、柳川市三橋町棚町の県道大和城島線の水町交差点から東へ市道徳益棚町線でございます。事業区間は625メートルで、幅員7メートルから8メートルの道路でございますけれども、中央線が設置してあるものを、中央線をなくしまして、車道部分を4.5メートルとりまして、北側の路側帯を1メートル、南側の路側帯を1.5メートルから2.5メートル確保したものでございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

1回目の質問に対しましての御答弁ありがとうございました。

じゃあ、まず国保税関係から2回目の質問を行います。

まず第1点は、国保の滞納世帯数は1,944件と。3年前に比べますと増加傾向にあります。このことにつきましてどのように考えておられるのか、このことについて御答弁をお願いします。

健康づくり課長（山田明寛君）

件数がふえたことの原因としては、現在の景気状況が大きく影響しているものと考えています。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

やはり滞納世帯数がふえているということは、国保財政について影響があるんじゃないかと思っておりますけれども、ここは市だけで解決する問題じゃないと思っておりますが、もっとこの滞納世帯数を減らすといいですか、ここら辺についての取り組みはどうされるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

健康づくり課長（山田明寛君）

国保財政には医療費の増嵩というのが大きく作用してきますので、この医療費を削減するためには健康づくり事業が非常に重要ではないかなというふうに思っております。

このために現在、今年度からですけれども、口腔内の予防を図るために歯科検診を40歳以上65歳未満の方に実施をいたしております。それと、健康づくりの市民リーダーになっていただく方を募りまして、生活習慣病、食生活、運動などの健康講座を受講していただき、その後、健康づくりのリーダーとして、市と一緒に地域の健康づくりを担っていただけるよう市民リーダーの育成をすることとして、今現在取り組んでいるところでございます。

また、機会をとらえて健康づくりの出前講座を開催するなど、市民の健康づくりの意識の高揚を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

ただいま健康づくりに関しましての事業がいろいろ御答弁ありましたけれども、ぜひこれは前向きに取り組んでいただきたいと、このように思います。

次に、資格証に関する件ですけれども、3年ぐらい前から比べると減少しているといいますが、まだ発行件数は74件もあるわけです。全国の自治体では、この資格証は発行しないというふうな自治体もあるわけです。この資格証で受診する場合は、まず医療費の全額を払って、後で申請すれば7割分が還付される仕組みであります。これでは、病気が重くなっても、まず最初、お金を持たなければ医者にはかかれない仕組みです。

この資格証の発行は、国民の命を守る立場から、やはり資格証の発行を私は即刻中止すべきではないかと、このように思っております。このことについて、保険料滞納世帯の生活の実態調査ですか、この実態調査はされているのかどうか、お尋ねします。

健康づくり課長（山田明寛君）

滞納世帯についての把握をどうしているかという御質問でございますけれども、滞納世帯については、収税対策課のほうで訪問等を含めて収納相談をする中で、生活実態の把握に現在努めているところでございます。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

資格証の問題は、また後ほどお尋ねします。

今回、事務連絡で、経営難や失業など特別な事情がある場合は資格証を出してはならないと、いわゆる滞納理由を丁寧に把握するよう自治体に要請があつておるわけでございます。このことにつきまして、どのような実態調査と申しますか、実態調査や失業とか、こういうことで資格証を出しているという中身ですね、もう少し詳しく御報告をお願いしたいと思いますけれども。

健康づくり課長（山田明寛君）

なお、先ほども申し上げましたとおり、本市では被保険者間の負担の公平性を図るために、また税の納付相談の機会を確保し、滞納を少しでもなくすることが国保運営の安定化につながるものとして資格証明書を発行いたしております。

資格証明書の発行については、健康づくり課と収税対策課による資格証明書交付決定委員会を設けておまして、健康づくり課で実施している新規に資格証明書の交付対象となる方に対する特別事情の把握や、資格者証の年度ごとの更新の折に実施している納付相談、及び収税対策課で把握している滞納者の生活実態等の情報交換をしながら発行の決定をいたしているところであります。さらに、納付書等の文書が届かない世帯につきましては、順次居住の調査を行い、市民課と連携しながら被保険者の資格管理も実施しているところであります。

資格者証の発行は、資格者証を発行することがその制度の目的ではなく、税の納付相談の機会を確保することが本来の目的であります。このため、従来より支払いが困難な世帯などの場合は、随時それぞれの事情をお尋ねしながら、必要に応じて短期証の交付を行っておりますが、今後も納付相談を行い、それぞれの事情に応じて短期証を交付してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

1つ確認しますけれども、生活の実態調査ですね、これについては収税対策課は把握しておられますでしょうか。

収税対策課長（乗富祐治君）

私ども収税対策課は、私ども職員もですけれども、嘱託職員で各家庭を訪問させていただいております。そういう中で、私どもが、ここの滞納世帯は困っていると、非常に苦しいと、そういう世帯については、生活保護の関係でそちらのほうに連絡しますし、また、高齢者の方で体が動かないと、そういう方については介護保険のほうにも連絡をいたしております。私どもはそういう取り次ぎをさせていただいております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

市町村が運営し、約4,000万人が加入をする国民健康保険であります。1回目でも質問しましたけれども、高過ぎる保険料と保険証の取り上げが今大問題となっていると、このようにお聞きしております。この件につきましては、歴代政権が国保に対する国の予算を削減し、それを国保料値上げで住民に転嫁をしてきたと、こういうところに原因があるんじゃないかと思っております。

また、政府は滞納者への徹底した制裁を自治体に要求し、1年以上の滞納者から保険証を取り上げ、医療費の全額を支払う資格証明書に置きかえることを法律で義務化したわけがあります。しかし、今回、政府は従来 of 国民健康保険行政を手直しする通達、いわゆる事務連絡を打ち出しております。この件につきまして、4点ほどお尋ねしたいと思います。

まず第1点ですけれども、子供のいる滞納世帯には短期証を出すよう通達を出しております。また、資格証世帯の子供に無条件に短期証を交付する法案が成立しております。親が納付相談に来ない限り、子供の短期証を渡さないなどの自治体に対しては、速やかに短期証を届けるよう自治体に再度通達を出していると、このようにお聞きしておりますけれども、このことにつきましての実態はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（山田明寛君）

子供に対する保険証の交付についてでございますが、議員御指摘のとおり、医療保険制度の安定的運営を図るため、国民健康保険法等の一部改正が本年5月19日に施行され、本年7

月1日より、それまでは資格証明書の交付世帯に属する中学生以下にとられていた有効期限6カ月の被保険者証の交付が高校生までに拡大をされているところであります。本市では、該当される高校生は2名います。該当者には、6月末に6カ月の被保険者証を送付することといたしております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

それでは、第2点目ですけれども、失業で国保加入となった人に自治体の条例で国保料減免を行う通達を出しているということですのでけれども、このことにつきましてはどうなっているのでしょうか。

健康づくり課長（山田明寛君）

失業者等の国保料の減免についてでございますけれども、御承知のとおり、非自発的失業者、リストラ等で失業された方の保険料の減免につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が今年3月31日に公布され、4月1日から施行されております。それに伴いまして、本市でも専決処分によりまして柳川市国民健康保険税条例の一部を改正し、4月の臨時議会において御承認をいただいたところでございます。

減免措置の内容といたしましては、65歳未満の非自発的失業者について、失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定するとしたものでございます。現在、減免申請を随時受け付けておりますけれども、申請件数は6月15日現在で61件となっております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

第3点目ですね。経済的に困っている人が医療の必要を訴える場合、大人に対しても短期証を交付する、こういう事務連絡が出ております。経営難や失業など特別な事情がある場合は資格証を出してはならないと、こういうことが強調されておりますし、その滞納理由を丁寧に把握するよう自治体に要請がっております。

先ほどの御答弁では、滞納世帯数が1,940世帯あるということでございますので、この実態についてどのような把握をされているのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（山田明寛君）

滞納の世帯1,944件ありますけれども、その中の実態がどうであるかという分については、今ここに資料をちょっと持ち合わせておりませんが、その資格者証の発生に伴う生活実態調査とかを把握しながら、そういう発行をやっていますよということで先ほどお話をしましたけれども、そのような十分生活実態なり該当者の納付相談等を受けながら、それを受けて、資格者証の交付については必要最小限にとどめているというふうな状況でございます。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

経営難とか失業などについての実態は、まだはっきりわからないということですかね。

健康づくり課長（山田明寛君）

収税対策課長のほうと今話をしましたけれども、把握はしていないということです。

26番（梅崎和弘君）

ぜひ把握をしてですね、やはり失業しておると、こういう場合は資格証を出してはならないということでございますので、そのような措置をとっていただきたいと、このように思います。

第4点では、窓口負担を苦しめた低所得者の受診抑制を改善するために、窓口負担の減免制度の積極的な活用、福祉事務所や病院とも連携した総合的対策の推進を求める通達が出ておりますけれども、このことに対しましての対策はどうでしょうか。

健康づくり課長（山田明寛君）

窓口負担の減免の関係でございますが、医療機関の窓口で支払う一部負担金につきまして、国民健康保険法第44条で、一部負担金の減免または徴収猶予ができることとなっておりますけれども、本市におきましては現在、規則等で減免の規定は設けておりません。一部負担金の減免につきましては、減免分について国保財政、国保税で補てんすることとなります。このため、国保財政の健全な運営と被保険者間の公平性を図るという観点から慎重に対応する必要があるというふうに考えております。

なお、国において、平成21年度に全国30の市町村国保保険者で一部負担金減免と保険者徴収制度のモデル事業が実施されております。その運用状況を踏まえて、今年度中に国より統一した基準が示されることとなっておりますので、それを踏まえ、規則等の整備を含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

また、昨年7月に、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について通知が出されておりますけれども、生活困窮者については生活保護などの福祉的な措置が必要と考える場合が多いため、福祉課と連携しながら現在対応しているところでございます。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

今のところは、窓口負担の減免は設けていないということですね。今後、ほかの機関とも協議しながら考えていきたいということですが、柳川市としましては、この窓口負担についてどのようなお考えでしょうか。先ほどの課長の答弁だけですか。

健康づくり課長（山田明寛君）

先ほど答弁申し上げましたけれども、平成21年度に国でモデル事業をやっております。その結果を踏まえて、今年度中に統一基準等が示されることになっておりますので、それを踏まえて市としては検討していきたいというふうに考えております。

26番（梅崎和弘君）

窓口関係は統一基準を見ながら考えていきたいということでございますので、ぜひ窓口負担の減免をできるようにお願いしたいと思います。

国保税を減額するための施策については、先ほど健康づくり事業云々、御答弁がっておりますけれども、この中の1つで、よく私が今まで言ってきたんですけれども、一般会計から繰り入れも必要じゃないかと思っておるし、一般会計の繰り入れの状況はどのようになっているのか、このことをお尋ねします。

収入に占める保険料の割合を見ますと、低所得者が入る国保がサラリーマンが入る保険の倍以上の負担になっている、このように言われております。この重い負担が未納や滞納につながっているんじゃないかと思うわけです。このことは、1984年、国保法が改悪されて、医療費の45%だった国庫負担を38.5%に減らしております。私は、一般会計の繰り入れによって国保税の値下げ、こういうことをすべきだと提案してきたわけですけれども、このことにつきましてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（山田明寛君）

先ほど国保税の減額の1つの施策として、健康づくり事業を今後展開していきますということで御答弁申し上げました。

先ほど議員のほうからは、一般会計からの国保会計の繰り入れについてお話がありました。一般会計から国保会計の繰り入れについての質問に対しましては、現在、一般会計から確かに国民健康保険のほうに歳入があります。その内容は、国民健康保険法第72条で定められた低所得者の保険料軽減に対する保険基盤安定分と保険者への支援分、また一般財源化されている職員給与分、事務費分、出産育児一時金分、国民健康保険財政安定化支援分で、法で定められたのみを繰り入れしているということで、それ以外の法定外の納入をいたしておりません。

その理由としては、一般会計からの繰り入れの財源をした場合、市民税等の税金を財源にすることとなりますので、それを国保の特別会計に回すこととなりますと、国保以外の方については他の社会保険等に参加され、保険料を支払っている方もいらっしゃいます。そういうことで、二重に負担をするという形になりますので、国保以外の市民の方の理解が得られないのではないかというふうに考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

ただいまの答弁で、法定内の国保税、これは一般会計から払っているということですが、これはですね、以前は国のほうが国庫負担でしていたものが各自治体に今おりてきているというふうなことじゃないかと私は思っております。

このことはちょっとあれしまして、1980年代の半ば、国保加入者の多くは自営業とか農林

水産業などで働いておられる方、無職者である失業者、年金生活者であって、その2割が国保加入者の多くを占めていたわけです。しかし、近ごろは、その無職者 職がない人ですね、こういう方たちが6割近くに達しているということですから、柳川市の場合、この無職者と自営業の割合というものはどうなっているのでしょうか、わかりますか。

健康づくり課長（山田明寛君）

無職者数の割合についてでございますが、柳川市の状況につきましては、残念ながら調査を行っておりませんので、データがありません。議員御指摘のように、国民健康保険は自営業者、農業・漁業従事者の方、高齢者の方のほか、失業して健康保険の資格をなくされた方が多数加入しておられると思います。昨今の景気状況を考えますと、柳川市においても同様の状況になっておるのではないかなというふうに思います。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

私は、この無職者についてはぜひ調査が必要じゃないかと思っておるわけでございます。今後ぜひその調査をしてほしいという要望を申し上げておきます。

この国保税につきましては、まだいろんな問題があると思えますけれども、ただいまずっと私が質問しました件について、金子市長は、前、国保関係の仕事についてあられましたので、全体を含めてどのようにお考えなのか、市長からの御答弁をお願いしたいと思いますけれども。

市長（金子健次君）

梅崎議員の質問の中で、無職者の救済措置をとということでございます。

この件につきましては山田課長が申しあげましたように、無職者の調査もいたしますけれども、そのほかに一般財源を投入するということにつきましては、二重負担の問題等もありますので、私といたしましては、その分については慎重を期したいというふうに考えているところでございます。

また、このほかに、基金等についても先般の議会の中で梅崎議員の質問がありました。本市におきましても、本年度末、22年度末の予定額といたしましては280,000千円ということで、金額そのものが少なくなっております。そういうことでも、基金の繰り入れ等についても、さきの議会の中で一般質問ありましたけれども、そういうことで、これについても慎重を期したいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど答弁いたしました、ことしの資格証明書等につきましても、また窓口の減免につきましても、一部、国のほうが指針を示すということでもありますので、それに準じて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

済みませんけれども、基金の問題についてこの質問が抜けておりました。

大牟田がこの基金は9.6%、大川市が5.47%、久留米は2.62%ですね。筑後市はゼロでございますけれども、先ほど山田課長からの御答弁がありましたけれども、この基金について少し詳しく御説明といたしますか、どういうふうにされるのか、御答弁をお願いいたします。

健康づくり課長（山田明寛君）

基金の今後の考え方ということになるかと思いますが、先ほど市長も答弁いたしましたように、基金はある程度確保しておかないと安定した国保運営ができないということがありますので、そういった考えで今後も基金の確保についてはやっていきたいと思っております。なぜかと申しますと、例えば、例として挙げましたけれども、インフルエンザ等の風邪等が一過性で発生した場合に何千万円なり1億円近い金額が要ることになりますので、それに対応する部分としても、基金というのは確保しておかなければならないというふうに思っています。

近隣の状況を議員おっしゃいましたけれども、それは多分、平成20年度の数字だというふうに思います。本市におきます21年度末の額は9.9なんです、22年度末にするとこの率がまた下がります。そういうことで、次年度の国保の予算編成等も考えますと、基金が限りなくゼロに近い状況の中で予算編成をするというのは非常に厳しいものがあります。そういうことで、健康づくり等の事業で医療費を抑えていくということは、努力もしていかなければなりません、国保財政がそれをいたしましても非常に厳しい状況にあるということも御理解をお願いしたいというふうに思います。

26番（梅崎和弘君）

先ほど言いましたように、国保税については、まだまだいろんな問題があると思っております。きょうはこれで終わりました、次に進みたいと思っております。

まず、定住自立圏構想についてですけれども、副市長御答弁ありましたけれども、総務委員会の資料によりますと、6月1日から6月30日までパブリックコメントを行いますとありますけれども、きょうはもう6月21日ですね、3分の2の期間が過ぎておりますけれども、何名ぐらいの方から意見が寄せられているのか、お尋ねします。

企画課長（橋本祐二郎君）

定住自立圏の形成に関する協定書案につきましては、6月1日から、先ほど言われましたように6月30日まで、今月いっぱい、パブリックコメントを実施するようにしておりまして、現在までに1名の方からコメントをいただいております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

資料によりますと、このパブリックコメントとは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、その案に対する意見、要望などを募集し、それらを考慮しながら最終案を決定するとともに、市の考え方をあわせて公表していくものと、この

ようにありますけれども、先ほどの御答弁では今のところ1名ぐらいということでありまして。こうすることで、市民の皆さんからの意見、要望、こういうことがありましたと言えるでしょうか。もう少し市民の皆さん方の御意見を聞くような段取りが必要じゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

企画課長（橋本祐二郎君）

先ほど議員が言われましたように、パブリックコメント制度につきましては、市が市民の生活に及ぼす重要な施策、例えば各種の計画とか条例などを決める際に、事前にその案を公表しまして、市民の皆さんから広く意見等を求めるとともに、寄せられた意見を施策に生かせるかどうかを検討して、その結果と市の考え方を公表する制度でございます。たとえ1人の方の意見であっても、それが施策に生かせれば当然生かせますし、今度の協定は大牟田市と結ぶようにしておりますので、大牟田市と協議しまして、その結果をまた公表することといたしております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

ただいまの答弁を聞いておりますと、パブリックコメントですね、どげんちゃよかやっかというふうな答弁にしか私は聞こえないですけれども、やはりもっとですね、先ほど言われましたように、その重要な施策について事前に市民の考え方を聞くということであれば、もっとそのような対策が必要じゃないかと思えますけれども、これについて副市長どうでしょうか。

副市長（刈茅初支君）

梅崎議員が言われますように、市民の意見を広く求めるために、このパブリックコメントという制度があるわけございまして、結果としては、今回のケースですと1人というようになことで、なかなか関心が薄いのかもかもしれませんが、一応制度としては広く求める制度としてあるわけですから、これを市民の方にもパブリックコメントの制度を周知していく必要があるかというふうに考えております。

26番（梅崎和弘君）

柳川市の場合は、結婚サポートセンターを活用して、県内の晩婚者や未婚の方の増加を防ぎたいと、このようにありますけれども、このような構造、今の段階で公表されるかどうか知りませんが、どのような構想でしょうか。できる範囲でよかったら御報告お願いします。

企画課長（橋本祐二郎君）

本市では、少子・高齢化が驚くほどのスピードで進展しておりまして、特に少子化に伴います人口の減少に拍車がかかっております。この問題解決に向けての取り組みが急務となっております。これまでに少子化対策としまして、第3子の優遇制度などの子育て支援事業

を実施してきました。

今年度の新たな取り組みとしまして、少子化の大きな原因であります未婚化、晩婚化の流れを変えるために、これは市長のマニフェストにもありましたけれども、柳川市結婚サポートセンター、この愛称を、仲人さんという意味で「なかだっつぁん」という愛称をしまして設置することにしておりまして、結婚相談とかパートナー紹介、イベント開催による出会いの場の創出などの結婚サポート事業をすることにしております。

現在、大和公民館の2階の会議室に、このセンターを7月1日からオープンするように準備を進めているところでございます。今後は定住自立圏構想に基づきまして、柳川市だけじゃなくて、大牟田市、みやま市へもこのサポートセンター事業の広域化を図って、会員の出会いの機会をふやして、成婚数の増加もふやして定住化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

この結婚サポートセンターを通じて、ぜひ少子化対策につなげていただきたいと思います。

この定住自立圏構想については、今後とも執行部と議会、議論を十分やりながら進めていく必要があるんじゃないかなど、このように思っておりますので、ぜひよろしく御検討といえますか、今後の議論ですね、今度の場合も、あら、これはいつの間にこういうふうになっておるか、ただ総務委員会だけの説明でよからうかというふうに考えておりましたので、ぜひもっとですね、議会の側にも説明する必要があるんじゃないかと、このように思います。

次に行きますけれども、沿岸道路が完成しますと作物への被害がもっと広がるのではないかなど、このように思うわけです。そして、今度の大豆は転作作物の1つでありますけれども、転作作物がほかの作物になった場合どうなるのか、いわゆる照明に対する各作物の反応についてですけれども、この辺ちょっと調べてあるでしょうか。よろしくお願いします。

農政課長（成清博茂君）

沿岸道路に対して、影響がまたまた大きくなるのではないかとということですが、やはり農政課といたしましては、作物への影響は大変懸念しているところでございます。作物によって影響が違いますし、また、照明の明るさによっても被害の影響が違ってくるかと思っております。

国のほうにお尋ねしましたところ、これまでに柳川地区内で設置された照明に対しては、8つ程度の照明に対して、遮光板を設置して光が当たらないようにと配慮をしてあるところですが、また、今後どんどん完成していきますけれども、国のほうにおきましては、夜間照明の設置については、できるだけ必要最小限にとどめるとか、また周辺の照度をできるだけ抑えろとか、そういう配慮をしていって、また周辺の農作物に影響がないように対応をしていくという配慮がなされるというふうにも伺っております。

今、転作作物が大豆が中心になっているわけですが、ほかの作物についての影響と

ということです、昼と夜の作物においては、昼と夜の長さによって反応、生育が違います。照明というか、光につきましては、少なからず食物に対して影響は出るかと思っております。度合いもなかなかわかりませんが、特に大豆については影響が多いというふうに思っておりますし、開花時期、成熟のおくれなどによって収量減、また品質低下につながっているようにございます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

この件につきましては、ぜひ県のほうに対しても被害の補償の問題とか今後の対策について十分申し入れをしていただきまして、その作物に対する被害がないようにぜひ対策をお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、路側帯の件ですね。ここで1つ要望がありますけれども、いわゆる昭一校から宮下公民館前の道路、ここは子供たちの通学路になっておりますけれども、道路幅が狭くて、バスとか自動車が来れば本当に子供たちは小さくなって、こう横に立っておるような状態でございます。今は白線を引いてありますけれども、これを、路側帯を着色して子供たちが少しでも安心して通れるような通学路の検討をしていただきたいと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

今の梅崎議員の質問にお答えする前に、先ほどの路側帯を着色した箇所が何カ所かというところで、矢留小学校までの区間のところで訂正をお願いいたします。それとともに、おわびを申し上げたいと思います。矢留小学校までの区間のところで、648メートルということでしたけれども、これは948メートルの間違いでございました。どうも失礼しました。訂正をお願いしたいと思います。

それでは、先ほどの昭代第一小学校から宮下公民館のところに抜ける市道の件でございますけれども、議員御質問の市道間西浜武線は、県道大牟田川副線の柳川市間のタックス前の交差点を起点といたしまして、同じく県道大牟田川副線の柳川市西浜武のNEC前の交差点を終点とする市道であります。間から第一小学校までは延長約1.1キロでございますけれども、幅員が5メートル未満と、先ほど議員がおっしゃいましたように非常に狭小でございます。また、この区間におきましては西側のみ外側線が設置されておまして、路側帯の幅は1メートル前後ありますけれども、車道部分につきましては4メートル未満であります。安全安心課を窓口といたしまして、柳川警察署のほうに相談いたしましたところ、この外側線を広げるということは、交通安全上できないという回答でございました。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

それじゃ、着色するだけはいけないわけでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

現在の路側帯を着色することはできないかということでございますけれども、福岡県県土整備事務所において実施した事例によりますと、1メートル当たり大体5千円程度必要となるそうでございます。ただいま議員が質問の約1.1キロあります区間におきまして着色を実施することになりますと、5,500千円程度の予算が必要ということでございます。現在、建設課におきまして提出いただいております地元要望に対して、財政上対応に苦慮しているのが現状でございます。さらに5,500千円の予算の確保となれば非常に厳しいものがあるかと思えます。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

ぜひこの問題、取り組んでいただきたいと思います。高齢者の多い道路や観光客の散策する道路について、このことにつきましては市長のほうから早期に取り組んでいきたいというふうな答弁があっておりましたので、ぜひこのことを実現していただきたいと思います。このことを要望しまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時14分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。11番矢ヶ部広巳でございます。龍益男議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

どこの市や町や村でもそうですが、人口の減少に歯どめがかからない、このことが、地方自治の衰退に拍車をかけている状況にあります。

柳川市の人口動態の推移が、先日発表されました。それによりますと、毎年、年間600人から800人の減少が続いているようであります。「さあさあ、いらっしゃい」、「死ぬなら今のうちですよ、今がチャンスですよ」、「200千円のエコノミープランから、1,500千円を超える花いっぱいプランまで、御予算に応じていろいろ用意しております」、新聞の折り込みチラシが週に2回はすべての新聞に入っております。

ところで皆さん、柳川市では、一体1年間に何人の方が御浄土へお旅立ちになられていると思えますか。

柳川市内には、葬儀社は、天光社、白雲社、ＪＡおもひでホールがあります。天光社は４カ所、白雲社は２カ所、ＪＡおもひでホールも２カ所持っておられます。それぞれが１つの葬儀所で２カ所ずつの葬祭場が設営されておりますから、全部で１６カ所もの葬儀場になります。

それでは、１日に柳川市では、何人の方が亡くなっているかといいますと、わずか１日に２．４人です。つまり、２．４人のお客さんを１６のお店屋さんがしのぎを削っているということになるわけであります。

一方では、柳川市では、１日に１．５人の赤ちゃんが御誕生になっております。１日２．４人生まれて１日に２．４人が亡くなっているとするならば、柳川市の自然増減はプラス・マイナス・ゼロであります。述べましたとおりに、１日に１．５人生まれて１日に２．４人が亡くなっておりますから、１日に０．９人ずつが自然減となっている状況になります。

若者がどんどん柳川市に転入してくる、入ってくる。そのためには、暮らしやすい、魅力ある柳川市をつくる以外に柳川市の人口をふやす手だてはありません。金子健次市長の手腕をお手並み拝見というところがございます。市長の持てる力を思う存分發揮していただきますことを心からこいねがうのであります。

私は、柳川市の人口が少しでもふえる礎になることを願って、大きく４点を通告させてもらっております。

１つは、郵便局でも市の税金が振り込められるように。

１つは、中山小学校の複式学級は、さてどうなるのか。

１つ、平常日の学童保育の１時間延長を。

１つ、学生の喫煙事件。

具体的には、自席にて、一問一答形式で、つまびらかに質問をさせていただきます。

議長の御配慮を心からお願いして、ここからの質問を終わります。ありがとうございました。

11番（矢ヶ部広巳君）続

まず、第１点であります。郵便局でも市の税金を振り込めるようにということで、先日、私は軽自動車税を払ってくれという通知を受けました。すぐに郵便局に払い込みに行きました。郵便局というのは、私のすぐ近くに橋本簡易郵便局がありますから、そこに持っていきました。ところが、郵便局では取り扱いができません。なぜか。市民がどこでも税金を納められるようにするのが大切ではないかと思いますが、なぜ郵便局ではできないのか。どうかお答えをお願いいたします。

税務課長（山田敏昭君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

現在、市税の収納につきましては、納付書による窓口納付と口座振替の２つの方法によっ

て行っております。

窓口納付につきましては、市内にある金融機関、銀行、農協、漁協などの本・支店等が納付場所となっております。しかし、郵便局は入っておりません。

また、口座振替での納付につきましては、郵便局を加えた市内全金融機関が対象となっております。

議員のおっしゃるとおり、送付されてきた市税納付書を使って郵便局での窓口納付はできない現状でございます。それは、これまで市が金融機関に支払う取扱手数料が、銀行等の金融機関では無料であり、郵便局では有料となっております。郵便局だけに取扱手数料を支払うとなると、他の金融機関との調整が非常に難しく、郵便局での窓口納付については行っていないのが現状でございます。しかしながら、郵政民営化後、この手数料の根拠となっていた法律の廃止を受けて、その条件が緩和され、郵便局での窓口納付の取扱手数料が無料となり、窓口納付ができる市町村が徐々にふえつつあり、近隣の筑後市、八女市で、郵便局での窓口納付を始めております。

また、郵便局を含む新しい納付書を作成する場合には、電算システム改修のための費用も必要となってきます。

こういった状況を踏まえまして、本市でも、納税者の利便性の向上の観点から、費用対効果を十分考慮しつつ、郵便局での窓口納付を、平成23年度に行います電算システムの再構築にあわせて検討してもらいたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまりこういうことですね。今までは郵便局は公営やったやっかと。民間やったら無料やった。公営やったら手数料が要ったと。ところが、今度は、郵政も民営化したから、無料になったから、今後は郵便局の取り扱いもできますよということですかね。はい、いいえで答えてください。

税務課長（山田敏昭君）

はい、そうです。

11番（矢ヶ部広巳君）

はい、わかりました。

次に、今まで、ほかに郵便局で振り込みができない種類があったと思いますけれども、もうそれは全部オーケーになったということでしょうか。どうぞ。

税務課長（山田敏昭君）

郵便局での振り込みができないものは、市税のほかに、住宅使用料、水道料、保険料、水路使用料等、公費すべて、現在、郵便局窓口納付はできませんけれども、それも含めたところで検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

検討ですか、もう民間になったからよかっちゃないとね、違うとね。

税務課長（山田敏昭君）

失礼いたしました。

窓口で収納することで始めるということで、やることで考えております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

考えておるやなくて、するて言いよっちゃろ。

税務課長（山田敏昭君）

はい、します。すぐできませんので、電算改修を含めたところで、やる方向でします。

11番（矢ヶ部広巳君）

できるて言いよっです。はい、ありがとうございました。

それでは、次の項に入らせていただきます。

次は、中山小学校の問題であります。

来年度は、中山小学校の複式学級はどうなるかということですが、今年度から、1年生は生徒数が3人であり、2年生が5人であり、したがって、1年、2年の複式学級の対象に該当しておりました。しかし、金子市長を初め、北川教育長、地元の中山小学校区民の皆様方の献身的な御努力によりまして、激変緩和措置ということでありがたく免除していただきましたが、どうでしょうか、この措置は、来年度も激変緩和措置ということで続けていただくのでしょうか、どうでしょうか。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

今年度につきましては、議員おっしゃいますように、激変緩和措置ということで、本来、1年生と2年生が複式学級になるところを、1名増員いただきまして複式学級とはなっていないところでございます。しかしながら、この激変緩和措置は1年限りということで、県教委のほうからは回答があっているところでございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

残念ながら1年限りということですね。そしたら、来年度ですね、新入生。つまり1年生は、ことしも2人ふえて5人です。そうすると、今の2年生が3人上がります。来年度の見込みは、1年生が5人、2年生が3人、3年生が5人、4年生が5人となって、1年生と2年生、さらには3年生と4年生が複式学級の対象となるわけですが、そう理解していいでしょうか。

教育部長（高田 厚君）

複式学級の基準といたしましては、1年生を含めました複式学級については8名以下、その他の学年につきましては、16人以下になると複式学級となるわけでございます。

このようなことから、来年度の見込みの人数から申し上げますと、1年生と2年生及び3年生と4年生で複式学級になるという見込みでございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

つまり、来年からは、もうダブルで1年生と2年生が複式学級、3、4年生が複式学級、5、6年生が単式学級ということで、中山小学校では、本来は6のクラスがあるわけですが、トータル4つのクラスになるということ。そうなった場合は、例えば、教頭先生がなくなるとか、先生等の配置はどうなるのか、お答えください。

教育部長（高田 厚君）

先生の配置につきましては、学級数に応じまして教職員の配置基準がございます。仮に、4学級になった場合の先生の配置につきましては、校長先生1人、それに教員が5人ということになります。そのほかにも、養護教諭1名、事務職員1名、合計の8人ということで、今、議員おっしゃいましたように、教頭先生の配置がなくなるということでございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

教頭先生が1人、今よりも減るだけですかね。どうぞ。普通、クラスの先生が2人減るけん、なら3人減るわけ。

教育部長（高田 厚君）

お答えします。

教頭先生が1人減るということでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

今は6学級あるけん6人おんなはろうが、担任の先生が。そしたら、来年は、クラスが4になるけんがら、6引く4は2やろ。それと、教頭先生がおらんけん、3人にはならんということね。教頭先生だけが減るということかな。

教育部長（高田 厚君）

現在の人員配置から言いますと、今6クラスありますので、先生は7人いるということでございます。校長先生1人と教頭先生1人、それに教員がクラスに1人と。激変緩和で1人プラスしておりますので……（「何ば言いよつとか、ようつと言わんか」「まず、今は何人おるて言わんね。校長先生、教頭先生……」と呼ぶ者あり）今ですね、校長先生と教頭先生と教員が6名ということでございます。（「そんなら、8 7名……」と呼ぶ者あり）7名先生方はいるということですね。（「今7名」と呼ぶ者あり）はい。これが、教頭先生だ

け1人減になると、4クラスになったらですね。減になるということでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでいいね。今は6クラスあるけん6人やったろう、担任の先生が。来年は4クラスになるけん4人にならんということね。そうでしょう、今の答弁では。そんなら、1年、2年が複式学級になる。そうすると、2人の先生がつくということかい。3、4年生は複式学級になる、先生は2人つくということね。どうですか。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えいたします。

今現在、複式学級となっております、通常でしたら5学級となっております。それが、校長先生、教頭先生、本来は教員が5名になります。それに、今現在は激変和措置として、1人ふえているという状況でございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

したがって、来年は6クラスが4クラスになる。今は5クラスばってん、激変緩和措置で1人プラスされておるけん、6人おるじゃろう。来年は4人になるということは、今の答えじゃ6人というような答えにならんかね。おれの頭がおかしかね。

学校教育課長（高崎祐二君）

申しわけございません。表現がまずうございました。

先ほど矢ヶ部議員が言われましたように、4学級になりました場合は、校長が1名（「それはわかっじゃん、教頭が減るちいうけん」と呼ぶ者あり）はい、教頭がなくなる。それと、教員につきましては、一応5人がつくようになります。（「激変緩和措置として、そのまま1人は残るわけやな」と呼ぶ者あり）そうです。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

11番（矢ヶ部広巳君）

はい、わかりました。

それでは、1年生と2年生は8人で複式学級の対象でしょう。ところが、現在はちょうど8人じゃ。もし、1年生と2年生のどちらでもよか、2つ一遍でんちゃよかってん、1人ふえたらね、私はそう願いますが、複式学級の組み合わせはどうなるのか。1年生か2年生が1人ふえた場合、1年生がふえた場合と2年生がふえた場合に分けて、複式学級の組み合わせはどうなりましようか、わかりますか。

教育部長（高田 厚君）

1年生、2年生どちらかが1人ふえた場合はどうなるのかということでございますが、どちらがふえましても一応9名ということになりますので、基準を上回るということになりますので、1、2年生の組み合わせによる複式学級はないということでございます。しかしながら、2年と3年、3年と4年、こういった組み合わせは16人以下になりますので、複式学

級となるということでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

したがって、2年生と3年生が複式学級にその場合はなるのか、3、4年がなるのかを聞きよるわけです。

教育部長（高田 厚君）

どちらのほうにするかということは、一応、学校長の判断ということになっております。

11番（矢ヶ部広巳君）

そのときの判断だということね。

ならば、1年、2年生は教科が理科、社会がない、生活科でしょうが。3年生からが理科、社会になる。したがって、2年、3年が組み合わせになって複式学級になったとするならば、当然、習う科目が違うから、私は望ましくないと思うわけですよ。その配慮はどうするのか。そして、そういう、県内に2年、3年と一緒にあった複式学級が果たして存在するのかどうか、お伺いをいたします。

教育部長（高田 厚君）

教科からの関係で申し上げますと、2年、3年生でやるよりも、3年、4年生を複式学級にしたほうがやりやすいということは聞いております。

また、県内で、2年、3年で複式学級になっている状況はどうかということでございますが、現在、県内では、8校が2年、3年で複式学級を実施しておりまして、近隣では、八女市の黒木町の笠原小学校が実施をしているということでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

はい、わかりました。

北川教育長、北川教育長の腹づもりはね、そうなった場合はね、2年、3年をする気持ちがあるか、複式に。今までも、1人でもふえるなら、それは1年、2年、3年よりも複式になるけれども、1年、2年が1人でもふえた場合は、2年、3年をするよりも3、4年をしたほうが私は今の科目からいって望ましいと思いますが、教育長の心づもりはあるかどうかを聞きます。

教育長（北川 満君）

ただいまのお尋ねは、1年生が5名を超えて8名以上になるということになりますと、1年の複式が当然解消されるわけでございます。そうなると、2年、3年か、あるいは3年、4年かという問題になりますと、結論から申し上げます。3、4年でいきたいというのがほとんどの校長が考えているところじゃないかと思えます。と申しますのも、1年生、2年生で同じような目標で教科を教える場合と、目標が1年、2年、3年、4年、5年、6年を通じて全部違うところが教科でございます。そういったことを考えますと、例えば、生活科、今出ましたけれども、1、2年生は生活科をやります。ところが、2、3年生でこれを一緒

にしますと、生活科と理科を教えなきゃいけない、こういったちょっとした苦労がついて回るわけです。ところが、3、4年生になりますと、やはり御案内のように、国語や音楽や図工や体育が同じ学年として目標に上がっております。そうしますと、同じ学年で15名以下がきちとした形で整理して教えやすいと。目標に関連しての背景を考えての回答になります。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

私の気持ちと一緒にございましたので、助かりました。

ところで、「死んだ子の年を数える」ではありませんが、私としては、せっかくまいた種を摘み取られ、悔やみ切れない思いがあります。金子市長も、当時は執行部の中におられましたから御存じのはずであります。中山地区の急激な少子・高齢化で、人口はどんどん減っていく。活力が落ちている。のみならず、公営住宅の老朽化 中山にありました公営住宅の老朽化がひどかった。そこで、当時の町長であった私は、国の補助を受けて、まちづくり交付金事業の名目で、総額1,060,000千円をかけて公営住宅40戸、若者住宅20戸をつくることで、合併直前の平成16年12月議会に提案をさせていただきました。結果、当然、全員一致の議員さんの採決をいただきました。ところが、1市2町合併しまして間もなく頓挫したのは、皆さん御存じのとおりで、あのときに若者住宅20戸ができていたら、その子供たちが中山小学校に入学していたはずである。現在、わずか中山小学校は43人しかいません。恐らく、私はその倍になっていたかもしれないと思います。本当に残念でなりません。少なくとも、頓挫に手をかけた人は、中山小学校の生徒が減って困っておる等々のきれいごとは、私は絶対に言ってもらいたくないと思います。

そこで、市長に伺いますが、小学校の統廃合を考えておられますか、お願いいたします。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員のほうから、中山小学校の統廃合について、市長の見解はということでございますけれども、その前に、一般質問の冒頭に矢ヶ部議員のほうから、人口の減少、人口動態の推移についてもお話をいただきました。確かに、7万6,500人でスタートした、この新柳川市が、現在では7万3,000人を下回っております。そういう意味では、今後、人口をどういう形で歯どめしていくかということが大きな課題ではないかというふうに思っているところでございます。

私は、今の小学校の統合問題でございますけれども、平成23年3月には隣接いたします筑後市の新幹線がとまります新船小屋駅、筑後船小屋駅が開設をいたします。また、周辺地域の開発や、その波及効果について、児童数の増加を期待しているところでございます。

4月末の中山大藤につきましても、16万人の人があそこにおいでいただくという面で、そういう面でも今後期待をしておりますし、いろんな道路事情もよくなってきているところで

もでございます。私としては、柳川市の人口増をどういう形で今後やっていくかということで、維持をしていくか、それが大きな課題ではないかというふうに思っております。そのためには、柳川の暮らしアクションプランや、定住自立圏構想など、雇用の場の確保、また、子育てしやすいまちづくり、住まいの確保に腐心をいたしているところでございます。

一方では、今議会に柳川市立学校適正規模、適正配置化検討委員会の設置の条例案を提案いたしております。この中での検討は、子供たちの立場から中長期的なビジョンに立って、柳川市における学校のあり方を検討していただきたいと思っております。

具体的には、学校生活や学習指導面から、他方、学校運営における指導体制面からの、どのような環境が一番いいのかを検討する必要があるが出てきていると思っております。

未来の柳川を担う子供たちにとってどのような教育環境がよいのか、どうか大いに検討していただきたいと考えているところでございます。

私も先般、中山小学校の運動会に行きまして、児童数が少ない中でも、それぞれの先生たちが紅白に分けてやっている姿を見ますし、また、今後、中山小学校というよりも、全体的に柳川市の人口をどうやって保っていくかとかも検討していかなければというふうに思っております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

それでは、次の項に行かせていただきます。

平常日の学童保育の時間延長をということで、その前に、現在の学童保育所は、柳川市は、全小学校19校あるわけですが、19校のうち13校が学童保育所があります。つまり、6校はないようではありますが、それは、両開小学校、皿垣小学校、有明小学校、中島小学校、大和小学校、中山小学校ですが、その小学校からの学童保育所の開設希望はあっているかどうかを、まず伺いたいと思っております。

子育て支援課長（大石涼子君）

ただいま議員より、学童保育のない6小学校区から開設希望はあっていないかという御質問でございますが、現在、市内13小学校区に学童保育所を設置しておりまして、議員御指摘のとおり、6小学校区は開設しておりません。保護者からの開設希望はございませんが、中山小学校区につきましては、地元から学童保育所開設の要望は出されています。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

6校が学童保育所はないが、今のところ、中山小学校から希望があつておるといふことで、すね、それでよかです。

それで、私の勉強不足で失礼をいたしました。私はもう17時までで今の保育所は終わつておると思つておりましたが、17時30分までは帰りの会ということで子供を見ていただいて

おるようでございますが、今17時30分まで子供を見ておると。よかったら、それを1時間延長して、18時30分までできないものだろうかということを伺いますが、どうでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

学童保育所は原則として、日曜、祝日以外の月曜日から土曜日まであけておりまして、1日の開所時間につきまして、要綱では、月曜日から金曜日までが14時から17時30分まで、土曜日や夏休みなどの長期休暇時は午前8時30分から17時30分までとなっています。しかしながら、実際、指導員は定刻を過ぎて児童を迎えに見える保護者の対応や後片づけ後に施錠するため、帰宅時間は18時を過ぎることが多く、18時までの開所と同様の取り扱いとなっています。議員からは、平日の開所時間につきまして、18時30分まで時間延長ができないかということでございます。

大川市やみやま市など近隣自治体を見てもみると、おおむね18時までの開所が一般的となっているようでございます。18時30分までとなりますと、現在の開所時間を1時間延長することになります。そうした場合、児童の安全確保に必要な指導員の勤務延伸や、それに伴う経費増など、幾つかの解決すべき課題はございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

端的に言いますと、金が要るからだめだということでもいいですかね。

保健福祉部長（武藤義治君）

私のほうからそれにお答えいたしますと、経費の問題もでございます。それと同時に、学童保育そのものを運営してあります学童保育所運営協議会、こういったところとの協議も必要になりますし、また指導員さんの時間延長の問題、こういったところを総合的に考える必要があるということだと考えております。

11番（矢ヶ部広巳君）

私もその現場に入っておるから、なお言よるわけです。やっぱり17時30分までに大切な子供をとりに来いという、そりゃ親はいつときでも早くとりに行きたい。しかし、やっぱり仕事をしよっとね、17時30分まででなかなかやっぱり厳しいものがあるわけですよ。本当にこれは切なる願いですよ。もう多くは言いませんが、どうかそれが実現できるように、常々子供は宝と言よろでしようが。子供に金をかけるのは、金は幾らかかってもいいんですよ。だから、子ども手当を毎月13千円払うようになったじゃないですか。高校の授業料でも無償化したんでしようが。やっぱり私は、子供は本当に宝ですよ。柳川市では、私が冒頭言ったように、1日にわずか1.5人しか生まれておらんという、大事に大事にしてもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

時間がありませんから次に行きます。

学生の喫煙事件についてであります。

今回発覚した事件は、スポーツ紙でも、あるいはテレビでも、新聞でも、もちろん公表されまして社会問題となりました。日本相撲協会の賭博事件と変わらん。

そこで、まず伺いますが、今度の場合は高校でありましたが、柳川市内の小学校、中学校でもたばこしよる事件の実態はどうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

児童・生徒の喫煙についてであります。平成21年度の実績で申し上げますと、小学校からの報告はありませんが、中学校からの報告は11件上がっております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

その11件を具体的に、例えば、何々中学校は何件とか言われませんか。言われなければ、A中学校は何件、Bが何件ということはどうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校名を挙げるのは控えさせていただきますので、まず、A中学校で4件、B中学校で3件、C中学校で4件になっております。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

今、中学校は6校、なら6つのうちに半分ということやな。はい、わかりました。

今回の学生の喫煙事件についてお尋ねしますが、この学校は、本年4月から柳川市の体育館を使って授業をやっておりますが、その実態はどうでしょうか。

生涯学習課長（田中利光君）

お尋ねの利用実態ですが、平成22年度より体育の授業に利用されております。

年間の使用時間は、学校からの利用計画では、1日2時間、週1回、年間34回程度が計画をされております。

利用実績は、4月に1回、5月に4回、6月に3回利用されております。クラブ活動には利用されておられません。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

1日に2時間ということですね。ということは、34回やから、1年間に68時間使うということですが、1回の使用料は幾らになってますか。

生涯学習課長（田中利光君）

1回の使用料ということでお尋ねでございますので、柳川市体育施設条例に基づき、柳川市民体育館、メインアリーナの使用として、1時間当たり2,700円をいただいております。減免の措置は適用いたしてございません。

11番（矢ヶ部広巳君）

その高校の授業中の市体育館の使用料の支払い、それは、その都度払っておるのか、それとも月締めなのか、どうでしょうか。

生涯学習課長（田中利光君）

使用料の支払い方法ですが、毎月最後の授業終了後にお支払いをいただいております。

支払い実績としまして、4月に5,400円、5月に21,600円、6月に16,200円をお支払いいただいております。

11番（矢ヶ部広巳君）

新聞やテレビによりますと、この高校生は過去もたばこで処分を受けていながら、事もあろうに、先生の前でやったということでもあります。先生も先生なら、生徒も生徒であります。しかも、この先生は、高野連にその事実を隠していたことも判明をした。つまり、たばこの常習犯であったということでもあります。市の体育館を貸しているときにたばこをやっていたということはないですか、どうでしょうか。

生涯学習課長（田中利光君）

体育館の使用は現在いただいておりますけれども、私のほうで対象者をお尋ねしたところ、この利用者の中には、お尋ねの方は含まれていないようでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

その対象者は、利用の対象になっておらんけんがら関係なか、そげな甘い考え方はないよ。全部がいつ隠れてたばこを吸うかわからんとですよ。その人はたまたま今度そういうことでわかったからですけど。そして、それは自分も犯罪とはやっぱり自覚はしているはずだ。ということは、やっぱり隠れて吸いよるか。この事件になった人は、先生の面前でたばこを吸うたけれども、大概の人が隠れて、家でも同じですよ。隠れて吸っているはずですよ。その点十分にやっぱり配慮をしていただきたいと思います。どうですか。

生涯学習課長（田中利光君）

学校のほうの体育館の使用に当たっては、授業の一環として、学校の管理下で使用いただいております。そこには、ちゃんと管理をいたします先生がついて授業が行われておりますので、その中で喫煙があるというふうなことはちょっと考えられないんじゃないかなというふうに私どもは思っております。

11番（矢ヶ部広巳君）

考えられないことが起きたやないですか。先生の目の前でたばこを吸いよったということですよ。そうでしょう、矛盾せんね。それを先生は、高野連にも報告しとらっさんやった。軟式野球の高野連の大会の前やったけれども、それも報告しなかった。だから、朝日新聞社主催の第1回の予選には出ておるわけでしょうが。監督の目の前でたばこを吸った一人が、自慢したかったのか理解に私は苦しいですが、自分のブログにこのときの様子を書き込んだために発覚をしたわけであります。

そこで伺いますが、今回の事件が起きて、当該の高校の校長先生なり理事長さん等から、柳川市に対して何らかの釈明等はあるかどうか、それとも一切ないのか、どうでしょうか。

教育長（北川 満君）

ただいま当該校の事件につきましての釈明の件でございますが、新聞紙上に載ったのは、たしか6月5日だと思います。その後、翌週の8日の日に11時、教育長室をお尋ねになっております。見えた方は、理事長、そして校長の2名でございます。その折に、新聞記事をもとに事件の経緯を報告いただき、今後、再発の防止に全面的に努めてまいりたいということでの釈明をお受けしております。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

済みません、ちょっと聞き漏らしましたが、理事長と校長先生が北川教育長にお見えになった。何月何日の何時何分でしょうか。

教育長（北川 満君）

お尋ねの件、お答えいたします。

6月8日午前11時2分でございます。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

それで安心をいたしましたね。もう全然来ていないというなら、私は厳しく言おうと思ったんですよ。そんなね、不心得な校長先生なり理事長さんではなかったということで安心をいたしました。

私は、平成20年6月29日に、ちょうど今から2年前になりますが、60歳代の男性の方から電話をもらいました。城内小学校の前から今古賀に抜ける道路に住んである方ではありますが、いつも高校生が家の前を、たばこを吸いながら学校から帰っている。そういう姿をいつも見るかどうかということを受けまして、私は、すぐ市の総務課のほうに言って、警察に言わせて措置をしてもらったわけですが、柳川市は安全安心課もあります。地域住民と一緒にあって、非行の芽を絶つことが大切であると思っておりますが、どうでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課のほうにも御質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

矢ヶ部議員が申されますとおり、喫煙を初め、青少年の非行防止につきましては、学校、家庭、地域が連携を密にしまして取り組まなければならない問題であると考えております。

地域の防犯活動につきましては、本柳川市では68の各種団体、約3,000人の市民の皆様の御参加によりまして、警察署及び市と連携しまして登下校時などの安全安心まちづくりパトロールや防犯協会各支部によりまして夜間パトロール、それから、防犯指導員の皆さんにより

ます夜間補導、夏休み期間中の補導などが行われておりまして、青少年非行につきましても、地域の目を光らせているところがございます。

また、地域や学校、家庭への防犯意識、非行防止への啓発のため、警察署と市、学校が連携をしまして、小・中学校を初め、高校、専門学校での喫煙、薬物乱用指導への規範意識の向上を図る防犯教室や非行防止の情報連絡を行います学校警察連絡協議会、それから、地域と警察・交番の情報交換を行います交番連絡協議会などを通じまして、青少年の非行防止が図られているところがございます。

たばこの件につきましては、現在、たばこは自動販売機では成人認識カード　タスポをかざさなければ購入ができません。しかし、自販機が青少年のタスポ使用を確認できない、見えないところにあったり、コンビニ店など、そういうふうなたばこ販売店で未成年者の確認が不十分であるということもあります。安全安心課としまして、警察署と連携をしまして、たばこの販売店やコンビニ店などに対し、未成年にたばこを販売しないように注意喚起の広報を行いまして、青少年が喫煙しない環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

先ほど中学校で、平成21年度、A中学校で4件、B中学校で3件、C中学校で4件発生をしていたということではありますが、今、安全安心課長がおっしゃったように、子供はたばこを自動販売機で買うことができないわけですよ。だから、平成21年度に中学校で発生した子供たちは、そのたばこをどのようにして手に入れたか調査されましたか、どうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうでお答えしたいと思います。

喫煙したたばこの入手先ではありますが、昨年度の例で調査をかけました。それで、まずは、親が買い置きしていたもの、それから友達からもらった、親のタスポを使用した、それから対人販売の店でもっともな理由を言って買った、それと1件ですが、万引きというものもございます。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

もう本当に、私もPTAの役員をして、こういう実態が、私が役員をしておるときもありました。そして、子供が校長先生に呼びつけられ、そして親が何と云うか。「ほら言うとならうが。こそっと、わからんごとたばこは吸えち、あげん言うとならうやっか。どうしておまえはわからんとか」て親が怒ったんですよ。もう情けないのが現実です。そういうことでありますから、当然、親も私は注意すべきであると思います。高校生に限らず、たばこ、万引き、今いろんな事件が出てきておる。世の中はもうすさんでしまっております。小・中学生、高校生も非行から守るということは大切なことであります。

今言ったように、たばこや万引き事件が上がっておるということでありますが、さらに非行防止にですね、金子市長、市が力を入れていただきますことを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時7分 休憩

午後1時10分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番（古賀澄雄君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番、公明党、古賀澄雄です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い順次質問をいたします。

今回は、常任委員会の視察研修を成果としての質問とさせていただきます。

初めに、協働による観光のまちづくりについてお伺いをいたします。

長浜市では衰退する市街地を再生するため、市民、行政、関係団体が一体となった取り組みを行い、以前は1時間に人が4人と犬が1匹しか通らなかった商店街が、現在は500万人が往来する観光都市となっております。きっかけとなった長浜城の再建も建築費の約半分が市民の寄附によるもの、そこから市民のまちづくりへの意識が変化し、黒壁の誕生を機に市民協働のまちづくりが行われております。

現地視察で最初に寄った店の店主も、この商店街振興の中心的な人物でありました。店主の案内で生の声を聞きながら商店街を歩き、その商店街と人々のかかわりが熱く伝わりました。まさに人がまちづくりを活性化していくことを実感いたしました。

本視察を通して、歴史的な地域資源の有効な活用と、市民、行政、団体が一体となった市民協働のまちづくりへの参考となりました。長浜の人々は、いわゆる観光地をつくりたかったわけではなく、あくまで伝統を現代に生かしていく、美しく住むという伝統の再生をしたかったのであると話してあります。昭和58年に完成した長浜城歴史博物館は市の施設ですが、11億円の建設費のうち、430,000千円が市民からの寄附で賄われ、まさしく市民の手による博物館が完成することになります。新たなまちづくりのシンボルとなっているのです。

私は、長浜市の観光まちづくりを支える5つの心、その1つであります協働の心がまさしくまちづくりの生命線ではないかと思っております。

そこで、協働による観光のまちづくりについて、本市はどのように考え、取り組みをされているのかをお伺いいたします。

次に、新しい農業の創出についてですが、岡崎市では温暖な気候と恵まれた立地条件を生かし、水稻を初め、野菜、果樹、花木、キノコ、畜産など、多岐にわたる農業が行われております。しかし、農業を取り巻く情勢の変化に伴い、新技術を利用した優良種苗の開発、増殖や環境に優しい持続型農業の研究開発に、平成2年、農業バイオセンター計画を策定、以降、技術拠点施設を整備、バイオ研究、育苗、キノコ試験栽培、キノコバイオ持続型農業開発、イチゴ育苗など、施設を建設して生産技術の提供に取り組み、また、新鮮な地元の農林物産の展示即売を通して、生産者と消費者が触れ合い、交流する場を提供するため、おがき農遊館並びにふれあいドーム岡崎を建設し、管理運営は第三セクター方式の株式会社を設立し行い、その後、会社を解散し、指定管理者あいち三河農業共同組合に移行、売り上げは年々増額しているということです。岡崎市の新技術開発や展示即売の取り組みは、大変参考になるものです。

そこで、生産技術の提供及び生産者と消費者が触れ合い交流する場の提供は、新しい農業の創出に欠かせないものと思いますので、本市の考えと取り組みについてお伺いいたします。

以上で終わりますが、再質問については自席にて行います。よろしくお伺いいたします。

建設部長（蒲池康晴君）

古賀議員の1点目の協働による観光のまちづくりについて、お答えいたしたいと思います。

議員御承知のとおり、国におきましては観光立国推進基本法、それから観光立国推進基本計画、こういったものが出され、観光立国の実現が21世紀の我が国の経済社会の発展のために不可欠な国家的課題とされておるところでございます。

また、平成20年10月1日に国土交通省に観光庁が設けられまして、平成21年12月30日には新成長戦略が閣議決定され、観光立国の推進は6つの成長戦略分野の1つとして位置づけられたところでございます。

現在、観光施策では住んでよし、訪れてよしという言葉が多く使われています。これは地域に住むすべての人が、みずからの地域社会、都市を愛し、誇りを持ち、楽しく暮らしているならば、おのずとだれしもがその地を訪れたいという考え方でございます。

一方、我が国では総人口の減少、それから少子化、高齢化の問題などが進展しておりまして、これは地域の消費活動が縮小するというところに直結するわけでございます。このため、外からのお客に来ていただき、地元で多くの消費をしていただくための集客交流事業はますます重要となると考えておるところでございます。

また、観光自体も変化しておるところでございます。団体観光と個人観光の比率でございますけれども、団体2、個人観光8というような割合と言われております。観光が成熟化しまして、旅行の形態も団体の物見遊山的なものから目の肥えた個人の自己実現のための旅へと転換しているところでございます。これまでは、どこへ行こうかといった観光が、そこに行って何をしようかというふうな観光の時代に入っているというふうにご認識しているところ

るでございます。

実際、各地で地域の人が事業主体となって先ほどの古賀議員の黒壁でもそうですが、おいでよと声をかけ、観光客を集客し、交流を深める旅の形態、いわゆる着地型観光が進められているのはこういった背景からでございます。

このような中、本市におきましては、平成21年3月に観光まちづくりの視点から柳川市観光振興計画を策定いたしました。これは地域が主体となって生活者に主眼を置いた取り組みであることが、従来型の観光地づくりとの大きな違いでございます。地域住民の定住環境、それから観光素材となる地域の資源、そして、観光客の満足の3つの要素のバランスをとりながら持続的な観光振興と地域の活性化を目指す、こういったものを宣言したものでございます。観光は観光地をつくるのが目的ではございませんで、地域の活性化の手段であり、観光まちづくりを実現するには古賀議員御指摘のとおり、市民との協働が不可欠となるものでございます。

これまで本市では掘割を生かしたまちづくりを初め、観光ボランティアガイドの育成など、協働によるまちづくりを進めてきました。また、昨年7月には市民協働による観光プロジェクトチームを立ち上げるとともに、市内郷土研究家の皆さんと一緒に旧街道、旧小路まち歩きマップを制作いたしました。それから、九州産業大学と連携いたしまして、うなぎめしマップ、それから、街角食堂マップを制作いたしまして、市民の皆さんとの協働の心づくりの一步を踏み出したというところでございます。

今後は、今ある地域資源の掘り起こし、それから、地域の人との語らいの場づくりから始められないかと協議を進めているところでございます。そうすることで柳川に合った、柳川らしい地域に密着した着地型観光に向けたきっかけをつくりたいと、そういったふうに考えておるところでございます。

また、観光はすそ野の広い産業でありまして、地域の活性化に果たす役割は大きいということが言えます。産、学、民、官の連携、それから、分野横断的な協力体制づくりにも積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

長浜市においても、いわゆる観光地をつくりたかったというわけではございませんで、あくまで伝統を現代に生かして美しく住むという伝統の再生を行うことを目指したまちづくりを展開されたというふうに聞いておるところでございます。本市と長浜市の基本的な考え方は同じと言えるかと思えます。これからの本市の観光まちづくりを進める上で、長浜市初め、先進事例を参考にしながら協働による観光のまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

農政課長（成清博茂君）

古賀議員の2点目の新しい農業の創出についてということにお答えしたいと思います。

2点ほどあるかと思えますけれども、まず1点目の農産物の優良品種の技術開発等につい

ての市の考え方、取り組み方についてお答えします。

持続的な農業を行っていくためには、議員おっしゃいますように将来を見越した新たな品種開発は大変重要なことだというふうに思っております。消費者ニーズに合ったもの、また、収量の多いもの、それから病害虫に強いもの、それぞれの問題を調査、研究していかなければならないというふうには思っております。

ただ、現状を申し上げますと、今現在、筑紫野にあります福岡県の農業試験場において品種改良等の調査、研究が行われております。最近の開発でございますけれども、議員御承知かと思いますが、イチゴの新品種の「あまおう」、それからイチジクの「とよみつひめ」、それから、高温に強い水稻の新品種であります。今現在、本格的に本年度から作付されておりますけれども「元気つくし」などの開発がされているところです。

また、南筑後普及指導センターを中心に、市、行政、JA、それから生産者で構成をいたしております南筑後地域営農推進協議会、このような組織においても農業経営の安定のために試験栽培を行ったり、研修会の開催を行ったりをしているところでございます。

いずれにしても、新品種の技術開発、この面につきましては大変手間とか多くの時間を要するものでございまして、また専門知識を要する人員、開発施設等を要しますので、なかなか本市独自では困難かなというふうにも思っております。

今後も専門知識を有します県の農業試験場の支援とか、そういう組織を有効に活用して、また、JAとか普及センターと協力しながら農業経営の安定のために取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、生産者と消費者と触れ合い交流の場の取り組みについてでございます。

これにつきましては、現状といたしましては、農産物の直売ですけれども、蒲池のほうにありますふれあいの里、それとわずかでございますけれども、Aコープ内にありますふじの里、柳川のグループの方が出している直売のコーナーでございますけど、ふじの里、それから、個人でも直売所としても経営されております。それから、中島の朝市での農産物の直売、またイベントとしまして市民まつり、農業まつり、それから中山の大藤まつり、その辺のイベントのときに地元の農産物の直売等を行っております。

また、野菜づくりを体験する場といたしまして、市ではふれあい農園、それからJAにおいては、ごてづくり農園、それぞれを開設し、市民に提供しているところです。

また、今年度から柳川ブランド推進室におきまして、市内で生産されております農産物を知っていただくということもひとつに市民の皆さんを対象に公募いたしまして、農産物収穫体験を実施しております。5月にはイチゴの収穫体験、6月にはきのうの日曜日ですけれども、スイートコーンの収穫体験を実施しております。

今後もこの収穫時期に合わせた収穫体験等を実施いたしまして、生産者と消費者と触れ合いを通して柳川農業を理解していただければというふうに思っております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

それでは、再度、協働による観光のまちづくりについてお伺いいたします。

もう少し長浜のことを紹介したいと思います。

平成元年にオープンしました黒壁ガラス館、これは明治33年に国立第130銀行長浜支店として誕生をします。それが黒しっくいの外観から黒壁銀行と親しまれておりました。その後、明治銀行長浜支店を経てカトリック教会へと用途を変え、一時は白壁の外観に変わったと、それから、昭和62年に解体の危機に瀕します。それを聞いた市民の間から、長い間シンボルとして親しまれてきた建築物を保存しようと、こういう運動が起こりまして、今後の中心市街地活性化の拠点として活用しようと地元民間企業8社が3分の2、市が3分の1を出資して第三セクター株式会社黒壁を設立、出資金は130,000千円、行政は出資のみで経営にタッチしないということです。そのころが黒壁の前を休日の昼間1時間に通ったのが人が4人と犬1匹であったということです。13年目にこの黒壁ガラス館の入館者が年間200万人、訪れる観光客が500万人を超えるということです。

商店街の空き店舗の変遷でございますけれども、やはりこんなに人のいないまちを再生できるのかと、こういった不安の中で、この20年間の取り組みで現在見事に再生をしたと、こういった黒壁が何をもちたらし、牽引したのかということでございますが、いわゆる参加意識の改革、雇用の創出、市民交流、地域においては空き店舗の解消、町並み、景観及び新たなまちの文化を創出、前に進む活力と元気をもたらしたとしております。そして、今なお前に進んでいるわけでございます。

そこで、お伺いをしたいのは観光柳川のシンボル、これは何であるのか。また、市民の皆さんが誇りとして思っているのは何であるのか。これをお伺いしたいというふうに思います。

建設部長（蒲池康晴君）

ちょっと私なりの認識でございますけれども、ひとつ柳川百選の中で、大切にしたいもの、残したいものというので柳川百選というのが出ました。この中で、市民の皆さんから風物として残したいものというのが「掘割の巡るまち」それから「宝の海・有明海」それから「城下町の名残」「白秋の思ひ出」「市内の祭り」、こういったものが挙げられておるわけでございます。

そういったことを考えますと、やはり先人がずっと有明海の干潟から開拓をして、そしてこういったまちをつくってきたという歴史の中で、やはり私としてはシンボルとなるのは、一番思うのはやっぱり水、それから掘割、こういったものじゃなからうかというふうに感じておるところでございます。

それから、市民が誇れるもの、これもやっぱり同じようにそういったものじゃなからうか

と思っております。そういったものをより豊かにしていくということが大事じゃなからうかというふうに思っております。

2番（古賀澄雄君）

ただいま建設部長のほうから建設部長の思いを伝えていただきましたけれども、先ほど長浜を紹介いたしましたけれども、やはりみずからのまちはみずから出資しながらでもシンボルとなるようなものを、いわゆる建設していったと、こういう歴史の中で再生が行われたという、そういう実感をまたしておるところでございます。

そういう意味で、この黒壁という長浜のこの事業というのは、商業や観光といった経済面だけではなくて、長浜のやはりまちづくりの象徴として、市民の誇りとしてでき上がってきたと、一つの文化というのが築き上げられたと、そういう感じをいたしておるところでございます。

長浜の美しさは町家で緻密に構成されたコンパクトな町並みにあり、十字に交差する街道を軸に、大通寺、長浜八幡宮を要する範囲、その周辺の市街地を抑制しつつ、住環境の整備を含めて活性化していくコンパクトなまちの再生を目指すということにしております。

私は、この視察を通して思ったことは、柳川市にもコンパクトにくくって見れば、こういった長浜にも負けないようなゾーンといいますか、地域がたくさんあるのではないかと、こういう感じをいたしたわけでございます。長浜のこの黒壁を中心として、市民みずからが出資などの形態でこの組織を多数立ち上げて、それらが相互に連携をして全体の一つのまちづくりが生成されている、そういう長浜の要素を見ますと、この柳川市におけるこのコンパクトなまちづくりということについて、今までにもそういう話題が上がってきたのか、また、そういったことについては市として考えがあるのか、そこら辺をお答え願いたいと思います。

建設部長（蒲池康晴君）

戦後の日本の社会といいますのが、非常に郊外へ郊外へということで拡大をしまして、そして都市内部が空洞化してきたというふうなことが上げられるわけでございます。そういった中で、国土交通省におきましてもこういったことではいかんということで、お年寄りとかも歩いて暮らせるまち、こういったものを目指そうという政策転換をしてきたところがございます。

そういった中で、柳川市においても同じようなことが言えるかと思えます。やはり、商店街の先ほどの話にもありましたように、商店街がシャッター通りが多いとかいうふうなことでございますけれども、先日の6月19日の有明新報の中でも柳川藩札を使ってもらおう努力をという社説の中で、やはりこういった事例が出ております。モータリゼーションの進展による郊外大型店の進出や景気の低迷などで市内の商店街を取り巻く状況は厳しい。シャッターを閉ざした空き店舗がふえ空洞化が進んでいる。時の流れとはいえ、かつてまちの顔としてにぎわいを見せていた商店街の人通りが少なくなり閑散としているというふうなことが載っ

ておりました。

平成21年につくりました都市計画マスタープラン、この中では柳川の将来像、それから基本理念というのがございますが、その中で理念の1番目に、あらゆる世代が快適に歩いて暮らせる都市づくりというふうなことでうたっておるわけでございます、そういったまちを目指そうじゃないかというふうなことでございます。幸い、先ほど古賀議員が言っておられる長浜がどういったまちかというのでございますが、秀吉以来400年続いてきた長浜の歴史、それから、古い建物、それから曳山祭に象徴される文化、こういったもの、文化、芸術性、それから、そういったものが残されていたというふうなものを引き出したというふうなことがこういった今の長浜のまちづくりにつながったんじゃないかなというふうに感じております。そういった分ではこの本市におきましても町割と申しますが、掘割と申しますが、こういったものも残っておるわけでございますので、そういったものを残しながらまちづくりを進めていく、商店街づくりを進めていく、こういったことがポイントになるのではなからうかというふうにご考えておるところでございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

やはり私たちも研修したわけですがけれども、長浜の商店街、決して広い地域ではなかったんですね。この距離としては歩いて回っても本当に1時間ぐらいで回り尽くせるというか、そういうことを思うと、やはり余りだだっ広いというか、観光客の方が希望する上において、やはりコンパクトなところを幾つか結集しながら観光地の整備というのが功を奏するんじゃないかと、そういう感触を受けておりますので、今後、柳川市としてもそういったところにも着目をしながら観光振興のほうを進めていただきたいなという思いでございます。

また、まちづくりに欠かせないということの上で、景観というのがあるわけですがけれども、長浜も大変景観法に基づく景観のまちづくり計画というのがしっかりできておまして、この伝統的な町並み景観を保存するという上においては、外観を黒壁に全部作り直して玄関口からすべて統一されたもので、非常に整然としたものがありまして、やはり訪れる人たちのもてなしというか、そういったところを非常に包んでくれるような感じがいたします。

また、ことし訪れた伊勢市においてもこの内宮おはらい町というところがありまして、町並み保全整備基準というのがきちんと条例化をされておりました。そこも整然としたものがしっかりでき上がっております。そこでこの基本条例等々について、景観条例について柳川市の場合にはどのように整備されているのかなと、こういう思いがありますので、ちょっとお答え願いたいと思います。

建設部長（蒲池康晴君）

本市では行政施策として景観への取り組みを行っていくという明確な意思表示を行うために、福岡県知事の同意を得まして、平成19年6月1日に景観行政団体になっておるところで

ございます。

平成21年3月には、先ほど申しました都市計画マスタープランを策定したところでございまして、昨年度から景観計画についての協議を重ねているところでございます。

景観計画とは、現にある良好な景観を保全し、市民が暮らしやすく住みやすいまちと提供いただけるように柳川独特の景観を守り、築くための基本的な計画でございます。

景観計画の策定から景観条例の制定についても準備を進めているところでございまして、平成23年4月、来年の4月でございますが、施行を目指しまして現行の伝統美観保存条例、それから建築指導条例などとの整合性を図りつつ、新たな景観条例を制定していく予定としておるところでございます。

教育委員会においても歴史的建造物保存活用基本計画の策定が進められているところでございますが、最も大切なことは市民の皆さんと情報を共有しまして、協働しながら取り組まなければならないということだと考えておるところでございます。庁内でも関係部署の連携をとりながら市民協働のまちづくりに向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

現在は、その整備された条例というのはないということですかね。

建設部長（蒲池康晴君）

現在は、伝統美観保存条例とか、川下りコース沿いのそういった美観を損なうような建物はちょっと遠慮してくださいとかいうふうな、要するにお願い条例的なものでございますが、都市計画法に基づいた景観計画、これを来年の4月から施行したいということで今進めておるというところでございます。

2番（古賀澄雄君）

そういうことからしても柳川の観光という部分においては先進地の紹介をいたしましたけれども、やはりおくれを感じるような気もいたすわけでございます。しっかり取り組みをしていただきたいと。

市長にもお伺いをしたいと思いますけれども、観光地と言えはやはりもてなしというようなことで代名詞的にも使われるような言葉でございますけれども、柳川においても観光客をやはり引きつけるリピーターといいますか、そういった上においてもこのもてなしということとは大事な要素だと思いますし、また、市でもよく使われる言葉ではないかというふうに思っております。

そこで、もてなしについて市長の認識をお伺いしたいと思います。

市長（金子健次君）

市長のもてなしの心に対する考え方をということでございます。

毎年11月1日、2日、3日間、白秋祭がございます。その白秋祭の夜の川下りの中に、それぞれの団体のほうからブラスバンドや太鼓やいろんな催しを企画していただいて、川辺にそういうことで楽しんでいただきますけれども、そのほかに柳川の市民の花火を上げたりとか、子供たちが「こんばんは」と言うあの心の中に私はもてなしの心があるというふうに思っております。

いろんな形で確かに掘割やいろんな観光資源がございますけれども、心の部分でやっぱり一番訴えるのは柳川に来てよかったなと、もう一回来てみたいなというのは心の部分の情の部分がいかに観光客にもてなししていくかということが一番大事なところではないかというふうに思っています。

昨年ですけれども、11月1日においでになった会社の社長の方が、本当にそういう川下りの、白秋祭に来てよかったなと思うのは、柳川の人たちが、全部の人たちが歓待をされたと、そういうもてなしの心に非常に感激をいたしましたということで帰られたんですけれども、そういう気持ちが私は大事ではなからうかというふうに思っています。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

やはり若い人たちが観光地にあふれ返っているような、そういう要素を見よると、いやしいといいますか、訪れる人たちの心をそういうもてなしという部分が非常に根底にはあるんじゃないかと、こういう思いがいたしますので、本市としても市民挙げてもてなしができるような体制づくりといいますか、そういうのはやはりしっかりつくっていくべきだと私は思っております。

次に、市民協働ということで今年4月1日から柳川市表彰条例の施行の規則が一部改正になりました。市民公益活動の規則として盛り込まれております。これは常々市民協働表彰条例をとということで私は申し上げておりました。それが反映したものとは思っておりますけれども、その計画が今年度どういうふうになっているのか、されるのかどうなのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

総務課長（野田 彰君）

ただいまの質問にお答えいたします。

柳川市表彰条例の施行規則の改正を昨年12月に行いました。そして、本年3月31日に施行をしているところでございます。

改正の内容といたしまして、規則の第3条の表彰の基準を先ほど議員おっしゃるとおり市民公益活動という区分を追加いたしております。この中身といたしまして、いろんな市民活動やボランティアをしてある団体が非常に光が当たらないと、そういう方たちに表彰をしようということで今年の3月31日から施行いたしております。平成22年度で1名該当者がいらっしゃいます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

今年度1名該当されるということですがけれども、これはどういう場で、いつ表彰するように計画されているかも決まっていますか。

人事秘書課長（樽見孝則君）

市政功労者の表彰式は7月1日に柳川庁舎のほうで行うようにいたしております。

2番（古賀澄雄君）

この観光柳川ということで、やはり観光ボランティアの方もたくさんいらっしゃるし、また、今さっき掘割の景観条例等々を含めて努力されている方々もいらっしゃると思います。そういう上で、この誇りを持って柳川市をということで頑張っている方々をしっかりと市はやはり褒めてあげなくちゃいけないというところの基本的な考え方が、市民と行政が一体となったものになることで一助となるのではないかと、こういう思いがしますので、どうか積極的に推進のほどをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、新しい農業の創出ということでございます。

農業のいわゆる発展というのは柳川市の根幹であるということと言うまでもないと、また、新たな産業の創出は雇用の創出ということとつながってまいります。現在、経済が低迷する中で、雇用情勢が大変厳しくなっております。兼業農家でもこの失業されている方がいらっしゃいます。農家であって農業に手が出せない、また、生産の意欲があってもうまく環境が整わないなど、非常にそういった面では農業に対して接するチャンスを逃しているようなことも感じるわけです。こういった農家の生産基盤というか、生活基盤というか、そういったものを確立するということについては、市もやはり積極的に努力するのが責務ではないかなと私は考えるわけです。

また、その今回食育推進条例というのが提案されておりますけれども、ここでも求められるのは、いわゆる食の安全・安心、または地産地消の促進、そういったことがこのテーマとしてあるように考えます。そういうことを思うと、やはり生産技術の研究、それから提供、こういったものは欠かせないんじゃないかと、こういう思いがございますので、再度、市の取り組みというのをお聞かせ願いたいと思います。

また、いわゆる耕作放棄地、これが進んでふえているというような感じをいたしておりますので、その現状についてもお伺いしたいと思います。

農政課長（成清博茂君）

後の質問の耕作放棄地のほうからちょっとお答えさせていただきます。

耕作放棄地につきましては、今現状として21年度でつかんでおります面積におきましては、大体6.9ヘクタールということで、市内の農地の割合にしますと0.2%程度で、割と近隣の市町村に比べれば少ないかなというふうには思っております。

ただ、現状といたしまして高齢化による労働力不足、それと柳川市の傾向といたしましては、基盤整備がしていないところ、行っていないところとか、集落と隣接しているところで、どうしても生産性が低いと、大型重機、大型機械、農業機械が入らないという要因などでふえている状況でございますが、これも21年度でいきますと、解消で約9,600平米、それから新たにまた増加もしておりますし1万4,000平米、ですから、徐々にふえていく傾向にあるのかなというふうには思っております。

そういう中で、議員おっしゃいますように、耕作放棄地を活用した野菜づくりなんかもできないかということで、それに対して雇用というか、仕事ができる収入が少しでも得られるという状況になるかと思っております。それがなかなかPRとか不足をしておりますところで、作付したくてもノウハウがわからないという状況にあらうかと思っておりますけれども、市といたしまして、現状といたしましては、野菜づくりにつきましては家庭菜園的なものと、少しでも出荷をして少しでも収入を得たいという前提があると思います。少しでも所得を上げて収入を上げたいというふうな方々につきましては、JAにおきまして園芸推進協議会、それと普及センター、それとJA、市と合同によりまして毎月1回園芸担当者会議を開いております。その中で、園芸全般について協議を行っておりますし、その中ですべての野菜についてはできませんけれども、園芸推進品目、これはブロッコリーとかソラマメ、オクラ、つばみ菜、この辺を推奨品目といたしまして栽培講習会、それから現地指導会、そういうのを開催いたしまして、高齢者の方や女性の方でも作付ができるように取り組みを行っているところでございます。

そういうことで、そのPRをもっと推進していかなければならないかなというふうに思っておりますので、その辺を中心にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

どうか、そういう芽を育てていただきたいという気持ちでございますので、努力のほどお願いします。

やはり、耕作放棄地が平成18年度から比べると件数については18年に33件あったという報告がございました。現在53件ということですね。筆においては48筆だったのが現在83筆になっていると、面積については5万2,165平米が今6万9,332平米ということであろうかというふうに思います。

やはり耕作放棄地がふえるというのは、どこかがもう少し力を入れれば、どこかがやんでいるんじゃないかと、こういう気がしないでもありません。やはり生産の活性化、また市が積極的にそういったものを支援していけば耕作放棄地はなくなっていくんじゃないかと希望的には思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

次に、農業を取り巻く情勢は大変今変化しているというのが実情です。消費者ニーズへの

的確な対応の推進が求められる中で、生産者と消費者の交流の場は時代の要請ではないかと思っております。蒲池にJAのふれあいの里がありますが、市としてはこのような事業を幅広く推進することについてのお考えはいかがでしょうか。

また、市長はマニフェストにまちの駅の構想をお示しですが、どのようになっていますか、お答えを願いたいと思います。

産業経済部長（藤木 均君）

市民と農業生産者の触れ合いの場の創出はどうなっているのかと、そういうことだろうと思います。

一昨年からその場として地域の振興策が大きなメインですけれども、そういうことで道の駅に取り組んでおります。しかしながら、昨年春の段階で、みやま市にも道の駅ができると、そういうことが発覚いたしましたものですから、そういたしますと、もう開店いたしております大木町、それからみやま市、大川市にもございます、それから大牟田市にもあるということで、かなりこの地域におきましては道の駅は飽和状態になって、もしやってもかなり経営的にも厳しいのではないかなと、そういうふうな見方をしたわけでございます。したがって、道の駅に関しましては、一応ここで再検討すると、そして、もとより地域の振興策として道の駅を考えとったわけでございますので、その振興策として道の駅にかわるものとして新たな柳川市の独自の考え方を展開していきたい。そういうことで昨年も藤丸議員でしたでしょうか、一般質問の際にもお答えしておったとおりでございます。

そういうことで、一番生産者と消費者がお互いに顔が見える場というのは確かに道の駅、直売所、そういうものだろうというふうに思います。しかしながら、柳川市といたしましては、先ほど申し上げましたように、道の駅については一応再検討するというところでございます。したがって、これから先、地域振興策としてどういうものを政策として打ち出していくのかというときに考えましたのが、今全国的にも約300カ所、まだ取り組みとしては全国的に新しい取り組みですけれども、地域ブランド事業というものを考えたわけでございます。

地域ブランド事業、これは簡単に申し上げますと、いわゆる昔でいう地域おこし、まちおこしを今の法律にのっとったやり方で地域ブランド事業というものを展開しているわけでございます。簡単に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、非常に柳川市としても人口が減ってきている、そういうものを何とかして歯どめをかけたい、そして、若者がここに雇用の場を創出したい、そして、産業全体を活性化したい、こういうものをトータルで考えて、柳川市の再発展を目指していこうと。簡単に申し上げますと、そういう事業でございますけれども、農業も漁業も商工業も、そして観光もすべてを取り組んで、そして一体化いたしまして若者がこの地域に住みつく、そして雇用の場が創出される、そして、市民の皆さん方が一人一人の所得がまた増加する、そういうものをトータルで推進していこうと、そういうもので地域ブランド事業を今行っているところでございます。

2番（古賀澄雄君）

市長のマニフェストの構想をお聞きしておりますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

先ほどのまちの駅の計画の関係でございますが、これについては、市長のマニフェストの中で4年以内に実現しますということで川下りの途中に川の駅、商店街の中にまちの駅を整備し、旧武家屋敷の保存やまち歩きルートを充実させますというのがございます。

このまちの駅でございますが、本年度、このまちの駅の計画につきましては、商店街の一角を利用するか、コンビニに協力していただくとかということで、まちの駅の看板を上げまして観光情報の提供、それからトイレ休憩、こういったものができるように観光客の利便性を図ろうというふうなことで、今年度具体化しようというふうなことで計画しているところでございまして、まだまだ現在はそういった途中でございまして、申し上げられる段階までは具体的には来ておらないということでございます。

2番（古賀澄雄君）

私が勘違いしておったかどうか知りませんが、まちの駅というのは、ある意味その地産地消というか、そういったものも含めて考えてあるのかなということで、今回こういったところでまちの駅の構想が地域との交流の場というようなことも兼ね備えているのかなと、こういったことが頭にあったもんですからお聞きしたところでございます。

農業については、本市の基幹産業であるということは間違いありません。そういった意味では農業が充実しない限りは柳川市の浮上というのはあり得ないと、これが基本ではなからうかと思えます。

どうか、そういう意味では農協のほうとも協力関係が必要だと思えますけれども、市としてもやはり強力な推進がなければ旧態依然ではないかと、こういう思いがしますので、どうか取り組みのほどをできる限り新しい産業の創出というか、そういう面にも力を入れていただいて、雇用の創出等々にもつながるようにお願いをしたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時13分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、13番伊藤法博議員の発言を許します。

13番（伊藤法博君）（登壇）

ただいま議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、総合運動公園について質問したいと思います。

柳川市が、市の事業に市民目線を取り入れようと設置した、柳川市外部評価委員会の評価の点検作業が本格化した5月3日の会合では、金子健次市長が公約の目玉に掲げる総合運動公園整備事業などを対象に議論、その費用や目的などについて、委員から厳しい指摘や質問が相次いだというような記事が、6月9日付の西日本新聞の筑後版に載っていました。

その中で、総合運動公園整備事業は2014年度までに複数の競技スペースを備えた運動施設を建設する計画、現在、場所選定などを進めており、12年度から用地取得や本体工事を進める。野球場や陸上競技場、テニスコート、多目的広場を備えた10ヘクタール案、用地代を含めた整備費3,057,000千円と、野球場、陸上競技場を省いた6ヘクタール案、1,289,000千円の2案がある。

会合では、市の担当部署が事業概要を説明、市内の全小学校19校が集まって競技できる会場をつくるという建設理念や、合併特例債を活用した、今しかできない事業と訴えた。委員からは、維持管理費や既存施設との関係などの質問が次々寄せられたが、市側は維持管理費の算出をしていないなど、十分に説明できない面もあった。また、建設を前提にした計画に、市外の施設を借りてもよいのではないのかと、つくらないという選択肢はないのかといった疑問も投げかけられたそうです。市が建設根拠の一つに掲げる市民アンケートについては、スポーツをしている人だけでなく、一般の人にも聞くべきだと指摘があった、このように書かれています。建設費用と維持管理費に多額の費用を要する割には、費用対効果が低いと思われる総合運動公園建設については、多くの市民が疑問を持っています。

そこで、お尋ねしますが、新たに総合運動公園建設の是非を問う市民アンケートを実施する考えはありますか。あとの質問については、自席で一問一答で質問したいと思います。

市長（金子健次君）

伊藤議員の総合運動公園についての御質問について、お答えをいたします。

私がマニフェストに掲げて取り組んでおります総合運動公園の整備につきましては、第1次柳川市総合計画で、健全な身体をつくるスポーツ、レクリエーション、活動の推進を提言し、競技・スポーツの拠点施設として総合運動公園の整備を検討し、既存施設の統廃合を含めて適正配置を進めるよううたっております。

また、外部評価委員会の設置につきましても、マニフェストに掲げて昨年度から取り組んでおりますが、市民の皆さんから成る委員会の事業評価に関する御意見は尊重し、今後の事業に生かしていかなければならないものと考えております。

さきの委員会の総合運動公園基本構想に関する外部評価は、新聞報道にもありましたように、厳しい御意見、御指摘がありました。スポーツ振興や健康づくりに向けて、合併の象徴

として設置する方向性については、おおむね理解できるというものでございました。委員会の結論といたしましては、出席委員9人のうち廃止が2人、休止が1人、改革・改善が6人だったというふうに報告を聞いております。

そこで、総合運動公園建設の是非を問う市民アンケートを実施する考えはないかということでございますが、議員御指摘の是非を問う形にはならないと思いますが、再三市民意向に関する御指摘をいただいておりますし、外部評価委員会からも、施設利用者に限らず一般市民の意向の重要性を指摘されておりますので、事業を縮小したところでの内容、要望、さらには既存施設の有効利用や統廃合に関することについて、意向調査を考えていく必要があるかというふうに今思っております。

いずれにいたしましても、市民の意向に関しましては、事あるごとに御意見、要望を拝聴し、配慮に欠けることのないように努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

13番（伊藤法博君）

いろいろ市民の皆様のお意見をお聞きしながら、規模とかそういった面に対応していきたいというようなお答えでございますけれども、私たちが市民の皆さんから受ける印象というのは、非常に否定的な面が多いのでございますので、よければ、そういった案件については、やはり市民アンケートを実施して、市民の総意をとるべきではないかなと思います。

次に、野球場、陸上競技場を省いた6ヘクタール案では、どのような施設がつけられるのか、お尋ねをいたします。

総合運動公園整備室長（大淵洋祐君）

6ヘクタール案ではどのような施設をつくれるのかというお尋ねでございますが、基本構想では400メートルトラックを核として、ソフトボールで4面、サッカー場で2面とれる多目的広場として、テニスコート8面、高齢者や子供たちを対象とした健康遊具、コンビネーション遊具のある広場などを計画しております。

今年度は基本構想をもとに基本計画を策定することにしておりますが、その中で市民の声に耳を傾け、また、市議会の御意見も反映しながら、候補地や広さや形の形状に応じた施設を検討することにいたしております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

今、400メートルの何ですか、トラックを設けた、陸上競技場じゃない、多目的広場みたいな広場をつくるというようなことですが、そういった施設であれば、総合運動公園の名に値するかなと私は感じます。であるならば、もう総合運動公園じゃなくて、やはり運動場の拡張整備にとどめるべきじゃないかなと、もう10億円も30億円もかけるようなやつじゃなくて、もっとそういう金額が張らない、運動場の拡張整備がかえって妥当じゃないかな

と思います。

そこで、例えば三橋グラウンド、三橋庁舎の北側にあるグラウンドの面積はどれくらいあるのかと、その北側にある水田の面積、利用できるような面積はどれだけあるかを、ちょっとお尋ねいたします。

総合運動公園整備室長（大淵洋祐君）

柳川市民三橋グラウンドについては9,220平米、その北側の、現在駐車場に使っておりますところの西側に当たりますか、そちらにつきましては7,500平方メートルというふうになっております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

総合運動公園ではなくて、やはりそういった三橋グラウンドの拡張整備程度に事業を抑えて進めるべきじゃないかと、私も思っております。

さきに出されました柳川市中期財政計画によると、市民生活に密着した道路整備事業や市内排水路整備事業に活用される合併特例債の額が、平成23年度以降、半減されている状況になっています。そしてまた、事業全体でもかなり減少しているようです。総合運動公園建設費が影響して、市民生活に直接かかわる事業の予算獲得が難しくなっているんじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

総務部長（大坪正明君）

中期財政計画におきます合併特例債の活用計画で、全体事業費や合併特例債の活用額等が削減されているのは、総合運動公園の建設が影響しているのではないかと御質問でございますけれども、まず、中期財政計画の中で最初にシミュレーションをしております、何ら健全化のための方策を講じない場合の財政収支見通しのところでお示ししておりますように、このままの状態であれば、今後本市の財政は非常に厳しいものになると予想がされております。このため、今後の市税とか普通交付税の歳入見込みなど、市全体の歳入額から推計いたしまして、建設事業の全体事業費を削減し、財政の健全化を図ることとしたものでございます。ただ単に総合運動公園を整備するから、ほかの建設事業費を縮小したというものではございません。

また、道路整備事業につきましては、主に高橋中牟田線や大和枝光線等の特定の道路整備事業が減少することにより減額となっているものでございます。

なお、合併特例債につきましては、合併協議によりまして10年間で137億円、22年度から26年度までの残りの5年間で約68億円が借入限度額となっております。このため、この限度額の範囲内で平成26年度までの活用事業と活用額を示したものでございます。

以上です。

13番（伊藤法博君）

道路建設等については、ある程度事業が進んで事業量が減るというようなことでございますけれども、まだまだ都市計画道路等の事業がかなり残っております。そういったことの推進を図るのも、やはり市民生活に密着した事業で大事じゃないかと思えます。

このために、今、中期財政計画の中に示されていますように、これは6ヘクタール案で示されているんじゃないかと思うんですけれども、1,352,000千円の総合運動公園整備事業費のうちの710,000千円は特例債を使うというようなことになっております。その分がやはりどうしても、道路整備事業や市内の用排水路整備事業が総合運動公園に食われて、その分が活用できなくなっているんじゃないかと私は認識をしております。

昨年の4月に柳川危機宣言を発し、47項目のマニフェストを掲げ、金子市政が発足しました。もとより財政基盤が脆弱な柳川市の平成20年度の自主財源比率は33.1%で、福岡県下26市中23番目の低さです。経常収支比率は93.1%で弾力性を欠いている状況です。今年度から固定資産税を1.4%に統一したことによる税収減が約2億円、来年度にはNEC撤退による税収減少が約1億円ほど見込まれますが、税収アップにつながる要因は、現在のところ何もないのが現状です。急激な少子・高齢化による財政需要はますます増加し、財政の硬直化は厳しくなるばかりです。柳川市の人口は合併当時7万4,539人だったのが、平成28年には6万7,500人、10年で1割の減になり、この傾向は当分続くものと思われ、財政規模も縮小していくのは間違いございません。

こうした中で、金子市長はマニフェストの中で、4年以内に総合運動公園建設、コミュニティーセンター建設11カ所、学童保育所の整備6カ所、武家屋敷の保存活用、道の駅、川の駅の建設、しゅんせつ汚泥の再利用システムの開発など公約をされています。マニフェスト実現には、多額の建設費用と新たな維持管理費が毎年必要になります。国の財政が破たん状況にある状況下で、国の地方に対する支援が将来的には危ぶまれます。

このような状況を勘案すると、金子市長のマニフェストどおり実施すれば、夕張の二の舞になりかねません。費用対効果が低く、近隣に代替施設がある総合運動公園は中止すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

大変厳しい御意見でございますけれども、私自身ちょうど1年前に柳川市長選挙におきまして、子供たちに夢をとということで、そういう公約を掲げながら当選をして、就任をさせていただきました。その中において、市民の皆さんからいろんな意見がありました。また、議会の中でもいろんな意見がありました。そういうことについては十分意見を拝聴しながらということで、事業構想の中には2つのA案、B案という形で、今、中期財政計画の中に13億円を計上させていただきました。その中においては、私自身がこの1年間の中に、いろんな運動公園につきまして、それぞれの福岡県内の市町村の状況も見てきました。大牟田に行きました、筑後の県の施設も見させていただきました。また、久留米市の三潁町の公園も見さ

せていただきました。私は平成26年度までの合併特例債の中で、これを十分活用しながらいかないと、もうつくれるんじゃないかというふうに思っております。確かに事業の選択、何を選択していくかというのは確かに重要でありますし、最終的には議会の御意見が必要であるし、議会の議決が必要であろうかと思えます。ただ単に、これを断念するということには私自身は思っておりませんし、また、公約の約束として、私はそういう運動公園につきましては、先ほど申し上げましたように、今後、縮小の中でいろんな構想、内容については意見を問うかもしれないというようなことで考えておりますので、夕張のような形になるというふうに私は思っておりません。

以上です。

13番（伊藤法博君）

総合運動公園については、お隣のみやま市と筑後市さんの境に県の総合公園があって、そこには立派な運動施設もできておりますので、それを活用すれば、十分事足りるんじゃないかと思えます。あえて財政の厳しい中に、そういった、もう10分か20分遠くへ行けば、そういった施設を利用できるわけですから、財政的に厳しい中であえてつくる必要は、私はないだろうと思えます。

次に、ピアス跡地の問題に移っていきたいと思えます。

金子市長は、今議会の一般会計補正予算案に、ピアス社との和解を前提にしたと思われるアスベスト分析委託料1,486千円、アスベスト除去及び家屋解体等費用積算業務委託料3,400千円を提案しています。このアスベスト分析委託料の提案は、石田市長時代に平成19年6月議会で瑕疵担保責任延長のためと、平成20年12月議会でピアス社との損害賠償請求裁判のため2回提案されましたが、議会の反対によって成立しませんでした。柳川市から損害賠償請求を受けたピアス社は、裁判所の調停に持ち込まれましたが、不調に終わり、残る手段は裁判で決着をつける以外にない状況に立ち至っていました。しかし、平成21年4月に新市長になった金子市長は、早期解決のためにピアス社との和解による解決を選択されようとしています。ところが、議会では、平成18年4月19日の臨時議会において、ピアス跡地の活用並びに環境調査特別委員会報告がなされ、委員会報告のとおり可決決定しています。

その決議の中に、契約書の約定に基づき、ピアスアライズ社に明らかに責任のある重油汚染やアスベストについては、市財政にいささかたりとも負担を及ぼさないために、毅然たる姿勢で交渉に臨み、完全撤去に関する覚書等を締結し、速やかに解決を図ることとなっています。このことからすれば、金子市長の和解案は、議会議決に反することになります。このことについて、市長はどのように対処されるのか、お尋ねをいたします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

今月7日に開催をされました議員全員協議会におきまして申し上げておりましたが、議会

におかれましては、このピアス跡地問題につきまして、平成18年7月19日の柳川市議会臨時会において決定をされました、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会報告、また、平成19年12月21日の柳川市議会定例会最終日に採択をされましたピアス工場跡地問題に関する決議、平成20年12月19日の柳川市議会定例会最終日に決定をされました石田市長答弁の矛盾点を解明する特別委員会の報告などにうたわれております。議会におかれましては、アスベスト、瑕疵担保責任、産業廃棄物投棄、前市長の発言などなど、多方面から慎重な審議がなされ、議会としての明確な意思が示されております。このため、この報告書等の内容を重く受けとめて、今後、法的問題を含めてピアス社との交渉には臨む考えでおります。

13番（伊藤法博君）

アスベストの第一義的責任は、やはり金子市長もピアス社にあると認められております。そうであるならば、不動産売買契約証書の第12条で明記されている瑕疵担保責任に基づいて、損害賠償請求裁判を起こすべきではないかと思えます。和解をするということは、瑕疵ある物件を売り抜けたピアス社に利益を供与することになると思えます。市民のためにも、柳川市のためにも必死になって私は戦うべきじゃないかと思えますが、いかがですか。

市長（金子健次君）

答弁いたします。

5月31日に開催をされました議員全員協議会の中で申し上げておりますが、確かに私は就任当初から、アスベスト経費につきましては第一義的には売り主であるピアス社に負担してもらうとの基本姿勢に基づいて、ピアス社に対応してきたところでございます。

この基本姿勢の主な根拠となったものは、前市長が議会の一般質問等で答弁されておりました、問題が生じた場合はピアス社の責任で行っていただくことになっているという、ピアス社との約束が前提となったものであります。

しかし、この真偽につきまして、ピアス社及び前市長の双方に聞き取りを行った結果、ピアス社は、そのような約束はしていないとの主張、前市長は、書面化したものではないが約束はあったと相反する主張でありました。このため、この聞き取り結果につきまして弁護士の見解を求めたところ、書面化したものがなく、かつ、相手が約束はしていないとの主張をする以上、裁判になった場合は、約束はなかったと判断される可能性が高いとの回答でありました。

よって、私としましては、ピアス社との約束があったかもしれませんが、それをなかったに等しいものであったと判断せざるを得ないと考えております。これにより、ピアス社に対する本市の姿勢を見直さざるを得なくなったものでございます。

また、アスベストを瑕疵とみなして、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の訴訟を起こした場合の本市の勝訴の可能性について、2カ所の法律事務所に見解を求めたところ、1カ所は、裁判において勝訴の見込みは厳しく、折半での和解が適当との回答でありました。もう1カ

所は、裁判において勝訴する可能性はあるが、裁判であるため100%勝訴するとは言い切れない。また、勝訴する場合であっても、相手方の負担割合が10割ということではなく、5割を超える意味であるとの回答でありました。このため、私としましては、アスベスト除去経費の市の負担割合を2分の1とする和解による解決を図ることが、市にとって最善の道であるとの判断をしたものであります。

なお、先ほど申し上げましたが、現在まで議会において決定、議決をされましたピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会報告などの内容を重く受けとめて、今後、法的問題を含めてピアス社との交渉に臨む考えでございます。

13番（伊藤法博君）

やはりこういった問題は、和解ということは灰色の決着で、余地が残る決着であるんじゃないかと私は思っています。また、この用地についてだれが責任をとるのか。市長と議会の意見が分かれた状況下で、柳川市の負担分について損害賠償があった場合、市長は法的に対抗できるのかどうか。この辺のことは私素人でございますから、わかりませんが、その辺はどうでしょうか。

市長（金子健次君）

伊藤議員は、和解による解決は灰色決着だと、要するに裁判で決着をなささいと言われますが、もし裁判を起こし、その結果、本市が敗訴した場合は、当然本市がアスベスト除去費の全額を負担しなければならないという可能性もあります。この場合、だれが和解以上の本市負担分について責任をとるのでしょうか。今、伊藤議員が言われているのは、これと同じことだというふうに私は思います。

このピアス跡地は、議員御承知のとおり約2万6,000平方メートルにも及ぶ、本市にとって貴重な財産でもあります。この跡地をまちづくりや地域振興のため、いかに活用するかにつきましては、本市における行政命題の一つでもあります。現在でも何ら活用ができない状況であります。このため私は市長としての責務として、先月31日の議員全員協議会において、前市長が一般質問等で発言されたピアス社との約束が、実質的にはなかったと判断せざるを得なかったこと、現状有資での不動産売買契約であること及び法律の専門家の見解などの理由から、本市とピアス社がそれぞれ2分の1を負担することで和解する方法が、解決への最善の道であるとの考えを申し上げます。

また、今月7日に開催されました議員全員協議会におきましても、現在まで議会において決定、議決をされたピアス跡地活用策並びに環境調査特別委員会報告などの内容を重く受けとめながら、今後、法的問題を含めてピアス社との交渉に臨む考えであることを申し上げます。当然、和解による解決には議会の承認が必要であります。このため、柳川市の負担分について、現段階でだれが責任をとるとか、とらないとかを論ずるのではなく、今後とも議会の皆様方の御意見を真摯に受けとめ、また、一緒になって検討するところは検討を行い、

和解による解決に向けて、議会及び市民の皆様方の御理解と御協力を賜るよう努めてまいる考えであります。（発言する者あり）

13番（伊藤法博君）

市長は和解のほうを選択されるような意向でございますけれども、アスベストを実際に施工したのはピアス社なんですね。そのことを隠して売買に臨んでおったわけですので、それはやはり隠れた瑕疵に当たるんじゃないかと私は思いますから、当然瑕疵担保請求で、裁判の対象に十分なる案件じゃないかと思えます。

裁判の決着に長時間かかるので、跡地活用はできなくなるというような意見がありますが、3月議会の一般質問でも述べましたように、裁判の中で裁判所の許可をいただいて解体処分をして、その費用を争うのであって、物件が必ずしも存在する必要はないということは、弁護士の方にも一応聞いて、そういったことは可能だということをお返しいただいております。その点についてどう思われますか。

市長（金子健次君）

本年3月議会における伊藤議員の一般質問にも同趣旨の質問がありました。そのときもお答えをいたしました。もし裁判の場合、係争中の物件を原告である柳川市みずからが任意に除去してしまえば、撤去してしまえば、係争物件そのものが消滅することになり、柳川市にとって裁判の維持公判が厳しくなるというふうにお考えしております。

13番（伊藤法博君）

いや、任意に解体するのではないですね。裁判の過程の中で、裁判所の許可をいただいてするわけですから、その記録とか、いろんなやつは残るわけですので、そういった心配はなさなくてもいいんじゃないかと思えます。

石田市長の時代に提案されたアスベスト調査委託料が成立していれば、ピアス跡地問題は一步も二歩も現状に比べ進展したと思えます。残念に思うのは私一人だけではないと思います。ピアス跡地問題については、余りにも政治的要因が絡み過ぎて、素直な議論がなされてこなかった経緯がありますので、やはり原点に戻って見直すべきではないかと思えます。（「原点に戻って石田さんに交渉してもらおう」「あんたこそ原点に戻らにゃ」「5年前に言わや、5年前に」と呼ぶ者あり）

議長（龍 益男君）

御静粛にお願いします。

13番（伊藤法博君）

次に、巡回福祉バスについてお伺いいたします。

巡回福祉バスについては、3月議会で熊井議員、白谷議員が一般質問をされています。旧柳川市は巡回福祉バスが運行されていますが、旧大和、旧三橋地区では運行されていません。この大和、三橋地区の巡回福祉バス空白地帯をどうするのが大きな課題になっています。

さらに、今実施されている巡回福祉バス自体も、利便性や費用対効果の面で抜本の見直しが必要なように思われます。執行部の対応として、柳川市地域公共交通協議会を設置して、今後の本市公共交通のあり方を示す柳川市地域公共交通体系整備計画を策定して、平成22年度中に、どのような運行方法がベストなのか検討中とのこと。問題は、高齢者、障害者の皆さんのように、自動車、自転車など身近な移動手段を持たない人たちが、安価で利便性のよいシステムを考えなければなりません。料金のことを考えれば、いつも利用できて、ドア・ツー・ドアで移動できるタクシーにまさるものではありません。タクシーの利便性をある程度維持しつつ、効率的で割安な移動手段が求められます。

そこで、お尋ねします。

現在運行中の福祉バスの運行状況、利用状況についてはどのようになっているか、お尋ねいたします。よければ、21年度の集計が出ておれば、21年度の集計についてお答えを願えればありがたいと思います。

企画課長（橋本祐二郎君）

福祉巡回バスの運行状況についてでございますけど、現在、バスルートは3ルートございまして、蒲地ルートが東と西の2ルートありまして、月・水・金曜日のそれぞれ1日3便で運行しております。昭代ルートにつきましては1ルートで、火・木・土曜日の1日5便で運行しております。両開ルートにつきましては東と西の2ルートで、月曜日から土曜日までのそれぞれ1日3便で運行しております。

次に、ルート別のことしの3月の1日当たりの利用者数ですけど、これが蒲地ルートが28.1人ですね、昭代ルートが32.5人、両開ルートが30.1人でございます。これは3月分だけですので、先ほど言われましたように、21年度分の年の平均と運行日数から出しまして、蒲地ルートが1日に21.8人ですね、それと昭代ルートにつきましては30.9人になります。それと、最後に両開ルートについては26.7人です。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

蒲地ルートが1日21.8人、これは6便ありますからね、そうすると、1周りに3人ちょっとぐらいの乗客数ということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、昭代ルートが1日に5便あるんですかね。昭代ルートは1日5回ですね、だから6人ぐらい。そうすると、両開ルートは6便ありますから、4人そこらぐらいの人数じゃないかと思いますが、非常に巡回バスも利用度合いというのが非常に低いような感じがいたします。現在、柳川市地域公共交通協議会では、どのような議論がなされているのかをお尋ねいたします。

企画課長（橋本祐二郎君）

柳川市公共交通協議会が21年12月に設置されておりまして、構成はバス事業者、タクシー事業者、道路管理者、警察署や市内の各種団体で構成しております。昨年度は柳川市地域公

公共交通体系整備計画というのを策定しておりまして、その中で、地域の足としての公共交通の確保、それと充実を図るために、公共交通の現状と課題を整理しまして、今後の公共交通のあり方とか方向性について議論をいたしております。

それと、先ほど言われました1日に何人、1けた台ですけど、私が言いましたのは、1日に26人とか27人が利用しているということです。先ほど両開が26.7人、21.8人、30.9人というのは1日の利用者数ということで御理解をお願いします。

13番（伊藤法博君）

1日の利用回数がそういった21.8人とか30.9人とか26.7人とかということですけども、蒲地ルートは東と西と2つを合わせると3回ずつで6回していますので、その6で割ると、3.何人が1回に乗っておるといような、1周りの中で3.何人が乗っておるといような計算になるんじゃないかということをおし上げたところです。

そういった、柳川はもう巡回バスがありますけれども、大和、三橋町の計画は、どのように計画してありますか。

企画課長（橋本祐二郎君）

先ほど申し上げましたように、柳川市地域公共交通体系整備計画によりまして、だれもが利用しやすい公共交通体系の確立、それに公共交通機関の相互の連携、それと、地域の足は地域で確保という、この3つの目標を設定しまして、既存のバスの運行の継続を図りながら、空白地域へのコミュニティ交通の導入の検討を掲げております。

今年度はこの整備計画に基づきまして、地域公共交通相互連携計画策定調査業務というのを委託ですることにしておりまして、現在、その業者の選定を進めているところです。この業務におきまして、交通空白地域へのコミュニティ交通の来年度実証運行に向けた検討についても、既存の電車とか路線バスとか福祉バス、それに市も厳しい財政ですので、財政負担等も総合的に考慮しながら、地域公共交通協議会で協議していきまして、今年度中には具体化を図ることにしております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

今計画中ということですけども、そこで、やはりタクシーの利便性、ドア・ツー・ドアというような一番利便性のいいのがタクシーだと思いますけれども、そういう中で、デマンドバスとかデマンドタクシーというようなのがありますが、これはどのようなものでしょうか。

企画課長（橋本祐二郎君）

デマンドタクシーとかバスとかについては、デマンド交通というのは、利用者が希望する時間に、自宅などから目的地まで送迎するシステムでありまして、バスを使ったものがデマンドバスといいまして、タクシーとか普通車などを使ったものがデマンドタクシーと呼んで

おります。定時の定路線の路線バスと異なりまして、利用者のニーズに合わせた運行形態で、これは利用者がある場合のみ運行するので、効率的な運行になっております。運行形態としましては、停留所とか運行ダイヤをあらかじめ設定しまして、事前の予約があった場合のみ運行するものとか、路線とか時間帯を含めて、利用者に合わせて運行するものなど、それぞれの地域の実情に合わせて、さまざまな運行形態がございます。

以上です。

13番（伊藤法博君）

そういった利便性のいいデマンドバスとかデマンドタクシーの実施事例について、どこかあれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

企画課長（橋本祐二郎君）

実施事例につきましては、実際に県内の他市の事例ですが、これは運営主体は市のほうで運営しておりまして、管理や予約業務を委託しまして、車両の運行については市内の民間のタクシー会社に依頼してあります。運行時間につきましては、平日の8時から5時までで料金は1回の乗車について300円取ってあるみたいですね。利用者はあらかじめ登録をしておきまして、利用する場合に希望時間の30分前までに予約を入れるようになっております。この予約配車のために、オンデマンド交通システムというのを導入してあります。これは地図情報とかを入れて、すぐどこにタクシーがあるかというのがわかるようなシステムです。

導入の経緯につきましては、道路事情が悪くて、自宅からバス停までの距離が2キロとか3キロあるケースとかが多くて、バス運行には向いていないところとか、定時定路線では乗車が少ない時間が出てきてしまい、経費の無駄が大きくなるということで、やっぱり利便性と経済性ですね、これを勘案してデマンドタクシーを導入したということでございます。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

いろいろな実施している自治体もあるようでございます。ちょっとインターネットで調べたら、茨城県の城里町というのが、何かデマンドタクシーを実施しているようです。人口が2万1,824名で、面積が161.73平方キロメートル、社会福祉協議会が運行主体となってデマンドタクシーを運行、ジャンボタクシー2台、中型1台で運行時間は8時から4時までの1時間ごとの運行で、2日前から予約は可能で、当日は7時15分から午後3時30分まで、乗る30分前までに予約すると。これも近隣のあれで言われたように、登録をしておいてチケットで乗るといようなことで、市内限定で料金は300円だそうでございます。

そういった事例もありますので、しかも、これは年齢制限とかそういったあれはない、ただ、3歳以下の子供は同伴者が必要というようなことですので、年齢制限等はないということですが、そういう経済的な面等々、財政的なものを考慮すれば、やはりある程度制限が必要になるんじゃないかと思っております。

それで、旧柳川市は巡回バス、旧大和、三橋はデマンドタクシーで試験的に実施して、比較してみるべきだと思いますが、実施、比較は非常に難しい状況があるんじゃないかなと思いますので、やはりどちらがベストかどうかを、どちらが利便性がよくて、市民の受けがいいかということをやはり判断されて、どちらかに統一すべきじゃないかなと思っていますけれども、その点いかがですか。

企画課長（橋本祐二郎君）

本市においても、今言われましたように先進事例等を研究しつつ、デマンド交通も一つの検討材料になると思います。何回も言いますように、今後、地域公共交通協議会の中で利便性とか、当然経済性も含めまして、総合的に議論していきたいと考えております。

以上でございます。

13番（伊藤法博君）

よければ、そういった利用する人たちにとって利便性のいい、ドア・ツー・ドアのデマンドタクシーを巡回バスにかわって実施していただければ、ありがたいかなと思っています。

次に、筑紫町市営駐車場についてお尋ねいたします。

筑紫町市営駐車場については、現在、月曜日から金曜日までは無料で、土曜日、日曜日は有料になっています。その徴収については地権者の方に委託されています。しかし、柳川市は11月からは自動開閉装置による料金徴収になり、無人化して365日有料にする方針で、しかも駐車できるのは普通車だけで、大型バスは駐車できないそうです。筑紫町市営駐車場の本来の設置目的は、大型バスや自家用車で来る市外からの観光客のための駐車場を主な目的として、整備された経緯があります。そして、土曜日、日曜日については人を配して、観光案内を兼ねて料金徴収を委託していました。無人の自動開閉装置による駐車料金徴収では、もてなしを大事にする観光地としては、配慮に欠けるものではないかと思われまます。

また、大型バスの駐車ができなくなるようでは、観光地における市営駐車場としての存在価値が半減してしまうのではないかと考えます。柳川の観光を将来的に飛躍させるのであれば、観光地としてのぬくもりや熱意をなし崩し的に壊してしまうような行為は、厳に慎むべきだと思います。

そこで、お尋ねします。

現状はどうなっているのか、今後の柳川市の計画についてお尋ねをいたします。

観光課長（古賀廣介君）

伊藤議員の市営筑紫町観光駐車場についてお答えをいたします。

まず、1点目、2点目の現状と計画ということでございますが、今回の整備計画についてですが、現状は土・日・祝祭日を有料として大型、中型バス1回1,500円、マイクロバス1千円、普通車、軽自動車300円の料金を徴収しております。今回の整備計画では、沖端の白秋観光駐車場と同様に自動精算システムの機器を設置して、料金徴収、駐車台数の管理

を行うもので、車については普通車、軽自動車のみを対象にしております、料金については1回300円を考えております。

自動精算システム設置の理由でございますけれども、御承知のように、現在は平日以外の料金徴収を地権者の方に委託しております、地権者のほうからも御自身の年齢的な都合もあって、可能であれば自動化等も検討いただけないかといったような御意見も以前から聞いてあったようでございまして、これらのことも含めて自動化を考えております。

以上です。

13番（伊藤法博君）

管理人の方の高齢化を理由にということでございますけれども、管理人というのは別に地権者の方がする必要もないのでございますので、それなりの人をお願いしていただければ、やはりぬくもりのあるもてなしのできる、そういった案内も含めた徴収をやるべきだと。大型観光バスができないという理由については、何かあるわけですか。

観光課長（古賀廣介君）

大型観光バスがなぜ駐車できないのか、そういった理由は何があるのかということでございます。まず、自動精算システムの機器は、費用をかけて大型バス対応をすることは可能なんですけれども、大型バスの駐車には、駐車場内での転回用のスペースがたくさん面積が必要となりまして、当該駐車場の出入り口が狭く、バスの車体の長さや用地の形状の関係から、機械を普通車用の場合よりさらに用地の奥に配置する必要があります。それにより駐車スペースがさらに狭くならざるを得ません。

また、近年の観光入り込みの動向を見てみますと、大型バスによる団体旅行が減少傾向にありまして、一方で小グループ化によるマイカー利用が増加の傾向にあるようであります。昨年度の筑紫町観光駐車場の駐車状況を見ますと、大型・中型バスは年間4台、これはもちろん土日の有料分だけの台数でございますけれども、4台、マイクロバスが年間14台となっております、近くには幸いに民間経営の大型バスも駐車可能な有料駐車場があるため、現状では、大半の大型バスが民間の駐車場を利用されていることや、また、昨年度から利用を開始いたしました、かんぼの宿の東側の足湯広場ですね、あそこに大型バス7台分の無料駐車スペースが確保できましたので、これらの状況を考慮いたしまして、今回の筑紫町観光駐車場の整備計画については、もう大型バスは除きたいと、このような考え方でありまして。

以上です。

13番（伊藤法博君）

自動開閉装置で無人化をすると、白秋団地跡の商店街の中にある駐車場はもうやむを得ないと思いますけれども、筑紫町市営駐車場については、やはり市営駐車場としての市の意気込みとか、いろいろあると思いますので、やはり人を配して観光案内を兼ねた徴収をすべきじゃないかなと私は思います。

柳川市の基本的な考え方として、市営駐車場に限らず、あらゆる政策課題において合理化、簡素化、省力化、平準化、経費節減すべきものと、そうでないものとの区別を明確に持ち合わせていないと、特色ある柳川市の確立はおぼつかなくなるんじゃないかと思います。柳川らしさのなくなった、魅力の薄い柳川になってしまいはしないかと心配しています。将来も観光は柳川の大きな柱の一つと位置づけた上で、筑紫町市営駐車場のような対応を柳川市がとり続けるならば、観光の維持発展は望めなくなるのではないかと思います。

先ほど古賀澄雄議員からも市民協働による観光のまちづくり、熱意や思い、気持ちの持ち方でそういった観光が前進していくのではないかというような意見がありました。無機的なものの中からは何も生まれないのではないかと思います。すなわち、有機的なもの、市民と市民のつながり、市民と観光客のつながりの中で、観光の展望が開かれるのではないかと思いますので、そういった面にも留意をされながら、いろんな施策に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市長の政治姿勢についてお尋ねします。

金子市長は47項目のマニフェストを掲げて当選されましたが、前回の一般質問等でも申しましたように、47項目のマニフェストについては事業仕分けが必要なように思います。近隣代替施設があり、建設費がかさみ、毎年維持管理費が数千万円以上かかって、費用対効果が余り高くない総合運動公園建設よりも、柳川市にとってより重要で、市民生活に密着した喫緊の課題がたくさんあります。そういった面をやはり優先的に推し進めていただきたいと思うのは、私ばかりではございません。

金子市長は風貌からして、ほとんどの市民が穏やかで円満な人であると思うのではないかと思います。市長に就任されてからの発言においても、円満解決、全員の協力というように、争いを好まない、苦い物を言わないという性格があらわれています。そうした人のよい性格が、柳川市にとって特に大事なピアス問題やマルショクの出店問題等で災いをしているように思われ、心配しています。人がよさそうな金子市長ですので、過去の柳川市のように、市政において市長より権力がある人がいるようだと、市民から言われぬような市政運営を行ってほしいと思います。

市長は柳川市民7万2,000名の生命、財産を預かっている上に、今後の柳川市の行く末のかじ取りを任せられているわけですから、市長に就任したからには、あらゆる事柄に対して市民全体の利益を最優先に、毅然たる態度で対処していただきたいと思います。その点について、市長の感想、考えを述べていただければありがたいと思います。

議長（龍 益男君）

伊藤議員、時間が1分でございますので、答弁だけでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

市長（金子健次君）

私の政治姿勢ということでございますけれども、この1年間を振り返りますと、市長になりました、緊張感、やっぱり緊張感がありまして、そして責任感を常に、家に帰っても、あすればよかった、こうすればよかったと常に考えています。そういう中において、市長としての責務もありますし、使命感もあります。その中で、いろんな市民の皆さんの意見、あらゆるところに出ました。いろんな意見も聞きました。また、議会の中でも、これからも意見を聞きながら、最終的には柳川市の道を、方向、将来を誤らないような形で考えなければならぬというふうに思っております。きょうは、最後に貴重な意見として承っておきます。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時14分 休憩

午後3時26分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、4番熊井三千代議員の発言を許します。

4番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。午後から3人目の登壇者になります。しばらくの間、お時間をいただきますようよろしくお願いいたします。

4番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、子宮頸がん予防について質問いたします。

初めに、日本は、世界有数のがん大国です。その反面、国民の命を守るがん対策はいまだに後進国です。そこで、がん対策の柱の一つである、がん検診について、がん対策基本計画では、2011年までに受診率50%以上という大きな目標を掲げています。その一環として、予防できるがんで、女性特有の乳がん、子宮頸がんの検診率を上げるため、昨年度第1次補正予算に216億円が計上され、一定の年齢の方を対象に、がん検診無料クーポンの配付が実現し、検診率向上に向けて大きく動き出しました。

一方で、鳩山政権が編成した本年度予算では、無料クーポン事業費は3分の1の76億円で激減されました。事業の継続には、自治体の財政負担が必要となりましたが、本年度も何らかの形で事業を継続させる自治体が96.7%に上回ることがわかりました。これは、この事業に対する全自治体の強い意欲のあらわれであり、改めて全額国保負担で事業を継続すべきであることを、この場をおかりいたしまして声を大にして訴えてまいりたいと思います。

さて、近年、特に若い女性を中心に急増しているのが子宮頸がんです。子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス、HPVと呼ばれるウイルス感染が主な原因であることが解明されて

います。しかも、がんになる前の状態、前がん病変を検診で発見することもできます。つまり、ウイルスに効くワクチン接種と検診の定期的な受診により発症を防ぐことが可能な予防できるがんとの認識が、今や世界の常識となっております。しかし、日本は対策がおくれ、年間1万5,000人の女性が発症し、約3,500人が死亡、何と1日約10人の女性が亡くなっていると推計されます。

こうした現状を考え、女性の命を守るためにも、また、少子化問題を抱える我が国、本県、本市にとっても重大な課題です。一日も早い子宮頸がん予防の対策への取り組みが急務だと思います。

そこで、お伺いいたします。専門家によりますと、子宮頸がん予防には、精度の高い検診の普及、予防ワクチン接種の公費負担、予防に関する一般への啓発と学校での教育の実施が重要であると言われております。

以上3点について、本市の取り組みについての見解をお伺いいたします。

また、昨年度、無料クーポン事業での検診率及び対象外の検診率もお聞かせください。

次に、2点目、ご当地体操作成の進捗状況についてお伺いいたします。

ご当地体操については、昨年の12月議会で、健康づくりの意識を高め、運動習慣のきっかけづくり及び高齢者の社会性の維持、向上の観点から、ご当地体操づくりを提案いたしました。担当課長からは、早い時期に作成に取り組むとの答弁をいただいております。進捗状況をお尋ねしたいと思います。

本年5月に教育民生委員会で、埼玉県春日部市を視察いたしました。当市は、今後の高齢化率の上昇を見込み、介護予防の取り組みとして、平成17年度より独自の体操を開発し、平成18年度よりモデル事業で体力測定等を実施し、体操の効果を評価するとともに、パンフレットを作成し、地域の普及を開始されておりました。普及していくためには、そらまめ体操ボランティア「そらまめメイト」を養成されておりました。事業効果は、体力測定でも、ほかの項目でも、向上の効果が確認されているとの報告がありました。青空の下で、まめにいつまでも体を動かせるような状態でいられますようにとの思いから、そらまめ体操と命名され、市民への周知もできているようでした。

そこで、お伺いいたします。本市の体操のテーマ、作成メンバー、完成時期、普及について、答弁できる範囲でよろしゅうございますので、見解をお聞かせください。

3点目といたしまして、ごみ減量への取り組みについてお伺いいたします。

先月の5月26日より3日間、筑後市、大川市、大木町の3自治体共同の開催で、第18回環境自治体会議「ちっこ会議」が行われました。北は北海道から南は沖縄より約3,360人が参加されての開催でした。本市からも、企業の方、団体の方が、分科会の提供者として、また、市民の方も一般参加されておりました。さらに、どんこ船に乗船して、掘割検証もあつていました。19の分科会の内容は豊富であり、多くの方が環境問題に対しての意識啓発の場とな

ったようです。

基調報告会では、さまざまな意見が紹介されておりました。環境に対する意識を高めることが大切で、特に若い世代への環境教育が必要である。また、楽しく学べる環境教育の整備が必要。また、個々の団体の活動は素晴らしいが、限りがあるので、各団体間と消費者のつながりが必要。地域のつながりを持ち、情報交換が必要。住民協働と情報共有の取り組みを進めるネットワークづくりが必要。最後に、ごみを出さない教育が必要と内容が出ておりました。

また、分科会では、ごみ問題が環境問題となり、生命を脅かす問題へと発展していくという悪の循環をまた改めて痛感することができました。

本市においても、なお一層の環境に対する意識の啓発と周知が必要だと思えます。本市の担当課の方も参加されておりましたので、よかったら感想をお聞かせください。また、本市の小学校で取り組まれている環境教育についてお聞かせください。

最後に4点目、子育て応援パスポート事業についてお伺いいたします。

本事業は、子供のいる家庭にパスポートを交付して、市内の企業や店舗等に御協力をいただき、買い物の際にパスポートを提示していただくと、子育ての特典や応援サービスが受けられるものです。パスポートを一つのきっかけとして、地域全体で子育て家庭を応援していく機運を盛り上げて、子供を産み育てやすい環境づくりを図っていくのが目的です。内容は自治体で異なり、協力加盟店は独自のアイデアを生かし、サービスを提供していきます。協賛店は、市内に限らず近隣市町村や県内、また、他県も巻き込んだ広域でパスポートが利用できるよう、提携してサービスを提供している自治体も出てきております。

群馬県高崎市で、子育て支援について視察いたしました際も、ぐんまちょい得キッズパスポート（ぐーちょきパスポート）事業が行われておりました。協賛店は3,208店舗と、多くの県内全域で利用できるよう、ハンディタイプの小冊子が配布されるなど整備されておりました。対象家庭には好評のようでした。本市での取り組み状況をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。2回目からの質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

健康づくり課長（山田明寛君）

健康づくり課長です。熊井議員の子宮頸がん予防に対して、答弁を申し上げたいと思います。

熊井議員のほうからは、3点と無料クーポン事業の件について質問がありますので、都合4点について答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目の質問でございますけれども、議員御説明のとおり、子宮頸がんの発生にはHPV、ヒトパピロームウイルスの感染が大きく関与していると言われております。このウイルスの感染は、性経験において起こると考えられておまして、すべての女性の7割から8割

の方が一生に一度は感染するもので、感染しても発がんにつながる確率はごくわずかだと言われております。しかし、逆に、性経験を持つ女性のすべてががんになるリスクを持っていると言えます。

さて、現在、本市で行っている子宮がん検診についてでございますが、本市は20歳以上の女性を対象としまして、子宮頸部の細胞診による検査を実施しております。議員御指摘の、精度の高い検診というのは、HPV、ヒトパピローマウイルス検査と考えますが、この検査については、現在、国が示す検査項目に入っていないため、本市では実施いたしておりません。今後、国、県の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の予防ワクチン接種の公費負担についてですが、昨年10月に子宮頸がんの感染を防止するためのHPVワクチンが国において承認されました。検診とワクチン接種により、子宮頸がんは予防できるがんとしての取り組みが始まっております。しかしながら、国における定期の予防接種として設定されておりませんので、本市におきましても、まだ導入には至っておりません。ワクチン接種につきましては、現在、国において公費負担についての検討がされておりますので、今後、国、県の動向を踏まえ、公費負担について考えてまいりたいと思います。

次に、3点目の予防に関する一般への啓発、それと学校での教育の実施についてでございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、予防に関する一般への啓発及び学校教育の実施は重要であると考えているところでございます。

子宮頸がんは、HPV、ヒトパピローマウイルスによる感染が主な原因であるとされております。このウイルスへの対策としましては、定期的ながん検診の受診と日常生活での喫煙やアルコールの摂取を控え、ストレスをためないことや、熟睡やバランスのよい食事をとるなどの注意が必要と言われております。市といたしましては、子宮頸がんについての正しい知識の啓発等、機会をとらえて行っていきたいと思います。

また、この感染についての啓発に当たりまして、学校教育で実施する場合は、非常にデリケートな部分がありますので、その啓発の内容及び方法等について、教育委員会と十分に検討していかねばならないというふうに考えております。

次に、最後の昨年度の無料クーポン事業の検診率と、対象外の検診率でございますが、本市の昨年度の子宮がん検診の受診率は、無料クーポン対象者の受診率が24.68%、無料クーポン対象以外の方の受診率が21.1%となっています。

以上です。

次に、2点目のご当地体操の進捗状況についてお尋ねでございます。

ご当地体操の創作につきましては、介護予防や健康づくりに役立てて、あと、議員から昨年12月の一般質問にて御提案をいただきまして、市民の方の健康づくりのため創作したいと前任の課長が申し上げておりました。昨年度中に関係者に創作への協力をお願いし、早速、

今年9月末の完成に向け取り組んでいるところでございます。

体操のテーマとしましては、だれもが親しみを持てるご当地体操にしたいと考えております。本市には、郷土が誇る北原白秋先生が作詞をされた童謡がたくさんございますので、だれもが親しみを持てるものとして、北原白秋先生作詞の「あわて床屋」でご当地体操を創作することとしています。この「あわて床屋」の合唱を、北原白秋先生の母校であります矢留小学校5年生の児童にお願いし、体操の動きにつきましては、永江医院の黒田院長及び理学療法士の方に考案を依頼しております。

なお、合唱につきましては、先月末に録音が終わりまして、現在、体操の振りつけの創作に入っているところでございます。また、普及するに当たって、この体操を周知するための演技者として、水の郷で体育指導をされている東京体育のスタッフ、歌及び動きの録音、映像録画を同じ水の郷で舞台管理をされているステージの今村氏、ピアノ伴奏を水の郷クラブの音楽家待鳥氏にお願いし、皆さん無償で御協力をいただいているところでございます。

普及につきましては、市の行事や健康づくり事業の中での周知を図るため、CDやDVD等を作成することといたしております。さらに、これを各種団体へ配付し、各種団体の会合時に体操を実施していただくなど、御協力いただきながら普及してまいりたいと考えております。

以上です。

市民部長（田島稔大君）

第18回の環境自治体会議「ちっこ会議」について、出席者の感想はということでございますので、私のほうから御答弁させていただきます。

ことしの環境自治体会議につきましては、先ほど議員仰せのとおり、5月26日から3日間、「巡って戻ってつないで生きよう」ということをメインテーマにいたしまして、筑後市、大木町、大川市の共同で開催されたところでございます。本市からも、市民部、教育部、そして産業経済部の6課から全体会議や分科会に出席をいたしました。また、市民の皆さんからもたくさん参加をしていただいております。

熊井議員は御承知と思いますが、開会式後にパネルディスカッションがございました。大木町長を初めとして、先進的な市町の4首長さんによるパネルディスカッションでございます。中でも熊本県水俣市長からは、水俣病において破壊されていた地域のコミュニティー、これがごみの分別収集を通じて再構築をされたというお話がございまして、大変素晴らしい話だなと思って拝聴したところでございます。

また、分科会におきましては、環境型社会の実現に向けた先進地の取り組みなどが紹介、そして、議論をされまして、急激に進む地球温暖化防止のために二酸化炭素の排出量をいかに抑えるか熱心に討論をされまして、本市にとっても大変参考となるものがたくさんございました。

きょう議員から質問を出されております小学校での環境教育、これにつきましても、筑後市が取り組んである分科会に本市の教育委員会の方から、学校教育課のほうから参加をさせていただいております。

12月議会でこの環境自治体会議への加盟についての質問があつておりましたが、この会議に参加して前向きに検討するというふうなお話を私しておりましたけれども、今回、参加をいたしまして、こういった会議に参加することで、本市の現在の取り組みがどの位置にあるのか、そういったことを確認することができますとともに、全国の自治体で取り組んである環境施策を直接見たり聞いたりすることが今後の本市の取り組みに十分参考になると、そういうふう感じております。

以上です。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからは、小学校で取り組まれている環境教育につきましてお答えいたしたいと思います。

小・中学校におきましては、教育課程の編成の上で、年間の指導計画を立てて実施しているところであります。

環境教育につきましては、全校とも環境教育全体計画というものを立てているところでございます。

環境教育の一つであるごみ問題となりますと、小学校4年生の社会科で学習するようになっております。しかしながら、環境教育となりますと、社会科以外でも、例えば、国語科、理科、家庭科など、さまざまな教科で学習を行っているところでございます。

一例を挙げますと、国語科のほうでは、いろいろな環境問題について調べ、ブックガイドにまとめる。例えば、理科では、生物のつながりと循環について知る。家庭科のほうでは、エネルギーを無駄に使わないための工夫を考え生活に生かすと、そういうことを環境教育として学習をしているところでございます。

以上です。

子育て支援課長（大石涼子君）

子育て支援課長です。議員からは、子育て応援パスポート事業の件でお尋ねでございます。名称は違いますけれども、福岡県でも、九州各県との広域連携により、子育て中の家庭に対し、店舗みずからが設定したさまざまなサービスを提供する、子育て応援の店推進事業を展開しています。平成21年度末までに県内で1万店舗を超える登録があり、柳川市においても、理容、美容室を中心に175店舗が登録してあります。

この事業は、小学校入学前のお子さんがいる子育て家庭を地域社会全体で応援していく機運を高めるねらいがございます。福岡県の場合、高崎市と違いまして、パスポートは交付せず、子供連れで来店された方を目視で確認し、サービスを提供されております。

サービスといたしましては、優しいサービス、便利な設備、お得なサービスなど、それぞれのお店で考えた応援が用意されており、具体的には、優しいサービスには、託児サービスやミルクのお湯サービスなど、便利な設備として、授乳スペースやベビーベッドなど、お得なサービスには、お菓子や粗品のサービスや商品の割引などがございます。

福岡県の担当者に事業の状況をお伺いしましたところ、利用者の声として、商品割引やお店の人に温かい声をかけてもらうなど、子育てへの応援は非常にうれしい、ありがたいといった声があるなど、一定の評価を得ています。一方で、登録店をもっとふやしてほしい、わかりやすい表示をお願いしたいなど、改善を求める声も寄せられていると聞いております。

本事業につきましては、県事業ではありますが、少子化の流れを変え、安心して子供を産み育てることができる社会を実現する上で、非常に効果があると考えられます。市といたしましても、登録店舗の増加対策などに対して積極的に協力してまいりたいと考えています。

以上です。

4番（熊井三千代君）

1回目の答弁どうもありがとうございました。1つずつ再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、子宮頸がんについてでございますけれども、3点においては、今現在細胞診の検査だけやっていて、国の示す検診でHPVの感染度の検診はやっていないので、今のところ細胞診の検査だけである。ワクチンについても、今後、公費の動きになっているので検討をしていこうと。また、教育については、非常にデリケートな部分であるために、PTAの皆さんとも検討していきたいという御答弁をいただきました。

無料クーポンでの検診率は24.6%、また、対象外の方は21.1%という答弁をいただきました。

ここで聞きしたいんですけれども、この検診率は前年度分とどうなんですかね、横ばいでしょうか、上がっているんでしょうか。

健康づくり課長（山田明寛君）

この無料クーポン事業自体が平成21年度から始まりまして、前年、平成20年度の分が19%ということで、わずかながらですけれども上昇をしているという状況です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。ということは、無料クーポンで一定の効果を得たという理解でよろしいですね。今後、やはりこの無料クーポンというのは、継続していただきたいものであるために、やはり受診率をアップさせていかなければいけないと思います。受診率アップのためには、どういうふうなことを柳川市としては検討されているのか。

また、この無料クーポンは、去年、全国的に初めて試みられたんですけれども、軽井沢では、2009年から20歳以上の全女性を対象に、乳がん、子宮頸がん検診を実施されております。

国の事業対象者は1,142人やったけれども、あと、町独自で検診を加えて、8,215人の方を検診したと。また、検診内容も、乳がん検診でマンモグラフィができない若い20代、30代の方には超音波をしたりとか、内容も工夫されておりました。それで、検診率が4倍に上がったと。また、国では対象とならない方も1,395人が受診されていると。今年も昨年と同じような内容で国の予算を使ってやろうと思っていると。予算額は28,000千円で、対象者は8,486人ということを書いてありました。

佐藤町長さんのお話ですけど、よく軽井沢が実施できるのは、観光で財政的に余裕があるからだとの声を聞きますと。全く違います。このすべての女性を対象にして行った本事業は、結果的に財政にもプラスに寄与していますと。万が一がんの発見がおくれ、長期間の療養が必要になれば、本人や家族の心の負担はもちろん、1人当たりの医療費は数百万円になりますので、検診で早期に発見し予防できれば、本人も家族も悲しまなくて済むし、医療費負担も大きく軽減できると話されておりました。今後、これから柳川市としても検診率アップについての取り組みについて施策がありましたらお話しください。

健康づくり課長（山田明寛君）

熊井議員のほうからは、軽井沢の例も含めまして、検診率アップの取り組みについてお尋ねでございます。

本市の本年度の検診率アップへの取り組みとしましては、昨年度、受診率の伸びにつながりました、先ほど申し上げました無料クーポン券事業を本年度も引き続き実施することとし、5月末に対象者にクーポン券を発送しております。

また、受診者が検診を受けやすい環境づくりとして、その利便性を図るため、集団検診においては、特定健診や大腸がん検診を同時に実施し、また、事前予約制とし、受診者数を把握し、会場での待ち時間が短くなるようにする等の取り組みを始めたところでございます。

きょうからその事業が始まりまして、昼休みに自席のほうに帰りましたらメモがありました。その中に、きょう、検診を受けられた方から電話のあったそうです。非常に窓口の対応がよかったという、評価されるような電話をいただいておりますので、この場で御紹介をしておきたいと思えます。

また、個別検診においては、土日に検診できる医療機関をふやす方向で、関係機関の協力を得ながら取り組んでおります。

さらに、出前講座により、市民への検診の重要性について、啓発活動の強化に努めてまいりたいと思えます。

また、議員から御紹介がありました軽井沢町の取り組みのように、無料クーポン事業の対象者を拡大すれば受診率アップにつながると考えます。しかし、拡大分については、市単独事業となりますので、どうしても国保財政の問題とか、他のがん検診とのバランスも含めて、今後その分の検討は必要かなというふうに考えます。

以上です。

4 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。先ほど御紹介がありましたように、大変いいお電話をいただいたということです。一つずつ、そういうふうにながん検診に向けてよい取り組みが皆さんのお知恵でできるようになったら、少しずつでも検診率がふえていくと思います。

執行部の皆さんも、市長も、いろんな式典に出席されると思いますけれども、そういう機会でも、こういうことを少しずつ話していただいて、検診率アップに貢献をしていただきたいと思います。

次に、精度のいい検診についてお伺いいたしますけれども、検診の基本は3つあって、高い受診率、2つ目に精度の高い検診方法、3つ目に費用対効果のいい検診と言われております。現在行われております子宮頸がん検診ですけれども、細胞診でがんを正しく発見する感度は高いんですけれども、前がん病変を発見する感度は十分とは言えません。検診の精度を高めて、先ほどから言っておりますHPVの感染の有無を調べる検査を併用しますと、前がん病変を発見し、100%治すことができます。初期の子宮頸がんであれば、子宮の温存も可能でありますし、出産もできます。また、細胞診とHPV検査がどちらも陰性であれば、3年間のがんになる危険性は全くないと言われておりますので、検診期間も延ばせると思います。

そこで、島根県で2007年から出雲市と斐川町、2市町で併用 この細胞診とHPV検診の併用検診のモデル事業を行われております。受診率が1.5倍に上がり、若い方の受診率が2倍に上がったという報告も受けています。前がん病変も、やはり2.2倍見つかって治療に回っていると。それと、この併用検診のメリットとしては、先ほどからも言っておりますように、検診の精度を上げることで、前がん病変以上の発見率が100%に伸びていると。それと、効率性の問題として費用対効果を非常に上げることができた。併用検診でどちらも陰性であれば、検診期間を3年延ばすことができたので、従来、検診は年間12,000千円だったけど、併用検診によって8,700千円で済むようになったので、30%ぐらい削減できたという報告も受けております。こういう結果を受けて、2009年度からは8市にふえ、2010年度からは、併用検診をする市がもっとふえるようですというふうな報告も受けております。

がんで発見されると、命は助かるかもしれませんがけれども出産ができなくなるケースが非常に多いと思います。検診で予防することは難しくはありませんので、先ほどはちょっと難しいというふうにおっしゃってございましたけど、こういう例もありますので、本市もこの併用検診に向けての取り組みを前向きにやっていただきたいと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

健康づくり課長（山田明寛君）

議員御指摘のように、HPVの検査については、現在実施している細胞診と併用して実施

すると検診精度は高くなるとされています。先ほど議員おっしゃいましたように、全国的には、島根県の出雲とか斐川、石川県の金沢市などで実施されております。昨年の国の調査では、全国で約40市町で実施されているようです。しかし、残念ながら県内の市町村ではまだ導入されていない状況でございます。

また、国の国立がん研究センターの見解によりますと、この検診の有効性について、まだ十分な研究が行われていないということから、がん検診としての判定が保留とされてあると。また、ほとんどの人のウイルス感染が一過性であると。そのことが過剰診断になる可能性もあるとして、国立がん研究センターが発表いたしております。そういうこともありまして、HPV検査との併用につきましては、本市といたしましては、やはり国、県の動向を見ながら、県内の状況も見ながら考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。大変厳しい御返答でございました。

しかしながら、40市町村で実施し、少しずつでもやっぱり併用検診を実施している市がふえておりますので、いい検診であると思いますので、とにかく検診コストが同等で見逃しコストがゼロに限りなく近いのであれば、併用検診を積極的にやるべきだと思いますので、まだ県内でやっているところはありませんけれども、県内初の受診開始市になることは十分喜ばしいことであると思いますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、ワクチン接種の公費負担についてお伺いいたします。

発がん性の高いタイプのHPVの感染を予防するワクチン「サーバリックス」が、2007年に世界で初めて承認されております。欧米を中心に100カ国近くで認められて使われております。日本では遅くなりましたが、2009年12月販売開始になっております。しかし、日本では任意接種であるため、全額自己負担で1人約五、六万円かかるために、経済的理由から接種を断念される方もおられると見られます。このため、諸外国の多くは公費負担で接種を進めております。10代前半の女兒への接種が効果的であると言われております。毎年12歳の女の子に接種すれば、子宮頸がんの発症を78%下げることができると言われております。

栃木県の大田原市では、小学6年生の女兒全員に、ことしの5月より全額公費負担で接種が始まりました。また、栃木県日光市では、6月15日より、子宮頸がん予防ワクチンと、またこれも今注目されておりますけど、小児用肺炎球菌ワクチン、それと髄膜炎のヒブワクチンの全額公費助成が開始されております。そのほかに、千葉県のパ安市とか、新潟県の魚沼市、兵庫県の明石市、山梨市、また山形県と、本当、毎日のように、6月議会補正で承認を受けたので予防接種を開始できるという報告もインターネット上でも見られるようになっております。とにかく予防対策に乗り出す市がどんどんふえておりますので、本市といたしましても、先ほど最初に答弁はいただきましたけれども、何とかこのワクチンの接種の公費

負担をやっていただきたいと思うんですけれども、見解をお願いいたします。

健康づくり課長（山田明寛君）

ワクチンの公費負担につきましては、先ほど申し上げましたけれども、再度答弁させていただきたいと思いますが、子宮頸がんワクチンは、昨年の10月に国において承認をされましたけれども、議員御指摘のとおり、1人3回の接種が必要とされています。その費用は、県内の医療機関で接種した場合を調べましたところ、1回16,800円、3回で50,400円と高額となっております。

子宮頸がんが予防できるがんと言われる一つの理由として、ワクチン接種による予防手段があると言われておりますので、高額のため経済状態により接種できない方がいるという状況とならないよう、今後、国の動向を見ながら公費負担も含めて検討していかねばならないというふうに思っています。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。課長のほうからも言われましたように、貧富の差でがんになる人とならない人がでないように、そういう地域にだけはならないように早く取り組みを前向きにやっていただきたいと思います。

国のほうのレベルとしても試算をしてありましたけれども、このワクチンを公費で負担した場合、国レベルで考えた場合に、予算が210億円ぐらい要ると。でも、これをがんになってしまったらどうなのかという計算をされているところを見ますと、がんになりますと、医療費の損失分が170億円、また、がんによって労働損失が280億円かかる。計480億円の損失になりますので、がんの補助予算を210億円引いてみますと、年間190億円の費用削減ができるというふうになっております。こういうふうに医療経済学的試算も行われておりますので、どうか前向きに検討をしていただきたいと思います。

最後に、予防に関する啓発と子宮頸がんに対する正しい知識を学校教育の中で実施できればというふうをお願いしたいんですけれども、非常にデリケートな部分でありますので、PTAとの兼ね合いも必要だというふうな答弁を伺っております。

とにかく、今問題になっているのが、20代、30代の方の検診率が物すごく低いためにがんになっているケースが非常に多いと言われております。だからこそ、早い時期に頸がんに対する正しい知識を身につけてほしいと思います。

今後そういうふうな学校教育の中で意識啓発ができればなと思っておりますけれども、学校教育のほうからの意見をお願いしてよろしいでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

予防に関する啓発と子宮頸がんに対する正しい知識を学校教育の中で実施できないかのお尋ねだと思います。

学校の授業内容につきましては、学習指導要領に定めておりました、例えば、がんについての学習につきましては、保健の授業となります。小学校5、6年生での保健の授業といたしますと、大きく、けがの防止、心と健康、病気の予防について学ぶようになっております。この授業時数といたしますのが、年間8時間程度になっております。個別のがんについての学習するにはちょっと時間が足りないという、そういう状況になっております。あわせて、子宮頸がんに対する正しい知識となりますと、小・中学校の先生方での教育なり学習には若干、今現在無理があるのが現状だと思っております。

しかしながら、例えば、予防ワクチン接種を実施していくということになれば、対象年齢を考えますと、学校現場でも啓発、周知の方法についての検討が必要だと考えております。その際には、市長部局と十分協議をさせていただきながら、最善の方法をとりたいというふうに考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今後さらに、だれもが平等に子宮頸がんの予防ができる環境が早期に整いますよう取り組んでいただきますようお願いしたいと思っております。

それとあと、国、県への検診及びワクチン接種の助成の働きかけを強く要望したいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

これで頸がんについての質問は終わらせていただきます。

あと、ご当地体操についてなんですけれども、すごい早いスピードで作成が進んでおりますし、本当に皆さんの御協力を得ているということをお伺いしてうれしく思っております。とにかく市民の皆様から親しまれて、目的の効果が得られる事業になることを願っておりますので、早期の完成を期待して待っておきたいと思っております。

次に、3点目としては、ごみ削減について通告しておりました。参加していただいた部長からも前向きな感想をいただきましたし、自治体会議への加入についても、前向きな検討をするというふうにとらえていいようなお言葉をいただきましたけれども、今後、環境自治体会議への加入については、その方向性でよろしいのでしょうか。

市民部長（田島稔大君）

環境自治体会議への加盟についてでございますが、先ほども申し上げましたように、環境施策に係る情報、それから、全国の自治体での取り組み等が早期に速やかにわかるというふうなことで、本市といたしましても来年度加入の方向で考えたいというふうに思っております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

それから、小学校での環境授業についてなんですけれども、先ほども課長のほうから報告がございましたように、分科会の中でも報告がございましたけど、筑後市の例を挙げておられました。筑後市では11小学校がありまして、4年生がごみ分別授業を受けておられるそうです。分別能力は非常に確実に向上しているという報告がございました。今後、児童を通じ、保護者、地域への展開も検討しているというふうな報告でございました。

この取り組みに至るに当たっては、4年生の社会科の授業では、他市のことが教科書に紹介しているために、こういう授業じゃなくて、どうせ4年生でごみの授業を受けるんだったら自分たちのまちのことを教材にして学ばせようというのが発想で、多くの方の協力を得て、「ごみとわたしたちの暮らし」と題したワークブックを作成し、授業を開始されております。確実に環境に対する意識は向上し、大変期待できるものであるというふうな報告がございました。

本市について、筑後市のまねじゃないんですけれども、ますますの子供たちへのごみ問題に関する意識の啓発の意味で、どういうふうな方向性で教育をされていこうと思っておられるのかお聞かせください。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど市民部長のほうからも紹介があったと思いますが、環境自治体ちっご会議の分科会、先ほどの第13分科会だったと思います。そちらのほうにつきましては、学校教育課の指導主事も出席いたしまして、「ごみとわたしたちの暮らし」と題しましたワークブックについても、私どもも存じ上げております。しかしながらといいますか、旧柳川市におきまして、平成11年に柳川市掘割を守り育てる条例が施行されました。それにあわせて、こういう本になりますが、（現物を示す）「飛び出せ掘割アメンボ隊」という環境副読本として、総合的な学習の時間を中心に活用をしているところでございます。そういう意味では、柳川市の事例はかなり先進的な取り組みだと考えております。

なお、教育委員会におきまして、この掘割を生かしたまちづくり行動計画に基づきまして、平成20年度から先ほどお見せいたしました「飛び出せ掘割アメンボ隊」の改定に着手いたしております。さらに、今年度には、印刷、製本をいたしまして、小・中学校に配付をしたいというふうに考えております。いろいろな教科で使用してもらうことで、環境教育をさらに進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。柳川市も、他市に負けないぐらいに本市の独自性を生かした計画がなされているということをお聞きまして安心いたしました。

また、今後、総合学習の時間がとれないという難しい面もあるでしょうけれども、環境教育を楽しく続けていただけるような教育に着手していただきますようお願いしたいと思

ます。

環境教育については終わらせていただきます。

最後に、子育て応援パスポート事業についてですけれども、柳川市独自ではやっていないけれども、福岡県が行っているという報告を受けました。私も、視察のときにこういう事業があるということは知っておりましたけれども、果たして柳川市にこの事業を持ってきたときにはどうなんだろう、なじむものだろうか、また、どうなのかなというふうなことで質問させていただきましたけれども、県が行っているということで安心いたしました。しかしながら、柳川市の加盟店もすごく多いのに、全然私も知らなかったというところがありますので、とにかく本事業があることとか、協賛店のこととか、またサービス内容など市民の方への周知はできているんでしょうか。そこら辺をお伺いいたします。

子育て支援課長（大石涼子君）

市民の方への周知徹底ですが、サービス内容や店舗の状況など、残念ながら十分な周知ができていたとは言いがたいと思われます。3庁舎でのパンフレット配布、ホームページや広報紙などを活用した市民の皆様への周知など、事業の内容などに関し、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

6月15日付の市報にも載せていただいておりますようございました。とにかくこれも、利用側、提供側も効率のよいサービス事業にしていくためにも情報公開とかを心がけて、市民の皆様へ情報が伝わりやすいような対策をとっていただきたいと思います。

こういうちょっとした事業であっても、新しいリピーターの確保とか、新規顧客の獲得など、どういうふうな形でか事業展開のきっかけになるかもしれませんので、こういう事業があるんだったら、やっぱり大事に皆様へ周知徹底していただける環境づくりをしていただきたいと思います。

本当に長くなりましたけど、最後に市長にお伺いしたいんですけど、子宮頸がんに対してのワクチンの助成について、市長のお考えをお聞かせください。

市長（金子健次君）

先ほど熊井議員のほうから、子宮頸がんにつきまして、予防の面、検診の面、いろんな角度から御提言いただきました。

健康づくり課長が申し上げましたとおり、昨年10月に子宮頸がんの発症を予防するためのHPV、ヒトパピローマウイルスワクチンが国において承認をされております。今後、本市におきましても、先進地の取り組み状況を把握するとともに、国において公費負担についての検討がされていると聞いておりますので、国、県の動向を踏まえて検討してまいりたいと

考えます。

さらに、市民の健康に有益な予防接種につきまして、本人の経済状況に関係なくワクチンの接種ができるよう、早期に定期予防接種に位置づけ、国において新たな財源措置を設けていただくよう、九州市長会にも、また全国市長会におきましても国に要望を行っているところでございます。

以上です。

4 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 22 分 延会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成22年6月22日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 4番 | 熊 井 三千代 | 5番 | 梅 崎 昭 彦 |
| 6番 | 島 添 勝 | 7番 | 白 谷 義 隆 |
| 8番 | 森 田 房 儀 | 9番 | 荒 巻 英 樹 |
| 10番 | 藤 丸 富 男 | 11番 | 矢ヶ部 広 巳 |
| 12番 | 荒 木 憲 | 13番 | 伊 藤 法 博 |
| 14番 | 竹 井 澄 子 | 15番 | 菅 原 英 修 |
| 16番 | 諸 藤 哲 男 | 17番 | 樽 見 哲 也 |
| 18番 | 近 藤 末 治 | 19番 | 太 田 武 文 |
| 20番 | 吉 田 勝 也 | 21番 | 大 橋 恭 三 |
| 22番 | 藤 丸 正 勝 | 23番 | 木 下 芳二郎 |
| 24番 | 佐々木 創 主 | 25番 | 三小田 一 美 |
| 26番 | 梅 崎 和 弘 | 27番 | 高 田 千壽輝 |
| 28番 | 山 田 奉 文 | 29番 | 河 村 好 浩 |
| 30番 | 龍 益 男 | | |

2. 欠席議員

| | |
|----|-------|
| 3番 | 浦 博 宣 |
|----|-------|

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|-----|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 北 | 川 | | 満 |
| 総 | 務 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 藤 | 木 | | 明 |
| 市 | 民 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 保 | 健 | 武 | 藤 | 義 | 治 |
| 建 | 設 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 藤 | 木 | | 均 |
| 教 | 育 | 高 | 田 | | 厚 |
| 大 | 和 | 横 | 山 | 英 | 真 |
| 三 | 橋 | 大 | 村 | 隆 | 雄 |
| 消 | 防 | 古 | 賀 | 輝 | 昭 |
| 人 | 事 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 総 | 務 | 野 | 田 | | 彰 |
| 企 | 画 | 橋 | 本 | 祐 | 二 郎 |
| 財 | 政 | 石 | 橋 | 真 | 剛 |
| 税 | 務 | 山 | 田 | 敏 | 昭 |
| 健 | 康 | 山 | 田 | 明 | 寛 |
| 福 | 祉 | 高 | 田 | 淳 | 治 |
| 学 | 校 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 建 | 設 | 中 | 村 | 敬 | 二 郎 |
| 農 | 政 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 水 | 路 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| 選 | 挙 | 小 | 柳 | 敦 | 生 |
| 安 | 全 | 野 | 田 | 洋 | 司 |
| 生 | 涯 | 田 | 中 | 利 | 光 |
| 消 | 防 | 木 | 下 | 隆 | 行 |
| 収 | 税 | 乘 | 富 | 祐 | 治 |
| 生 | 活 | 安 | 河 | 内 | 一 章 |
| 子 | 育 | 大 | 石 | 涼 | 子 |

4 . 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 川 口 敬 司
 議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長 高 巢 雄 三
 議 会 事 務 局 庶 務 係 長 池 末 勇 人

5 . 議 事 日 程

日 程 (1) 一 般 質 問 に つ い て

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項 | 答 弁 者 |
|----|-----------------|---|-----------------------|
| 1 | 24 番 佐々木 創 主 | 1 . 合併による優遇措置が終了する平成26年度に向けての課題と対策 (1) 財政 (2) 都市基盤整備 (まちづくり) | 市 長 |
| 2 | 7 番 白 谷 義 隆 | 1 . 徘徊高齢者等への対応 (1) 位置情報サービスの助成について 2 . ピアス跡地問題 (1) アスベストについて (2) 土壌について | 市 長 " |
| 3 | 9 番 荒 卷 英 樹 | 1 . 公職選挙の投票時間について (1) 期日前投票の状況 (2) 閉鎖時刻の繰り上げとその場合の影響は 2 . 安全安心について (1) 水路におけるガードレールとステップの設置基準は (2) 緊急通報システムについて 3 . 運動施設の整備について | 選 管 委 員 長 市 長 " |
| 4 | 22 番 藤 丸 正 勝 | 1 . 市の行政改革、財政改革について 2 . 外部評価委員会の役割は | 市 長 " |
| 5 | 16 番 諸 藤 哲 男 | 1 . 柳川市の財政問題について 2 . L E D 事業の推進について 3 . 塩塚川の高潮改修について | 市 長 " " |
| 6 | 14 番 竹 井 澄 子 | 1 . 子どもの虐待について (1) 子どもの虐待は10年間で40倍になっている。市としての実態調査と対策は 2 . 滞納対策について (1) 税の徴収の実態と滞納対策は 3 . 金子市政について (1) 1年以上経ちチェンジできた政策は | 市 長 " " |

午前10時1分 開議

議長（龍 益男君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員26名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（龍 益男君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、24番佐々木創主議員の発言を許します。

24番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。佐々木創主でございます。それでは、早速質問をさせていただきたいと思っております。

きょうは合併による優遇措置が終了する平成26年度に向けての課題と対策ということで、財政、都市基盤整備（まちづくり）について質問をさせていただきます。

平成17年3月に新市が誕生して以来、この柳川市の財政と都市基盤整備、この件についてはこの場で何度も質問し、議論をさせていただきました。そもそも国の推し進めた平成の大合併、この目的は地方分権の推進、地方行政の広域化への対応、行財政の効率化と言われておったわけでありまして。しかし、借金にあえぐ国が市町村の数を減らす、そのことによって財政支出を抑えるという、もう1つの目的があったことも確かであります。国はこの平成の大合併を推進するに当たって、合併する自治体には起債、つまり借金をしてもその70%を後で地方交付税に算入して交付しますよという合併特例債、つまり「あめ」を用意しました。反面、合併しない自治体は地方交付税を大幅に減らしますよという「むち」を課したわけでありまして。財源に乏しく、収入の面で大きく地方交付税に依存している地方都市を合併へと走らせたわけでありまして。

その結果、全国に3,200あった市町村が1,700、この数字となったわけでありまして。私たちの柳川市も合併の道を選んだわけでありまして、その優遇措置である合併特例債と地方交付税の加算、これは10年間の期限つきであります。つまり、平成26年度までに次の時代に向けた都市基盤をつくり、優遇措置が終了する平成27年度以降を見据え、いかに身の丈に合った健全な財政基盤をつくるのか、これが大きな課題であります。

ことはもう既に平成22年度であります。新市となって6年目であります。その優遇措置の期間、10年目の折り返しであります。そこで、改めて確認をさせていただきます。この優遇措置である合併特例債、地方交付税の算定がえ、その内容をお聞かせください。

そして、この5年間 平成17年、新市となって以降です。この5年間に行われてきた都

市基盤整備、投資事業の内容、それについてもお答えいただきたい。同時に、経費抑制のため、行財政改革も行われてきております。その具体的な内容、それについて質問をさせていただきます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いします。

総務部長（大坪正明君）

おはようございます。総務部長の大坪でございます。佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、合併による優遇措置の内容についての御質問でございます。1つには、普通交付税の合併算定がえによる加算措置がございます。この制度は、平成16年の合併年度とこれに続く平成26年度までの10力年間は旧1市2町が存在したと仮定して算定しますので、1つの自治体として算定するよりは高くなるということでございまして、いわゆる合併算定がえにより普通交付税が算定されまして、その後、10年過ぎた後、5年間で段階的に縮減をされまして、16年目に当たる平成32年度で加算措置が終了し、一本算定となるものでございます。

平成21年度における普通交付税の合併算定がえによる加算額は1,140,000千円となっております。また、臨時財政対策債についても、これは地方交付税の国の財源不足を補うために、起債により補てんするものでございますけれども、これについては後年度、元利償還のすべてを交付税で措置をされるという大変ありがたいものですが、これについても交付税の算定と同様な合併算定がえにより発行可能額の加算がされております。平成21年度においては、190,000千円の加算となっております。普通交付税と臨時財政対策債を合わせますと、1,330,000千円の加算が行われているということでございます。

次に、合併特例債の活用でございます。この合併特例債は、新市建設計画に基づく合併市町村のまちづくり事業に要する経費について活用することができます。その元利償還の70%が普通交付税に算入される財政的に非常に有利な借金でございます。本市における国の基準による合併特例債の発行可能額はハード事業である建設事業分で、274億円まで借り入れ可能でございますけれども、合併協議におきまして将来的な起債償還による財政負担を考慮しまして、平成26年度までにその半分の137億円を活用することといたしております。平成22年度当初の予算ベースでの平成22年度末における建設事業分の合併特例債の借り入れ見込み総額は82億円でございます。23年度以降、26年度までに残る55億円の活用を行う予定でございます。

そのほか、ソフト事業として、平成17年度にまちづくり振興基金25億円を造成するために合併特例債を23億円借り入れを行っております。これらのほかにも、合併年度から今年度までに国や県から27億円の財政支援を受けております。内訳は合併補正による普通交付税による支援が6億円、それから特別交付税による支援が8億円、国からの合併市町村補助金が5億円、県からの合併市町村推進特例交付金が8億円となっております。

それから、次に、合併以降21年度までの5年間の主な建設事業と事業費についてお答え

をいたします。

まず、金額については、事業費の決算額から人件費を差し引いた額を積算いたしまして、21年度については決算見込み額で算定をいたしております。柳川駅の東部土地区画整理事業費に48億円、漁業団地整備事業費に20億円、道路橋梁の維持、新設改良費に20億円、高橋中牟田線などの市町村道整備事業費に20億円、農村総合整備事業費に11億円、藤吉小学校、皿垣小学校の校舎建築や改造事業に10億円、密集住宅市街地整備事業に8億円、歴史を生かしたまちづくり事業に7億円、用排水路整備事業に6億円、共同調理場建設事業費に6億円などとなっております。

次に、これまで実施してまいりました行財政改革の内容について御説明いたします。

平成18年度から21年度までの行政改革大綱に基づく行政改革実施計画によります削減額が、21年度についてはただいま積算をしておるところですけれども、18年度から20年度までの3カ年で申し上げますと、約963,500千円を削減いたしております。20年度では、249,300千円の削減を行っておりますけれども、主なものは定員管理の適正化で140,000千円、補助金等の整理合理化で55,000千円、市有財産の有効活用で26,680千円の削減効果となっております。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。それぞれ具体的にお答えをいただいたんですけども、この議論をいろいろする中で、前山田総務部長から「この方は合併協議会の事務局長でございましたが、10年間の投資可能額のお話がありました。341億円。旧1市2町の課題、懸案事項を積み上げていくととんでもないと。そういう中で取捨選択をしてやらないといけない。しかし、総枠として、まず額を決めるということで341億円という話がございました。そういう中で今、それぞれ今まで5年間やられてきた大きな事業費を御説明いただいたんですけども、それで、じゃ今後、平成26年度、これから5年間で何をするのか。どういった事業を行うか。と同時に、行財政改革、このままいくととんでもない財政状況に陥る。優遇措置も平成27年度以降使えない。そういう意味で、来たるべき厳しい時代に備えて身を削る、そういう努力をしないといけないわけでありましてけれども、今後5年間の投資事業計画、これは何度も何度も合併当初、10年間で341億円であるならば、何と何と何をしますかと、計画的にやるべきじゃないか、リストアップをして優先度をつけて、手順を示してやらんといかん、それを示してくださいと何度も申し上げた。結局5年間、示されなかったわけでありまして。もう残りは5年間です。実施計画をつくっておりますと、あのとき言いました。しかし、その場その場、場当たりじゃないか。1年、2年、3年、4年、あっという間に10年過ぎますよ。そのとおり5年間過ぎてしまいました。今後、5年間、投資可能額、残がどれくらいあるのか、ちょっと計算しないとわかりませんが、許容範囲内の中でしかやれない。と同時に、しっかり身を削る、これも重要な課題。

その2つ、お答えください。

総務部長（大坪正明君）

平成26年度までに予定している建設事業でございますけれども、これについては中期財政計画の中でも大きな事業についてはお示しをしておりますけれども、まず、柳川駅東部の土地区画整理事業、これは40億円、それから大和中、二ツ河小、垂見小、中山小学校の学校改築事業に27億円、それから柳川駅周辺地区の整備事業に17億円、総合運動公園の整備事業に13億円、コミュニティー施設の整備に11億円、市営住宅の本町、それから鳥の水団地の建てかえ事業に10億円、高橋中牟田線道路整備事業に9億円、漁業団地の整備に7億円、塩塚川高潮対策番所かけかえ事業に7億円など、こういったものが主な事業でございます。

先ほど新市建設計画の中で341億円が10年間の普通建設事業のトータルということで計画をされておりましたけれども、実際にはこれまでも5年間でも240億円（151ページで訂正）ほど普通建設事業が使われております。こうした中で、今後についても中期財政計画の中では250億円程度の事業費を予定しているところであります。新市建設計画の中では、当初かなり絞った中での合併特例債についても274億円を137億円ということで絞って、普通建設事業についてもかなり絞った計画をされておりますけれども、実際これまでの5年間ではそういった形で、その計画については上回った形で実施をしてきているという状況でございます。以上です。

企画課長（橋本祐二郎君）

企画課長です。今後、実施すべき行財政改革の内容はという御質問にお答えします。

先ほど部長言いましたように、柳川市中期財政計画を策定しましたので、財政計画と整合性を図りながら22年度から26年度までの第2次行財政改革大綱に沿って改革を進めていきたいと考えております。

大綱の基本的な考えはおおむねまとまっておりますけど、平成21年の11月に柳川市行財政改革推進委員会に第2次行財政改革大綱について諮問をしておりますので、答申をいただいた後に第2次柳川市行財政改革大綱及び実施計画をつくることとなります。

改革の内容につきましては、事務事業の内部評価及び外部評価を充実しまして、行政評価システムを確立させまして、限られた財源を効率的に使う枠配分予算や事務事業の廃止とか縮小を行いまして、聖域なき事業の見直しを実施していき、健全な財政基盤の確立及び質の高い行政サービスができるように実効性のある計画にしていって、行財政計画を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。それで、漁業団地とか、市町村道整備とか、学校校舎とかですね。中期財政計画、先月、この冊子をいただきました。6年目でやっとこういうやつが、5

年間でこれとこれとこれをやりますと、予定をしている事業というのがやっと出てきたんですね。総務部長の答弁によると、341億円というのはあったけれども、もう既に240億円使っておる。当初の計画は非常に絞った厳しい数字の中での計画、粋であった。

ただ、一昨年のリーマン・ブラザーズショック、それ以降の経済対策、地域活性化何とか助成金とか、そういうやつがぼろぼろ景気対策で、当時は麻生内閣であったと思いますけど、民主党内閣にかわってからも継続しております。こういうのが23億円だ、13億円だ、そういうやつがいっぱいあったんですね。交付税措置の増額とかいろんな要因、当然、日々年々状況が変わりますから、そういう状況の変化はある。

それで、残りが今上げていただいた事業、総枠で250億円。今で、本来であれば、併合して17年、18年度ぐらいには、こういう10年間のあれぐらいのやつが出るべきところを5年間全く出なかった。それで今回、残り5年であるけれども、出していただいた。これは非常にありがたい。ありがたいというよりも、この材料の中で執行部の考え方を示されたわけであり。それを見た上で、じゃ、議会として、市民として、これをどうするんだと。これは本当にいいのか、そういう議論が初めてできるわけです。やっと同じ机上に着けた。感謝といたしますか、評価はさせていただきます。

それと、第2次行革大綱をつくって、これから実施していくということでございますけれども、この中期財政計画の今後、財政状況の推移というのを平成26年度まで、それと合併特例債等の償還があるんで、平成33年も含めて掲載をいただいておりますけれども、これを見ると、今年度の予算が291億円、そして、歳出の26年度レベルで歳入が287億円ですか、それと歳出、この状況のままいくと287億円になってしまうけれども、行革をやると、いろんな適正化をやると、人件費も抑制する、補助費も減らす、いろんなでき得ることを第2次大綱に当然盛り込まれるんでしょう。そういうふうなやつをやると281億円、約6億円程度ですかね。これは抑えると、行革で生み出すということなんですが、ただ、これだけ見ると、291億円から287億円、かなり減るように感じるんですが、今年度は筑後川下流の土地改良事業の一括償還、19億円が含まれていますよね。

そういった意味では、スタートの今年度は272億円、270億円ですかね、と見るのが順当なんですね。それと来年度以降は、民主党の政策である子ども手当、これが今年度は1人13千円だけれども、来年度からは26千円になる。これを見込んでおりますよということなんですね。政策がどうも変わりそうなんです。それからいうと、終わりの26年度は270億円程度、ほとんど変わらないわけですよ。これを見ると、先ほど言った、併合した優遇措置が終了する27年度以降、非常に厳しい冬の時代、そういうことが予想される中で、あらかじめ26年度までに財政圧縮を図っていく。それをしないとイケない。そういう意味からいうと、非常に私はこの数字を見て危惧を覚えます。

一つ一つその中身を検証していきますと、時間が限られておりますのでね、その中でちょ

っと気になるやつ、幾つか、一つ、二つ検証したいと思うんですけども、この財政計画の中で市税収入が22年度、今年度が61億円、そして26年度も61億円。市税の収納率アップ、6,084,000千円を6,140,000千円。行革をやって、取り組みをやって、6,000千円ほどふやす努力をしますと。ただ、ほとんど変わっていないんですが、これは人口動向、合併した当初は平成17年7万6,000人、現在もう7万2,000人台、これは人口の動向というのは加味されているんですかね。

財政課長（石橋真剛君）

財政課、石橋でございます。作成した主管課長として申し上げたいと思います。

中期財政計画の15ページのほうに掲載を申し上げますが、このような中期財政計画を作成する場合は、一定の条件下で今後の数値等を推計するということになります。そのために、市税につきましては、22年度当初予算をもとに現下の経済状況から個人市民税については平成24年度まで、年マイナス1.0%、法人市民税については年マイナス10%として算定をしております。また、25年度以降につきましては、個人市民税、法人市民税とも景気回復が見込まれるだろうということで、年1.5%の増で見いております。

また、固定資産税につきましては、基準年度、24年、27年、30年度、これは3年に1回の評価がえということになりますので、つきましては、過去の実績を踏まえ、年6.0%の減。27、30年度は、評価がえということで年0.6%の減とし、そのほかの年度につきましては、年1.6%の増と見込んでおまして。議員が今言われるような人口推計による見込みということはやっておりません。あくまでも減額率とか増額率によりまして掲載をしているということで、御理解をお願いしたいと思います。

24番（佐々木創主君）

こういう計画を立てるときは、そういうやり方でやるんだと。それは結構です。しかし、我々が今後どうなっていくのかと見るときに、やはりの辺もしっかり頭に置かないといけないというふうに思うんですよ。

マスタープランによると、このままの動向でいくと、平成28年度には6万7,000人になると予想されておると。それを何とか7万1,000人にいろんなことをやるとどめますという目標が掲げられておりましたけれども、現実には先ほど言ったように、現在7万2,000人台、7万6,000人から7万2,000人、5年間で4,000人です。このままいくと平成28年　あと5年後、そうするとあと4,000人。じゃ、6万8,000人、合計8,000人減るわけですよ。税務課長、8,000人減ると税収にどれぐらい影響があるかわかりますか。

税務課長（山田敏昭君）

マスタープランによる28年度の推計人口と目標人口が出ておりますので、そこでお答えしたいと思います。

平成19年度から21年度までの3カ年の人口、生産人口、納税義務者数、課税額をもとに、

景気動向を省きまして平成28年度の課税額を推計いたしますと、推計人口6万7,500人に対しまして、課税額は2,066,985千円というふうになります。対21年度に比較しまして、マイナスの220,199千円の減というふうになります。

続きまして、目標人口7万1,000人では、市民税の税収が2,217,690千円となり、対21年度比ではマイナスの69,224千円というふうになります。推計人口と目標人口との個人市民税の差は150,975千円というふうに試算しております。

以上でございます。

24番（佐々木創主君）

目標人口、ただ、この目標は非常に達成、危なっかしいといえますか。非現実な数値になっておる。そういった意味からいうと、人口推計6万7,000人からいうと2億円の減と。これは大きいですね。今年度から実施された固定資産税の1.4%統一等々を含めて、市民の皆さん喜ばれたかもしれませんが、私も個人的には非常にありがたいと思いますけれども、しかし、こういう動向、数字が如実に出てくるわけですよ。そういう意味で、この財政計画含めて、この26年度までに何をやらないといけないか、何を身を削るのか、その上で何ができるのか、これが非常に重要になってくる。

何を身を削るのか。いろいろ中期財政計画の中にもいろいろ入れていただいております。当然やるべき人件費だ、物件費だ、補助費等々、こういうことをやるに当たっては、自助努力、行政内部でできること、それもあるでしょう。しかし、市民の皆さんの御理解、御協力、これを仰がないといけないこともあるでしょう。それ以上に、市民の皆さんに痛みを伴う、御批判を受ける、そういうことも場合によってはやらないといけないケースも出てくるかもしれません。

その中でいろいろ削っていく、そういうやり方があるんですけども、1つ、この行革という意味でここ数年、新柳川市となってから、マスコミがかなり取り上げている問題があるんですね。何かというと、柳川市の公共工事、この入札率の高どまりの話であります。これが盛んに取り上げられておる。柳川市の公共工事の落札率、それと福岡県下市町村の中での落札率のランク、教えてください。

総務課長（野田 彰君）

総務課長でございます。平成21年度の落札率は96.0%です。県下で申し上げますと9番目。（「どっちから。9番目に高い、要するに……」と呼ぶ者あり）はい、県下で申し上げますと9番目に高い落札率になっております。

以上です。

24番（佐々木創主君）

そこで、柳川市に限らず、公共事業の問題、これは二十数年前からずっといろいろ言われてきております。そこでいろんな制度が、新しい制度、新しいシステムが開発もされてきて

おりますけれども、この対策として柳川でどういうことが行われてこられたのか。その効果、どういう効果が上がったのか教えてください。

総務課長（野田 彰君）

本市で入札制度について改革をしてきた主なものをまず申し上げます。

まず、一般競争入札の対象工事金額を従前、平成19年度以前は150,000千円以上を一般競争入札に付しておりましたけど、19年度から10,000千円以上の工事についてすべて一般競争入札を対象を拡大いたしております。それから、本市においては予定価格を公表いたしております。

次に、電子入札制度を、福岡県では本市のみですけど電子入札制度を導入いたしております。これにつきましては透明かつ公平性をということで、いち早く本市では取り上げてきております。そういうのを取り組んでおりますけど、効果といいますか、なかなか目に見えないといいますか、効果は実績としては現在上がっていないという状況でございます。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。それで、総務委員会の中でも一昨年でしたか、福岡県下で市町村では初めて電子入札制度を導入するということで発表、説明がありまして、そのシステム導入もして、土木工事から始めて、今年度からは建築工事と。非常に我々もそれを期待したわけでありまして、今の答弁によりまして効果が上がっていないと、非常にどうしたものだろうかということなんですが、電子入札、それゆえに一般入札の対象額を引き下げたということですけども、入札のやり方として、一般競争入札、自由に参加資格のある方々は札を納めてください、資格を与えますよということと、この工事はどこどこ A、B、C、D、E、F、Gですかね。指名をして、指名した中、皆さん、じゃあ価格を示してくださいと。一般競争入札、指名競争入札があるわけですけども、この落札率を教えてください。

総務課長（野田 彰君）

平成21年度の実績でいきますと、一般競争入札は96.1%、指名競争入札は95.9%でございます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

ほとんど差がないですよ。それでどうだということを私は申し上げるつもりはないんですけども。

それともう1点、一般競争入札 指名の場合もそうかもしれませんが、特に工事の金額が大きいのは一般競争入札。一般競争入札の中で市内業者に限定する場合と、柳川市以外の業者さんも参加できますよというケースがあると思うんですが、この入札率は差がありますかね。教えてください。

総務課長（野田 彰君）

一般競争入札で市内業者のみで行った工事の落札率は97.0%、市外業者を含んで入札をした場合は90.6%でございます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

市内だけだと97%、市外を含めると90.6%。ただ、地場産業の育成、そういった意味でやっぱり市内の業者さんを極力優先しないといけない。当然市内の業者さんが仕事をさせていただくと、納税という形で行政のほうに返ってくる。当然のことではありますが、現在の場合は市外業者を含める場合は恐らく特殊工事、技術とかそういうのがなかなか市内にはいらっしやらない、少ないと、そういうケースがあるかと思えますけれども、この落札率の差ですね。97%と90.6%ですか、それで全体の公共工事の落札率が96%と。

例えばの話、この市内の公共工事96%、これがもし県内で高どまり9番目ということでございますけれども、これが90%になったとなると、96%の場合と90%の場合、どれだけ差が出ますか。

総務課長（野田 彰君）

仮に一般競争入札で90%で落札した場合、平成21年度でもし90%で落札した場合は138,590千円が減ると 浮くといえますか、その差が出てきます。

24番（佐々木創主君）

今、一般競争入札だけに限っていただいたんですがね、全体の数字はないですか。

総務課長（野田 彰君）

全体で申し上げますと、仮に90%でした場合は191,120千円程度となります。

24番（佐々木創主君）

190,000千円、約2億円と。先ほどの税収減とほぼ同じ額、それで穴埋め云々という話じゃないんですけれども、じゃ、90%という落札率。先日、総務委員会で県内の市町村ごとの平均落札率の一覧表をいただいたんですけれども、最も高いのが桂川町の97.8%ですね。それから赤村、鞍手町、添田町、久山町、立花町、大任町、宇美町、そして柳川市と。柳川市が96%。それで、ずっと来まして、最低が嘉麻市の68.4%、その次が直方市78.3%、新宮町78.6%。低いところでこの筑後近隣市を見てみると、小郡市が85%、久留米市84%、大牟田市84%、大木町82%。じゃ、その90%というのがどの辺のランクかということ、全部で集計をしているのが60。60市町村のうち大体三十六、七番目、七、八番目、40番目ぐらいですか、ちょうど真ん中よりも後ろぐらいですかね。そういうことになるわけであります。

しかしながら、これは法律にのっとった、そういう中でやっている結果でございます。しかし、市内に限定した場合、市外を含めた場合、この差というのは非常にキーポイントじゃないかなと私は思います。この中期財政計画の中にも入札制度改革をやりますと掲げていた

だいております。さらなる透明性、競争性の向上に努めると、こういう行革をやるんですよ。先ほど申し上げた自助努力でできること、市民の皆さんの御理解と御協力ができないこと、痛みを伴うこと。しかし、それ以外にやはり知恵を絞るべきこと、やるべきこと、こういうこともあるんじゃないでしょうか。いかがですか、市長。

市長（金子健次君）

佐々木議員のほうから高どまりの入札についての指摘、また考え方について述べられました。今日、先ほど総務課長がお答えしましたように、96%という非常に高い、市だけで考えてみますと、恐らくトップレベルの高い入札になっておるといふふうに思っています。

今日まで地場企業の育成、また雇用の確保という面を考慮されて、今日まで市内の業者という形で入札をしていたと思います。確かに近隣の市を見まして、また近隣の町を見ましても80%台ということで、これにつきましては報道関係でもメディアでも柳川市の現状につきまして大分報道されました。今後、しばらく推移を見ながら考えていきたいと思いますが、市外業者の参入を含めて検討していく時期に来ているんじゃないかというふうに思っております。ただし、こういう状況の中でございますので、しばらく推移を見て考えていきたいというふうに考えているところでございます。

24番（佐々木創主君）

非常に厳しい問いかけをさせていただいたんですけれども、よくお答えいただいた。推移を見守る、そういうことも大事だと思います。そういう意味で、しっかりその中で考えながら知恵を絞ってやっていくということが重要ということを指摘させていただきたいと思いません。

それでもう1つ、行革という中で、昨年でしたかね、古賀澄雄議員が庁舎の問題をお取り上げになりました。現在、柳川市は合併、新市誕生以降、この柳川庁舎、そして産業経済部門がある大和庁舎、それと教育部門がある三橋庁舎、3庁舎体制。大和と三橋にはもちろん市民サービス、地域サービス部門もあるわけでありましてけれども、大まかに言うと2部門を分散しておる。この庁舎の維持管理費それぞれ、それとそのときも質問あったかもわかりませんが、書類のやりとり、会議とかいろんな打ち合わせ、職員の皆さんが3庁舎間を移動される。どれぐらいかかっておるのか、お答えください。

総務部長（大坪正明君）

庁舎の問題に触れる前に、先ほど私が発言しました内容でちょっと御訂正をお願いしたいと思えますけれども、普通建設事業費で17年度から21年度までで240億円と言ったかと思えますけど、255億円ですね。そして、22年度から26年度までで240億円ということで御訂正をお願いしたいと思います。

それで3庁舎の維持管理費はどれくらいかということでございます。平成20年度の決算額で申し上げますと、柳川庁舎が48,000千円、大和庁舎が25,000千円、三橋庁舎が24,000千円、

3庁舎合わせまして97,000千円となっております。

また、合併以降5年間の3庁舎の維持管理費及び修繕費について申し上げますと、維持管理費及び修繕費を合わせまして、柳川庁舎が287,000千円、大和庁舎が133,000千円、三橋庁舎が136,000千円、合わせまして556,000千円となっております。

次に、3庁舎体制に伴う余剰経費はどれくらいかということですがけれども、3庁舎の統合化によって削減できると考えられる人件費につきましては、昨年12月定例会の一般質問で古賀澄雄議員にお答えしましたように、1つ目に、3庁舎間で1日2回、書類を持ち回るメール便ということで嘱託を雇用いたしております。その人件費と公用車のガソリン代等に係る経費が年間で約2,500千円。

2つ目に、大和庁舎と三橋庁舎の窓口部門の人件費でございまして、それぞれの庁舎で14人職員を配置いたしております。合計28名分で、年額でおよそ209,000千円でございます。

3つ目は、職員の庁舎間の移動に要する時間が1往復30分といたしまして、その間の人件費が1人当たり1,100円程度かかっているということで、これは移動の回数が把握できておりませんので、合計が幾らということはお示しできませんけれども、こういったことが削減できるであろう人件費等でございます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

それぞれ維持管理費、余剰の経費等々お答えいただいたんですけども、そのときにも質問あっておりましたし、合併協定項目の中にも、5年間ですかね、その中で庁舎の一元化、この方向性を出しますということだったんですが、もう一度聞きます。庁舎の一元化、執行部の方針を教えてください。

総務部長（大坪正明君）

この庁舎の一元化の問題につきましては、合併協定項目において、まだ交通事情や他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討するということになっておりまして、これまで先送りをされてきたというような状況もございます。昨年12月議会で古賀澄雄議員からも庁舎統合の検討をすべきじゃないかということで御提案をいただきましたけれども、そのときは消極的な答弁をしておったかと思えます。

しかしながら、今後また、ますます厳しくなると予想される財政状況から考えて、この庁舎一元化は先ほど言いましたような人件費や各庁舎の維持管理費など、経費節減を図る上で効果的な手段の一つであるというふうに考えております。

しかしながら、庁舎一元化は庁舎の位置をどこにするのか、また庁舎を新築とするのか、既存庁舎を活用して改築なり別館をつくるなり、そういった形でやるのか、その場合、支所をどうするのかとか、いろんな問題がございます。住民の利便性や財政面など、多方面から慎重に検討して、住民の皆さん、あるいは議会の御理解を得る必要があると考えております。

このため、議会の皆様の御理解と御協力を得ながら、また市民の理解も得ながら、今後の庁舎のあり方についていろんな角度から調査研究すべき時期に来ているのではないかというふうに考えております。

以上です。

24番（佐々木創主君）

前向きな答弁いただきました。それで、今答弁の中で、ますます財政上厳しくなる、そういう時代が来る。そういうことからいうと、先ほどから私が申し上げておるとおり、平成27年度以降、これがまさしく厳しい時代の到来と。正確に言うと、交付税の算定がえが70、50、30、10ですか、少しずつ減っていく。全く終了してしまうのが平成33年度ですかね。その5年間、多少の猶予はあると言いながら、その中でもろもろほかの事業、国の動向もわかりませんから、現在の状況でいくと厳しくなっていく。その前に、平成26年度までに、しっかり財政の圧縮もしていかないといけない。

そういう意味では、平成26年度までに何とかしたいということなんですか。

総務部長（大坪正明君）

この庁舎問題については、できれば合併特例債が使える時期に、合併特例債のもともとのそういう目的趣旨からして、そういう期間の中でできればというふうに考えております。

24番（佐々木創主君）

ありがとうございました。執行部のお考えはそういう方向と。ただ、部長おっしゃったように、やっぱりいろいろと色々な御意見も聞かんといかん、議会の意向も聞かんといかん、そういう中で、ある意味のたたき台というふうに受けとめさせていただきましたけれども、今後、こういう議論は当然活発になっていかないといけない。

今、合併特例債というお話をされたんですけども、この庁舎に関する国、県の補助金はないと。全くの柳川市の手出しでやらないといけません。そういうことからいうと、まさしく合併特例債の性格上、やはり庁舎の統合、3軒の家が形上は1つの家になったけれども、3軒の家族がばらばらに住んでおると。それをやはり1つの家に住みましょうよと、これが当然まず第一に考えないといけませんことだと思うんですね。そういった意味からいって、やはり一体感を醸し出し、合併してできるシンボリックな事業じゃないかというふうに私は思います。

それで、新しくつくるのか、既存の庁舎を活用するのか、それはここでもう議論はいたしません。一説によると、全く新しいやつをつくと50億円、60億円とかというような数字も聞いたこと。これが確かかどうかは別として、聞いたこともありますし、今の状況でそれが可能なのか。既存のやつを使うべきじゃないのかと、それはいろいろ今後、議論に任せたいというふうに思います。

しかし、この庁舎の一元化に関する事業というのは、先だってお示しいただいた中期財政

計画の、先ほど今後5年間の建設事業、いろいろと市町村道整備、総合運動公園、駅前再開発等々、この中には盛り込まれていないんですね。そうですよね。これ以外にも、まだ盛り込まれていないやつはないんですか。

総務部長（大坪正明君）

盛り込まれていないというか、まだはっきり決まっていなくて盛り込めなかったということですけれども、庁舎の問題については特にそういう住民の理解、議会の理解を得なければここにのせるというのは非常に問題があるということでのせておりません。

それと、あと考えられますのは市民会館の改修、これももうそろそろしておかないと、あとそう長くもてないというような状況にもなりますので、こういったことも検討すべき事項かと思います。ただし、これは庁舎の問題も絡めて検討しなければならない面もございますので、これも中期財政計画の中では入れておらないというようなことでございます。

以上です。

24番（佐々木創主君）

残りあと7分になりましたので、この市民会館、これは平成20年度に大規模改修のための調査が行われたはずであります。予算も可決して通っております。これは15,000千円だったと私は記憶しておりますけれども、それでこれを御答弁いただくと思ったんですけど、事前に資料をいただいておりますのでね、市民会館の大規模改修、そのときの調査費によると、大規模改修に必要な経費780,000千円かかる。多少付随したやつを落としたとしても1億円減額、680,000千円ですか、約7億円。こういうやつがあると。そうすると、あと前回、菅原議員のほうから西鉄柳川駅、今、東部区画整理事業をやっておりますけど、駅舎の問題、東西連絡通路、どうも柳川市は予算には今後の計画には入れておるけれども、聞くところによると柳川市の試算以上にかかりそうだと。西鉄のそういう要望もあるような話も伝え聞いております。

そうすると、この中に柳川駅周辺地区事業17億円、これを増額しないといけないケースが出てくるかもしれない。ましてや、柳川市と西鉄の負担割合、これはまだ決まっていない。そういう中で、先ほど冒頭、この財政計画の26年度の数字、非常に危ういと。本当に大丈夫かと、その後の厳しい冬の時代とは言いませんけれども、暗くなる話題じゃいけないので、厳しい。その中で市民会館、庁舎、入っていない。そうすると、今はここに上げていただいているもろもろの事業、どれかを外さざるを得ないんですよ。後回しにするのか、縮小するのか、切り捨てるのか、この議論が必要なんです。総枠目いっぱいやるべきなのか。

兵庫県の篠山市の話をしました。合併特例債を可能額目いっぱい使ったと。目いっぱい使って箱物をじゃんじゃん建てた。行革はほとんどやらなかった。人口予測も誤った。人口が10万人になると予測しておったら、福知山線の複線電化。全くニュータウンの開発もしとらん。人口動向も裏切られた。柳川市の先ほどの人口動向の話と一緒にあります。

やはり計画というのは、目標とする　こうなればいいなという目標も結構です。しかし、民間はそんなことをやっていたら一発で会社はつぶれます。必達目標というのがあります。絶対にこれだけは死守しないといけない目標というのが、その現実的な数字がある。

そうすると、この普通建設事業、今後26年までに総合運動公園あたりは当初の提案は30億円でありましたけど、これはもう既に13億円、縮小版で載せていただいております。じゃ、この中で先ほど3軒の家という話をしましたけれども、衣食住、まず着る物、食べる物、住むところ、それがまず賄えないことには、そろわないことには人間的な生活ができない。その上で遊びであるとか子供に教育を受けさせて立派な大人になってもらいたい、いろんなやつが出てくるでしょう。じゃ、行政がやるべき市民サービスを含めて、この中で何を選ぶのか、何を優先するのか、この作業は先ほどの庁舎の統合の議論と含めて進めていかないと、これは切っても切り離せないんですね。いかがですか、市長。

市長（金子健次君）

佐々木議員が言われるように、何を選択していくかという中において、庁舎の統合の問題、また市民会館の改修、西鉄柳川駅の改修の問題等々について話がありました。佐々木議員の思いというのは、その中において私が政策の中のマニフェストの中にありました総合運動公園の整備についてのことについて触れられているというふうに思っております。いろんな庁舎の統合に関しましても、平成26年度までには、今部長が申しあげましたような形で合併特例債を活用しながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。いろんな問題点で中期財政計画の中にはありませんでしたけど、そういうことは十分承知をしているところでもございます。

今後、新しい私の総合運動公園につきましても、菅原議員のほうから昨年ありまして、どういう規模ですのかというときに、小郡とか50億円とかそういう話が出たときに、たしか私は30億円の場合は5億円の負担でいいですよという話をし、30億円が、そしてまた中期財政計画の中では13億円という形で上げさせていただいております。これについても、公約の中で私自身がそういう運動公園を上げましたので、上げたために云々ということじゃありませんけれども、そういう夢の部分と子供たちの分、将来を見据えた次世代に向けた人たちのためにもやっぱりつくらなきゃならないと。これも、今を置いてないと私は思っております。

事業の縮小等も、今後、議会の議員の皆さん方と色々な形で御相談をしながら進めてまいりたいと思いますし、きのう伊藤議員のほうからアンケートの問題ありました。運動公園をつくる、つくらないという是非は伴わないアンケートなんですけれども、そういう規模の問題とかなんかについても、アンケートの中に盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、庁舎の統合の問題、市民会館の改修の問題、西鉄柳川駅前の改修の問題、西鉄さんのいろんな思いもありますけれども、なるべく縮小して東口の駅を開く

ような形をとっていきたいというふうに私は思っております。そういう意味では、運動公園を断念とか、そういうことには今のところは考えておりません。

以上です。

議長（龍 益男君）

簡潔にお願いします。

24番（佐々木創主君）

はい。言う前から、総合運動公園というのをを出していただいたんですが、しかし、この中に入れたときに説得力ないんですよ。この事業を見たときに……。そういう意味で、きのうもありました市民のアンケートとか、議会含めて、どれが一番重要なのか議論していきましよう。

終わり。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時14分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。7番白谷でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

我が国の高齢化は急速に進行しており、今では国民の4.5人に1人が高齢者という状況にあります。本市では、平成22年度当初の高齢化率は26%を超え、4人に1人が高齢者となっております。そうした中、最近、高齢者が徘徊や認知症により自宅を出たまま所在不明となり、後日、遺体で発見されるという痛ましい事件も発生をしております。

そこで、お尋ねをいたします。本市におけるこうした高齢者の方の行方不明者の現状について教えてください。

なお、再質問及びピアス跡地の質問については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計りくださるようお願いをいたします。

福祉課長（高田淳治君）

白谷議員の御質問の、本市におきましての高齢者の行方不明者の現状につきましてお答えをさせていただきます。

まず、徘徊かどうかにつきましては特定できておりませんが、本市における65歳以

上の高齢者の方の行方不明による捜案件数を申し上げたいと思います。

柳川消防署の情報によりますと、平成20年度は4件、平成21年度も同じく4件、また、平成22年度は既に2件の捜索が行われたところでございます。

議員御指摘のように、残念ながら昨年度の4件のうち2件でございますが、遺体で発見されるといった大変痛ましい事故が現実には発生しているところでございます。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

毎年4件もの捜索願が出され、しかも、昨年は2人の方が亡くなっているということは非常に残念なことであります。こうした事故を防ぐには、何といたっても行方がわからなくなった方の所在を一刻も早く把握し、徘徊高齢者等の安全を確保し、家族が安心できる対策を講じることが必要であろうと思います。そこで、こうした行方不明者に対して、民間業者が行っている位置情報サービスやGPS機能のついた電話を利用することは非常に有効であろうと思います。

そこでお尋ねをいたしますが、こうした位置情報サービスを利用しやすくするために、これらのサービスを利用される家族に対して、加入料金や機器購入に要する経費を市で助成してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

こうした事故を未然に防ぐための手段の一つといたしまして、ただいま議員のほうから御提案をいただきました位置情報サービスを利用する方法が考えられます。

このサービスでございますけれども、徘徊の可能性のある方に対して、ふだんから衛星利用測位システムと言いますけれども、GPS機能つきの位置情報端末を携帯してもらい、万が一、行方不明等になられたときに家族等への居場所を知らせたり、場合によっては契約している事業者から現地に急行してもらうこともできるわけでございます。

このように高齢者の方が徘徊された場合、位置情報端末を身につけることによりまして早期発見することが可能となり、大変有効だというふうに思われます。このため、本市におきましても加入料金等の初期費用の助成について検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

ぜひそういうふうにお願いをしたいと思いますが、市長、何かありましたら一言お願いをしたいと思います。

市長（金子健次君）

先ほど課長が答弁いたしましたように、行方不明者の捜索では、私が就任いたしましても4件のうち2件が遺体で発見されたということで、また、中村消防団長以下団員の皆さんが非常に日夜を分かたず捜索をされて、1週間という大変苦労されているということ、本当にこの場をかりて御苦労に対し、使命に対し、心から敬意を表するところでございます。

議員御提案の高齢者の皆さんの徘徊時における位置情報サービスというのは、隣接するみやま市のほうもそういう助成措置がございますし、また、金額的にもそう高額な金額でもございませんので、前向きに今後検討してまいりたいというふうに考えております。

7番（白谷義隆君）

ありがとうございました。ぜひお願いをいたしたいと思います。

次に、ピアス跡地についてお尋ねをしたいと思います。

通告では、アスベスト除去費用の負担、それと土壌問題と2点お尋ねするようにはしておりますが、アスベストの件については昨日の伊藤議員の質問と重複しておりますし、また答弁もありましたので、アスベストの件については取りやめたいと。土壌の件についてのみお尋ねをいたします。ただ、アスベストの件について1点だけ確認をしたいと思います。

市長は先月、5月31日の全員協議会で、アスベスト除去費用の負担について、ピアス社と折半で和解をしたいとの意向を表明されました。その考えは今も変わりませんか。そのことだけ確認をしたいと思います。

市長（金子健次君）

取り方が折半で、基本的にはそういうふうと考えられておるかということでございます。

きのう伊藤議員の答弁の中にもお答えした内容と同じでございます。

ただ、補正予算の関係で、アスベストの除去の分析の調査とか、そういうものについて発言の取り消しをさせていただきました。これにつきましては、和解のためかとか、裁判のためかとかいう議論の前に、とにかく調査をする必要があるということで提案をさせていただいておりますので、考え方は基本的にはそういう考え方を持っておりますけれども、それを除いて補正予算をお願いしてあるということでございますので、ちょっと誤解があってははいけませんので申し添えておきたいと思います。

7番（白谷義隆君）

済みません。補正予算のことをちょっと言われましたが、私がお聞きしたいのは、除去費用の負担についてピアス社と折半で和解をしたいという、そのことの意向です、考え方。そのことは今も変わっていないということにとらえてよろしいのでしょうか。

市長（金子健次君）

変わっておりません。

7番（白谷義隆君）

では、土壌問題についてお尋ねをいたします。

以前、問題はないとされていた旧グラウンド跡地の水路跡に産業廃棄物が捨てられていたことが平成19年11月の調査で明らかになっておりますが、この水路跡の土壌改良については交渉はされておりますか、お尋ねします。

副市長（刈茅初支君）

お答えいたします。

旧水路跡地につきましては、これまでの3回の調査で、最後の調査でございます福岡大学工学部の松藤教授の調査によって臭気の問題、これについて交渉をしてきているところでございます。

7番（白谷義隆君）

どういった方向で結論が出ているのか、あるいは結論が出ていなければ、どういう解決方法を市として要望され、ピアス側の対応はどのようになっているのでしょうか。

副市長（刈茅初支君）

まず、結論から申し上げますと、この土壌問題についてはまだ交渉の途上でございます。それで、この旧水路跡地に出てきた臭気の問題については、一定のピアス側の責任において行うということについては返事をもらっているところでございますが、その他の例えばグラウンド等への投棄の問題であるとか、そういったことについては今後詰めていかなければならないというふうに考えております。

7番（白谷義隆君）

水路跡以外の分については今からお尋ねをいたしますが、水路跡地についてはピアス側のほうで対応するというところで理解をしたいと思えます。

それで、さっき副市長のほうから少し触れられましたが、水路跡以外のグラウンドの部分についても産業廃棄物が投棄されているのではないかと懸念する声があります。このグラウンド跡部分について、どのように考えてありますか。

市長（金子健次君）

白谷議員のほうから、水路跡以外の旧グラウンドの部分についての土壌問題についての調査について、執行部としてはどう考えているかということだと思います。

土壌調査につきましては、現在まで総額8,410千円の経費をかけまして、合計3回実施をしております。特に3回目の水路跡の土壌調査につきましては、今回の調査を最後とすることを議会と執行部が申し合わせて実施した経緯がございます。その結果、ピアス社由来と推測できる石けんや化粧品に使われる香料のような臭気の土壌層が存在していたものの、土壌汚染対策法に基づく基準を超えて検出された砒素及び弗素は、地質由来の自然的原因との評価でありました。また、ヒメダカによる土壌の急性毒性試験でも毒性は認められませんでした。

今回、第3回目の段階で議会等の中では、今回が最後ですよというようなことで調査をした経緯を考えると、再度公費を使って土壌調査を行うことについては疑問を持っているところでございます。

以上です。

7番（白谷義隆君）

確かに水路跡の調査のときに、これで土壌の調査は最後にしましようという話というか、そういうことを執行部と議会のほうで話をしたことは事実であります。ただ、常識的に考えて、出なければ最後でしょうけど、出たわけですからね。これは前市長のときも同じようなやりとりが実はあるわけですけどね。出なければ最後だろうと。ところが、一般常識で考えて、調査をして、これを最後にしましようねといって出てきたなら、出てきてもやめるんですか。結局、よそこにもあるかもしれん、出たらあるかもしれないというのは当然の疑問だと思っておりますけどね。そのところで非常に、最後、前市長もそれを言われましたけどね。そのことについては、どうしても私は納得ができません。再度お尋ねします。

市長（金子健次君）

私といたしましては、再度申し上げますけれども、第3回目の水路の土壌調査につきましては、調査箇所指定につきましても、議会と執行部で十分打ち合わせを進めてしたわけでございます。その他のグラウンドにつきましては、議会の総意として調査すべきであるというふうになれば、かたくなに私がそれを拒むものではないというふうに思っています。

7番（白谷義隆君）

私は旧グラウンド跡についての市長の対応をお聞きしているわけで、市長は議会の総意として調査をせろということであれば調査もやぶさかでないということでしょうけどね。ただ、出るかもしれないという懸念も事実あるわけですからね。その分について、私は調査をしたがいいのか、あるいはピアスと和解に当たって、そういった後に出た場合にピアスで責任を持ちますよとか、そういった解決方法も二通りあるだろうと。もちろん一番いいのは、調査をするほうが一番いいんでしょうけどね。ただ、費用の問題もあるわけですからね。そこら辺で、市長としての考え方を実はお聞きをしたいと。

市長（金子健次君）

方法としては調査以外にもいろんなですね、交渉の経過の中で責任についての文書等の確認等について、それでもいいじゃないかということでございます。いろんな形で、グラウンドの面でそういうとんでもないような、そういう産廃が出た場合については、ピアス社の責任においてもらうということは、向こうのほうに詰めていきたいというふうには考えております。

7番（白谷義隆君）

産廃が、もちろん土壌汚染対策法に言う物質が出てくれば、それは別段、もちろん瑕疵担

保の範囲でしょうからね。そのことについて相手と改めて交渉をすとか、そういう必要まではないだろうと思うんですけどね。

ただ、水路跡地でも、さっき市長言われたように、土壤汚染対策法に言う物質が出たわけではないんですね。産業廃棄物による何かごみとか、そういうのが出たわけで、その分については、ピアスは土壤改良というか、それはするち言ってあるわけですね、水路跡については、さっき副市長の答弁で、するち言ってあるわけでしょう。でしたら、同じ条件に、グラウンド跡から出たときは、当然それはピアスがするべきものじゃないんですか。そのことを確認しているんですよ。

市長（金子健次君）

土壤調査について、市長として調査すべきかということについては、私一番、グラウンドには投棄をしていないというふうに判断するのが、以前の航空写真とか、その後グラウンドに使用された、会社の工場の建設の後にグラウンドの写真を見せてもらいまして、恐らく水路だけじゃないやろかという私の憶測なんですけれども、その中でグラウンドについての調査についてした場合、3,000千円近くのまた費用が要りますので、その分について、それをまた公費を使ってすべきなのかということについては、私は実施する考えは今のところないということで回答したいと思います。

7番（白谷義隆君）

ですから、ないだろうという推測のもとで、多額の公費を入れてまでする必要はないんじゃないかというのが市長の考えですね。もちろんそういう考え方も理解はできます。ただ、万が一に出た場合の責任は、今アスベストについて和解をしたいということですからね。そしたら、当然そこでは土壤の問題もあわせて結論を出されるんでしょう。別にアスベストだけ和解して、土壤の問題は先送りするというじゃないわけでしょうからね。そこら辺、ちょっと確認を。

市長（金子健次君）

もちろん和解　和解というよりも話し合いの中ではアスベスト除去の問題、そして土壤の問題含めて解決というふうになると思います。

7番（白谷義隆君）

当然そうでしょうね。アスベストだけ和解しても、また土壤の問題をそのまま先送りしては、結局市のほうも後の活用がいつまでもできないわけですからね。だとすれば、市長が言われるように、費用がかかるから調査はちょっと無理だということであれば、水路跡と同じような状況がグラウンド跡で発見されたなら、確認されたなら、それは当然水路跡についてはピアスは責任持ってすると言っているわけですから、出たなら、旧グラウンド跡でも同じようにピアスの責任で対応をしますということは、当然和解に当たって、それは当然条件として入れるべきだと思うんですよ。懸念があるわけですから、現実に。そいけん、費用がか

かるから調査ができないということであれば、少なくともそれだけはピアスの責任で対応しますよということだけは和解の中に入れておってもらわなければ、後から出たときに、またピアスと同じような状況になるわけでしょう、ずっと引っ張って。ですから、そこだけは必ず入れておってもらわんとですね。そのことを言っているんですよ。入れていただかんと、水路跡についてはするち言うんですから。同じ状況になったら当然グラウンド跡もすると、それは当然だと思いますけどね。

市長（金子健次君）

白谷議員の御意見のとおり、それは当然のことだというふうに私も理解し、また、交渉の中ではそういう話をしてみたいと思います。

7番（白谷義隆君）

ぜひそのようにしてもらいたい。また、アスベストのように、同じようにならないように、後から禍根を残さないように、今そのことについてはしっかりやっていただきたいと思いません。

少し早いですけど、これで私の質問を終わります。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

第3順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。

第1回目の登壇だけでお願いします。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。9番荒巻英樹です。議長の発言許可をいただきましたので、通算15回目の一般質問をさせていただきます。

ここ数年、異常気象という言葉をよく耳にします。ことしも梅雨入りしたとはいえ、今のところ雨が少ないことが心配になりますが、稲作に影響がないことを願うばかりです。

ところで、本日、6月22日はボウリングの日だそうです。それから、北九州市出身の女優、板谷由夏さんの誕生日です。ぴんとこない方もいらっしゃるかと思いますが、4年前にNHKが本市を舞台に制作した「飛ばまし、今」、このドラマの中で東京から帰ってきたカメラマン、富重南海子役を演じた女優さんです。偶然ですが、板谷さんの長男も同じ誕生日だそうです。話が少しそれましたが、私が言いたいのは、本市は映画やドラマ等のロケ誘致に本腰を入れるべきだということです。

それでは、通告に従って3項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、公職選挙の投票時間についてお伺いします。

皆さん御存じのとおり、現在、本市での投票時間は午前7時から午後8時までとなっております。これは平成10年に施行された改正公職選挙法によって、それまで午後6時までだったものが2時間延長されたものであります。その後、平成12年に改正された公職選挙法の第

40条では、各市町村の選挙管理委員会が投票時間を自主的に設けることができるという見直しが行われております。具体的には、各市町村の選挙管理委員会は、投票所を開く時間を2時間以内の範囲内において繰り上げもしくは繰り下げ、また、投票所を閉じる時間を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるというものです。

現在、本市の市長選や市議選の場合、期日前投票と当日を合わせれば合計82時間、当日午後6時に閉鎖しても80時間の投票時間が確保されております。そこで、期日前投票が普及し、利便性が格段に向上してきている今日では、選挙事務の効率化とコスト削減の観点から、平成10年以前の閉鎖時間である午後6時にするというか、戻してもいいのではないかと思います。

全国を見ますと、この点で一番の先進地は群馬県です。同県内36の市町村のうち、午後8時に投票所を閉鎖するところはわずか6つしかなく、30の市町村、割合でいいますと83.3%は、午後4時から午後7時までの間で繰り上げて投票所を閉鎖しているそうです。群馬県選挙管理委員会は、期日前投票の定着と遅い時間に投票する方が非常に少なくなったということで、効率性を重視するとの見解を出されております。

また、本年4月の市長選、市議選において、午後6時に閉鎖した武雄市選挙管理委員会では、投票に支障はなかったのではないかと総括されております。開票時間が2時間早くなったことにより、確定時間が4年前より3時間半早くなり、人口5万1,000人強の同市で約1,370千円の経費削減にもなったそうです。

そこで、最近の期日前投票の状況と、仮に閉鎖時間を繰り上げた場合の影響についてお伺いします。

2項目めは、安全・安心についてお伺いします。

執行部におかれましては、市民の皆さんが安全・安心な暮らしが営まれるよう日々精進されておりますことを、まずもって感謝申し上げます。

本市は、言わずと知れた水郷のまちであり、市内には約930キロにも及ぶ水路がめぐっているとされておりまして。逆にこれだけ多くの水路があるということは、それだけ水の事故の可能性も高いということでもあります。

警察庁のデータによりますと、平成21年の水難事故による死者、行方不明者は852人で、うち中学生以下の子供が62人となっております。市内を回っておりまして、ガードレールが設置されていない水路が多いことと、万が一、水路に落ちた際、護岸から上がるためのステップの設置間隔が統一されていないように感じましたので、それぞれの設置基準を含めて、水路での事故防止対策等についてお伺いします。

それから、ひとり暮らしの高齢者などが急病や事故などの緊急の際、簡単な操作で消防署や在宅介護支援センターへ通報できる緊急通報システムについてお伺いします。

対象となる方は、日常生活上の支援を必要とする、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高

齢者や高齢者の世帯、それから、ひとり暮らしの重度身体障害者となっておりますが、現在の設置状況及び活用状況についてお伺いします。

3項目めは、運動施設の整備についてお伺いします。

今は日本じゅう、いや、世界じゅうがサッカーワールドカップに夢中になっておりますが、スポーツの持つ影響力を改めて感じておるところでございます。

ところで、本年4月には、全国大会に通じるジュニアの公式野球大会が本市の有明総合グラウンドで開催されており、私もスポーツは大好きですので当日開会式を見学に行きました。19チームが参加していましたが、県内はもとより遠くは山口県、山陽小野田市からの参加もあり、大変うれしく感じておりました。後援の読売新聞社からは、福岡の西部本社に加えて、東京本社からも見えてあいさつされるくらいの大会であります。また、読売巨人軍の原辰徳監督からのメッセージもあり、選手諸君には大変励みになったことでしょう。

ところが、残念でならなかったのは、試合会場となるグラウンドの状態です。とても野球の公式試合が行えるグラウンドではないわけです。本市では、総合運動公園の建設が計画されている状況ではありますが、計画どおりに進んでも、まだまだ四、五年先の完成ですし、既存施設の整備も必要なことではないかと思っておりますが、執行部の見解をお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

議長（龍 益男君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

選挙管理委員会事務局、小柳といたします。午前中に質問のありました最近の期日前投票の状況について、合併時からの各選挙ごとについてお答えをいたします。

まず、柳川市長選挙は平成17年4月に行われておりまして、投票率は7.18%でした。平成21年4月の市長選は9.91%です。

次に、平成18年10月執行の柳川市市議会議員選挙ですが、12.0%となっております。

なお、市長選挙、市議会議員選挙の期日前投票期間は6日間です。平成17年9月の衆議院選挙では投票率8.95%で、平成21年8月の衆議院選挙は18.17%となっております。期日前投票期間は11日間です。

次に、参議院ですが、期日前投票期間は16日間で、平成19年7月に行われ10.61%でした。今週の25日から参議院選挙の期日前投票が始まりますが、市民の方にも随分浸透してきてお

りまして、また期日前投票期間も長く、昨年の衆議院選挙を考えますと、状況にもよりますが、前回よりもかなり高くなるのではないかと予想されます。

2点目の、投票所閉鎖時刻の繰り上げとその場合の影響についてということにお答えいたします。

福岡県内では昨年の衆議院選挙において、12市町村が閉鎖時刻の繰り上げを行っております。これらの市町村は離島や山間部を含むため、投票箱の装置に時間がかかり、開票時間に間に合わないという事情があり、閉鎖時刻の繰り上げをしているということでした。

議員からは選挙事務の効率化とコスト削減の御提案をいただいておりますので、それで、ほかの県を調べますと、繰り上げた理由といたしましては、平成17年の市町村合併時に繰り上げを行っていた自治体に合わせ統一をした市町村、また、自治会など地域の要望により時間を短縮したもの、これにつきましては午前中に群馬県が36市町村のうち30行っているということで、一応確認を先ほどしましたんですけども、一応これが自治会要望であっているということを確認いたしております。

また、公選法第40条により、各市町村の選挙管理委員会が自主的に投票時間を設けることができるという条文に従って決めたものがありますが、これは先ほどというか、午前中、武雄のお話をされましたが、これに当たるということでございます。

効果といたしましては、議員御指摘のとおり、経費節減、選挙事務の効率化です。選挙は深夜に及ぶことが多く、時間短縮によりまして、職員の翌日の業務への支障が減少することによりまして負担軽減にもなるということでございます。

閉鎖時刻の繰り上げについて考えるときには、特に重要なこととございますが、投票人の利便性が損なわれないようにするということが大事なこととなっております。そのためにも繰り上げ時間以降の投票予定者の割合、あと期日前投票での投票者数の検証とか、そういうのが必要になってくると思います。

今後、選挙管理委員会でも閉鎖時刻繰り上げについて、検討課題として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課長でございます。安全安心課からは、ガードレールの設置基準についてお答えをいたします。

ガードレールやガードパイプ等の防護さくは、交通安全施設として市道などの公道に沿ったところに設置をしております。ガードレールは、走行中の車両が運転を誤った場合や追突、衝突などで道路外に逸脱するのを防ぎ、転落を食いとめるために設置をしております。また、ガードパイプのほうは、主に歩行者や自転車の通行可となっているところ、そういう歩道において道路外への転落防止や歩道から車道へのむやみな横断を防止するために設置をしてお

ります。

設置に当たりましては、市道の整備、それから市道に沿った護岸の整備、そういうものに伴うものや行政区長さん、交通安全分会長さんなどからの要望を受けて行っております。そして、それぞれの場所の交通往来状況、道路の形状、危険度などを建設課とともに確認をいたしまして、緊急度、優先度の高いところから順次設置をしております。

以上でございます。

水路課長（安藤和彦君）

水路課長でございます。私のほうからは、国営水路の管理道路のガードレールの設置基準とステップの設置基準のほうを答弁いたしたいというふうに思います。

現在、国営水路の管理道路におけるガードレールの設置は、基本的にカーブしている箇所や交差点箇所等、必要と思われる箇所に設置がされております。

なお、今後の国営水路のガードレール設置の予定でございますが、平成20年度から平成28年度までの予定で実施されております国営総合農地防災事業、筑後川下流左岸地区の事業の中でガードレールも設置をされることになっております。

また、ステップの設置基準ということでございますが、市の指針として、おおむね30メートルに1カ所設置をするようにしております。しかし、護岸の構造や現場の状況等により指針のとおりいかないことがあることにつきましては、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

水路での事故防止対策でございますが、今後、ガードレールやガードパイプ等、転落防止さくの設置やステップの設置を進めていきたいというふうに考えております。

ちなみに、現在実施されております国営総合農地防災事業や県営クリーク防災機能保全事業において採用されておりますブロックマット工法につきましては、勾配も緩やかな上にブロック自体をはい上がるときの手がかかりとして利用できることから、安全対策上も有効な工法であるというふうに思っております。

以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

福祉課長（高田淳治君）

福祉課長でございます。緊急通報システムにおける設置数、それから活用状況についての御質問にお答えをいたします。

この緊急通報システムは、本市では平成9年の5月から実施をしております、13年が経過をいたしております。おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方が、必要時にボタンを押すだけの簡単な操作で消防署へ直接通報できますことで、日常生活の不安解消、そしてまた身体及び火災など緊急時において24時間体制での迅速な対応を図ることを目的としたシステムでございます。

設置状況につきましては、平成19年度は31基、平成20年度は38基、平成21年度は52基、平

成22年度は5月21日の現在で既に15基を設置いたしているところでございます。年度別に見ますと、年々増加傾向にありまして、合計をいたしますと425基が設置されているといった状況でございます。

この通報装置の設置対象者の内訳でございますが、おおむね65歳以上の独居高齢者世帯に391基、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯に28基、独居重度身体障害者世帯に1基、その他市長が必要と認めた世帯に5基となっております。

次に、活用状況についてでございますが、平成19年度は22件、平成20年度は34件、平成21年度は33件の緊急通報があっておりまして、その都度、救急車の出動による対応がなされているといったところでございます。

以上でございます。

生涯学習課長（田中利光君）

運動施設の整備のお尋ねについてお答えをいたします。

本市には、議員御指摘の有明総合グラウンドのほかに市民グラウンド、むつごろうランド野球場、三橋グラウンド、大和グラウンドが整備されております。そのほかにも体育施設が整備され、市民のスポーツ拠点として多くの利用を行っていただいております。

有明総合グラウンドは、地元の公式少年野球チームが主に利用しており、4月4日には、この団体の所属するリーグの公式野球大会の開会式が開催され、遠来を含めて19チーム、800人に近い参加者においでいただきました。そして、このグラウンドが遠来のお客様をお迎えし歓迎する施設としては、設備が充実しているとは言えない状況であることも承知いたしております。

議員御指摘の有明総合グラウンドを初めとして、市内に設置しております体育施設の整備につきましては、整備の必要性、施設利用状況、財政的な判断等、総合しなければならないと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

9番（荒巻英樹君）

答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは、公職選挙の投票時間についてですけれども、選挙管理委員会事務局長のほうから御答弁をいただきました。繰り上げに関しては、検討課題だという御答弁をいただきました。

それで、先ほど私のほうが壇上からお話ししたことに、さらにちょっと追加といたしますが、お伝えしたいんですが、昨年の衆議院選挙ですね、これは全国に投票所が5万978カ所設置されておりまして、午後8時の投票締め切りを繰り上げたところ、要は8時前に繰り上げたところ、大まか4時から7時だと聞いておりますが、それが1万5,414カ所、要は30%を越す投票所で繰り上げが行われております。ですから、一番先進地は群馬県だということでお話ししましたがけれども、全国的に平均してみても3割以上、3割強が8時より前に閉鎖をしているということ、まず皆さんお知りおきいただければと思います。

それで、繰り上げに関して、やはり午後6時以降投票されている方、私も6時ぐらいがいいじゃないかなということでお尋ねしておりますが、6時以降8時まで、その2時間に投票されている方の割合をお伺いします。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

昨年の衆議院で午後6時以降に投票された方は、有権者に対しまして7.59%でした。昼間の2時間についても一応確認をしておりますが、大体7%ぐらいで、大体同じような状況でございました。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

7.59%の方が6時以降になさっているということですね。

それで、実際に先ほど武雄の例をお話ししましたけれども、武雄市がことしの4月の市長選、市議選が同日というか、同じ日程だったそうなんですけれども、それ以前、ここ5回ほど、18時から20時までの投票の割合が4.19%、これは県知事選挙などで投票率そのものも少なかったそうですが、4.19%から6.81%の方々が武雄市では18時以降20時までに投票をなさっておったということで、それでいろいろと議論をして、最終的に午後6時で閉鎖ということに取り組みましたということです。

それで、武雄市はそのときの これ市議選に関して言いますけれども、4年前が投票率が82.83%でした。それが今回2時間繰り上げたことで投票率が79.20、3.63ポイント落ちております。同じように、同じ時期に1週間違いで同じ佐賀県の神崎市で、こちらも市長選と市議選が同日で行われておりましたが、ここは20時、そのままです、4年前と変わっておりませんが、市議選に関して言いますと落ちたのが2.82ポイント、4年前が79.77で、ことしは76.95。79.77から76.95ということで2.82ポイント、時間は変わらずに2.82ポイント下がったということです。

あわせて、同じ4月に県内でも2カ所市議選が行われておりますが、具体的には小郡市とうきは市ですね。こちらも閉鎖時間は20時で変わっておりませんが、小郡市は62.78から59.74、3.04ポイント落ちております。さらに、うきは市は79.62から73.64、5.98ポイント下がっております。こういったのが現状として、私がかんている数字なんですけれども。ですから、選挙管理委員会の役割としては、もちろん投票率を向上させるということは一番重要なお仕事のひとつだと思いますけれども、やはりいろいろと総合的に判断していただきたいと思っておりますのでございます。

それで、当日、職員の方もかなり投票業務、開票業務に携われると聞いておりますけれども、当日、携われる職員の方がどれぐらいいらっしゃるのかと、あと、開票作業がすべて終わるのは大体何時ぐらいになっているのかをお尋ねします。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

投票事務の従事につきまして、職員は平均的選挙につきましては大体200名程度、若干、衆議院等数がふえる場合もありますが、大体200名程度でございます。

それから、開票につきましては、今回参議院がございまして、110名程度を予定しております。市長、市議選につきましては100名を切る、九十数名ということで一応やっております。

それから、開票の終了時間につきましては、一応市長選が合併から2回やっておりますが、大体午後11時半には終わっているようでございます。

それから、市議選につきましては、これは平成18年10月にあっておりますが、一応午前2時10分に終わっているということで、若干ここはおくれているところでございます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

先ほど選挙管理委員会は、投票率を高めるのが役割だということでは申しましたが、ちょっと立会人のことでお尋ねいたしますけれども、総務省は投票率の低い弱年層の選挙への関心を高めるとともに、有権者が気軽に投票できるようにするため、幅広く立会人を選ぶよう自治体に求めているということですが、本市では立会人は何人ぐらいいらっしゃるのかをお尋ねいたします。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

立会人につきましては、管理者1人と立会人2人、3人構成で各投票区お願いをいたしております。

それと、その選出につきましては、投票区ごとに推薦をお願いしているというところで、選管でどなたをというのがなかなか難しいということでございますので、区長会、婦人会を中心に依頼を行っております。

それと、若年層につきましては、昔は青年団とかございまして、そういうところをお願いすることができたんですが、現在そういう組織的なものがないので、なかなか依頼をしづらいという現状でございます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、ちょっと先ほどからの答弁で確認いたしますけれども、具体的には武雄市さんと比較した話をさせていただきますが、武雄市さんは18時以降に投票なさる方が4.19%から6.81%の間だったけれども、18時で今回やってみたということで、結論としましては、支障はなかったであろうという結論づけがされております。3.63ポイント落ちておりますが、これは具体的には定数が30名から26名に減り、立候補者が39名から30名に減ったということで、

そちらの要素が大きいだろうというようなお話しでした。本市におきましては、今のところは18時から20時の投票者が武雄市さんより若干、一、二ポイントぐらい高い感じかと思えます。6.58%から7.85%ぐらいだと思えますけれども、市長にお尋ねしたいと思えますけれども、やはり職員の方がかなり、100名なり200名の方が選挙事務に携わっていらっしゃいまして、先ほど終わったのが午前2時10分だったという答弁もいただきましたが、それから帰られて休まれて、翌日といいますか、当日ですよ、業務に携わられるわけですが、かといって当日の市民サービスに支障を来してはならないわけですが、職員の健康面も含めて、行政の長として閉鎖時間に関する見解をお尋ねします。

市長（金子健次君）

深夜まで、実質的には14時まで職員がやっているというようなことで、翌日の体調のことも心してどうだろうかということなんですけれども、私自身はやっぱり、今の時間帯が6時から8時まで延長してあるという中において、利便を図りながら仕事してある方については投票ができると、投票率を上げるということもあわせて考えなければならないというふうに思っております。そのことが最優先をいたしまして 職員の場合には遅く出勤をしてもらうとか、そういうことも考慮すべきではないだろうかというふうに思うし、また、開票事務につきましても今全国的に見ますと、職員だけではなく委託をしている。そういうような人材派遣もありますので、そういうことを一定考慮しながら考えていきたいというふうに思っています。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。最終的には選挙管理委員会で判断されることですので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それで私、今回この質問に当たりまして約20名の方、市民にお伺いしましたけれども、午後6時で閉めるか7時かという点では意見は分かれましたが、閉鎖時間を早めることに関する異論は全くありませんでした。

さらに、市内のある企業の役員の方にお尋ねしたときには、その時点で、「経費の削減では1,000千円なり1,500千円ぐらいだと思います」という話をしましたが、「100千円でも200千円でも経費の削減になるのであれば実施すべきだった」とおっしゃいましたことをお知らせしたいと思います。以上で、投票時間の質問については終わらせていただきます。

続きまして、安全・安心についてお尋ねいたしますけれども、水路に関してなんですけれども、ガードレール、ガードパイプ等設置に関するお話をいただきました。具体的にですね、それではガードレールとガードパイプというのを設置するのに大体お幾らぐらいかかるのか、教えてください。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課長でございます。ガードレール、ガードパイプの設置につきましては、その延

長距離、それから、その現場状況の施工内容によって金額が変わってまいりますけれども、大まかに申し上げまして、ガードレールの場合がメーター当たり15千円ぐらい、それからガードパイプの場合が10千円ぐらいと、これは大まかな目安ということでお願いをしておきます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

あっ、済みません。一緒に聞けばよかったんですが、あと、年間でこのガードレール、ガードパイプの整備の予算はどれぐらいでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

今、手元に正確なガードレールとガードパイプの内訳の資料を持ってきておりませんが、全体の予算を申し上げます。

交通安全施設整備費の予算は毎年度20,000千円でございます。昨年度の防護さくの整備実績、これは53カ所、2,078メートルでございます。工事費としましては17,260千円でございます。残りの予算では、道路のそのほかの区画線などの整備を行っております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

年間20,000千円強ということで、ちょっとこれ、すぐに計算しないとあれですけども、なかなか、ですから、930キロに及び水路をカバーするにはとても及ばないという数字だと思いますけれども。もちろん、すべての水路に必ずしも必要かということじゃないんですけども、もちろん景観等もありますし、ただ景観よりもやはり命のほうがもちろん優先することは間違いないわけなんですけれども。

それで、先ほどステップに関しては水路課長のほうから御答弁いただきましたけれども、実際に今は水路で泳ぐとか、そういう人は余りいないというか、先々週も昭代地区で会合がありましたときに、ちょっとそのような、「水路で最近の子供は泳ぎよらんも、泳ぎよらんかんも」ということで、「泳ぎよらんね」というような話がありましたけれども、私が小学校に入ったのがちょうど40年前になります、昭和45年ですけども。私の世代でしたら、夏休みプールの行きしな、帰りしなに、途中の水路というか、堀で泳いでおりましてので、皆さん方も同じような経験をほとんどの方がなさっているかと思えます。

それで、昔は別に護岸工事もされていない部分で、仮に落っこちておぼれても岸のほうに行けば自然と浅くなったり、木が生えていたり、草が生えていたり、陸地に上がっていたと思いますけれども、今は護岸がちがちで、そういうことじゃありません。

その護岸の整備方法を私がとやかく言うあれじゃありませんけれども、もちろん水路とかに落っこちないにこしたことはないんですが、万が一、落ちた場合にやっぱり命の綱と申しますか、ステップがすぐ近くにないと、落っこちた場合って水着じゃなくて服を着ているわ

けですから、なかなか、非常に泳ぎづらいという話を聞きます。ですから、やはりそういった命の綱であるステップがすぐそばになれば、どうしてもはい上がることができないわけでありますので、ガードレールですね。先ほど予算等もお伺いしましたが、これを全部すぐというのにはできない話だと思いますが、ステップに関しては整備のほうが、ガードレール、ガードパイプを設置するよりもステップを設置して落ちることを防ぐにこしたことはありませんが、万が一、落ちた場合に助かる可能性を限りなく100%に上げるという方法が必要、重要じゃないかと思えます。それで、ぜひステップの整備に関しては積極的にやっていただきたいと思えます。その辺に関して水路課長、もう一度答弁をお願いします。

水路課長（安藤和彦君）

水路課長でございます。議員言われますように、ステップの整備については、やはり進めていかなければならないと思っています。

先ほど申しました30メートルに1カ所という指針でございますけれども、これについてはいろんなとらえ方はあるかと思えますけれども、やはり30メートルに1カ所つけますと、その中央に落ちたとき、ちょうど15メートルずつでございます。15メートルというのが長いのか短いのかという判断はいろいろあるかと思えますけれども、小学校の25メートルプールの横については大体15メートルぐらいということもございまして、ただ距離を短くすればいいかという問題につきましては、やはり水路の中にステップというものはみ出すちいうか、突き出す構造にもなりますので、ごみがひっかかったり、そういう部分もございまして。水路管理上のごみもございまして、30メートルに1カ所ということについては、今のところ、水路課としては妥当な距離かなというふうに思っています。もちろん、議員御指摘のように30メートル以上、それとステップが設置されていない場所については、今後ステップの設置については進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

水路管理上、ごみの問題とかおっしゃいますけれども、具体的には昭代の西浜武、行政区で言えば浜武と諸藤の間の国営水路で、この4年間の間に残念ながらお二人の方が亡くなっていらっしゃるわけですね。それは御存じかと思えますが。

やはりその水路の護岸を見ますと、30メートルどころじゃなくて実際50メートル以上あると思えます、感覚的には100メートルぐらいもないように感じますけれども。ですから、仮に30メートルで設置されていたなら、そういった残念なことがなかったかもしれないわけですね。ですから、それに関しては、やはり、ごみとかそういう管理というのは二の次、三の次だと思えますので、早急にそのステップに関しては取り組んでいただきたいと思えます。いま一度御答弁をお願いします。

水路課長（安藤和彦君）

確かに、水路管理より生命のほうが大事ということは私どもも認識しております。

先ほど議員のほうから指摘がございました西浜武線については国営水路ということで、国は国なりの基準でステップの設置はされておろうかと思えますけれども、これについてはやはり今後、国ともお話しして、今、国営水路についてはもう既に護岸整備が終わっているところについては、市のほうに管理はもう移管されている状況ということもございますので、今後、行政区のほうともお話し合いをしながら、ステップの設置については進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

国営水路だけど、市のほうに管理が移管されているということをお聞きしました。ただ、実際に水路が国営だろうが何だろうが、柳川市にあることには間違いありませんし、道路に関しても国道、県道、市道というのは、市民の方にはそういう点では関係ない話ですので、先ほど御答弁いただきましたように、早急な取り組みをお願いして、この問題は終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

それから次に、緊急通報システムのほうに移らせていただきますけれども、ちょっと皆さん、現物をきょう持ってきていますのでごらんください。（現物を示す）これが緊急通報システムで、コードが2つありまして、もちろんコンセントに指すのと、あと電話の回線につながりということですね。それで、何か異常があったときに、この大きい緊急というピンク、これを押せば柳川消防署のほうにつながって、事前に登録されていますから地図が出て、柳川市本町何番地のだれだれさんということで救急車が出動するというシステムになっております。で、常にこのそばにいるとは限りませんので、ペンダントと言うそうですが、これを体につけておけば、家の中でこれを押せばつながるということで、皆さんそれを御理解ください。

それで、おおむね65歳以上の方が対象ということとなっておりますけれども、本市で実際65歳以上のひとり暮らし、もしくは御夫婦、65歳以上同士の親子とかあると思いますが、そういった世帯はどれくらいあるのか、教えてください。

福祉課長（高田淳治君）

福祉課長でございます。御質問の独居高齢者世帯数ということでございますが、本年4月1日現在の柳川市内の独居高齢者世帯総数でございますが、2,826世帯というふうになっております。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

それでは、2,826世帯が65歳以上のひとり暮らし、もしくは世帯ということですが、その

うちの425世帯が設置をされているということで、大まか15%前後ですかね。ということになります。その設置の割合について担当課としてはどうなのか、多いと思うのか、少ないと思うのか、ちょっとそこら辺、お聞かせください。

福祉課長（高田淳治君）

多いか少ないかということですが、微妙な点でもございます。

先ほど荒巻議員御質問のように、独居高齢者世帯総数に占める独居高齢者の世帯の実際の設置状況は、今お話しのように、実質的には13.8%ということでございます。特に、先ほど回答をいたしましたけれども、設置対象者の中に市長が設置を必要と認めた方が5世帯いらっしゃいます。これは、例えば65歳以上の高齢者の方、それと身体に障害をお持ちの方が同居されている場合など、独居世帯とはなりませんけれども、緊急時に電話等での通報が困難というような場合もございます。この場合などにおきましては、特に民生児童委員さんから市に要望がなされた時点で世帯の実情、それから緊急性、そういったものをお聞きいたしますとともに、その世帯に赴きまして調査、把握した上で判断し、設置しているものでございます。

なかなか考え方が難しいと思うんですが、そういうことでございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

課長のほうから先に、その他市長が認めるものということで例をおっしゃっていただきましたが、そういう方が、そういう世帯が5世帯あるということですが、今、先ほど御説明いただいた以外でどういった方がいらっしゃるのか、ちょっとお知らせください。

福祉課長（高田淳治君）

失礼しました。

例えば、設置の条件でございますが、65歳以上の独居高齢者、それから65歳以上の高齢者のみの世帯に対する設置、それから独居重度身体障害者に対する設置、それから先ほど言いましたように、その他市長が認めるものというような条件が今のところございます。

以上でございます。

9番（荒巻英樹君）

済みません。もう1つの、その他市長が必要と認めるものの例を教えてくださいませんか。

福祉課長（高田淳治君）

失礼しました。

その他市長が認める世帯でございますけれども、これは、例えば65歳以上の高齢者の方と、それと身体に障害をお持ちの方が同居されている場合、そういったなどは独居世帯というふうにはなりませんけれども、緊急時におきましては電話等での通報が困難と、そういった場

合がございます。この場合などにおきましては、特に民生委員さんから市に要望がなされた時点で世帯の実情、そしてまた緊急性をお聞きするとともに、その世帯に赴きまして調査をした上で判断し、設置をしていると、そういった状況のところでございます。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。65歳以下の方が対象で、そういった条件をクリアしたというふうな理解でよろしいですかね。

それで、おおむね65歳以上という条件がありますが、65歳どころか、75歳や85歳でもこの装置は必要ないという元気な方もいっぱいいらっしゃるかと思いますが、逆に55歳でも45歳でもこういった緊急通報システムが必要だという事情の方もいらっしゃると思います。それとまた独居という条件がありますが、そういった体が不自由な方とあわせて、健康な方が同居されていても、やはり昼間は仕事に出なきゃいけない、働きに行かれています。ですから、実質ひとり暮らしと同じ。ですから、1日12時間以上は実質ひとり暮らしと同じという方もいらっしゃる、少なくないんじゃないかなと私は思うんですが、市長が必要と認めるものという対応も、実際対応することも、これを否定はしませんが、やはり年齢制限とか、ひとり暮らしに限るとか、そういった条件を見直して、本当に必要な方はすべて対象にすべきだと私は思うんですが、これに関してはトップの御判断だと思いますので、市長の御見解をお尋ねします。

市長（金子健次君）

市長が特に認める場合ということで、特例規定を設けておるわけだと思います。そういう面では、ぜひ必要とあらば、その地域の民生委員さんと十分協議をしながら設置をしてまいらなければならないというふうに思っています。

9番（荒巻英樹君）

ということは、基本的な条件は変えずに、市長が必要と認めるもので幅広く対応するという理解でよろしいでしょうか。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

少しだけお話をさせていただきますと、柳川市における設置台数というのがたしか425基となっておりまして、大川市が105基、筑後市が80基、大牟田市が530基という、調査をいたしましたところ、そういうふうな設置状況でございます。充足率というのも、425基というのは、近隣では設置基数としては多いほうだというふうに思っております。1基当たりの経費の場合が75,600円という形で高額な設置、それを所得によると思いますけれども、ほとんどの方が75,600円の市の費用等を投資しなければならないというようなことでございます。

それとあわせて、ここ数年間の誤報の分がありまして、例えば、ペットがボタンを踏むことによって消防署が出動するというようなケースもございます。かなりの件数が 後

でまた課長のほうからもちっとそのことについてお話をしていただきたいと思えますけれども、そういうことも考慮しながら、ぜひ必要とあるものについては設置をしなければならないというふうに思っているところでございます。

消防本部通信指令室長（木下隆行君）

消防本部のほうで統計をとりまして、19年度、20年度、21年度、そして本年の4月、5月で876件の通報がございまして、そのうちの10.6%に当たります93件が正しい通報です。その方を救急車の搬送対象としております。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ちょっと誤報が多いというのはいろんな事情があるかと思えますけれども、ただ、93件は確実に必要だったということですので、やはり必要とされる方には一人でも多く設置が可能になるように対応していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に運動施設の整備の件なんですが、有明総合グラウンドの例でお話ししましたけれども、もちろん市内ですね、非常に立派な運動施設が残念ながないわけですが、このとき、このジュニアの公式野球大会の開会式で来賓として金子市長がお見えだったんですけれども、それとまた始球式で北川教育長、すごい肩を見せていただきましたけれども、その辺で、そのグラウンドの状況、当日、お二方はどのように感じになったかをそれぞれお聞かせください。

教育長（北川 満君）

当日参加した者として、有明グラウンド及びまた体育施設について私の考えを述べさせていただきます。

グラウンドそれ自体は狭く、またライト側が非常に短いというようなことで、大体右打者が多い場合にはいいんですけれども、左打者が多い場合には左打者が有利というようなグラウンドがはっきりしているというところでの野球についてのグラウンドとしての機能は感じました。ただし、あいさつの中で市長のほうからございましたように、土が非常にいいと、すばらしい土ですねということで、大会運営の会長様からお褒めの言葉をいただいたところでございました。そういったことを考えますと、やはり、ふだん使うリーグの少年チームの手入れということは非常にすばらしいものだなというふうに感じました。

あわせて、今のお尋ねにつきましては運動施設、いろんな形でインドア、あるいはアウトドアということで、私もいろんな大会に参加、あるいは観戦をさせていただいております。その中で、やはり改修なり、あるいは補修なりというのが必要かなというのは、その都度、一応点検チェックしておりますので、今後そういった意味で補修、改修及び点検整備等に努めたいと、このように思っております。

以上でございます。

市長（金子健次君）

感じたことを申し上げますと、当日、連盟の会長のほうが、先ほど教育長がお話をされたように、逆に市長、私に対しての思いやりがあったかもしれませんけれども、グラウンドが、土が生きていますよということでお褒めの言葉をいただきました。そのことをあいさつの中で申し上げて、本当に有明総合グラウンドそのものが、ネットとかいるんな外野の長さの問題も指摘がありましたけれども、そういう面では山口県や熊本県や - 聴取不能 - での施設かなというふうに思って、ちょっと恥ずかしい部分もございました。そういうふう感じたところでございます。時間はいいですか、あとのことも含めて、考え方。（「私がします」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。

そういうふうなことについて、既存施設の整備につきまして、私の考え方を述べさせていただきます。

現在、総合運動公園の計画を検討しておりますが、これとあわせて既存施設につきましても機能や役割の分担など、総合的な視点での整備充実が必要と今考えているところでございます。市で設置しておりますスポーツ施設には、グラウンド、体育館などたくさんの施設がございます。これらの施設を利用される市民の皆さんは、スポーツ活動を通じまして健康づくりに励まれたり、あるいは体協や少年スポーツクラブなど、スポーツを通じての青少年の健全育成に尽力されている方もたくさんいらっしゃいます。

私は、このような活動をされていらっしゃる方がスポーツのしやすい環境を整備しなければならないというふうに考えております。したがって、既存体育施設につきましても、附帯施設を含めて充実を図り、施設整備の面からスポーツの振興を図っていく所存でございます。

以上です。

議長（龍 益男君）

簡潔にお願いします。

9 番（荒巻英樹君）

整備充実を図るということでございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 53 分 休憩

午後 2 時 4 分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、22番藤丸正勝議員の発言を許します。

22番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんこんにちは。22番藤丸正勝です。議長の許可のもとに一般質問をいたします。

1番目として市の行財政改革について、2点目として外部評価委員会の役割についてでございます。執行部におかれましては明瞭簡潔な答弁をお願いいたしまして、質問に入ります。

執行部への質問は、金子市長の行政改革と市民参加による外部評価委員会の役割についてでございます。

市長は、昨年の就任後、初議会の所信表明の中で、これからの4年間、6つの重点課題に取り組んでまいりますとの発言の中の一つに行財政改革の推進がありました。この問題について、私はことしの3月定例会の中でも質問をいたしましたが、いつまで、どのような方法でどうするかといった具体的な答弁をいただけなかったと思っております。そこで、改めてこの議会において取り上げ、質問をするものでございます。

まず1点目に、柳川市には一般会計及び特別会計合わせまして四百三十数億円の借金があるわけですが、市長はこの借金についての返済や赤字削減についてのお考えをお持ちだと思います。具体的にどのような政策、手法で進められようかとされているのでしょうか。就任から約1年が過ぎましたが、なかなかその姿が見えてこないことは市民の皆さんからの声でもあります。市長はこの問題に対する具体的なお考えをお示しいただき、実行していただくのが市民の皆さんへの義務であり、また負託にこたえることだと思っております。いかが受けとめられておりますでしょうか。

それでは、行政改革のほうへ入りたいと思います。

日本の行政改革は、明治維新とともに始まったと言われております。過度な財政支出をきわめるとともに、社会構造の変化や財政難が問題視されるようになると、国においては次から次へと行政の効率化と経費節減のための方針を掲げたものの、官僚たちの強い抵抗に遭ってほとんど実現できていないのが現実であったそうでございます。そんな現実により多くなった行政組織の整理、検討が本格化したのは、高度成長期に入ってからと言われております。1962年、臨時行政調査会が設置され、1983年、行政改革推進審議会の設置、それから10年、国の行政改革委員会が設置され、1996年の平成8年には行政改革会議が開かれて、平成11年には行政コスト削減に関する取組方針が決定され、以後10年間を目標として行政コスト3割削減の方針が出され、平成12年、行政改革大綱が国で決定され、平成18年には行政改革推進本部が国において設置、国、地方では痛みを伴いながらも我慢し合い、さまざまな改革が進んできております。国においては省庁再編、地方においては自治体の平成の大合併であります。この柳川市においても、平成17年の合併が最大の行政改革を徴証する出来事であったわけですが、まさに百年の大計での英断であります。市民の将来の痛みを考え、変わらない負

担でサービスを受けられる選択をと市民の皆様方が選ばれたものであります。こんな苦渋の選択の中にある市民の皆さんであり、厳しい経済環境が続き、市の税収が減少するという現実に反し、本市の当初予算は過去最高に膨れております。行政改革と逆行する施策ではないかと首をかしげるのは私だけでしょうか。事業を拡大し、広げるのは簡単ですが、その後の縮減は容易ならぬものが待っております。しかも、将来の市の収入に入るものであるなら納得いくのですが、それがなかなか見えてこないから心配であります。長引く不況、企業の経営不振、デフレ、首切りなど、市民を取り巻く経済環境は厳しさを増すばかりであります。柳川市、本市の頼りの綱は、国、県の補助金と合併特例債の残り約80億円と合併時に持ち寄った1市2町の地域振興基金の残り2,460,000千円です。これも平成26年度で終わりであり

ます。

ここで2点目の質問に入りますが、市長は今期の在任中に柳川のまちづくりをどのように描き、考えてあるのでしょうか。

3点目、自主財源が極端に乏しい柳川市の行財政改革をどのように考えておられますでしょうか。

また、市長は、行政改革、行政改革と唱えられておりますが、一向になかなか進んでいないように思っております。市長の考え、実行されようとしている行財政改革の定義、つまりその意味をはっきり定められておりますでしょうか。御見解をお伺いするものでございます。市民の皆様には、わかりやすく、より具体的に、簡潔に御答弁をお願いいたします。

続きまして、2点目の質問の外部評価委員会の役割についてお尋ねいたします。

外部評価委員会とはどのような位置づけをされた組織でありますでしょうか。市長直属の公的諮問機関であるのか、私的諮問機関であるのか、また同委員会がまとめられた答申はどの程度の重みを持つのか、お伺いいたします。

これで壇上からの質問は終わり、詳細な質問は自席のほうでまたお伺いしたいと思います。

市長（金子健次君）

藤丸正勝議員の一般質問の答弁に当たりまして、大きく行財政改革、行政改革、財政改革ですね。それとあわせて外部評価の位置づけ等について、大きく3つに分かれていると思います。いろんな形で私たち執行部のほうも、前もっての質問等もあっていますので、十分打ち合わせをし、四百数十億円の借金をどのような形で返すのか、また私がまだ就任をいたしまして1年で、あと残り3年でございますけれども、任期中のまちづくりをどのようにするのかという問題、またほかに行政改革の定義等につきましては、いろんなことについてはちょっと担当の部長のほうでお答えをしたいと思います。十分詰めておりますので、打ち合わせしておりますので、お答えいたします。

総務部長（大坪正明君）

藤丸正勝議員の行財政改革についてお答えをいたします。

まず最初に、一般会計と特別会計と合わせて400億円を超える起債残があるということで、どのような施策を行ってこの負債を減らしていくのかということをございますけれども、合併直後の平成16年度末における負債であります地方債残高は普通会計において298億円ございました。これが22年度末の見込み額では344億円と46億円の増加となっております。この増加の主な要因は、平成17年度に実施をいたしました、まちづくり振興基金造成のための合併特例債23億円の借り入れ、それと本年度支払います国営筑後川下流土地改良事業繰り上げ償還金負担に伴います一般公共事業債17億円の借り入れ、さらに臨時財政対策債の借入額の増加などによるものが考えられます。負債を減らすために、平成19年度から21年度までの3カ年にかけて公的資金9億円の繰り上げ償還を行い、170,000千円の利息の軽減を行っておりますが、自主財源に乏しい本市においては、今後も道路や水路整備事業、学校改築事業などの財源として市債の借り入れを余儀なくされることが予想されるところでございます。このため、市債の借り入れについては、合併特例債を基本に財政効率の高い市債の選択などにより市債償還による市財政への影響を最小限に抑え、財政の健全化を進めていきたいと考えます。また、行政評価システムを活用いたしまして、成果に基づく事業の優先順位づけや統廃合など、事業のスクラップ・アンド・ビルドを絶えず行い、これまで以上に不要不急な事業の洗い出し、コストの縮減などにより、新たな市債借り入れの抑制を図ることで将来的な公債費負担の軽減を図っていききたいというふうに考えております。

次に、行政改革についてお答えを申し上げます。

中期財政計画では、現状分析に対する財政収支の見通しとして、何ら健全化の方策を講じない場合は、平成23年度から26年度までは毎年財源不足が生じ、特に25年度は6億円の財源不足が出ることを予想をされております。このため、財政健全化を図る具体的な取り組みとして、市税などの収納率の向上や市有財産の有効活用などの歳入の確保対策、また人件費及び物件費の抑制、適切な経常経費や普通建設事業の展開などの歳出削減対策を行っていききたいというふうに考えております。さらに、不要不急な事業の見直しや市民協働の推進などにより、将来にわたって持続可能な健全な財政基盤の確立を図っていききたいというふうに考えております。

行政改革の推進につきましては、現在策定しております第2次行政改革大綱に基づく実施計画により、今後5年間、各種の施策を実施してまいりたいと考えております。具体的に申し上げますと、施策や事務事業に優先順位をつけて選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドでの事業の廃止や縮小など、聖域なき事業の見直しをやっていききたいというふうに考えております。また、昨年9月に市民参加により外部評価委員会を設置いたしまして、市民の目線での事業評価をしていただいておりますので、今後の施策に反映をしていききたいと考えております。

今後のまちづくりににつきましては、ことしの3月の所信表明で市長が述べられましたよう

に、マニフェストに掲げております「活力があり、みんなが笑顔で暮らせる魅力あるまちづくり」を実現するために、6つの課題に取り組んでいきたいと考えております。それぞれの施策につきましては、すぐに取り組むものから4年以内を実現するものまでございますが、現在、マニフェスト施策の実施状況を取りまとめているところでございまして、まだ十分な成果が得られていないものにつきましては、今後、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それから、行財政改革の定義はということでございます。大変難しい御質問でございますけれども、何をどういうふうにしていくかということで申し上げますと、行財政改革は財政の健全性を確保するための手段だというふうに考えております。入りをはかりて出るを制するというところで行財政改革を進めることで、簡素で効率的な行財政運営の確立を図ると。このことによって、活力があり、みんなが笑顔で暮らせる柳川のまちづくりを推進していくことだというふうに考えております。

以上でございます。

副市長（刈茅初支君）

外部評価委員会に対します、外部評価委員会がどのような位置づけかと、それから外部評価の答申はどういう重みを持つのかということにつきまして答弁をさせていただきます。

これまでの行政評価でございますけれども、これまでの行政評価は市職員による内部評価に終わっておりました。これを外部評価委員会は、市民の視点という外部の目で市の事務事業を点検、あるいは評価をしてもらうと。その評価結果について、事務事業の方向性を執行部に示してもらうということが位置づけでございます。なお、その評価結果については、今後の事務事業の改善、改革に生かしていくということになります。また、必要に応じて議会に諮って意思決定をしていくということになるというふうに考えております。

それから、答申の重みはということでございますけれども、当然ながらこの答申については真摯に受けとめなければならないと、そういうものでございます。その意見は尊重されるべきものというふうに考えております。先ほども申し上げましたけれども、しかしながら、最終的には議会に諮って決定していくというものと考えております。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

る説明を受けましたが、公務員の回答だなということで、よくもなく、悪くもなくというようなことでございますけれども、今後、今の4点、外部評価委員会まで5点、この内容を突き詰めまして、今後の施策に執行部としては反映をさせていただきたいということで思いますけれども、まず3月議会の定例会において、私が税込減に伴う歳入や財源の確保の見解はという質問に対して、滞納対策の強化や不動産の差し押さえ等の考えがあるというようなことを言われておりましたけれども、不動産差し押さえに対してどれだけの税込減がありま

したか、お答えを願いたいと思います。

収税対策課長（乗富祐治君）

収税対策課長でございます。議員の御質問、不動産を差し押さえることにより、どれくらい納税の効果があるのかということについてお答えをさせていただきます。

まず初めに、差し押さえや差し押さえた収入の状況についてお答えをいたします。

平成20年度、21年度で御説明をさせていただきますと、20年度は10件、21年度は32件の不動産の差し押さえを行っております。収入の状況でございますけれども、不動産の公売や差し押さえたことにより収納された額は、20年度14件10,220千円……（「金額で言ってくれんですか」と呼ぶ者あり）20年度が10,220千円でございます。21年度、22件、8,630千円でございます。

次に、差し押さえた後の動きについて簡単に御説明をさせていただきます。

不動産を差し押さえた場合は、それがすぐに現金化するというものではございません。差し押さえた不動産を売却したときに、滞納された分を納めていただくということになります。しかし、その物件が抵当が入っているのか、いないのか、また差し押さえの順番によっても収入できる額は変わってきます。抵当が入っていないときは、その不動産を売却して現金化すれば、まず滞納額を納めていただきます。よくある例で申し上げますと、土地、建物を担保に入れて銀行などから資金を借りていらっしゃる場合には、銀行の抵当が入っておりますので、柳川市が第一に差し押さえをいたしましても、滞納者がその不動産を売却して現金化したときは、まず銀行などの抵当権者に借金を返し、残った額が柳川市に納税されるということになります。当然のこととして、納められた額が滞納額に満たないときは税金が滞納として残ることになります。破産などによる不動産整理の場合も同じでございます。そのことをもって税金の滞納額がなくなるということではございません。また、差し押さえの順番は後になるほど収入できる金額が少なくなり、場合によっては収入できない可能性もございます。ただし、不動産を売却されるときは差し押さえなどの債務を整理する必要がありますので、滞納者が相談に来られたときに納税の話をして、滞納額の整理の後に差し押さえの解除をいたしております。収税対策課としては、幾らかでも滞納整理ができるように努めているところでございます。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

3月の質問に、こういうことでは素晴らしい滞納対策ということで差し押さえ、現金化されて税収になっているということで、今後もこういうふうなやる気を持ってやってもらいたいということでございます。

それから、3月定例会の中で固定資産税を1.4%に統一されたということでございまして、3月議会ではまだ、固定資産が5月に確定するというところでお聞きしておりましたので、確

定されて減収というのは、実際には1.4%に統一したためにどれだけの減収になったか、お伺いいたします。

税務課長（山田敏昭君）

税務課でございます。平成21年度と平成22年度の固定資産税の当初の調定額で比較しますと、平成21年度が3,170,832千円でありまして、平成22年度が2,985,399千円となっております。差し引きまして185,433千円の減収となっております。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

1.4%に統一したことにより185,000千円の減収ということでございましたけれども、市長はこの件に関して補てん策なんか考えてありますか。減収に対しての補てん策。

総務部長（大坪正明君）

固定資産税の減収によるその補てんをどうするのかということでございますけれども、まず税の公平性の確保を図る意味からも、滞納対策の強化を図りまして、収納率の向上に努めていく必要があると考えております。また、税以外の住宅や水路使用料、保育料の滞納もございますので、これについても徴収体制の強化、協力体制の充実を、これは職員の徴収の担当課とそれぞれの担当課のほうの協力体制の充実を図りまして徴収の強化を図っていききたいと。それと、そういった債権が時効となり消滅しないように、時効中断の措置の強化も進めていききたいというふうに考えております。また、新たな歳入確保の取り組みとしては、ホームページや庁舎等の画面表示装置への広告の掲載、まちづくり支援自動販売機など、昨年から新たに取り組んでおるところでございます。また、昨年12月につくりました柳川暮らしアクションプラン、これは定住対策の計画でございますけれども、これによりまして人口減少による財政への悪影響を少しでも緩和するための取り組みも始めたところでございます。さらに、歳入の確保だけでなく、歳出の抑制も図っていく必要がございます。職員で行っております行政評価による事務事業評価の見直しや市民の視点で事業の点検、評価をしていただいている外部評価委員会などの意見を参考にしながら、これまで以上に事業の精査、検証を行い、さらに現在策定を進めております第2次行政改革大綱によりまして経費の節減に取り組んでいききたいというふうに考えております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

今のような答弁で、その税込、これが補てんされますか。されんでしょうが、ほかの滞納をしっかりとやるということで。やはりこれは何かの税込になる、執行部として考えなければいけないわけです。今まで取れなかったのを、それをしっかりと滞納を執行部で徴収するというだけで、これだけのやっぱり補てん策には私はならないと思います。また、事業の見直しなんかも、出すことは簡単ですけど、なかなか税込を得るということは、これは難

しいわけですよ。これは、あなたたち執行部がそういうふうなまやかしの答弁をされても、これはここだけ、きょうだけの話なんですよ。そういうことで、そのほかに職員の削減計画もやっているという3月議会の答弁でございました。削減計画よりも22名少なくなったからそういう改革ができたというようなことも言われておりました。そこで、次の質問に入る前に、柳川市の現在の職員、消防職員、これは今何名おられますかね。

人事秘書課長（樽見孝則君）

現在、市の職員数は消防職員が74名、一般職員が465名、合わせて539名でございます。

22番（藤丸正勝君）

なぜ職員の数を聞いたかといたしますと、財政改革というのは、市長、私は税金をもって財政改革というのはできるのではないかと、それは私の持論でございます。市長は財政改革、私は税金があってこそ改革ができると思いますけれども、市長はどういうふうな気持ちでおられますか。

市長（金子健次君）

先ほどの固定資産税率の一元化について、180,000千円、税務課長のほうから説明がございました。その分の補てんについて、総務部長がいろんな形で答弁をいたしましたけれども、その分については議会のいろんな形で御論議いただいたところでございます。100分の1.4を100分の1.5、100分の1.6とか……（「もう市長、そこらはよかです」と呼ぶ者あり）そういう中において ちょっとしゃべらせてください。そういう中において、全会一致で、やっぱり公正を保つためには一番低いところでいこうということで、2億円近くの額についてはいろんな行財政改革の中でやっていこうということを私は申し上げました。その中に職員の削減の問題もあると思うし、出る分の歳出の分について、やっぱり歳出の分を大きく見直さなければその分の補てんはできないというふうに思っております。

税金につきましても、企業誘致等の法人税や固定資産税率の誘致によってできますけれども、なかなか厳しい面があるというふうに思っております。藤丸議員については、財政改革というのは税金をふやすことだということかもしれませんけど、非常に今の時期には大変厳しいなというふうに思っています。

22番（藤丸正勝君）

今、市長のほうは、この財政改革、税金というのは今の時期ではやはり厳しいということでございます。それで、収入をふやすために、今現在、市の三役、職員、消防署員や常勤の正職員が柳川市民の共有の土地を駐車場として使っているですね。やはりこれは市民の共有地でございます。それに対して、今、駐車料金なんか取っておられますか。

総務部長（大坪正明君）

駐車料金は取っておりません。

22番（藤丸正勝君）

駐車料金は取っていないということでございます。皆さんたちは、地方公務員の方たちはもうよく御存じだと思います。地方公務員というのは全体の奉仕者でございます。そして、公共の利益のために勤務するということになっていきますので、これだけ財政が厳しい中において、市民共有の土地をただで使っているということ自体が私は問題ではないかと、そういうふうに思っております。

やはりそれ相当の応分の負担は、職員も議員も応分の負担をして駐車場料金を払うべきではないかと、私はそういうふうに思っております。

仮に現在539名の職員が駐車料金を一月3千円でも、市長、財源のためにですよ、一月3千円でも駐車料金をいただいたら、年間にその税収というのは19,400千円の税収ということになるわけですよ。やはりこれだけ厳しい経済環境の中において、職員の方、我々議員もそれ相当の3千円の負担をしたら年間360千円の駐車料金を支払うということでございます。やはり出すことは簡単でございます。どうして財源をふやすか、どのような形で税収をふやすかということを考えてみたら、やはりこれは職員、議員、三役の皆さん、応分の負担をして、幾らかでも柳川市の財政を楽にするというようなことの提案でございますけど、市長のお考えはどうでしょうか。

市長（金子健次君）

藤丸議員のほうは、職員539名の公有地を利用している分について駐車料金を払ったらということで、その財源確保をすべきじゃないかという御意見でございます。

自家用車通勤の職員から駐車場の使用料、いわゆる駐車料金を徴収している自治体の調査をいたしました。近隣では久留米市だけで、大牟田市、大川市、みやま市など、他の自治体では徴収をしておりません。久留米市の場合は、本庁舎には以前から職員用の駐車場は確保されておらず、自家用車で通勤する場合は自分で庁舎周辺の民間駐車場を借り上げたり、職員共済会で確保し、あっせんした民間駐車場と契約をして個人で駐車料金を支払って利用されているというふうに伺っております。

職員から駐車料金を徴収するようになった背景には、財源確保の観点や、勤務場所に職員駐車場がなく、個人で確保しなければならない職員とのバランスなどもありまして、導入に踏み切られたのではないかとというふうに考えられます。

本市を初め、近隣の自治体では、公共交通機関のみでは通勤が不便なところが多く、都市部ほど庁舎駐車場が手狭ではないため、職員の駐車場が確保されております。本市では、3庁舎とも現在のところ職員数に見合う駐車場が確保できている状況にあり、柳川庁舎におきましても、議会の開会時や市民会館利用時など、職員駐車場としての利用が難しい場合は、自家用車の通勤を控えるように職員の協力を呼びかけております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

近隣は近隣としていいじゃないですか。柳川市は柳川市としての財源確保のための私は提案でございます。近隣がしていないから柳川市もそういう駐車料金は取らないということ、そうじゃなくて、柳川は柳川独自の財政を考えたらどうかということでございます。通勤手当というのは出ておりますでしょう。最高どれだけ出ておりますか。

人事秘書課長（樽見孝則君）

細かいデータをちょっと持ってきておりませんが、公共交通機関を利用した場合は、そのかかった定期代とかの半額が出ております。ですから、結構な金額が出ている。（「結構な金額」と呼ぶ者あり）ちょっと今、細かい数字を持ち合わせておりませんので。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

22番（藤丸正勝君）

人事秘書課の話によりますと、通勤手当は結構な金額が出ておるということでございます。そうした場合、やはりお互い柳川市の市民の共有の土地です。やはりそれ相応の応分の負担は出すのが本当ではないかと私は思っておりますのでございます。ぜひこれはやってもらいたいと。

それから、自主財源確保のためには人口減を食いとめなければならないという話も今までありましたけれども、これは私は簡単なことじゃないかと思うんです。それはもう自然死の場合は人口は減りますよ。でも、やはり柳川市内から出ようと思ったら、すぐでも転居されるわけですよ。やっぱり便利が悪いから久留米のほうに行こう、福岡のほうへ行こうということで。そうした場合、柳川市内から西鉄電車、JRを使って、また駅周辺の駐車場を利用している皆様方は、月9千円とか10千円、8千円、9千円の駐車料金で西鉄柳川駅周辺にとめておられます。そういう一般市民の方たちは、自分の駐車場代を払ってでも福岡、久留米のほうに勤めておられます。だから、職員の皆様方には、やはり市民の奉仕者として応分の3千円ぐらいの負担でもしてもらって、西鉄電車通勤、JRで通勤されて駅周辺で8千円、9千円駐車場代を払っておられる方たちに対して、市としての人口流出を食いとめるためにも3千円でも4千円でも駐車料金の補助金を出したらどうかという御提案でございます。市長どうですか。

市長（金子健次君）

今の人口が減少しているということは確かに事実でございますし、そういう面で藤丸議員のほうは助成制度を設けて食いとめたらどうだろうかということだと思いますけれども、逆に言うたら、柳川市のほうにそういう面の助成によって導入を図ったらどうだろうかという意見だと思いますけれども、どちらにいたしても、1台3千円なら3千円にいたしましても、その分の台数というのは、財源は市民からの税金で賄うわけでございますので、非常に私自身はこういう財政の逼迫してある中においては厳しいという判断をしております。

22番（藤丸正勝君）

だから、一般財源をふやす。市の職員の皆さんから応分の負担をいただいて、その分、市民の皆さんたちの駐車場の補助を出してもらったらどうかということなんです。それは、八代市なんか新幹線の定期の補助を出しておるといことなんです。新幹線で熊本まで通勤されていると。やはりそれは、八代市の住民を移動させないために、新幹線の定期の補助を熊本へ通勤している方には出している。そういうふうな自治体もあるわけですよ。

だから、初歩的な問題ですよ。皆さんたちがそういうふうで通勤手当、かなり多く通勤手当をもらっている方たちがおらっしゃろうと。そういう方たちが車で来て市民共有の土地に、これは職員の駐車場だということとめておられる。3千円でも幾らでも払っておれば、私たちは通勤手当をもらいながら駐車料金も払って仕事に来ておりますよというようなことになるわけですよ。そのほかに財源を確保することを、市長、今まで言ったことないじゃないですか。財源は何かというと、合併特例債、地域振興基金、そればかりじゃないですか。あとは財源ないじゃないですか。そういう年間19,000千円ぐらいの駐車場料金が上がれば、10年すれば約2億円近くの税収になると。やっぱりそういうのを今度は市民の皆さんに還元してもいいんじゃないかと私は考えるところでございます。ぜひ、この駐車場問題は今後も質問をいたしていきますけれども、次に入札制度の見直しについてでございます。

自主財源確保の観点から、市外業者からの入札制度に一定の制限をすることに見直しできないかと思うんですけれども、今現在、市外から入札をできる業種は何業種ぐらいありますでしょうか。

総務課長（野田 彰君）

総務課長でございます。現在、市外から入札に参加できる業種というのは制限がありません。ちなみに、平成21年度の実績でいきますと、機械器具工事、管工事、電気工事等の6件が市外から入札に参加した工事があります。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

この入札制度見直しは、私は入札率を低くせろとか、そういうふうなことを言っているんじゃないんですよ。柳川市の財源が市外に出ていくのを防ぎたいと思うからなんです。やはり今、課長から言われたように、市外から6件、21年度入った。その中で、市外に柳川市の財源等が出ていったのは約2億円ぐらいですね。2億円ぐらいが市外業者に出ていると私は思っているんですよ。そうした場合、そういう柳川市の財源を柳川市内で使ったら、やはり柳川市に税金が落ちると。そういうことで、入札率を低くするために市外業者を入れると、そういうふうな観点から私が言っているわけじゃないです。

それと、浄化槽関係は、昨年でしたかね、私が質問したとき、浄化槽の市外業者の受注はどれぐらいあるかと聞きましたところ、これが驚くなかれ、入札率の約60%が市外業者ということでございます。昨年在が大体110,000千円ぐらいですかね、浄化槽の入札単価が。その

辺をちょっとお伺いいたします。

生活環境課長（安河内一章君）

合併浄化槽の施工業者の市内業者、市外業者の割合でございますが、市内業者が施工した件数が131件、補助金額で申しますと73,792千円、市外業者が施工した件数が198件で110,242千円でございます。

以上でございます。

22番（藤丸正勝君）

市外業者が、やはり110,000千円の仕事を柳川市の財源として使っておるというような感じになるわけですよ。近隣では浄化槽に関しては、みやま市、久留米市、大牟田市あたりは柳川市の業者は入れられないわけでしょう。その辺をお聞きいたします。

生活環境課長（安河内一章君）

合併浄化槽の場合は設置者に対する補助金でございますので、施工業者に対しまして地域的な制限は設けておりません。このことは近隣市につきましても同様だと考えております。

以上です。

22番（藤丸正勝君）

いや、それは設置業者には出していないけど、一般の家庭に出しているということでしょうが、補助金は。それはわかる。でも、60.2%は市外業者が施工して、市外で、本店で決裁して、本店の市で税金を納めているというような解釈なんですよね。だから、柳川市の設置は柳川市であることを私は提案したいんです。そういうことで、市長の見解としては、市内は市内業者でやっていくというような考えはお持ちでないですか。

市長（金子健次君）

合併浄化槽の設置につきましては、それぞれ個々の市民の方が選択をされるわけございまして、一概に市外の業者について拒否というのはなかなか難しいというふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

これは難しいことはないんじゃないですか。ただ、もうみやま市も久留米市も市外業者はなかなか入れていないということで、それはもう、何というか、PFI方式か、そういうふうなことになったからそういうことになっておるかなと思いますけれども、柳川市は、やはり私は柳川市の財源は柳川市で使ってもらいたい、それで柳川市に税金を落としてもらいたいと、そういうふうな考えでございます。

それから、次の質問に入りますけれども、柳川市に自主財源確保等検討委員会というのがあると思いますけれども、課長級、課長レベルでつくられているんですかね。そういう自主財源確保等検討委員会の報告書というか、また市長に対して答申等あっておりますでしょうか。

財政課長（石橋真剛君）

財政課、石橋でございます。今、藤丸議員がおっしゃいました自主財源確保等検討委員会の会長を私が仰せつかっておりましたので、私のほうから御報告申し上げたいと思います。

これにつきましては、この自主財源確保等検討委員会につきましては、自主財源が少ない本市におきまして、自主財源の確保及びその手法を検討するため、平成20年10月に設置をいたしております。9回の会議と2回の滞納対策、これは嘉麻市の職員さんをお呼びし弁護士をお呼びした2回の滞納対策に関する研修会を開催しております。また、構成員は関係課長及び本市の職員の自主組織でありますクラスタープロジェクトのメンバー、合計13名、これは平成21年度は14名でございましたけど、22年度から13名ということになっておりまして、13名で構成をしているものでございまして、5月で一応報告書を出しているという状況でございます。内容的……（「いや、それだけでいいです」と呼ぶ者あり）

22番（藤丸正勝君）

今、報告書を出しておられるということでございます。ということは、市長、この件に関して報告書を見られて、自主財源確保等検討委員会の結果をどういうふうに思っておられますか。

市長（金子健次君）

今、課長が答弁しましたが、金額的にはわずかな数字だというふうに思っています。しかしながら、そういうわずかな数字であっても努力は、市職員の中でも努力していただきたいということで考えておりますので、その効果は少しずつ出てくるかなというふうに思っております。

22番（藤丸正勝君）

市長はこの答申を見て効果が少しずつあらわれてくるかなというような感じでありますけれども、これはやっぱり執行部から見た目と市民から見た目のこの答申される報告書、随分やっぱり考え方が違うと思いました。なぜかという、もう立派な柳川市の職員さんたちがおられます。その方たちがアイデアを出されてまとめられておることと思っておりますけれども、立派な職員さんたちがすぐ検討する、検討の余地ある、不採択、対象外という4つに分けられた報告書がありますけれども、すばらしい報告書とは思いませんでした。やはりこれは今後少しぐらい前向きな検討がされるんじゃないかと思っておりますけれども、やはり市民の目線から見たら、もうちょっとこれは考えてもらいたいというようなことでございます。

それから、最後の外部評価委員会、この件についてお聞きいたしますけれども、外部評価委員会の答申、最終的に市長に答申があると思っております。議会を通してまた議決をされるということでございますけれども、市長にお伺いします。この外部評価委員会の答申というのはどういうふうな位置づけをされておりますか。

市長（金子健次君）

外部評価委員会につきましては、昨年中途からそれぞれの事業の内容について評価をいただいております。先般も総合運動公園等についても評価をいただきましたし、その評価については、先ほど副市長が申しあげましたように、十分尊重しながら、最終的には議会の意見を聞いて方針を決めていきたいというふうに思っているところです。

22番（藤丸正勝君）

外部評価委員会が6月5日だったですかね、運動公園の件で出ておりましたけれども、その内容について、スポーツをしている受益者だけでなく、一般市民にも意見を広く聞くべきだとか、そういうふうな指摘があったというようなことが書いてありまして、改めて私も、前回の3月議会でそういうふうなアンケートをとるべきではないかというような質問を市長にいたしましたけれども、そういうことも、何と言われたかな、あのときは。ちょっと私も忘れたけど、時期が来たらやるとか、そういうふうな答弁でございましたので、その後、この外部評価委員会の記事を見まして、やはり市民の皆様は同じ目線で見ているのかなというようなことを思いました。外部評価委員会というのは、市民の目線で見た委員会ということが趣旨じゃないんですかね。これは担当はどちらですかね。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

市民の目線ではないかと、確かにそのとおりだという形で、外部評価委員会の中でその役割を果たしていただいたというふうに思っております。さきに3月議会におけるアンケートの件につきまして、藤丸議員のほうから総合運動公園事業についてはアンケートで是非をとったらという意見がございました。そのときに私が答えたのをそっくりそのまま申し上げますと、「アンケートは機会があればとりたいと思いますけれども、事業縮小をやって進めておりますので、内容について問うことはあるかもしれませんが」というようなことで、あくまでも内容に限ったことでお答えしたというふうに思っております。きのうの伊藤議員の質問についても、アンケートについてはそういう内容についてとりたいというふうに話をしたところでございます。実施をするかしないかの是非については、今のところ考えておりません。

22番（藤丸正勝君）

ぜひそういう外部評価委員会の意見を尊重しながら、今後の施策に反映をやってもらいたいということでございます。補助金を出すことは簡単でございます。財政再建には税収が伴わないとできないわけでございます。歳入のこと、自主財源も考えないと、今後、柳川市の財政硬直化というようなこともならないとは限りません。行財政改革をするには、やっぱり汗を流し、ともに血を流しながら、市長、強い意志を持って改革をせねばならない時期が来るわけですよ。そういうときは、やはり泥水でも飲むような気持ちで今後施策に反映させていってほしいということをお願いしまして、今後また、駐車場の件は次の機会にまた質問することで私の質問を終わらせていただきます。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時1分 休憩

午後3時13分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、16番諸藤哲男議員の発言を許します。

16番（諸藤哲男君）（登壇）

皆さんこんにちは、16番諸藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問いたします。

まず、1点目に伺いますのは、柳川市の財政問題であります。

今、日本の借金は国、地方を合わせて約850兆円と言われ、これは今の日本の国内総生産、GDPが約500兆円でありますから、国内総生産の1.7倍に当たる借金があることになります。また、税収については、過去最大で60兆円だったものが、今では約40兆円にまで落ち込んでいます。そのような中、今年度の我が国の一般会計当初予算は約90兆円が計上され、さきの国会で成立したことは御案内のとおりです。

金額が余りにも大きく、ぴんときませんが、これをわかりやすく家計に置きかえてみるとにしますと、4,000千円の収入がある家庭で、いろんな形で支出があり9,000千円が必要です。このため、こつしは5,000千円の借金をして家計をやりくりするという借金漬けの暮らしをするということです。まさに借金に借金を重ねる生活なのです。

国においてはこのとおりなのですが、我が柳川市もこれによく似た厳しい財政状況の中でのやりくりとなっております。福岡県市町村要覧の平成19年度主要指標を見てみると、我が柳川市の経常収支比率は93.2%となっており、弾力性がなくなるという80%の水域を超えるという厳しい数値が出ております。

基金と借金の地方債を見てもみますと、積立金が10,368,000千円で32,940,000千円と、約3倍の借金があります。このような状況の中、柳川市の一般会計当初予算は290億円であり、220億円から230億円が適正な予算額と言われる中、60億円から70億円もオーバーした予算が組まれております。いかにこの借金を減らし、財政を健全化するという事に全力を挙げなければいけないという時期なのです。これらの予算を見ると、残念ながら執行部からこのような危機感は伝わってきません。この問題については、自席から一問一答の形で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、通告しておりました2点目のLED照明の導入について見解を伺います。

21世紀は環境の世紀、維持管理の世紀と言われております。地球温暖化、資源の枯渇、異

常気象など、地球上ではこれまでに考えられなかった現象が起きていることは御案内のとおりです。京都議定書から世界各国の環境政策への取り組みはより具体的なものとなっております。

維持管理の世紀と言われるのは、20世紀の国内の高度成長期に次々に整備されたインフラ施設や公共の施設が老朽化し、改修や修繕、建てかえの時期を迎えるということであり、これらに対して相当な予算が必要になるとのことです。私が今回、この議会で取り上げるLEDとは、Light Emitting Diodeの略名で、一方的に電圧を加えたときに発行する半導体素子のことですが、ここでは公共施設の照明に導入すれば、環境はもちろん維持費の節減につながる大きなメリットがあると考えからです。

LEDは白熱電球に比べると、かなり寿命が長く、半導体の素子はほぼ永久的に使えると言われております。最近では信号機にも使われ、民間においてはLEDを使ったテレビなど、省エネルギー効果をうたった製品が幅広く販売されております。導入におけるメリットが多いわけですが、あえてデメリットといえば、初期に導入コストがかかることぐらいでしょう。既に北海道の札幌市役所で導入されていると聞いております。

そこで質問ですが、合併した柳川においても、庁舎や公共施設が一挙にふえ、庁舎のみを見ても3庁舎あり、その庁舎の電気料も相当かかっていると思いますが、年間幾らかかっているのでしょうか。また、照明にかかる使用料を公費として費用負担しているのがほかに多くあると思いますが、どんなものがありますか、具体的に答弁をお願いいたします。

質問の3点目は、平成18年3月議会において質問した塩塚川改修の問題であります。

同じ塩塚川でも塩塚川高潮対策事業は二十五丁、両開を結ぶ塩塚川橋から上流へ向けて塩塚川新橋上流までであります。高潮事業として昭和40年から事業が始まって、きょうに至っております。また、事業名称が異なる塩塚川河川改修事業はクリーンセンター近くにかかる塩塚川新橋から上流の三橋庁舎までの区間で河川改修工事が進んでおります。高潮対策事業は平成30年に、また改修事業は平成20年事業完了と聞いておりました。とりわけ高潮対策事業は、河川沿いの住民の生命、財産を脅かす高潮災害を払拭するもので、最近の異常気象を考えると一日も早い完成が待たれるところです。ことしも既に、ついに台風、高潮の襲来が憂慮される中、柳川市の水防計画書の中で重点危険箇所と指定されているところは何力所か。また、番所一帯の高潮対策事業は、その後どのように進捗したか。また、今後の整備計画はどのようになっているか、お伺いいたします。

以上が壇上からの質問とし、この後は壇上からの質問に対する答弁を受け、自席から質問させていただきます。

総務部長（大坪正明君）

諸藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の財政問題については、後で個別にされる……（「財政問題は後でまたお願

いします」と呼ぶ者あり)はい。LEDの2番目から.....(「その2番目から」と呼ぶ者あり)

LEDの件についてお答えをいたします。

現在、3庁舎で使用しております蛍光灯及び電球につきましては、柳川庁舎では蛍光灯を約1,000本、電球を約300本使用いたしております。大和庁舎では蛍光灯が約800本、電球が5本、三橋庁舎では蛍光灯が約700本、電球は約200本となっております。3庁舎合わせますと、蛍光灯が約2,500本、電球が約500本となっております。このために、九州電力に、現在使用している3庁舎の蛍光灯及び電球をLED型にすべて変更した場合の電気料の試算方法をお尋ねし、その結果に沿って積算いたしました結果、電気の使用料で約2,900千円、基本料金で約2,300千円、合計で5,200千円程度の軽減となる見込みでございます。

なお、蛍光灯などの照明器具や空調、パソコン等の事務機器を含めた3庁舎における電気料金は平成21年度決算見込み額で合計約28,000千円となっております。二酸化炭素につきましても、二酸化炭素排出量算定方法により算出しました結果、現在3庁舎で使用している蛍光灯及び電球の年間排出量が約16万キロ、これをLEDに変更した場合の年間排出量が約5万4,000キログラムとなり、差し引きで11万1,000キログラムの削減が見込まれます。

以上でございます。

安全安心課長(野田洋司君)

安全安心課長でございます。安全安心課のほうでは、防犯灯の照明を担当しておりますので、防犯灯の件についてお答えをさせていただきます。初めに、現在の防犯灯整備について御説明をさせていただきます。

現在、市の整備によります通学路への防犯灯設置と行政区への防犯灯設置補助金、この校区による2本立てで整備を進めております。通学路の防犯灯整備については、昨年度24灯整備し、今年度は30灯を計画しております。これは中学校から半径1キロの範囲内で中学校の意見を聞いて設置場所を決めております。

一方、行政区への防犯灯補助金につきましては、設置費として20千円を上限に交付をしております。なお、集落間で電柱等がない道路では、取り付け支柱の設置費まで含めた70千円を上限に交付をしております。昨年度の防犯灯補助金では、延べ69行政区、129灯の設置を行っていただいております。この防犯灯1灯当たりの設置費につきましては、20ワット蛍光灯で19千円ぐらいでございます。内訳は器具本体と自動点滅器が約9千円、それに九電等への申請手数料と取り付け工事費でございます。市補助金によって設置ができるところであります。

そこで、LED灯の導入についてでございますけれども、LED灯につきまして防犯灯、これも従来高価でありました。しかし、最近、新製品が次々と出てきております。また、出てくる予定になっております。価格も安くなってきております。先ほど議員もお話がござい

ましたけれども、消費電力が少なく、電気料金も年間1,900円ぐらいになるということでございます。蛍光灯のほうの電気料は年間2,700円ぐらいですので、800円ほど年間安くなるということでございます。それと、ランプの寿命も約10年と長くなります。蛍光灯が約2年でございますので、その都度の交換費用も削減されるということになります。10年間で見ました場合には、維持費は半分以上安くなるというようでございます。

しかし、LED防犯灯、これは20ワット蛍光灯相当費に置き直しますと、最近安くなってきておりまして、1灯当たりの設置費が30千円ぐらいになってきております。器具本体と自動点滅器で約20千円と、それに九電への申請手数料、取り付け工事費を含めてかかるということでございます。それで30千円ということでございます。

行政区へは長い目で見て、設置費と維持費のトータルが安く済むということをお知らせしまして、推奨してまいりたいと考えております。

以上でございます。

建設課長（中村敬二郎君）

建設課でございます。議員御質問の高潮対策事業のその後はどのようなになったか、またこれからの事業計画はという質問にお答えいたします。

塩塚川の高潮の事業につきましては、事業主体であります福岡県の南筑後県土整備事務所柳川支所に問い合わせましたところ、進捗率は21年度末の事業費ベースで約57%となっているそうでございます。

事業内容といたしましては、不足する堤防高と河川断面の確保のために下流側より整備を進めております。昨年度までに県道大牟田川副線の塩塚川橋から番所橋下流約30メートルまでの堤防につきましては、暫定高で完成しております。ことしの予定といたしましては、番所橋約250メートル上流の右岸の加受樋管の整備と番所橋のかけかえ事業に係る用地取得と物件補償でございます。

また、これからの事業計画はということでございますけれども、塩塚川の高潮対策事業につきましては、河川断面の不足と計画高の関係で、現在の番所橋がかけかえられることになっております。番所橋かけかえにつきましては、昨年度に事業着手をいたしまして、事業計画では平成26年度に事業完了の予定でございます。事業主体であります福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所において、今後、番所橋かけかえに係る用地取得を計画的に進められるとこのことでもあります。また、道路管理者であります市としましても、県と協力しながら事業進捗に進めてまいりたいと思っております。

以上です。（発言する者あり）

16番（諸藤哲男君）

もう1点、重点危険箇所箇所数をちょっとお尋ねしておりましたけど。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課でございます。塩塚川の重要水防箇所についてお答えをいたします。

塩塚川は県の管理河川でございます。その重要水防箇所は南筑後県土整備事務所がしておりまして、5カ所ございます。その場所につきましては、佃町の番所橋の上流右岸100メートル、それから上流左岸700メートル、同じく番所橋の下流右岸85メートル、それから下流左岸100メートル、それと近くの佃町古川の塩塚川新橋の下流右岸200メートルでございます。

以上でございます。

16番（諸藤哲男君）

ありがとうございました。それでは、財政問題のほうから具体的に質問いたします。

ほかの議員と質問が重複する分もあるかと思えますけど、答弁のほどよろしく願いいたします。

まず、柳川市の財政指標についてお尋ねしますが、平成20年度決算で結構です。自主財源比率は幾らでしょうか。県下の市と比較し、何番目に位置するのでしょうか。また、財政力指数についても幾らで、県下で何番目でしょうか。よろしく願いします。

総務部長（大坪正明君）

まずは自主財源比率でございますけれども、これは地方公共団体が自主的に収入し得る財源を自主財源ということで、具体的には市税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。

歳入に占める自主財源の割合が自主財源比率ということになりますけれども、平成20年度決算における本市の比率は33.1%となっております。政令都市を除く県下26市の中では23番目で低いほうから4番ということになっております。

それから、財政力指数でございますけれども、これは地方公共団体の財政力を示す指数で、指標が高いほど財源に余裕があるということでございます。普通交付税の算定で用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除していた数値の過去3カ年の平均値で示されるものでございます。平成20年度決算における本市の財政力指数は0.5となっております。県下26市の中では21番目、低いほうから6番目となっております。

以上です。

16番（諸藤哲男君）

ありがとうございます。自主財源比率が33.1%で、県下で26市中23番目。低いほうからすると4番目ですね。また、財政力指数は0.5で、これも低いほうからすると6番目ということになっております。これらのことは、みずからの財源を目指すことが厳しいまちであるということがはっきりしておりますね。そのことは、新年度の柳川市の歳入予算を眺めても、自主財源は27.2%と、普通3割自治体とか申しますけど、3割自治体にも至っておりません。つまり、本市の予算は、国や県の補助金や他の借金に依存した財政と言わざるを得ない財政

状況なのです。

そこで重ねて質問しますが、本市の公的施設の維持管理費は幾らかかっているのか。また、長期債務に係る利子の負担及び市債、つまり借金残高は幾らあるのか答弁をお願いします。

総務部長（大坪正明君）

庁舎や小・中学校を初めとする本市のすべての公共施設の維持管理費につきましては、平成20年度地方財政状況調査において約1,350,000千円となっております。

それから、長期債に係る利子の負担についてということでございますけれども、普通会計における平成20年度末の市債の残高が32,940,000千円でございます。この市債残高に係る利子の負担は約38億円でございます。市債残高に占める利子の割合は約11%となっております。

以上です。

16番（諸藤哲男君）

16番諸藤です。公共施設の維持管理費が1,350,000千円、市債残高が32,940,000千円。市債残高に対し長期利子の負担金が38億円ということは、かなりの部分が借金返済と利子返済に消えていることだと思います。

また、そのほかに一般会計から特別会計の下水道事業に520,000千円ほど繰り出されております。下水道にかかったこれまでの起債の額とこれから5年間 約5年間で結構ですけど、一般会計からどれぐらいの繰り出しが必要なのが答弁をお願いいたします。

総務部長（大坪正明君）

下水道事業への繰出金についてですけれども、これまでの分についてはちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、今後の中期財政計画の計画期間で繰り出す予定にしておりますのは、平成21年度、22年度に繰り出している5億円と同額で見込んでおります。

以上です。

16番（諸藤哲男君）

何か手違いがあったみたいで、一応私、水道課のほうから資料はいただいております。それによりますと、起債が83億円、利子を含めて100億円以上になるということを聞いております。また、5年間は毎年度、一般会計から5億円以上の繰り出しが必要ということも聞いております。

また、これらの金額は、これまでの事業分でありまして、平成26年までに予定されている認可区域内の新たな工事の予定部分は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。水道課長がいらっしゃいませんので、総務部長よろしいですか。

建設部長（蒲池康晴君）

下水道の起債の関係と繰出金の関係ということでございますですね。

16番（諸藤哲男君）

それは一応、資料として私もいただいておりますので、答弁がないから私のほうから言ったんですけど。今度のこれからの事業分ですね。これは今までの起債の分でしょう。一応認可区域としては26年までの工事予定となっておりますね。その部分に対して今までのあれは含まれていないから、またこれから新たな起債を起こして借金がふえると思うんです。それがどんなふうになる予定なのか、そこら辺をちょっとお聞きしたかったです。

建設部長（蒲池康晴君）

改めて申し上げますと、まず繰出金については、17年度が384,000千円ほど、それから18年度が387,000千円、それから19年度が482,000千円、20年度が495,000千円、21年度が523,000千円ぐらいでございまして、26年度までがほぼ5億円の繰り出しを見込んでおるといってございまして。

それから、先ほど言われました元金の残でございまして、議員おっしゃったように、83億円ほどの元金があるということと、利息については約2,070,000千円ぐらいの利息が今後見込めるということございまして、これは現在までの借り入れの分でございまして、当然、今後の下水道の建設事業計画、これに伴いまして、また元金借り入れしますので、その分の償還がまた出てくるということございまして、今後5年間は同じような事業費で見込んでおるといってございまして。

16番（諸藤哲男君）

はい、どうも。そしたら、まだまだ下水道事業に関しては借金がふえるということ理解をしておきます。

さきに執行部のほうから柳川市の中期財政計画をいただき拝見いたしました。市税の確保として「雇用の創出・維持、企業誘致、就業支援など、人口減少対策と市の活性化が図れる施策を充実させて市税の確保に努めます」とあります。この施策に対する施策財源の裏づけ、実施時期、具体的な手法など、より詳しく答弁をお願いいたします。

また、質問は変わりますが、老朽化が憂慮されておりますクリーンセンター及び山川葬斎場の有峰苑に対する考え方についても御答弁をお願いいたします。

財政課長（石橋真剛君）

今、諸藤議員のお尋ねは、この中期財政計画の20ページに掲載申し上げております収入確保対策というところだろうと思います。市税等の収納率の向上を図っていこうというところで健全財政を図っていこうというところございまして、市税等収納率の向上につきましては、全員協議会の中でも御説明申し上げましたが、今現在、企画のほうで第2次行政改革大綱を作成中ございまして、これに基づいて実施していくということになりますので、今、6月1日から30日までパブリックコメントの期間中でしょう。もうしばらく、今策定中ございまして、それから具体的なアクションプランをつくっていくということになるかと思っております。

16番（諸藤哲男君）

具体的な施策財源の裏づけのほうは、まだ今からということで理解してよろしいんですね。それでは、また次のほうにちょっと移りたいと思います。

中期財政計画によりますと、クリーンセンターを建てかえるのには約60億円が必要ということですが、山川の有峰苑斎場もここ数年来のうちに建てかえの時期が迫っていると思います。いずれも市の新たな財政負担が近い日に生ずると思われま

す。私は今回示された本市の財政計画書の中で投資的経費が平成21年度に5,156,000千円、平成26年度に34億円、さらには32年度に15億円になるとあり、32年度は本年度予算に比べ、事業費では29%と、現在の3分の1以下に減ることを目の当たりにしております。その計画の中でですね。これで大丈夫なのかと、支出のあり方を危惧しているところであります。

といいますのも、今現在でも地域の要望がどんどん上がってきております。その中で大体約3割から4割ぐらい、行政区要望が現在、要望に対して工事、いろんなことが完了しているのは。これが10年後には3割以下になるんですよ。ということは、今地域のインフラ整備が3割しかできていないのがもう1割しかできないと。ほかの建設事業とかありますけど、極端にはいかないと思うんですけど、計算上、そんなふうになってしまうんですね。こういうふうに普通建設事業が大幅にカットされるということは、公共事業が激減し、市内の企業が倒産し、柳川市が元気を失うのは明らかであります。バランスのとれた市の行財政運営こそ、市民の皆さんが求めていらっしゃるものであります。ここで安心の市政へかじを切るべきではないでしょうか。市長の考え方を伺いいたします。

市長（金子健次君）

財政問題につきましては、たびたび今回の一般質問で出てきておるわけでございます。そういう意味では、今回お示しをしました柳川市の中期財政計画というのは、長期的な10年間の計画を立てました。しかしながらいろんな形で市民の中に満足できない部分がありますし、また柳川市が業者の方につきましても非常に厳しい状況があると思います。合併特例債の問題につきましても平成26年度まで。それにつきましても算定がえが毎年5年間減っていくということで、長期的な問題につきましては今後、逐次やっぱり計画の見直しも含めて考えていかねばならないというふうに思っているところでございます。

16番（諸藤哲男君）

ありがとうございます。

話題をちょっと変えます。住民要求に対するリップサービスやばらまき、分配の時代というのは、右肩上がりの経済成長期のときの話であり、今は依然として厳しい経済不況が続いております。そんな中で新規事業の採択、どれもこれもこれから厳しい選択が必要なときだと思っております。新市となり、過去に執行部から説明を受けてまいりましたハード事業は、ざっと数えても30を超えております。その中には避けて通れないものが数多くあります。中でも、

小・中学校の耐震化、改修工事を初め、学童保育所の整備、雇用促進住宅の払い下げ、柳川駅周辺整備事業、コミセン整備事業、市民会館改修、クリーンセンター、火葬場改築など、大型事業はメジロ押しであります。また、柳川市が抱える数多くの既存の公共施設の修繕や改修事業も待たなしで多くの予算が必要となる。文字どおり、維持管理の世紀と言われるように、建物の管理費の捻出も憂慮されております。

箱物をつくれれば多額の維持管理費が必要になることは当たり前のことです。新規事業のコミセンに対しては、この管理費をだれが負担するかということです。受益者である校区民が負担するのか、市が全額負担するのか。ちまた市民の間ではだれが負担するかはっきりしていないという声も聞こえてきます。

市長は市税の増収がなかなか見込めない中で、これらの負担をどうするか明らかにしていただきたい。また、市の財源確保のため、市長の念頭にある中期財政計画が出ましたけど、長期的な財政見通しの考えを伺って、この問題を終わりたいと思います。

市長（金子健次君）

ハード事業に対する、特にコミュニティセンターの三橋町、大和町、11カ所等についてはいろんな御論議をいただきました。ただ、5年前に合併する以前に、特に全員協議会の中で申し上げましたけれども、私は三橋のところに職員としておりましたけれども、その合併協議会の中でも出ましたが、三橋の振興基金の18億円について、それについてはコミュニティセンターの建設という形で話がついておりましたので、そういうことでつくるべきじゃないかという御意見もありましたけれども、あと、これが柳川市が7カ所、そして大和町が小学校区が6ですかね。そういうことでの各小学校区に1カ所ずつという形で11億円の中期財政計画の中に計上させていただきました。なるべく努めて費用については抑えて、いろんな施設を利用することも検討しなければならないというふうに思いますし、用地の確保につきましても、新たな用地を確保するんじゃなくて公有地をなるべく使うということで考えていかなければならないというふうに思っております。

いろんな形の限られた財源の中で、非常に財政上、柳川市は部長が申し上げましたように、大変厳しい状況下にあるわけですがけれども、その財源の中でいかにやりくりをして、事業の選択もしていかなければならないというふうにひしひしと私自身も考えているところでございますし、また議会の皆さんの御協力もいただかねばならないというふうに思っているところでございます。

以上です。

16番（諸藤哲男君）

済みません、私がここで聞いたかったのはコミセンをつくった後の問題です。つくった後に、維持管理費を旧柳川のように、給料とかみんな市のほうが負担して、そういうのをどんなふうにするかと、ちょっとそこら辺がよく市民のほうに聞こえておりませんので、そこ

ら辺を聞きたかった。

市長（金子健次君）

今、教育委員会の生涯学習課のほうで検討しておりますので、向こうのほうでお答えします。

生涯学習課長（田中利光君）

生涯学習課長です。現在、コミュニティセンターの説明会を校区のほうで行っているところでございます。その中で、基本計画書の中にも、先ほど市長が申されましたように、整備の原則といたしまして、施設の建設費や維持管理費などのランニングコストは十分考慮してまいりますというふうに、その原則を御説明申し上げてございます。

これは市の施設ということになりますので、コミュニティセンターが設置されました場合、その維持管理費につきましては市が負担するという事で御説明を申し上げております。

（発言する者あり）

16番（諸藤哲男君）

では、全額市のほうで負担していただくということで理解しておきます。どうもありがとうございました。

では、次に2点目の質問のほうにかえたいと思います。

壇上のほうから、庁舎での電気使用料、公的施設について聞いてきましたが、柳川3庁舎の使用料は年間合計28,000千円で、年間約5,200千円の削減効果がある。また、二酸化炭素の削減効果は11万1,000キログラムにもなるということですが、これを私なりに試算してみますと、一般家庭のCO₂排出量にすると約43軒分、今二酸化炭素削減する木を植えましょと、そういうことがよく言われておりますけど、これをブナの木に例えますと、ブナの木が1年間に吸収するCO₂の量に例えると1万本分にもなるわけですね。また、照明灯の寿命は蛍光灯の約10倍、電球の40倍とも言われております。ということはごみが少なく、資源の節約とごみの減量になります。

そこで、また再度質問なんですけど、どういうふうな対策をとられるつもりかお聞かせください。

総務部長（大坪正明君）

このことにつきましては、先ほどお答えしましたように、LEDの導入については経常経費である電気料金の削減及び二酸化炭素排出量の削減にはかなりの効果が見込まれるということはもう論をまたないところだと思います。しかしながら、その半面、LEDを導入する場合には初期の投資がかなりかかるということで、現在の価格の数十倍と言われるLED型の蛍光灯、それから電球への取りかえ費用のほかに安定器など器具の取りかえが必要だと。現在の蛍光灯にそのままLED型の蛍光灯をつけますと、ちらちらしてぐあいが悪くなるというような事例もあっているようでございます。そういった器具の取りかえ、また配線工事

等が必要となりますので、設置台数もかなり多いことから、導入費用についてはかなり高額になることが見込まれます。しかしながら将来的には先ほども言いました経費の節減なり、二酸化炭素の排出量の削減、こういうことで将来的にはLEDに変わっていく方向でいかなければならないというふうに考えております。

このために、現在、LEDの蛍光灯などが始めて、まだそう長くなりませんので、非常に高い値段でございます。だんだん安くなっていく傾向になることが見込まれますので、いつごろ、どの範囲でそういうLED型の照明機器を導入するかということで、今後、財政面や庁舎の改修時期等を勘案いたしまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

16番（諸藤哲男君）

庁舎のことで、先ほど質問がありまして、3庁舎を一つにするかと、いろんな話も出ておりますので、最初の設備費が高くなるということでございます。その中で作り直したら、また無駄になる部分も出ますので、その辺は私も理解しておりますけど、もう1つ考えることは、蛍光灯の場合はそういう安定器なんかつけないと、電流が安定しなくてちかちかするんですよ。ただ、LED電球、これに関しては従来の白熱電球にそのままかえることができるんですよ。

これをちょっと調べてみました。60ワット相当の製品で比較した場合、年間電気代は1日6時間の使用で、白熱電球が2,380円なのに対して、LED電球は300円で済む。LED電球の寿命は1日10時間使っても、10年以上取りかえが不要である。また、経済産業省は、消費電力の大きい白熱電球の生産や販売を2012年までにやめるようメーカーに要請とあります。もう2012年で要請ですからね、急にそれでなくなるということはないかもしれませんが、そういうふうに経済産業省も言っているんですよ。ということは、LED電球に関しては物すごく以前から比べると安価になってきております。

それで、LED電球、この部分だけでも先行して導入するお考えをお持ちなのか、ちょっと市長、答弁をお願いいたします。

総務部長（大坪正明君）

LEDの電球のほうはそういったことがあるということで、今後、そのことについても十分検討してまいりたいというふうに考えております。

16番（諸藤哲男君）

検討ということは、前向きで検討いただくということでいいんですかね。2012年で完全なくなるかどうかかわからないですけど、経済産業省も生産をやめてくれと、そういう要請をメーカーに出しておるんですよ。その中でどんなふうにお考え もう今から、在庫がある分はしょうがないとしても、悪くなったやつを随時もうLEDにかえていくとか、そういうお考えを前向きに考えてあるか、そのことをちょっとお聞きします。

総務部長（大坪正明君）

前向きに検討してまいります。

16番（諸藤哲男君）

大変ありがたい答弁でございます。よろしく願いしておきます。

次に行きます。いろんなところで使用されている照明ですが、中でも防犯灯は市内に数多くあり、聞きますと、今年度、30灯の新設計画もあるようです。LED防犯灯にかえれば、トータルコストが10年間で半分ぐらいになると。その上、虫も集まりにくく、集落間の照明に向いているようでございます。これをまた、防犯灯のほうもLEDに進める考えはないのか。また、近隣自治体の取り組み、それに対する国、県の補助金があるのか、お答えをお願いします。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課でございます。通学路防犯灯につきましては、本年度30灯を取り組むことにしておりますけれども、これにつきましては、先ほどから議員のほうからLED防犯灯の効果、有効性というのもお話をいただいております。私どものほうでも調べさせていただきまして、そういう効果が非常に省エネで、消費電力もかからないということで、10年間のスパンの中で見れば費用が減少するというところでございます。それで、30灯の通学路防犯灯につきましても、今年度取り組みを検討したいと考えております。

それから、近隣自治体の取り組みでございますけれども、筑後地区の各市、防犯灯補助金はどこもございません。しかしながら、まだLED防犯灯ということで特設補助金を設けているところはございません。近隣市の設置状況を調べてみましたところ、八女市が1基、久留米市が4基、大牟田市が4基と、まだまだこれからという状況でございます。

それから、全国の中ではLED防犯灯に対して補助金を出しているところもでございます。そういうところを調べてみましたところ、補助金額については大体上限20千円以下というところが多いようでございます。現在の本市の補助金額と同額ということでございます。

それから、国、県の補助金でございますけれども、国とか福岡県はちょっと現在のところ、そういうふうなLED照明に関する補助金というのはちょっとございません。県庁のほうにも確認してみましたが、国、それから他県については、企業、事業所向け、それから住宅用のLED照明については国のほうでは税の優遇措置、それから各県においては補助制度があるようでございます。

以上でございます。

16番（諸藤哲男君）

答弁ありがとうございました。防犯灯のほうに関しても、10年間で維持費が半分ぐらいになると。これに関してはまた、その設備自体をかえれば、安定装置とかそういういろんな最初の経費は要らないわけですね。それが10千円ぐらい高くなると。ただ、10年間ですと、

トータル維持費は2分の1になると、そういうことですね。そういうことで理解してよ
しいですね。

安全安心課長（野田洋司君）

トータルコストを私どものほうでちょっと試算をしておりますけれども、蛍光灯20ワット、
それとLEDの同等品でまいりますと、先ほどから御説明をしておりますけれども、電気料
が800円ほど年額安くなると。それが10年間ということで試算をしておりますけれども、そ
れと電灯の交換費、これが2年に一遍と10年程度もてるという、この差がございます。それ
を大体試算しましたところ、トータルで25%ぐらいの減になるということがございます。

以上でございます。

16番（諸藤哲男君）

ありがとうございます。これにつきましても10年間で安くなるということが、はっきり今
答弁のほうでございました。これについては部長か市長、どちらでも結構ですけど、これに
ついてもしっかりと前向きな答弁をお願いいたします。（「街灯」と呼ぶ者あり）はい、そう
です。街灯のほうです。

市長（金子健次君）

LEDの照明の推進につきましては、ずっと今まで諸藤議員のほうから、いろんな形で御
提言をいただきました。環境の対策の面からも、時代の要請であるかのように私も考えます。
先ほど野田課長のほうが答えましたが、今年度の通学路防犯灯設置につきましても、LED
の防犯灯の検討をさせていただきたいと考えております。

また、LEDの防犯灯で設置する場合の補助金についても、現在LED照明の新製品がど
んどん出てきておりますので、研究をいたしまして、必要であれば制度の見直しを検討した
いと考えておるところでございます。

また、既存の防犯灯が交換時期に来ているものにつきましては、LEDの防犯灯で取りか
える場合の補助金につきましても、今後検討していきたいというふうに考えております。

16番（諸藤哲男君）

大変前向きな答弁ありがとうございます。

最後に、塩塚川改修事業でございますが、重点箇所が5カ所、これは下流の方はそのうち、
今大体私もその近くに住んでおりますのでわかりますが、下流の方は大体終わっておると。
また、今からの問題は上流であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

番所橋下流30メートルまでは暫定高での完成ということでありまして、完成高に上げます
と、あと1メートルほど上げないといけないということがございますけれども、上げる工法
でございますけれども、土堤で上げるのか、カーペットと申しましてコンクリートの壁で上
げるのか、その辺の検討がまだ未定だそうでございますので、まだ確定しておりません。

(「県のほうに聞かんわからんめだい」と呼ぶ者あり)

16番(諸藤哲男君)

どうもありがとうございます。では、最後に要望して終わりたいと思います。

最後に、塩塚川改修事業は県事業であります。地元首長の熱心な働きかけが何より大きいと聞いております。また、幸いに柳川の副市長も県からおいででございます。危険箇所付近にいらっしゃる関係者の気持ちを酌んで、執行部におかれましてはさらなる働きかけにより事業が計画どおり進むよう強く要望して終わります。どうもありがとうございました。

議長(龍 益男君)

これをもちまして、諸藤哲男議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後4時7分 休憩

午後4時22分 再開

議長(龍 益男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(龍 益男君)

御異議なしと認め、よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

第6順位、14番竹井澄子議員の発言を許します。

14番(竹井澄子君)(登壇)

14番竹井澄子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、3点について一般質問をさせていただきます。

最初に、子供の虐待についてお伺いいたします。

子供の虐待は、この10年間で約40倍近くなり、4万2,662件ありまして、過去最悪を更新いたしました。虐待には身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、これは養育の放棄、これがあり、実像は幾つか重なって虐待が起こっております。

要因といたしましては、現在の不況も非常に影響を与えていると思います。望まない出産や望まれない子供へのいら立ち、配偶者の出産や子育てへの不協力や生理的に無理解に対する怒り、育児に対するストレス、それから再婚者または同居者の連れ子に対する嫉妬、憎悪など多くの原因が考えられております。抵抗できない子供への虐待、新聞紙上をにぎわわせておりますが、熱湯をかけて殺したり、上から投げ落として殺したり、何年間もの食事制限で餓死させたり、聞くに堪えない実態が続いております。この日本で4万2,662件、これは隠れた件数だと思います。なぜならば、小児虐待というものが人にわからないように、服の

上からではわからないようにいじめている親というものが潜在的に多数あると伺っております。

市内においても、過去の虐待から、中学生ぐらいになり、万引き、シンナーなど非行に走った子供もいます。市として、この実態調査をされて、対策についてどう考えてあるか、お伺いをいたします。

2点目の質問に参ります。税の徴収の実態と滞納対策についてお伺いいたします。

税の徴収の実態と滞納対策は、柳川市は福岡県下では第9位の人口であります。政令指定都市を除いての9位でございますが、税率も県下では第4位の93.9%と健闘されております。しかしながら、自主財源比率も23位、下から4番目　もうこれは嫌になってあると思えますけれども、金子市長になってこういうことになったわけではなく、代々、積みり積もってこういうふうになってきております。滞納額の総額も年々増加しております。徴収方法はどうかされているのか。これは滞納額に対する徴収額を特にお尋ねしたいというふうに思っています。

それから、延滞税、利子税、加算税はどうしてあるのか。それから、重加算税とかいろいろありますが、そういう加算税を課した例があるのかどうか、市内の例をお尋ねいたします。

それから、税回収機構についてお尋ねいたします。

この考えに対して、どういうお考えをお持ちなのかを重ねてお尋ねいたします。

最後に、金子市政についてお尋ねをいたします。

市長は「健次でチェンジ」と言われ、市政を担当され1年以上が経過いたしました。チェンジできた政策はどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

そして2点目に、今後、どのようなところをあと3年間でチェンジしようと思われているのか。また、それはチェンジすることによって市民生活にどういう影響を与えられると思われるか、その点をお尋ねいたします。

さらなる質問は自席からお尋ねいたしますので、議長のお取り計らいよろしくお願いたします。

子育て支援課長（大石涼子君）

子育て支援課長です。1点目の御質問でございます。

児童虐待の問題は年々深刻化し、大きな社会問題になっています。児童虐待防止法でも、児童の人権を著しく侵害すると規定されており、私どももこの問題を人権問題として重く受けとめております。議員御指摘のとおり、全国的に過去20年間で児童虐待に関する相談受理件数が約40倍となっているようでございます。

1点目の御質問は、市として実態調査をしているかということでございます。アンケートなどによる調査は実施してはおりませんが、児童虐待に関する相談受付については統計をとっております。平成17年度が7件であったのに対し、平成21年度は45件と大幅に増加してあり

ます。

その内訳であります。身体的虐待が9件、性的虐待が2件、心理的虐待が1件、保護者の怠慢、拒否、いわゆるネグレクト33件となっております。

次に、2点目の対策であります。

平成16年の児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正により、市町村も児童虐待通告先となるなど、市町村が担う役割が法律上、明文化されました。このことに伴い、平成17年11月、児童虐待の防止及び虐待を受けたと思われる児童を初めとする児童の早期発見や適切な保護を図るため、市、学校、児童相談所、警察、医師会、民生委員などで構成する児童虐待防止ネットワークを設置しました。さらには、平成21年2月、児童虐待の防止に限らず、保護を必要とするすべての児童を対象とする要保護児童対策地域協議会に移行、発展させました。このように、各関係機関がその子供に関する情報の共有化、連携した支援及び啓発活動などを行うことで要保護児童の早期発見、早期対応に努めているところでございます。

市においても増加する児童虐待などへの対応体制を強化するため、平成21年4月から子育て支援課に相談係を設置し、係には相談業務に専念できる係長を新たに配置しております。さらに今年度からは係員1名を増員し、相談員2名と合わせ計4名で、子育て、DV、母子家庭などの相談に応じています。また、以前から健康づくり課で実施しております新生児訪問等事業と連携し、平成21年4月からは児童虐待の未然防止を図る観点から、第2子以降の乳児及びその保護者の心身の様子並びに養育環境を把握することを目的とした、こんにちは赤ちゃん訪問事業を開始しました。平成21年度は496軒の家庭を訪問いたしました。

あわせて今年度からは、こんにちは赤ちゃん訪問事業などで特に継続支援が必要な家庭に保育士の資格を有する相談員が訪問を行い、養育に関する指導やアドバイスを行う養育支援訪問事業を行っております。そのほかにも、子育て親子の交流の場の提供や子育てに関する知識や経験が豊富な子育てアドバイザーがいて、いろんな相談ができる地域子育て支援拠点事業や集いの広場事業など各種事業を行っております。

児童虐待は未来を担う児童の健全育成の観点からもあってはならないことでもありますので、引き続き大牟田児童相談所など、関係機関とも連携を密にしながら、その防止に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

収税対策課長（乗富祐治君）

収税対策課長でございます。何点かお尋ねがございましたが、まず税の徴収の実態と滞納対策についてお答えをさせていただきます。

まず、20年度の収納状況について、市税等の決算で御説明をさせていただきます。税目ごとに御説明をいたします。

市民税現年分の収納率は98.15%、過年分収納率20.79%でございます。固定資産税現年分

が97.78%、過年分が17.93%、軽自動車税現年分が97.61%、過年分18.68%、都市計画税は過年分のみでございますけれども6.85%。市税合計で、現年分が98.07%でございます。過年分が18.78%でございます。次に、国民健康保険税でございますけれども、20年度現年分の収納率は94.47%でございます。過年分は13.47%でございます。

参考までに申し上げますと、議員おっしゃっていただきましたけれども、平成20年度分の現年、過年分を合わせた市税の収納率は政令市を除く福岡県下26市の中で、上から4番目でございます。同じく国民健康保険税につきましては、2番目に高い収納率でございます。

私ども、いろいろお話を伺っておりますが、収納に至った状況でございますけれども、もともと不況により収入がない方、また収入が少なく、税の徴収を後回しにされている方、リストラや会社の倒産により職を失った方、職を失わないまでも給与をカットされた方、多重債務による生活苦の方がほとんどでございます。また、一部には納税意識の低下も見られると思います。

次に、市税滞納に対する取り組みでございますけれども、3月議会で御答弁申し上げましたので重なる部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

柳川市が合併してからは、日常業務としてまず文書による催告及び戸別訪問をいたしております。それでも納付または約束がない場合は、銀行などの金融機関や保険会社に対し資産の調査を行い、納税する力があると認められる場合は、預貯金や保険の差し押さえなどの滞納処分を強化しております。会社勤めの方には、会社に給与の照会依頼をして、法律に従い給料の差し押さえを行っているところでございます。

平成21年度につきましては、土地や建物や車などの不動産の差し押さえ、登記など動産の差し押さえ、預貯金や保険、給与、所得税還付金の差し押さえなどを行っております。21年度からの取り組みといたしまして、福岡県地方税収対策本部から派遣された柳川市担当特別対策班職員2名と、私のところの収税対策課の職員で平成21年5月から22年2月までの10カ月間、毎週1回、共同で調査や徴収を実施いたしております。12月には財産をさらに詳しく調査する必要があると判断をされた滞納者に対して、国税徴収法に基づきまして、警察官立ち会いのもと捜索を実施いたしております。

福岡県との共同徴収では、21年度は28件、7,080千円徴収をいたしております。また、昨年12月の市報で市民の皆さんにお知らせしたとおり、自動車の使用をとめるタイヤロックなどを活用して車の差し押さえも実施をいたしております。滞納額が100千円未満の事案に対しては、それ以上滞納額がふえないように、嘱託員2名により週4日、一月に約300軒、納税の依頼や集金にお伺いをしているところでございます。21年度の年間徴収額は13,130千円でございますが、この額は自宅などで徴収をしたものでございまして、訪問依頼をしたことにより、後から市役所で納めますとか、何日に年金が入りますので後から来てくださいますとかいう、そういう事後の納付を含めると、おおむね2倍程度の数字になるのではないかと

思っております。

それから、延滞金を取っているか、取っていないか、加算金を取っているか、取っていないかということでございますが、延滞金は取っております。加算金は取っておりません。私ども、経済状況がかなり厳しいものとなっておりますけれども、収納率のアップに最大限に努めておるところでございます。

次に、税回収機構についてお答えをさせていただきます。

近年の税の滞納額の増加に伴い、全国各地で広域的に滞納を整理する組織が設立されつつあります。その背景としては、多くの市町村では専任の職員を置けず、人事異動により徴税ノウハウが引き継がれない。また、地域的なしごらみによって、強制執行措置が困難、また悪質な場合は行政対象暴力が絡み、経験者のアドバイスが必要であるなどがございます。これは収納率が余りよくない県での対策として設立をされているようでございます。

その1つのやり方としては、和歌山県や三重県のように、県や県内の各市町村から職員を派遣し一部事務組合を設立したり、また長崎県のように、県内幾つかのブロックに分けて1つの地域とし、任意の組合をつくり、県職員また地域内の市や町の税務または徴収関係の職員で各地域の懸案事案に共同して取り組み、整理していくやり方などがあるようでございます。

福岡県では平成19年度から、議員御質問の地方税回収機構と構成は違いはありますけれども、内容的にはほぼ同じような形で地方税収対策本部が個人住民税を初めとする地方の税源の確保のために、県と市町村が連携して有効な税収対策を実施するために県庁内に設置をされております。また、21年度からは新たに県内を4つに分けた地区特別対策班も設置をされております。柳川市では先ほど申し上げましたように、福岡県の地方税収対策本部から派遣された柳川市担当の特別対策班職員2名と本市収税対策課の職員の共同で滞納整理を行っております。21年度は先ほど申し上げましたように、28件の7,080千円でございます。

いずれの場合も県が主体となって運営されている組織でございます。私どもといたしましては、法律に従い専門的ノウハウを導入しながら、さらに滞納整理を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

市長（金子健次君）

竹井議員の質問にお答えをいたします。

私が昨年4月に市長に就任して以来、市民の皆様とお約束したマニフェストの実現に向け、マスタープランとの整合性や財政力などを考慮しつつ、急ぐべきところはスピーディーに、また慎重にならざるを得ないところは少々時間をいただいて市政を運営してまいりました。この間にチェンジできた政策はどのようなものがあるかとの質問でございます。

まず、就任して間もなく、小型合併処理浄化槽の設置補助金を新築で150千円、改築で200

千円を上乗せして補助するように制度を改めました。このことによりまして、新築戸数が減少したにもかかわらず、設置基数は前年度よりも19基増加しており、一定の効果があったものと考えております。

また、昨年9月には、市民参加による外部評価委員会を設置いたしまして、市民目線で事務事業の評価をしていただいております。さらに合併協定で5年間の不均一課税をしてきました固定資産税の税率を市民の皆様の家計や暮らしへの影響を考慮して1.4%に統一することで、昨年の12月定例会に御提案申し上げまして、議員の皆様のお承認を得ることができました。今年度から実施しております。

このほか、市長就任後、新たに実施できた施策を上げさせていただきますと、特別養護老人ホーム柳光園、平成22年4月1日から民間への移譲、結婚サポートセンターの7月1日からの開設、コミュニティセンター基本計画の策定、市民提案型市民協働のまちづくり事業の実施、総合運動公園整備室の設置とあわせて基本構想の策定、歴史的建造物保存活用基本構想の策定などがあります。また、市長給与及び退職金の削減につきましても、昨年の7月から実施しておりますし、食育の推進では食育推進条例を今定例会に御提案をいたしております。

2点目に、今後こういった施策をチェンジされるかという御質問ですが、この1年間で、先ほど申し上げました新たな施策以外にも、これまで継続された事業をさらに充実させたりすることで多くのマニフェスト項目に取り組んでまいりたいと考えております。

今後は、これらの実施中の施策の完成及び継続を目指すとともに、未着手の項目につきましても、任期中できる限りマニフェストの実現に向けて努力をしてまいりたいと考えております。そして、市民の皆さんが柳川に住んでよかったと思えるようにしたいと考えております。

以上です。

14番（竹井澄子君）

市内での虐待の件数が皆様におわかりいただけたと思いますけれども、その指導の仕方と、その結果についてお尋ねいたします。

子育て支援課長（大石涼子君）

児童虐待に関する相談受け付け件数のうち、今申し上げました児童虐待に関する分で、緊急に介入が必要な場合には、まず子供の安否を最優先に確認すると同時に、児童相談所へ連絡し、連携のもと対応しております。虐待の程度が重篤であったり、子供を守る大人がそばにいない、子供の年齢が低いことなど、子供の安全確保を最優先して、児童相談所に措置しております。そして、児童相談所のほうで一時保護等の対策、または児童施設への入所という対応がなされております。

また、その他のケースにつきましては、児童相談所や関係機関との連携のもと、再発防止に向けた指導や支援を行いますけれども、必要に応じて関係者会議、いわゆる個別ケース会

議を開催いたしまして、関係機関ごとの役割を決めて、再発防止に向けた指導、支援を行いながら、子供と家庭を見守っている状況です。

具体的に申し上げますと、例えば個別ケースの場合は民生委員さん、また小学校に通っている子供さんの場合は小学校、それから保育園とか、その子供さんに関する機関で、それぞれその担当者で何ができるかということを確認し合いながら方向性を決めて、個別ケースのほうを行い、見守り等を行っている状況です。

14番（竹井澄子君）

児童相談所へ措置された子供のその後の経過まで調べてありますか。

子育て支援課長（大石涼子君）

21年度、45件のケースのうち、児童相談所に通告して対応した件数は16件ございました。具体的に21年度の分については、その後の件数を確認はしておりませんが、一時保護でされた方、それから児童養護施設のほうに入所されたケースがございます。数は把握しておりません。

14番（竹井澄子君）

指導した後の親が、わかったわかったと言いながら虐待がひどくなるケースというのが今までに多く見られます。その場合の指導というものも緊密に連絡をとっていただかないと、最悪の事態を招くことになると思いますので、非常に子育て支援課というのは重要な課だと思います。大変ですが、頑張ってください。要望として、この件は終わります。

次に、税の徴収についてでございますけれども、最高額で今滞納されている方はどのくらいの額でしょうか。

収税対策課長（乗富祐治君）

手元に資料がございませんけれども、私が見た中では柳川市の事業所をお持ちで、現在稼働されていないような会社が10,000千円近くの固定資産税の滞納があったかと記憶をいたしております。

以上でございます。

14番（竹井澄子君）

先ほどの答弁の中で、加算税は取っていないというふうにおっしゃいましたけれども、加算税の中にも、過少申告加算税、それから無申告加算税、不納付加算税とかいろいろございますが、なぜ取られていないのでしょうか。

税務課長（山田敏昭君）

申告加算税と申しますと、国税の関係でありますので、市としてはそこまで取っていないということになるかと思えます。

以上です。

14番（竹井澄子君）

延滞税についてお尋ねします。

国税通例法第60条から第62条までがこの延滞税に当たりますけれども、本市における延滞税のパーセントをおっしゃってください。

収税対策課長（乗富祐治君）

国税と同じ額の延滞税を取っております。（発言する者あり）延滞金です。（「数字ば言うて」と呼ぶ者あり）

知識が薄くて申しわけございませんが、現在4.数%、そのときの経済状況で変わるようでございますので、現在は4.何%かの延滞金を徴収いたしております。

14番（竹井澄子君）

国で定めておるのは14.6%という非常に重い税でございますので、あえてお尋ねしております。4.何%というのはちょっと低過ぎるんじゃないでしょうか。

収税対策課長（乗富祐治君）

薄ら覚えの知識で申し上げましたが、最初の1カ月か何かが今申し上げました4.何%で、それ以降は14.6%の延滞金を取っておるということでございます。申しわけございません。

14番（竹井澄子君）

今現在の滞納額の前ほどのいろいろな方の質問の中の答弁で、503,000千円というのが健康保険税の中であるというふうに伺いましたけれども、リストラとかいろいろ言われました。でも、これだけ滞納額があると、中には隣が払いよってなかごたるけん、うちも払わんめえかというような方の意見もちらっと聞いたことがありましたんでね、これは大変なことだと。納税の義務の意義というものをもっと徹底して市は進めるべきじゃないだろうか。こうでなかったら、503,000千円というこの数字というものは一般市民の方たちから見れば物すごいお金でございまして、これが全額市の収入になれば、市長も大変喜ばしい政策ができるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

収税対策課長（乗富祐治君）

おっしゃるとおりでございますが、もっと差し押さえをすべきではないかと、そういうことではないかと思えます。

差し押さえに至る手順でございますが、納期限後、一定の期間が過ぎますと督促状を送付いたします。それでも納付がない場合は、早期に納付をしていただくよう催告書を送付いたします。それでも何も反応がない場合は訪問し、納税していただくか、収納の確約をしていただきます。それでも反応がない場合は、所得の額や預貯金、保険加入の有無、不動産など差し押さえる財産の調査をいたします。納付できるのに納付しない滞納者または納付の意思が感じられない滞納者については、差し押さえの手続を続けております。

一括納付により生活困難になるおそれのある場合など、納期限までに全額納付できない滞納者につきましては分納計画による分納など任意の納付を確認しつつ、それ以後の納付の交

渉を行っております。

納付をする財産がない、または滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどは、一定期間資力の回復を待ちます。ただ、何らかの財産を持っている滞納者に対しても、やみくもに差し押さえを行ってよいというものではございませんで、法律により、徴収に必要な範囲内の財産にとどめなければならないこと、生活や事業の継続に不可欠な一定の財産については差し押さえが禁止されているなどの規定がございます。税の滞納整理については、納税者の実情に即した対応をとりながら進めさせていただいておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

14番（竹井澄子君）

お金がないのに金を払えと言われる人は大変厳しい寂しいことだというふうに思います。ですけれども、税の均等性からいまして、税の徴収に力を入れられ、不納欠損額が1円でも少なくなるように、これは望みです。そういうことを言いまして、この滞納対策のほうは質問を終わらせていただきます。

そして、3点目の金子市政のチェンジの件でございますが、私が一番憤っておりますのは、総合運動公園、なぜ1年間で小さい目標にしたのか、チェンジにしたのか。私はこういう市だからこそ夢のある運動公園、ぜひつくってほしかった。野球場、欲しかったんです。筑後市にあるじゃないかというけれども、あれは野球できません。よく皆さん実態を調べてください。柳川市に野球場ができたらうれしいという子供の声、たくさん聞いております。私は子供の夢をつぶすようなチェンジはいかなものかというふうに思いますが、市長、再考はいかがでしょう。

市長（金子健次君）

就任前に、いろんな形で市民との約束という形で公約を掲げさせていただきました。いざ就任いたしますと、いろんな財政問題、いろんな市民の声、いろんなことがわかりまして、いろんな事業をまた、私が知っている以外のところで必ずしなければならないと、そういうような事業がございました。そういう中において、今回、中期財政計画、10年間のプラン、財政計画見通しを上げたところでございます。確かに30億円で硬式野球ができるということを見ましたんですけれども、なかなか実現が難しいということで、既設の施設をいかに改修していくかということは今考えなければならないと思いますし、オリンピック選手をとということで大きなことを言いましたけれども、そういう面も今後いろんな形の多目的なグラウンドの中でできればというふうに思っているところでもございます。

いろんな形でいろんな事業に、きょうは議員の中からも、もうそれはやめた方がいいよというような意見もございました。しかしながら、私といたしましては選挙で上がって、その公約を一番最初に上げましたので、その分の実現についてはこれからも努力をしてまいりた

いというふうに思っています。

14番（竹井澄子君）

野球場のない総合運動公園、それから400メートルのグラウンドがなければ、つくっても私は意味がないように思います。夢というものは追いかけてこそ夢です。そして、言ったことに責任を持つのも夢です。きちりとした試算運営をして、子供の夢を壊さないような市であるように、財政計画、いろんなことに検討されることを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

これをもちまして、竹井澄子議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は23日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問すべてが終了いたしましたので、あす23日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、あす23日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさんでございました。

午後4時58分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成22年6月30日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 3番 | 浦 博 宣 | 4番 | 熊 井 三千代 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 島 添 勝 |
| 7番 | 白 谷 義 隆 | 8番 | 森 田 房 儀 |
| 9番 | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲 |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 竹 井 澄 子 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 30番 | 龍 益 男 | | |

2.欠席議員

29番 河 村 好 浩

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | |
|---------|-------|------|
| 市 | 長 | 金子健次 |
| 副市長 | 刈茅初支 | |
| 教育長 | 北川満 | |
| 総務部長 | 大坪正明 | |
| 会計管理者 | 藤木明 | |
| 市民部長 | 田島稔大 | |
| 保健福祉部長 | 武藤義治 | |
| 建設部長 | 蒲池康晴 | |
| 産業経済部長 | 藤木均 | |
| 教育部長 | 高田厚 | |
| 大和庁舎長 | 横山英真 | |
| 三橋庁舎長 | 大村隆雄 | |
| 消防長 | 古賀輝昭 | |
| 人事秘書課長 | 樽見孝則 | |
| 総務課長 | 野田彰 | |
| 企画課長 | 橋本祐二郎 | |
| 財政課長 | 石橋真剛 | |
| 税務課長 | 山田敏昭 | |
| 健康づくり課長 | 山田明寛 | |
| 福祉課長 | 高田淳治 | |
| 学校教育課長 | 高崎祐二 | |
| 建設課長 | 中村敬二郎 | |
| 農政課長 | 成清博茂 | |
| 水路課長 | 安藤和彦 | |

4. 本議会に出席した事務局職員

| | |
|--------------|------|
| 議会議務局長 | 川口敬司 |
| 議会議務局次長兼議事係長 | 高巢雄三 |
| 議会議務局庶務係長 | 池末勇人 |

5. 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 各委員長報告について

1．総務委員長報告について

議案第37号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について

2．産業経済委員長報告について

議案第39号 柳川市食育推進条例の制定について

3．建設委員長報告について

議案第48号 市道路線の変更認定について

4．教育民生委員長報告について

議案第40号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第43号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

請願第25号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書

請願第26号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

日程（3） 議案第51号 教育予算の拡充を求める意見書について

午前10時 開議

議長（龍 益男君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成22年第3回柳川市議会定例会最終日の日程等について、6月29日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、議員提出の議案第51号の上程であります。提案理由の説明を本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（龍 益男君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（龍 益男君）

日程2 . 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月17日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第37号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正前の予算額「290億9,800万円」に「1億8,653万6千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「292億8,453万6千円」としようとするものであります。

審査の過程において、廃棄物の3R推進啓発事業費では、具体的な活動内容と賃金の積算根拠、有明海沿岸漂着物臨時回収・処理事業費では、事業計画の策定状況や委託料の内訳等、ピアス跡地建物のアスベスト分析調査委託料関係では、調査の目的と具体的な調査内容等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（樽見哲也君）

おはようございます。産業経済常任委員会の審査結果を報告いたします。

6月17日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件は記載のとおりでございます。

4 結果

(1)議案第39号 原案可決

本案は、柳川市食育推進条例の制定についてであります。

本案につきましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様おはようございます。議長のお許しを受けましたので、建設常任委員会の報告をさせていただきます。

6月17日の本会議において付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については皆様方のお手元に配付したとおりでございますので、省略をさせていただきます。

4 結果

(1)議案第48号 原案可決

本案は、市道路線の変更認定についてであります。

道路法第10条に基づき、市道路線の2路線を変更認定するものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上でございます。どうもありがとうございました。

議長（龍 益男君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

6月15日の本会議において当委員会に付託を受けた請願2件、並びに6月17日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、委員外議員の出席、4、案件については記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

5 結果

(1) 議案第40号 原案可決

本案は、柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定致しました。

(2) 議案第43号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案につきましては、限度額を引き上げた場合の市民への影響について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定致しました。

(3) 請願第25号 採 択

本件は、「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書であります。

本件につきましては、職員の勤務状況や児童の長期休暇時の学習状況について質疑がありました。

当委員会としましては、審査の結果、賛成多数で採択と決定致しました。

(4)請願第26号 不採択

本件は、保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書であります。

本件につきましては、幼保一体化に対する国の動向や市内の待機児童の現状などについて質疑がありました。

当委員会としましては、審査の結果、賛成少数で不採択と決定致しました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（龍 益男君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

質疑の通告者がありませんので、質疑を終了いたします。

これより議案第37号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論される方ございませんか。

15番（菅原英修君）（登壇）

皆さんおはようございます。15番菅原です。議長より討論の許可をいただきましたので、ただいまより私は賛成討論をしたいと思っております。

私は、きょうの朝まで実は反対をする予定でございましたけれども、先ほど全協がありまして、執行部よりこの議案第37号 一般会計補正予算はあくまでも交渉、裁判のための資料だということの説明がありましたので、賛成することにいたしました。しかし、賛成に至った私の意見を一言申し上げたいと思っております。

金子市長は、就任以来すぐに6月にこのピアス問題につきまして年内に解決したいと、しかし、自分は責任はあくまでもピアスにあるという発言があったわけでございます。そのときに私が一番心配したことは、議会で4年も5年もかかっておる問題が年内に解決するはずがないという、私はそういう考え方でございました。しかし、年内という言葉が出ましたの

で、ああ、これはひょっとするとピアス社のペースで運んでいくのじゃなからうかという心配をすぐにいたしました。しかし、その後は、責任はピアス社にあると思うという締めくくりがありましたので、ひとまず安心をいたしておりましたけれども、その後、私は9月議会で一般質問をさせていただきました。その中で市長より答弁をいただきまして、何様しっかり交渉をやっていくという回答をいただきましたので、経過を見ておりましたけれども、これは副市長を初め交渉をされた職員には本当に申しわけございませんけれども、私としては本当に交渉されていたのか、非常に疑問に思っております。それはなぜかということ、交渉の説明とか中に交渉という言葉が出たり、話し合いとかいう言葉がよく出るわけです。だから、本当に交渉に当たられたのか、もう幕引きのための話し合いをされていたんじゃないかという私は疑念を抱いております。そういうことで私は、まずきょうの朝のうちは反対しようというふうに思っておりました。しかし、先ほど申しましたように、しっかり調査をやって、交渉、または裁判ということが出ましたので、賛成するわけでございます。

それと、もう1つ意見を言わせていただきたいと思います。

私、先ほどの全協の中で質問いたしました。市長の責任のあり方 責任といいますが、交渉を年内に終わりたい、しかし責任はピアス社にあるという趣旨はどういう意味やったですかと、この間の答弁の中で私が聞いたのは前の市長が言っていたから私もそう言ったんだというふうに私は解釈したわけです。その意見を聞きましてけれども、結果的には私が納得する答弁は出てきませんでした。私は、市長の言葉とは普通の一般の人たちの言葉よりか、もっと重みがあると思います。あの中で責任はピアス社にあるという発言をされて、新聞に載ったわけでございますから、7万3,000人の市民は当然ピアス社からしていただくもんという解釈をされて私は当然だと思えます。そういう中で、やっぱりそういう答えが出なかったということで非常に私としては残念でございます。

それともう1点、執行部はこれは大和町で起きている問題だから、合併した後の柳川市のとらえ方が若干弱まっているんじゃないかという気がいたします。やっぱり引き継いだ以上は、これは柳川市の問題でございますので、このピアス社の問題が果たして市の落ち度があったのか、ピアス社が悪いのかは、やっぱり最高責任者としてしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

私の考え方は、ピアス社は余りにも利口過ぎます。知らなかったとか、そういうことで通る問題ではないと私は思います。やっぱり私も記憶しておりますけれども、昔は家屋台帳というものが各市町村にあったわけでございます。所得税の県税の調査もあっておるはずでございます。そのときはきちんと図面と設計書は大牟田財務事務所、今の県税事務所には提出してあると思います。だから、そういう書類も必ずピアス社には供えつげがあると思います。しかしながら、わからなかった、いろんなそういう書類がなくなっておりますので、これを通そうというところに私は非常にピアス社の意図が何か見えるような気がいたします。ですか

ら、これは最後まで市長にはしっかりと頑張っていたきたい。こういうふうをお願いいたしまして賛成討論を終わります。ありがとうございました。

議長（龍 益男君）

ほかに討論される方はありませんか。

22番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。私もきょうまで反対討論するか賛成討論するかということで迷っておりましたけれども、9時からの全協の中で市長のほうも方向性が大体見えたということでございますけれども、批判しながら少し賛成討論ということでお聞き願いたいと思います。

このアスベスト調査委託料というのは、昨年、20年12月議会にピアス工場跡地にアスベストが残留しているとして損害賠償の補正として当時上程されましたが、白谷議員よりアスベスト調査費削除の修正案が出され、二十数名の議員はアスベスト調査削除の修正案に賛成され、可決されたということでございましたけれども、これでピアス社の損害賠償請求ができなくなったといういきさつがありました。今度の調査費はどのような趣旨の調査費かといいますと、20カ所ぐらいの調査というのはわかります。それは和解のためか損害賠償のためか、または責任の所在を明確にするための調査か。

市長の答弁によりますと、日めくりカレンダーのように市長答弁には今まで一貫性がなくて、私の質問に対しては朝令暮改というようなこともあったと私は記憶しております。市長は和解という一番楽な方法を選んでおられるのではないかと私は思っております。それは弁護士さんのアドバイスか、裁判しても勝訴をする保障はないと言われたと、それでは敗訴するという確証はありますかと私は聞きたくになります。

市長就任当時の意気込みはどこに行ったんですか。平成21年度内に決着をつけるという意気込みがあったと思うんですよ。ピアス社の交渉に対して、市長に対して厳しい意見を言いますけれども、億単位の交渉事に市長として昨年7月28日に大阪で1時間程度の交渉をされたと言われますけれども、これは交渉じゃなくて、私は市長就任あいさつと表敬訪問ではなかったかと思っております。なぜならば交渉経過は当時1回目に1時間5分という交渉だったとお聞きしております。2回目の交渉が50分、3回目の交渉が1時間、4回目の交渉が40分間ということで、1回目、3回目と大阪のほうで職員随行6名で、合計6名で行っておられますが、旅費はこれは幾らかかっているんですかというようなことを言いたくなるんですよ。

もう市長、あなたはこの1時間、7月28日のアスベストの話は、具体的な話はどれぐらいされたか。私はアスベスト調査をしてはいけないとは言っていないんですよ。そのかわり、調査結果をもとに部下に交渉させるのではなく、やはり市長自身、みずから交渉をしてもらいたいと、いろいろと以前から市長は厳しい問題になるとその対応は部下がしていたという話

も聞きます。今は柳川市の市長として決定権があるんですよ。でも、やっぱり決定力が不足しているんじゃないかと私は思っております。今度の問題に対しても市長は信念を持ってアスベスト調査後は和解なら和解、訴訟なら訴訟と、市長、あなたの腹一つで決まる問題でございます。この件は今後市民の皆様方に市長の力量が、また、手腕が問われる問題になると思います。

以上、市長には厳しい意見を言いましたが、これも柳川市として早くアスベスト問題早期解決のために努力してもらいたいという私の提言でございます。意見でございます。

こういう意見をもちまして、私は賛成の立場で討論いたします。

議長（龍 益男君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第39号 柳川市食育推進条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第48号 市道路線の変更認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第40号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第43号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第25号 「教育予算の拡充を求める意見書」提出に関する請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は、教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。

次に、請願第26号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書について、討論を行います。

26番梅崎和弘議員から賛成討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。26番梅崎和弘です。議長の発言許可がありましたので、請願第26号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書についての討論を行います。

失業をしているけれども保育料は去年の収入が基準であり高く払えない、収入が減ったので保育料負担がとて大変であると、また派遣社員など、不安定雇用や失業、減収により保育料の負担が重くのしかかってきております。高過ぎる保育料の原因は、保育にかかわる費用負担を保護者に押しつけてきたからであります。保育所運営費に占める保護者負担は70年代の35%から現在は45%になっております。自治体が独自に保育料の軽減を行っているところもありますが、その財政的な負担も自治体の大きな重荷になっております。

現在、国において地域主権改革と称しまして国が定める保育所の最低基準を地方条例にゆだね、地方自治体が保育所をふやさなくても乳幼児をすし詰め状態に詰め込むことによって、待機児童の解消を可能にする方針を明らかにしております。さらに、待機児童解消を口実にした幼稚園と保育所を一体化する幼保一体化も出されております。これは直接契約、直接補助方式の導入など、介護保険制度をモデルにした保育制度改革を行い、幼稚園制度と一本化することによって、福祉としての保育制度を根本から変える検討を進めております。この改革案は、国の責任を市町村に押しつけるだけではなくて、児童福祉法が第24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであります。

このような改革が行われると、保育の地域格差が広がるだけではなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになります。この幼保一本化につきましては全く悪いことではないと思いますけれども、幼稚園、保育所、それぞれ成り立ちも運営形態も異なる制度を一本化することを、わずか3カ月の検討で結論を出すことは社会に大きな混乱、問題を引き起こすことが考えられます。このことについては、十分な時間をとって検討すべきであると思っております。

今必要なことは、国が定める最低基準を廃止、緩和するのではなくて、国の責任において改善し、財源を保障すること及び国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本に保育予算を大幅に増額し、地方自治体による保育施策の拡充を保障することです。全国どの地域においても子供たちが健やかに育つためには保育における国と自治体の公的責任が不可欠であります。つきましては、保育制度改革に関する意見書を採択していただきますように切にお願いしまして、討論とします。

議長（龍 益男君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

ほかに討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願に対する教育民生委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第51号

議長（龍 益男君）

日程3 議案第51号 教育予算の拡充を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（龍 益男君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

19番（太田武文君）（登壇）

19番太田武文でございます。議案第51号 教育予算の拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

厳しい財政状況が続く中で、教育条件の自治体間の格差が広がりつつあります。また、低所得者層の拡大で、就学援助受給世帯が増大しております。自治体の財政力や家計の違いによって子供たちが受ける教育に格差があってはなりません。

このような状況を踏まえ、国の責務において教育予算を確保、拡充することを求めて意見を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願いいたします。

まして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいいたします。

議長（龍 益男君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第51号 教育予算の拡充を求める意見書については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、平成22年第3回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 龍 益 男

柳川市議会議員 島 添 勝

柳川市議会議員 三小田 一 美